

第1章 序論

第1節 研究の課題と目的

鉱物資源は、社会の文化の発展や成熟の度合いに応じて価値が認められてきた。どのような鉱物資源がいかに確保され、利用されたかということは、その社会のあり方ときわめて密接な関連を有しているといえる。

日本列島では、大陸から伝来した文化の影響などにより、少なくとも弥生時代中期には鉄器が使用され、その他の金属も早い時期から仏像への鍍金や諸道具の材料などに用いられるようになったとされる。中世には商業取引がかなりの程度進展して、鉱物資源のなかでも非鉄金属にはきわめて高い価値が認められるようになっていた¹⁾。そして、16世紀後半から17世紀初頭にかけて、金銀山が盛大に開発され、近代以前の日本の鉱山業における画期的な発展期が現出した（小葉田 1968：3-4）。その後も、国内の鉱山は連綿と、あるいは断続的に稼行され、19世紀後半における西欧の鉱業技術の導入による盛期を経て、20世紀後半までに閉山となるまで、多数の鉱山が命脈を保った。

環太平洋造山帯の一角を占める日本列島には、多種類の鉱物資源が胚胎しているものの、その量は決して豊富ではない²⁾。それにも関わらず、国内における高い需要に応じて、金属鉱物資源は長きにわたって採取されてきた。もちろん、古くから鉱物資源を採取、利用してきた社会は日本列島のみではなく、たとえばヨーロッパでは、エルツ山脈、チロル地方やケルンテン地方など中央ヨーロッパを中心に、少なくとも12～13世紀には盛大に稼行されていた鉱山が多数存在し、一時衰退するものの15世紀後半には最盛期を迎え、領邦国家やドイツ南部地域諸都市の大商人の経済基盤となっていた³⁾。しかし、周知のように、ヨーロッパの諸国は、まさにこの頃より積極的に中南米など域外の鉱物資源の開発に乗り出し、その後の経済発展を支えた金銀は、もっぱら域外の鉱山から供給されることとなった⁴⁾。一方、日本列島の社会は、16世紀後半～17世紀初頭のきわめて限られた期間に世界規模の交易ネットワークの中で大きな役割を果たした後は、外部との交易を極端に縮小し、鉱物資源のほとんどを他地域に求めることなく、もっぱら自給することになった。その結果、偶然というべきかもしれないが、非鉄金属資源に即してみれば、限られた資源を継続して有効に開発することとなり、列島の社会は、他地域からの多大な貴金属の流入

なくして、ある程度の経済発展を遂げることとなった。このようなあり方は、地域の荒廃や環境破壊を伴って資源掠奪的な側面が目立つ近代的な資源開発とは対極的なものであったといえる³⁾。こうしたところに、近代化以前の日本における鉱物資源の開発のあり方について解明する意義があると、筆者は認識している。

このような形で鉱物資源開発が継続したことに着目した研究業績は、管見の限りほとんどないといってよい。近代化以前の伝統的な鉱山業についてみると、日本史学分野においては多数の業績をみることができる。なかでも、小葉田淳は重要な業績を数多く発表している。その初期の研究を中心に、16世紀後半～17世紀初頭に関する大きな関心が、小葉田の業績からうかがわれる⁴⁾。この時期は、政治的には幕藩体制の成立期であり、経済的には世界規模の交易が一層の展開をみた時期であり、前述のように鉱山業にあっても近代以前の日本の鉱山業における画期的な発展期であった。小葉田が取り上げた事項は多岐にわたるが、その主要な関心は、各領主によって鉱山がどのように領有されていたか、産出された鉱物がいかに領主のもとに集められたか、といったことにあった。そうして、当該時期の日本における鉱山業の発展の基礎には水平坑道の掘削や大陸から伝来した鉛灰吹法（やぶくろ）といった新たな技術があったこと⁵⁾、鉱物の産出状況に応じて異なった鉱山の支配形態や公納法がとられたこと⁶⁾、短期間に諸国から多数の人びとが集まって成立した鉱山町からさまざまな名目で運上役が徴せられたことなど⁷⁾、今なお妥当性をもつ数多くの知見が引き出されている。

小葉田に限らず、日本史学の分野では、16世紀後期～17世紀初頭の時期における鉱山業が研究対象として取り上げられることが多かったように思われる。そして、その視点は、統一政権がまさに成立しようとする時期における国家理念、領主経済、対外交易との鉱山業との関連におかれることが多かった。たとえば、伊東(1959)は、近世初頭において豊臣家や徳川家が巨額の金銀を蓄積していたのに対して諸藩は概して金銀の不足という問題を抱えており、領内金銀山を積極的に開発し、領内で灰吹銀を通用させようとする藩もあったことを指摘し、幕藩制成立期における財政策と鉱山の開発との関係を明らかにすることの重要性を主張した⁸⁾。山口(1993)は、秋田藩初期の金山奉行梅津政景の日記の記述を検討し、鉱山や耕地の大開発時代を背景として領域を越えて人びとが移動した時代にあつて、鉱山町の統治にあたる支配層には、藩領域を越えて通用する論理が意識されていたことを指摘した。近年では、東アジア地域と日本列島の一部をひとつの経済圏・文化圏として積極的に捉え、その文脈において鉱山の開発を検討する視点もみられるようになったが、や

はりその関心は17世紀初頭までにおける、より広域との経済関係に注がれていた¹¹⁾。

貨幣地金や交易品としての鉱物資源の性格に注目すれば、当時の政権がどのように鉱物資源を捉え、それらをいかに確保したかについての解明はきわめて重要なことといえる。しかし、鉱物資源開発の継続に注目する立場からすれば、この時期にみられた特徴をもって、近代化以前における日本の鉱物資源開発の特徴とすることには躊躇せざるを得ない。また、日本史学における従来の業績は、政治権力や国家のあり方、領主経済や通貨政策、鉱業技術、労働組織など個別の課題ごとに議論がなされることが多く、その視点は領主の側に偏りがちであったように思われる。17世紀後半以降における鉱物資源開発のあり方に注目すること、鉱物資源の開発に関わった地域の視点からの検討を行うことは、鉱物資源開発の継続の実態とその背景を明らかにするにあたっての重要な課題であると考えられる¹²⁾。

17世紀後半以降における鉱物資源開発に関する既往の研究としては、まず、銅山に関するものをあげることができる。ここでは、貨幣制度や貿易政策の展開、銅座の動向などに関わらせながら、重要な大規模銅山を中心に、その開発の展開が検討された(小葉田 1993; 1999)。このことは、金銀山の衰退後、錢貨の地金や輸出品として銅が重視されるようになったことと関連しており、ここでも、やはり領主側の視点が色濃く反映されているといえる。

一方、この時期を扱った研究のうちには、盛期を過ぎた鉱山における鉱業技術や経営法の変化に注目したものもみられた。たとえば、荻慎一郎(1996)は、院内銀山や大葛金山を事例として、江戸中後期の秋田藩における鉱業技術の展開、鉱山経営のあり方、鉱山社会のあり方について検討した。荻は、江戸初期に繁栄した山師が衰退する一方で、当初は山師に従属し掘場の採掘を請け負う存在であった「金名子」が、山師から独立した経営主体として成長したことを、農業における小農の自立になぞらえて、その役割にとくに注目している。このような視点からの研究は、国家の理念や財政の見地からのみにとどまらず、鉱山業の内部構造から鉱山開発の展開を説明するものとして意義深いものと思われるが、なぜ金名子が成長することになったのかということや、そのことと小農の自立との間に何らかの有機的な関連があったのか、などについて具体的な言及はなされていない。また、鉱山開発の展開の地域的背景への考慮は希薄であった。秋田藩領は国内でもっとも多く、鉱山が立地した地域であり、荻はそれゆえに秋田藩の事例によって江戸期における鉱山業のあり方を示すことができると述べているところにも、このことがうかがわれる。

秋田藩領の鉱山において金名子が中心的な役割を果たしていたことに同様に注目していた佐々木(1976:218-219)は、これを東北の銅山に共通したものと指摘しつつ、同時に石見銀山などでは金名子に相当する存在がなく、代官所の役人に直接大工が統率されていた、という相違があったことを指摘し、さらに、これを発展させて「阿仁型」「石見型」といった類型の提示も行っている(佐々木1983:194-196)¹³⁾。この類型区分の是非はとりあえず措くとしても、これらの事例からは、無視できない地域的な差異があり、先進地域の事例をもって当該時期におけるあり方を代表させることはできないといえそうである。鉱山開発の盛期にあつては、新たに開発に着手された鉱山に先進地域から技術者や経営者が移住し、実績のある技術や経営法が伝えられ、それらにおける差異はある程度平準化されたとみてよいと思われるが、開発が縮小した時期には、コスト管理の必要からも、地域ごとの自然環境、社会環境に適合した技術や経営法が採用され、開発のあり方に差異が生じることになったと推測されるが、このような点についての具体的な検討はみられないのである。

ところで、江戸中後期は、鉱山史においては衰退期と位置付けられてきたが、こうした見方は明治期においてすでにみられたものであった。たとえば、1911(明治44)年に刊行された『日本鉱業誌』では、「彼ノ天正、元禄ノ間ニ於テモ多少秦西工業技術ノ輸入アリテ幾分改良進歩ヲ見タリト雖モ一般鉱業ハ逐年衰頽ノ一方ニ傾キ遂ニ徳川幕府ノ末期ニ至リ惨澹タル状態ヲ呈シ佐渡、生野ヲ始メトシ其他全国ノ諸鉱山ハ衰頽ノ極ニ達シ坑夫ノ如キモ活路ヲ失シテ糊口ニ窮スルニ至レリ」などといった記述が、はやくもみられる¹⁴⁾。近代以降における日本鉱業の沿革と現状を欧米諸国に紹介するべく作成された報告書に基づいて編纂されたというこの書物の性質をふまえれば、ことさら前の時代を厳しく断じる傾向があつたであろうことには注意を払わねばならないが、技術史の分野などでは、このような見方がおおむね受け入れられてきたといつてよい¹⁵⁾。

鉱物の産出高からみれば、江戸中後期は江戸初期などに比較してみた場合には「衰退した」といわざるを得ないであろうが、鉱山開発の機運、活力自体は、必ずしも衰えていたとはいえない。1873(明治6)年～1883(明治16)年までの間に、民間人によって、全国で1,206カ所もの非鉄金属鉱山の坑区が設定されたという事実が、それをうかがわせる(川崎1964:105-108)¹⁶⁾。このことについて、川崎は、1869(明治2)年に行政官布告177号によって一般私人への鉱山解放策がとられ、1873(明治6)年に日本坑法が施行されたのを機に、明治10年代にかけて全国に零細な民行鉱山が多数成立したと述べている。だが、

クルト・ネッターが『日本鉱山編』の中で「日本人の自国の鉱物を探索したること^{あまね}遍きは按外にして、甚だしきは全山処として採鉱試掘の跡なきはなき地方多し」と述べていることなどからもうかがわれるように¹⁷⁾、江戸期における鉱物資源開発への意欲、活力は大きなものであり、近代になって突如として民行鉱山が多数開発されたものではないと考えられる。

筆者は、江戸中後期には、鉱物資源開発に関わる空間が広範に展開しており、これに関わる社会集団が広く分布していたと思われることに注目する。そこで、本研究では、「重要鉱山」などと表現されるような大規模な鉱山のみでなく、中小規模の鉱山にも検討の目を向けることとしたい。ここでいう「中小規模」については、現段階では、とくに明確な定義が設定されているわけではない。とりあえずは、短期間に限ってみれば多くの鉱物を産出したことがあったにしても、盛期が永続せず鉱山集落が継続的に存続し得なかったような鉱山を、中小鉱山と捉えるにとどめておきたい。

技術史的視点からの研究においては¹⁸⁾、中小規模の鉱山に関する言及も若干みられた。有力鉱山から先進的な技術が導入されて、中小規模の鉱山においても比較的進んだ技術が用いられていたこと（佐々木 1976：242-245）、大規模鉱山が「商人山師」によって請け負われたことが多かったのに対して、中小規模鉱山では「山先山師」によって請け負われて稼行されたこと（佐々木 1983：194）などの指摘であるが、これらは必ずしも、十分な数の具体的な事例に基づいた見解というわけではない。前述したように、江戸中後期にあつては、技術や経営法の地域的差異は盛期よりも大きかったと考えられることから、このような鉱山において、資本、労働力、技術などがいかに確保されていたかについては、その鉱山が位置した地域の特質と関連づけながら検討されねばならないと考える。

さて、鉱物資源開発に関わった地域としては、「鉱山集落」「鉱山町」とよばれる集落が取り上げられることが多かった。日本史学においては、鉱山集落は、柵などによって周囲から隔絶され、「山法」に基づく統治が行われていたことや、鉱物資源の産出のみならず、米や鉛などをそこで専売することによって領主が収取を行う重要な場であったことなど、その特殊な性格がしばしば強調されてきた¹⁹⁾。

地理学においては、鉱山業に関する業績は多いとはいえない。それらにおける対象地域の捉え方については次項で述べるが、それらのほとんどにおいて、近代以降の鉱山が主な検討の対象とされ、鉱山集落の独特の形態、変化に富む性格、単一企業集落としての性格などが議論された。

そうした中であって、川崎(1973)は、近代化以前の日本の鉱山を視野に入れた数少ない業績である。もっとも、そこにおける主たる対象は、やはり近代以降の鉱山集落であった点においては、地理学における他の業績と同様であった。川崎はまず、鉱山集落を近代以降に開発をみた「近代鉱山集落」と、近代以前から本格的に開発された歴史を持つ「歴史的鉱山集落」に大別した上で、さらに後者は「近代集落域」と「歴史的集落域」から成るとした。「歴史的集落域」の構成と機能を説明するために、前近代の鉱山業のあり方や鉱山集落の特質が言及されているのだが、日本史学における成果と同様、やはり江戸期初頭の大規模鉱山のあり方が注目され、「歴史的集落域」の特質の把握などは、それにもとづいて行われている。

ところで、川崎は、日本の鉱山集落を対象に鉱業地理学の体系化をその究極の目標に掲げていたが、その際、鉱業地理学の課題として、鉱業の空間的パターンの把握、その歴史的变化の解明に加えて、鉱山とその周辺地域との対応関係のあり方を明らかにすることもあげられている(川崎 1973 : 36)。この最後の点についての指摘は、地域から鉱物資源開発を捉える視点でも、鉱物資源開発の継続に注目する視点においても、重要なものである。エクメーネ化の進行した日本であって、鉱山開発が周辺地域と没交渉に進められる可能性はあり得ないという川崎の指摘はもとより、激しい盛衰を伴う鉱山業が、常に地域住民の生活を支持し得たわけではなく、鉱物資源を有する地域には、鉱山業の盛衰を織り込んだ地域特性が形成されていたのではないかと考えられるからである。しかし、従来の研究では、鉱山と周辺地域は対抗的に取り扱われ、良きにつけ悪しきにつけ、周辺地域は一方的に鉱山業の影響を被るという側面が取り上げられることが多かった²⁰⁾。これは、近代化以降における鉱山が、その圧倒的な規模で周辺地域に大きな影響を与える存在であったため、そのような側面が注目されたものと考えられる。一方、近代以前については、鉱山周辺の村々が食料や資材などを供給するべく領主によって編成されたことなどが指摘されているが²¹⁾、鉱山と周辺地域との有機的な関係が具体的に語られることは少なかった。そうした中であって、日本史学の成果であるが、田中(1986)による佐渡金銀山における技術や経営の変化と周辺地域との関連についての検討は注目される。周知のように、佐渡金銀山は幕府直轄の大規模鉱山であり、そのために佐渡島全域が江戸期を通じて幕府領とされていた。まさに、鉱山のために設定された地域であり、ここでは、もちろん島の住民の生活が鉱山の盛衰によって影響される側面についても言及されているが、島の住民が常に鉱山の影響を受けていたばかりではなく、鉱山業の継続、繁栄について主体的に考え、行動

した事実についても明らかにされている。鉱物資源開発に関わってきた地域に注目するにあたっては、鉱山の盛衰に従って変容する周辺地域を、鉱山と対置して捉えるのではなく、鉱山や鉱山集落と一体の存在として捉え、地域全体の特質の中に鉱物資源開発を位置付けてみる視点、すなわち鉱物資源開発を地域において相対化して捉える視点が必要であると考えられる。

以上に述べてきた既往の研究動向や課題をふまえ、本研究では、日本の伝統的な非鉄金属資源の開発における特質、およびその存続の要因について、鉱物資源の開発に関わってきた地域に着目して検討することを通じて明らかにすることを目的とする。

第2節 研究の方法

「地域」は地理学における重要な概念のひとつであり、これをどのように捉えるか、については多くの議論が展開されてきた²²⁾。すべての研究者が納得できる結論に至ったとはいえないが、地域は、研究者の視点や関心にしがたって任意に設定することができる地表の一部であるといったことについては、ほぼすべての了解が得られるところであると思われる。それでは、鉱物資源開発に関わって、地域はどのように捉えられてきたのであろうか。前にふれたように、鉱山業に関する地理学研究の対象のほとんどは、近代化以降の鉱山に限られているのではあるが、それらにおいて地域はどのように捉えられていたかについて、既往の代表的な業績からうかがってみることにしよう。

国内において、鉱物資源を有する地域の特質に焦点があてられたもっとも初期の研究としては、山口弥一郎による一連の炭坑研究をあげることができる（山口 1931a；1931b；1933）。山口はとくに明示してはいないが、それらにおいては、鉱業施設の分布する範囲が炭坑地域（＝鉱山地域）と捉えられ、研究対象とされている。

このような捉え方は、ほぼ同時期のアメリカ合衆国における研究にみられるものと同様のものであったと思われる。R. S. プラット(1932)は、ミシガン州のキウィノー半島南部地区における「鉱業パターン」を明らかにするべく検討を行った。「鉱業パターン」の明確な定義はなされていないが、鉱山とそれに関連する諸施設は、地域を特徴付けるものであり、土地占拠の機能パターンに著しく影響するものであるということが強調されており、具体的には、鉱山(坑口)、搗鉱施設、製錬施設、発電施設、住宅、商店といった鉱業に関わる機能が、鉄道等によって結びつけられている様が詳述されている。プラットが対象と

した地域においては、未開の自然が卓越する地域において鉱業諸機能が次第に充填されていったのに対して、山口の対象とした地域では、既存の農村地域の変容を伴いながら鉱業諸機能が展開したという相違はあるが、いずれにしろ、鉱物資源の開発というインパクトを契機に新たに展開した土地占拠形態とその展開過程に焦点があわせられていたといえよう。

川崎茂は、鉱業パターンをもって鉱業地理学の研究対象とするというプラットの主張に強い示唆を受け、さらにより一層の一般化を試みた。川崎は、プラットの述べる鉱業パターンを、人間による土地占拠の基礎的単位のひとつの形態であると読み取り、具体的には、鉱山集落がそれに相当すると考えた²³⁾。さらに、それは鉱業諸施設・住宅・商店などの単なる集合ではなく、主要坑口などを中心として、あるいは経営主体によって統一された結節地域であると定義した。そうして、前項でもふれたように、「歴史的鉱山集落」と「近代鉱山集落」という類型、さらに「歴史的鉱山集落」の内部において「歴史的集落域」や「近代集落域」の類型が設定された。川崎が精力的に鉱山研究を行った時期にあつては、すでに日本国内の鉱山の多くは衰退の局面を示していたこともあり、プラットや山口による業績が、主として鉱山業が発展する局面を取り上げていたのに対して、川崎の業績では、鉱山衰退時における地域変化の様相が視野に収められていた。たとえば、「近代鉱山集落」や「歴史的鉱山集落」における「近代集落域」は、単一企業集落としての構成と機能を有していたが、これらの類型の場合、鉱山業衰退時における衰退様相はきわめて急であり、消滅に至るケースも少なくないのに比して、「歴史的鉱山集落」における「歴史的集落域」では衰退様相は緩やかであるという相違があることが示されている。川崎による「歴史的集落域」における緩やかな衰退様相という実態は、鉱物資源開発の継続に注目する上でも、きわめて示唆的であるが、その要因については、「歴史的集落域」においては、封建社会の時代において地域社会が形成されていたためという興味深い言及があるものの、その具体的な背景についてはふれられていない。また、ここで設定されている「歴史的集落域」そのものについても、「近代化以前に本格的に開発されていた鉱山における鉱山集落」とされているのみであり、その特質は、ほとんど江戸初期の鉱山盛期におけるものについて述べられており、江戸期を通じての変容などは顧みられていない。

斎藤実則（1980）は、秋田県内の鉱山を対象として、鉱床の規模や形態、事業内容、開発の年代、既存の中心都市との位置や距離を指標にして、鉱山集落の成立条件を検討した。そうして、鉱山集落の中でもとくに大規模なものが鉱山都市とされ、小坂鉱山などを事例

に、その構造が検討されている。対象とする地域をどのように捉えるかについては明示されていないが、そこでは、鉱山会社施設、従業員社宅、管理職・技術職層の住宅、歓楽街、商店といった諸機能の配置について検討されており、やはり鉱業諸機能の分布する範囲が対象地域とされていることが明らかである。また、ここで明らかにされた地域構造は、ほぼ圏構造をなし、バージェスの同心円理論と一致するという主張もなされている。川崎と同様、斎藤の業績からも、モデル化・類型化への強い指向がうかがわれるが、それを急いだあまり未消化に留まった印象は否定できない。斎藤の業績では、鉱山業のみでなく地域社会および地域文化の担い手として、技術者集団を重視していることが注目される。鉱山都市衰退の局面では、企業の事業の縮小に伴って、採鉱・製錬・分析・工作など諸過程を担当する技術者集団が他地域に転出することによって、市街地の縮小や文化活動の低調を招くことになったことが述べられている。すなわち、鉱山地域（鉱山集落）の特質を担うのは、技術者集団であるというのである。

技術者集団の動向に注目したのは、岩間(1993)も同様であった。岩間は、鉱工業によって成立した地域を、「鉱工業産業地域社会」と捉え、その内部構造を明らかにし、その成立と衰退の要因、さらに再生のあり方を解明することを試みた。「産業地域社会」の概念は、中小企業地域・伝統産業地域の分析視覚として、板倉らによって提唱されたものであるが、岩間は、単一の工業のみならず、鉱業を含む複数の産業の活動と住民の地域生活とが有機的に結びついている地域にもこの概念が用いられ得るとしている。そうして、研究の主な対象地域とした日立鉱工業地域とは、鉱(工)業の影響を強く受けている範囲とし、具体的には日立市を中心に、北は茨城県多賀郡十王町(現日立市)から南は勝田市(現ひたちなか市)があげられている。行政領域が対象として設定されているのは、統計資料を用いる際の便宜もあってのことと思われるが、日立製作所やその関連事業所が分布し、それらにおける産業活動に従事する社会集団の居住・生活する範囲でもあった。そして、鉱工業産業技術社会の内部構造については、いくつかの類型が示されているが、いずれにしても閉じた圏構造が想定されている。

わずかな例を示したのみではあるが、以上にみたように、従来の研究においては、鉱業施設の配置された範囲が対象地域とされ、その構造や内部諸地域の機能が検討されたこと、それぞれの年代ごとに關心の向けられた時期の幅は異なるものの、いずれもある程度の時間幅の中における変容が問題とされたこと、そして、比較的近年では、地域を特徴づける要素として、社会集団のあり方へ關心がもたれるようになっている傾向をみることができ

る。激しい盛衰を伴う鉱物資源開発事業が行われる地域について、ある程度の時間幅を視野に入れた検討が行われることは、必要なことと考えられる。また、社会集団からの分析視覚が用いられるようになったことについても、地理学の社会科学としての側面がしばしば主張されるようになった昨今の時流に即したものであると思われる。しかし、それら技術者・管理者の集団の動向を左右する要因については、いずれにおいても鉱物資源の市況や企業の経営方針に帰すに留まっている。これでは、地域構造の分析というよりは、鉱山企業の経営構造の分析であるといわざるを得ない。近年では、在来工業に関する地理学研究においても、その関心が生産構造の分析に終始しているという批判をふまえて、地域の視点に基づいた研究が望まれているという現状もある²⁴⁾。

また、以上にみてきた業績のいずれにおける主な対象も近代以降の鉱山であり、「単一企業による統一的な地域」ということが前提とされていた。そこでは、ある程度の時系列的变化が検討の対象に含まれていたものの、その分析を通じて明らかになったのは、いわば特殊な状況下で成立していた事象であったともいえる。本研究で注目する「鉱物資源開発の継続」は、そのような状況には適合しない時期におけるあり方であり、江戸期に限ってみるにしても、より長い時間幅を視野に入れる必要がある。

以上のことをふまえて、本研究では、鉱業諸施設が展開した鉱山集落のみでなく、鉱山に物資や労働力を供給した地域など、鉱山業の遂行に関与し、その影響を受けて変容した地域すべてを対象とし、便宜的にこれを「鉱山地域」と捉えることとする²⁵⁾。このように捉えることによって、鉱山と周辺地域とを対置させることなく、鉱物資源を有し、時宜に応じてその開発に関わった地域として把握することができると考える。すなわち、本研究は、鉱物資源開発を重視しつつも、これを地域に展開する事象の中で相対化して考察しようとするものである。このような姿勢は、既往の研究が指向してきた類型化・モデル化への指向に逆行し、一般化から遠ざかる印象を与えるものかもしれないが、筆者は地域に即した事例研究を蓄積し、帰納的な検討を通じて最終的に一般化に至ることを指向している。その立場からすれば、現段階では鉱山地域に関する事例研究の蓄積は今なお十分とはいえ、類型化を急ぐべきではないと考えるのである。

とはいえ、検討にあたっては、それぞれの鉱山地域がどのようなタイプを代表するかについては、常に意識しておく必要がある。たとえば、鉱床の規模などによって、鉱山地域の範囲は異なることになる。大規模な鉱床では鉱山地域の範囲は広くなるし、中小規模の鉱床ではより狭い範囲となることが想定される。また、長い時代幅をとって検討する場合

には、鉱業機能の配置や分布範囲は、時期ごとの技術のあり方や、社会経済状況などとの関係によって変化するであろうことを意識する必要がある。その時々における鉱業機能の分布範囲の変化に注目する見方もあるかとは思われるが、本研究では、近代以前の鉱山業の盛期であったとされる 16 世紀末～17 世紀初頭において鉱山業に関わった範囲を、一応それぞれの鉱山における鉱山地域として捉え、その範囲における変容を視野に入れることにしたい。それぞれの事例において、まず江戸初期の盛山期における鉱山地域の範囲を確認し、次いで江戸中後期における鉱物資源開発の実態を明らかにする。その際には、鉱業技術、労働力、経営資本がどのように確保されたかについてとくに注目したい。江戸初期にあつては、以上のような要件は、封建領主の保護などを通じて確保されたが、需要の背景が異なったのに加えて、領主の経済力・支配力が初期とは異なる江戸中後期には、必ずしも領主の保護は期待できるわけではなかったことから、改めて検討する必要があると考えられるからである。その上で、その地域の特質をもっともよく反映すると思われる生業を中心とした、地域の生業活動の展開の中に、鉱物資源開発の展開やその実現の背景を位置付けるべく考察を行うこととしたい。

取り上げる事例地域については、史料の残存状況に制限される面が強いが、できるだけ多様なタイプの事例について検討することが望ましいと考えた。なお、本研究では、対象とする鉱物を非鉄金属に限定したが、それは以下のような理由による。まず、石炭については、その開発が本格的に行われるようになったのが、江戸最末期の頃であることから対象に含めなかった。鉄や非金属については、一般の消費財として用いられる点で、その需要のあり方が非鉄金属とは異なっていたこと、技術体系にも相違があることから、ここでは対象としなかった。

本研究では、鉱床の規模と分布の密度なども考慮して、次にあげる非鉄金属鉱物を有する 3 つの地域の事例を取り上げることとする。

まず、埼玉県秩父市の最奥部に位置した中津川地区の鉱山とその周辺地域である。この地域の鉱床は比較的小規模なものであったが、やはり 17 世紀初頭に金山開発が盛んに行われたとされ、それ以前からの採鉱の痕跡もある。しかし、継続的な鉱山集落は形成されないまま間もなく金山が衰退し、18 世紀以降に漸く銅山や銀鉛山の開発が行われるようになった。この地域では、鉱物資源の分布した山域における山林資源の利用が、住民の主要な生業であった²⁶⁾。そこで、村が山域の資源の利用とどのように折り合いをつけつつ、鉱山に関わったのか、に注目したい。

2番目の事例地域は、岐阜県飛騨市の神岡鉱山地域である。この事例は、江戸初期には相当に繁栄し、鉱山集落も形成された。17世紀末頃より著しく衰退し、19世紀に入る頃から再び盛大に鉱山が稼行されるようになったという点では、秩父地域と同様であるが、この地域の場合、周辺の旧越中・越前・加賀といった諸国においても、ほぼ同様の展開を辿った非鉄金属鉱山が多数分布しており、孤立した鉱山ではなかった点で、鉱物資源開発の継続においては異なった展開や背景があったと考えられる。神岡地域の鉱山は、大きく分けて茂住地区と栃洞地区に分かれるが、前者では18世紀初期までに鉱山集落がまったく廃絶してしまったのに対して、後者では金山師の居住する集落が残存したという違いがある。史料の残存状況から、後者では、鉱山集落の衰退と再編成の過程について、前者では、鉱山集落が途絶えた後、どのようにして鉱山が再開されたかについて検討が可能であると考えられる。

3つめに取り上げるのは、石見銀山御料である。周知のように、石見銀山は、佐渡金銀山や生野銀山とともに江戸期を通じて幕府の直轄鉱山であった。主として領主側の視点から、江戸初期までの時代を中心にこれまでもしばしば研究対象としてとりあげられてきたが²⁷⁾、本研究では、地域の視点からの検討を試みたい。石見銀山は17世紀後半には衰え、その後は幕末まで低調な産出状況で推移した。著名な鉱山であるにもかかわらず、衰退以後の鉱山業の実態については、具体的に検討した業績はきわめて少ない。そこで、ここでは、まず、江戸中後期における銀山稼行の実態について明らかにし、銀山の盛衰を経る中での銀山御料の地域構造のあり方の変化に注目する。

本研究の構成は以下の通りである。まず、第2章において、明治初年の鉱山の分布状況を把握する。この作業を基にして、既往の研究に拠って江戸中後期における鉱山業の展開について概観する。つづいて、第3章では秩父地域の事例を検討し、第4章では、飛騨北部地域を中心とした事例、第5章では石見銀山地域の事例の検討を行い、第6章において、それらの検討を通じて明らかになったことをまとめ、今後の展望を行うこととする。

第1章 注

1) 厳密にいえば中世の日本にあっては貨幣は国産されておらず、中国から輸入された銭が貨幣として用いられていたが(豊田 1952; 小葉田 1969)、貨幣の入手のために金・銀・銅などの金属が輸出されたこともあり、日本列島の住民が非鉄金属の価値を認めていたことは間違いないといえる。

- 2) 日本列島は複雑な地質構造から成り立っており、様々な時代に様々な成因によって他種類の鉱物が形成されている(松原・清水 1996)。しかし、その絶対量が少ないうえに熱水の作用によって形成された脈状鉱床が多数を占めるため、現代においては経済的にそれらを採取するのは困難である(佐々木他編 1992:vii)。須崎(1958:124)は、「わが国の国内資源供給力は、一部のものを除き、種類こそ多いが、その量はきわめて少なく、もっぱら海外資源に依存している。またその海外資源の依存の割合は、今後とも増大する傾向にある。」と述べている。
- 3) この時期におけるドイツの鉱山業についてまとめた近年の成果としては、瀬原(2004)がある。
- 4) 西欧社会はこの後、価格革命、産業革命などを経験しつつ、現代のグローバル経済につながる資本主義経済を発展させていくことになる。そのような 16 世紀以降の社会を、「近代世界システム」と捉える議論もある(川北訳 1981)。また、湯浅(1984:273)によれば、ポトシ銀山をはじめとする南米からの大量の産銀の流入は、ヨーロッパにおいて 16 世紀後半を通じて銀の価値の低落を招き、南ドイツをはじめとするヨーロッパの銀山を衰滅させたという。
- 5) 近代における鉱物資源は、掠奪的な側面が強調されてきた。それは、発達した採鉱・製錬の技術をもって大規模に採掘され、鉱物資源が短期間に枯渇してしまうことの表現でもあったが、鉱物資源の確保のために、西欧諸国によって植民地化された地域の経済発展が妨げられたことなどもしばしば指摘されている(小出編 1958:32-42)。第 2 次世界大戦後には、発展途上国の豊かな鉱床と低賃金が注目され、先進国を本拠とする多国籍企業がますます積極的にそれらの地域へ進出した(蔭谷・蔵本訳 1982)。
- 6) その主要な業績は、小葉田(1968;1986;1993;1999)に収録されているが、昭和初期から 30 年代にかけての、もっとも初期の業績が収められた小葉田(1968)においては、当該時期を中心とした事例研究が多い。
- 7) 鉛灰吹法は、銀鉱石に鉛を加えて加熱し貴鉛をつくり、これを灰吹炉で熔解し、鉛を灰に吸着させることによって銀を抽出する製錬法である。「石見銀山旧記」などの伝えるところによれば、この技術は、1533(天文 2)年、博多の商人神屋寿禎に伴われて石見銀山に来た唐人技術者によってもたらされたものとされる(小林 2003)。この技術は、石見銀山の銀吹職人らによって生野銀山、佐渡金銀山など諸国の鉱山へ移転され、日本の産銀急増の基となった。なお、佐渡金銀山では、慶長期にはスペイン支配下のメキシコより伝来したものと推測される、水銀を用いたアマルガム法も導入されたが、その使用は短期間に留まり他鉱山への移転もなかったとみられる。小葉田(1952)は、アマルガム法が普及しなかった要因について水銀供給の困難をあげたが、田中(1990)は、鉱業技術と水銀供給の見返りに産銀の一部を要求するスペインを敬遠する徳川家康の思惑がその背後にあったことを指摘している。

- 8)小葉田(1968:8-16)によれば、鉱山の領有形態は、「直山」と「請山」に大別される。一般に重要な金銀山では直山が採用され、領主によって奉行などの役人が派遣されて直接運上諸役が徴収された。一方、請山は山師が所定の運上役を納めた上で一定期間鉱山経営を請け負ったものである。直山における公納の形態には、「運上山」と「荷分山(掘分山)」があった。金銀山が繁栄した時期には運上山として山師に運上を競わせることが、領主にとって公納額を高める上で好都合であったが、このようなあり方は濫掘を招き、長い目でみれば永続的な鉱山稼行の妨げとなった。荷分山は鉱況に応じて領主と山師との間で一定の歩合で鉱石を分配する方法であり、次第に直山においては主流の公納法となったとされる。
- 9)鉱山町に賦課された運上諸役としては、風呂屋役、傾城役、各種商品別の店役、職人役などがあった。さらに、店役が課されるもの以外の商品を鉱山町に持ち込む際に取り立てられる入役(十分一役)も重視された(小葉田 1968:14-15)。鉱山繁栄時には、鉱山町では市価よりも高値で飯米が販売されることもしばしばみられ、鉱山町は諸藩領では領内産米の市場として重要視された(秋田県編 1964:312-317)。
- 10)伊東は、このような問題意識のもと、江戸初期の水戸藩領、萩藩領、小倉藩領における鉱山開発と灰吹銀の通用などについて論じた。それらの成果は伊東(1984)に収録されている。
- 11)たとえば村井(1997)、関(2002)などを参照。
- 12)中世末期のドイツ鉱山業の特質について検討した諸田(1957a;1957b)は、日本史学における鉱山研究と同様に、領邦の領主による鉱山開発のあり方に注目しつつも、ザクセン侯やマイツェン辺境伯による銀山開発への関与のあり方、中世の大商人であり、15世紀末以降鉱山業にも積極的に介入したアウグスブルクのフッガー家のチロル地方やハンガリアの鉱山開発への関与のあり方、またそれぞれの地域における地表面所有者、教会、貴族の権利関係のあり方が、それぞれの地域の社会経済構造の相違によって異なっていたことを明らかにした。
- 13)佐々木は、この中で、「阿仁型」は、金名子に率いられた30～50人の労務者集団によって採鉱が行われ、労務者の金名子への隷属製が強く、採鉱技法は金名子に保持されていたのに対し、「石見型」は、掘大工1人に掘子3人程度という労務者小集団が、それぞれ直接に鉱山奉行(あるいは代官)を首とする稼行組織の中に組み込まれたもので、採鉱技法をはじめとするあらゆる技法が、稼行体系の中の「役」人に分立して担われているとしている。さらに、これら2大類型は両極をなすものであり、その他の鉱山は、それぞれこれらの中間的形態をとっていたことが述べられている。佐々木(1976)の段階と異なり、採鉱をはじめとする技法が、誰に担われているかということが注目されていることがわかるが、「石見型」における『「役」人』が具体的にどのような存在を指すのかなど不分明な点が見受けられる。その後、この類型に関する議論は深まってい

ないように思われる。

- 14) 1909(明治 42)年に農商務省鉱山局によって編纂された“Mining in Japan, Past and Present”を和訳して 1911 年に東京鉱山監督署より刊行された。ここでは 1992 年に原書房より刊行された復刻版を参照した。
- 15) 日本学士院編(1982 : 274-299)などを参照。
- 16) 川崎は鉄や石炭も含めて表にしてまとめているが、本研究ではそのうち非鉄金属に関するのみを抽出した。
- 17) ここでは、三枝編(1942 : 117-219)を参照した。
- 18) 前述した佐々木(1976 ; 1983)の他、佐々木 (1979a ; 1979b ; 1982)、山口(1982)、吉城(1979)などがある。
- 19) 佐々木 (1976 : 220-221) 参照。
- 20) たとえば、岡山大学法文学部地理学教室 (1962) など。
- 21) 川崎(1973 : 279-306)。
- 22) 詳しくは、西川(1985 : 125-141)、森川(2004)などを参照。
- 23) その背景には、水津(1969)の提唱した「基礎地域」の概念の影響がうかがわれる。
- 24) 須山(2004)は、在来工業地域研究の展開について整理を行い、1980 年代以降における在来工業地域研究の多くが、個別の産業地域に展開する社会的分業のあり方を記述する「生産構造研究」であったと位置付け、これらの研究における地域的な視点の欠如に対して批判が相次いだと述べている。須山は、生産構造研究の関心は、地域的に集積した工業をもって形成された空間的分布秩序の解明や地域経済における評価に向けられ、工業と地域的諸要素との関連性や工業の地域的意味についての分析は等閑視されてきた、と捉えている。
- 25) 石井(1992 : 3)は、地域を「一定の領域で諸要素が結合し、作用しあって関連をもち、一要素に生じた変化は時間的にずれはあっても、結局は他の要素に影響を与え、ついには全体が変化するようなまとまり、つまり系(システム)を形作っている現実の現象」と捉えている。本研究は、精密な地域システムのモデルを提示するべく検討を行うことを目的とはしていないが、本研究における「地域」の捉え方は、これに示唆を受けたものである。
- 26) ここでいう「山域の資源」とは、山域に生育する「森林資源」と「鉱物資源」とをまとめて表現したものである。
- 27) その代表的なものとしては、小葉田(1968)に収められた中世末から江戸初期までを対象とした研究、山根(1932)による総合的な研究、江戸初期までの佐渡金鉱山と石見銀山の技術と経営のあり方を比較した田中(1979)などがある。

第2章 江戸中後期における日本の非鉄金属鉱山

第1節 明治初年における非鉄金属鉱山の稼行状況

太政官正院地理課によって、1874(明治7)年12月から1879(明治12)年12月にかけて逐次刊行された日本初の官撰地誌、「日本地誌提要」(以下「地誌提要」と称する)には、「礦山」という項目が設けられており、旧国ごとにその所在地、鉱種、および産出状況を知ることができる¹⁾。

当時の鉱山について知ることができる資料としては、この他に、「皇国地誌」編纂のために各府県に命じて作成された、いわゆる「郡村誌」や、1884(明治17)年以降、内務省直轄で編集された「大日本国史」をあげることができるが、それらにおける記述の中心は、鉱山の位置、範囲、沿革に関する記述であり、鉱物そのものについては品質の良悪が述べられている程度である²⁾。これに対して、「地誌提要」では、沿革などの記述よりも、稼行状況が重視されている。稼行中の鉱山については、その産出高が記載され、その他、休山、試掘、未掘、廃山など稼行状況に関する記載がある。前述したように、「地誌提要」の編纂には5カ年が費やされており、国によって記載された産出高の年次は異なっているが、陸中・阿波の2カ国が1873(明治6)年、近江・能登の2カ国が1874(明治7)年であるのを除けば、1871(明治4)、1872(明治5)年の産出高が掲げられている国が多い(表2-1)。刊行年次が1878(明治11)年とやや遅い山陰道・山陽道(以上第五冊に収録)・南海道(第六冊)・西海道(第七冊)に属する国には、年次が示されていないものが多いが、これらの中にも美作・讃岐や前出の阿波のように1872・73年と明記されている例もあり、その他の国についてもこの時期から大きく外れることはないと推測される。

明治初期は、新政府によって矢継ぎ早に新たな施策が行われた時期であった。新政府は、貨幣制度の安定や輸出品の確保のために、非鉄金属資源を増産することを重視しており、1869(明治2)年には、広く民間人に鉱山開発が認められた。開発が行われる際には、各府藩県はその管轄内にある鉱山の産出額を当時の管轄機関である会計官鉱山司に報告することが求められた³⁾。さらに、1872(明治5)年には「鉱山心得」が頒布された。ここにおいても、「毎年七月・十二月両度ニ半年間ノ鉱産高並ニ代価等別紙比較表ニ倣ヒ当省へ届出ヘシ」、「旧ノ廃山・未開ノ新山等是亦地方官ニテ取調、来ル六月限り当省へ届出候」とい

表2-1 「日本地誌提要」に記載された
鉱物産出高の年次

明治4年	陸奥, 越後,	岩代, 佐渡,	
明治5年	大和, 羽前, 但馬,	摂津, 羽後, 美作,	飛騨, 加賀, 讃岐,
明治6年	陸中,	阿波,	
明治7年	近江,	能登,	

(資料:「日本地誌提要」)

表2-3 生野銀山における金銀の生産額

	純金(kg)	純銀(kg)
1869年10月~70年9月	1.7	8.0
70・10~71・9	80.9	394.1
71・10~72・9	16.4	83.9
72・10~73・9	15.0	53.6
73・10~74・9	43.2	379.1
74・10~75・9	3.8	36.4
75・10~76・9	33.6	269.8
76・10~77・9	89.2	1,110.8
77・10~78・9	88.4	897.4
78・10~79・9	216.1	1,857.7
計	586.5	5,082.8

(資料:『工部省沿革報告』)

注: 生産高は資料にはオンスで記載されているが, kgに換算した。

表2-2 佐渡金銀山の諸間歩における金銀銅の産出高
(1871年)

村名	坑名	金(匁)	銀(匁)	銅(匁)	
沢根村	百枚坑	銀山	1,349.3	68,416.6	781,700.0
	重一郎坑	銀山	×	×	×
下相川村	青盤坑	金山	1,952.9	45,417.1	—
	日向坑	金山	266.8	6,021.7	—
	弥平坑	金山	143.7	3,513.2	—
	赤塚坑	金山	7.9	264.9	—
	旭甚右衛門坑	金山	19.4	471.3	600.0
	治助坑	金山	51.6	662.0	—
	永庵坑	金山	×	×	×
	喜多見坑	金山	×	×	×
	亀背坑	金山	×	×	×
	鏡尾坑	金山	×	×	×
	角形坑	金山	×	×	×
	新聞歩坑	金山	×	×	×
	金町坑	金山	×	×	×
	鳥越坑	銀山	4,350.1	168,470.8	717,300.0
	次郎右衛門坑	銀山	35.5	1,314.5	4,800.0
	中尾坑	銀山	201.6	9,136.0	21,700.0
	中使坑	銀山	52.3	1,767.8	—
五左衛門坑	銀山	150.6	5,212.4	32,300.0	
清次坑	銀山	849.5	55,627.7	125,600.0	
七助坑	銀山	79.6	5,212.4	11,800.0	
加賀弥十郎坑	銀山	148.5	9,125.4	—	
大切山坑	銀山	4,199.8	131,900.1	1,225,200.0	
八森坑	銀山	×	×	×	
不動沢坑	銀山	×	×	×	
市勢坑	銀山	×	×	×	
総吉坑	銀山	×	×	×	
トンダヤ坑	銀山	×	×	×	
羽田村	甚五坑	金山	622.9	5,224.5	—
	弥兵衛坑	金山	352.7	8,620.3	—
	青柳坑	金山	8.9	770.0	—
	雲子坑	金山	×	×	×
東五十里村	弥喜知坑	銀山	75.5	3,982.9	23,200.0
西五十里村	弥十郎坑	銀山	104.8	5,310.5	6,200.0

(資料:「日本地誌提要」)

注: ×印は,「廃山」を示す。

表2-4 佐渡金銀山における金銀銅の生産額

	純金(kg)	純銀(kg)	銅(kg)
1869年10月~70年9月	19.5	363.4	—
70・10~71・9	36.5	1,326.5	—
71・10~72・9	21.7	585.9	11,103.0
72・10~73・9	24.9	720.9	—
73・10~74・9	4.2	120.2	—
74・10~75・9	37.4	1,707.2	3,937.8
75・10~76・9	14.8	618.5	13,892.1
76・10~77・9	1.5	80.5	4,928.7
77・10~78・9	23.5	10,745.1	6,880.0
78・10~79・9	28.2	1,232.4	6,186.5
計	192.8	17,137.2	46,928.2

(資料:『工部省沿革報告』)

注: 金銀の生産高は資料にはオンス, 銅はポンドで記載されているが, kgに換算した。

った条項があった⁴⁾。政府が鉱物資源の分布状況の把握に努めていたことがわかる。当時の政府の鉱山への関心の大きさを考慮すれば、「地誌提要」には当時のわが国の鉱山に関する比較的確度の高い情報が記載されていたものと判断される。

付表1には、「地誌提要」に記載された鉱山を、村ごとにまとめて示した。「地誌提要」には、採掘中の鉱山の多くに関しては、その産出高が記載されているものの、鉱山によっては半年分の数値のみをあげているものや、坑ごとの数値があげられているもの、国全体の産出高をすべての鉱山に記載しているものなど、その示し方はさまざまである。したがって、その数値は厳密に分析するに値しないと思われるが、一応概要を把握するために、表中の備考欄に示した。金山では、佐渡金銀山（下相川村；現佐渡市）において、1坑のみで1貫（約3.75kg）を越える産出高があるものもあったが（表2-2）、多くは数百匁の産出高であり、砂金の採取によるものが少なくなかった。銀山も同様に、わずかな産出高にとどまる例が多かった。その中であって、生野銀山の10万貫（約375トン）を越える数値はあまりに大きく、誤記でなければ、おそらく含銀鉱石の産出高を示しているのではないと思われる。17世紀後半以降長く衰退していたこの鉱山は、「工部省沿革報告」によれば、1868（明治元）年の12月には官営鉱山に編入され、フランス人鉱山技師コワニエの指導による近代化にいち早く取りかかっていたが、1869（明治2）年10月から1878（明治11）年9月までの10年間を通じて、産出された純銀は5,082kg、純金は586.5kgであった（表2-3）。佐渡金銀山も1869年4月に官営鉱山となっており、イギリス人鉱山技師ガワールなどの指導を受けて西欧の鉱業技術を導入した開発に取り掛かり、表2-4にみられるような成果をあげていた。明治初期には、これらの著名な鉱山の他にも、表2-5に示した鉱山が官営鉱山に編入されたが、「地誌提要」によってみる限り、さほどの鉱産を得ることができないまま、官営で稼行された期間も短期間に留まっていた例が少なくない。官営鉱山のうちでも、開発に成功し、多大な鉱産を得ることができたものはごく一部に過ぎなかったのである。

銅山は、すべての鉱種のなかでもっとも多く、広く分布していた。そもそも銅の埋蔵量は、金や銀に比べて格段に多いことでもあり、きわめて自然な分布であるといえる。また、銅山がある村では、同時に金、銀、鉛など他の鉱物も産出した例が少なくなかった。銅よりも多く埋蔵されているはずの鉛の産出高は、もっとも多い村でも越前国本戸村（現福井県大野市）の3,300貫余り（約12トン）に留まっているが、共に産出される銀や銅の抽出のために多くの鉛が消費されてしまっているものと考えられる。

表 2 - 5 明治初期の官営鉱山

鉱山名(所在地)	期 間
生野銅山 (但馬国朝来郡生野)	1868(明治元).12~1896(明治29).9
相川町金銀山 (佐渡国雑太郡下相川村他)	1869(明治2). 4~1896(明治29).9
毛倉野村金山 (伊豆国賀茂郡毛倉野村)	1869(明治2). 7~1870(明治3).7
白浜村金山 (伊豆国賀茂郡)	〃
浜村金山 (伊豆国賀茂郡浜村)	〃
縄地村金山 (伊豆国賀茂郡縄地村)	〃
立谷沢村・湯殿山・月山沢砂金山(羽前国田川郡瀬馬村他)	1869(明治2). 7~1870(明治3).4
穴沢銀山 (羽前国村山郡関屋村)	1869(明治2). 9~1870(明治3).12
小坂銀山 (陸中国鹿角郡小坂村)	1869(明治2).11~1884(明治17).4
青野村金山 (伊豆国賀茂郡青野村)	1870(明治3). 4~1870(明治3).7
牛蒡野村金山 (羽前国村山郡牛蒡野村)	1870(明治3). 4~1870(明治3).10
東松並金山・足延銀山・大盛金山 (羽後国由利郡上笹子村)	1870(明治3). 6~1870(明治3).12
有沢銀山 (羽後国雄勝郡田子内村)	〃
紫園山銅山など(大和国吉野郡紫園村他)	1870(明治3). 7検 視
十和田銀山 (陸中国鹿角郡)	1871(明治4). 2
宝満山銅山 (出雲国意宇郡出雲郷村)	1872(明治5).11~1874(明治7).1
尾太銅山 (陸奥国津軽郡川原平村)	1873(明治6). 5~1874(明治7).5
八光鉛山 (陸奥国津軽郡)	〃
細谷鉛山 (陸前国栗原郡)	1873(明治6). 5~1873(明治6).12
鶴峠浦銅山 (出雲国神門郡鶴峠村)	1873(明治6). 6~1873(明治6).10
半田銀山 (岩代国伊達郡半田村他)	1873(明治6). 6~1874(明治7).5
尾平鉛錫山 (豊後国大野郡尾平鉱山)	1873(明治6). 8~1874(明治7).3
内ノ口鉛錫山 (豊後国大野郡)	〃
木浦鉛錫山 (豊後国大野郡木浦鉱山)	〃
大葛金山 (羽後国秋田郡大葛村)	1873(明治6).10~1877(明治10).6
真金金山 (羽後国秋田郡)	〃
院内銀山 (羽後国雄勝郡院内村)	1875(明治8).11~1883(明治18).1
阿仁銅山 (羽後国秋田郡阿仁)	1875(明治8).11~1883(明治18).4

(資料:『工部省沿革報告』)

鉱山名がゴシック体で記されているものは「日本地誌提要」にも記載あり

図2-1には、地内に鉱山をもつ村の分布を、稼行状況ごとに示した。村内に複数の鉱山がある場合、もっとも活発に稼行されている状態にあるものを代表させた。これによれば、採掘中の鉱山は、東北地方、なかでも羽前・羽後や、岩代国会津郡から越後国蒲原郡にかけての地域、越前・加賀・飛騨にまたがる地域、中国山地東部の備中・美作・播磨の諸国にまたがる地域に、とりわけ集中して分布していたことがわかる。採掘中の鉱山が多く分布した地域は、活発に鉱山開発が行われた地域でもあり、その過程で生じた休山・廃山の鉱山も多い傾向がある。

廃山は、明治初期当時においては、すでに採掘し尽くされたと捉えられていた鉱山であったと考えられる。安芸・備後・丹波・播磨東部や越中などには、とくに廃山の鉱山が集中していたようにみえるが、それぞれの含まれる中国地方、北陸地方は、古くから鉱山開発が活発に行われた地域であった。

安芸国では、沼田郡八木村(現広島市安佐南区)の銅山・高田郡有留村(広島県向原町)の鷹山銅山・同郡上甲立村(現広島県甲田町)において、文献から鉱山の存在やその痕跡が確認できる⁵⁾。いずれも江戸期には本格的な開発は行われていない。記録のない鉱山も、その所在地に注目すると、安芸国守護武田氏や国人領主の毛利氏・吉川氏・小早川氏の本拠地の周辺に集中していることから、やはり江戸期以前に採掘されていた鉱山であったことが推測される。中国地方には、長登銅山(山口県美東町)・都茂丸山銅山(島根県益田市)・鷲銅山(島根県出雲市)や吉岡銅山(岡山県成羽町)など、中世以前の開発を伝えられる銅山が多い⁶⁾。丹波国や播磨国も廃山の多い地域であった。

越中国新川郡には、16世紀末～17世紀初頭にかけて繁栄した金銀山が多く分布したことが知られている。すなわち、虎谷村(現富山県魚津市)の銀山・河原波村(現富山県魚津市)や松倉村(現富山県立山町)の金山・亀谷村(現富山市)・長棟村(現富山市)の鉛山・下田村(現富山市)の金山・婦負郡の庵谷村や片掛村(ともに現富山市)の銀山などである。その鉱山集落は、加賀藩においては「かねやま」として特別な扱いを受けていたが、いずれも江戸中期以降には鉱山が著しく衰え、19世紀半ばの天保期頃には村高が付けられて一般の農村と同格に扱われるようになっていた⁷⁾。前にみたように、加賀・飛騨や越前は明治期初頭において採掘中の鉱山が多い地域であった。これに、越中を加え、北陸から飛騨にかけての地域は鉱山集中地域であり、鉱山の稼行によって独特の特質が形成されていたことが想定される。

注目したいのは、有力な鉱山地域に留まらず、休山や廃山の鉱山がきわめて広範に分布



- 採掘中の鉱山を持つ村
 - ▲ 試掘中の鉱山を持つ村
 - 休山・未掘の鉱山を持つ村
 - × 廃山の鉱山を持つ村
- ※1 同一村内に状態の異なる複数の鉱山が存在する場合、より活動状態の活発な鉱山を優先した。
- ※2 北海道・南西諸島にも鉱山を持つ村はわずかにあったが、本図では省略した。

図 2 - 1 明治初期における鉱山を持つ村

(「日本地誌提要」により作成)

していたことである。たとえば、江戸期における鉱山開発状況を示す際にしばしば引用される、小葉田淳による「16-19 世紀中期の重要鉱山分布図」⁸⁾などをみても、武蔵国北部から西部にかけての地域・岩代国会津地域・四国などは、それぞれ足尾銅山・蒲生銅山・別子銅山などといった「重要鉱山」を数えるのみであり、江戸期を通じて必ずしも有力な鉱山地域とはいえなかった。ところが、図 2-1 によれば、こうした地域にも休山や廃山の鉱山が分布していた。これらの地域に分布した鉱山は、いわゆる重要鉱山、大規模鉱山といわれるものではなかったが、こうした中小規模の鉱山が多数開発されたことも、江戸中後期における鉱山業の特徴のひとつであったと考えられる。

第 2 節 江戸中後期における鉱山業の展開

(1) 鉱山業への幕府・諸藩の関与の減退

17 世紀初期の鉱山業盛期にあつて、諸藩や幕府が鉱山に期待したのは、鉱物の産出のみでなく、生産に用いる資材や鉱山集落における飯米の専売、生活物資の販売に賦課した役銀などから多額の収入を得ることであつた。羽後国は、第 1 節でみたように、明治期に至るまでに、多くの有力な鉱山の開発をみていた地域であつた。この地域を領有した秋田藩には藩政初期より山奉行が置かれ、鉱山や鉱山町に関する行政が統括されたことが知られている⁹⁾。しかし、領内の鉱山が著しく衰えた 18 世紀初頭の享保期頃には、院内銀山では諸商いに関わる役銀の徴収はもはや行われていなかったという¹⁰⁾。

ところで、諸藩の鉱山支配形態には直山と請山とがあり、富鉱帯に到達した鉱山は、山奉行の直轄のもと藩の役人によって管理と諸役銀の徴収が行われる直山となり、十分な産鉱が得られない鉱山は、山師が間歩運上の上納、諸役銀の徴収すべてを請け負う請山となつたとされている¹¹⁾。江戸中期以降には、請山が多数を占めたといわれるが、秋田藩を代表する銀山であつた院内銀山も、1817(文化 14)年以降に直山となる以前、18 世紀のほとんどの時期には請山と直山を繰り返した¹²⁾。慶長期に本格的に開発され、元和期に最盛期を迎えたとされる大葛金山^{おおくぞ}も、17 世紀後半～18 世紀半ば頃までは直山と請山を繰り返した。ただし、詳細にみると、大葛金山では産鉱が減退した 18 世紀初期に直山支配の期間があり、この間に大規模な水抜き普請が行われたことが知られている¹³⁾。この例からも知られるように、直山とされたのは必ずしも鉱況の良い鉱山のみでなかった。とりわけ 17 世紀末～18 世紀初頭には諸国の金銀山において、藩や幕府による積極的な鉱山復興策が

試みられているのである。

16 世紀末以来、およそ 100 年の間に、海外交易を通じて、多くの金銀、とりわけ銀が大量に国外に流出した。折しも、諸国の金銀山は衰退し、日本国内では金銀が不足するようになっていた。1695(元禄 8)年には、諸国において金銀銅山を開発するよう幕府から触書が出されている¹⁴⁾。佐渡では、積極的に新田開発が進められた一方で、金銀山の復興が積極的に行われるようになった。1691(元禄 4)年～1696 年にかけて多くの入用銀を費やして金銀山の排水のために掘削された南沢疏水坑は、この動きを象徴するものであった¹⁵⁾。石見においても、18 世紀初頭には銀山が激しく衰退していたが、山師に公費を貸し付けて大規模な水抜間歩の普請が行われている。これらの普請はいずれも利益を度外視したものであり、少なくともこの時期においては、幕府や藩は必ずしも有利な鉱山のみを直営としたわけではなかったといえる。幕府や藩が、これほどの積極的な姿勢をもって鉱山業に関与することはこれ以後の時期にはほとんどなかったが、この時期に完成した基盤的な施設は、それ以後の鉱山稼行の遂行にも貢献することとなった。

さて、請山となった場合の請負人であるが、大葛金山では、1779(安永 8)年以降は、直山時代の支配人であり、山師の家系であったという荒谷家が一貫して請負人となった。このような事例はきわめて稀なものであり、他の鉱山では、頻繁に請主が交替し、その多くは、久保田城下や在郷町の商人であった。彼ら商人請主が鉱山を請け負った主な目的は、産出鉱物の売却による利得ではなく、むしろ鉱山や鉱山集落居住者への物資販売による利得であったとする見解がある¹⁶⁾。しかし、秋田藩でさえも労働者数の少ない金銀山は多く、そうした鉱山では、鉱山集落への物資販売の利得は必ずしも多くなかったと考えられる。やはり鉱物の産出は、商人請主の主要な目的であったと考えるべきではないかと思われる。いずれにしろ、ある程度利益を見込むことができる鉱山こそ、領内外の商人をはじめとする請主によって経営されたと考えられる。こうしたことは、盛岡藩や鹿児島藩など、有力な鉱山を有する諸藩でも確認することができる¹⁷⁾。どのような者が請主となり、開発がいかに進められたかは、鉱山の立地する地域の経済構造と深く関連していたと考えられる。

(2) 大坂の銅吹商人の活動とその意義

すでにみたように、明治初頭には、あらゆる鉱種のうちで銅山がもっとも広く開発されていた。銅山の開発は 17 世紀後期より盛んになり、日本における鉱山開発の主流になったとされる¹⁸⁾。その理由として、国内の金銀が不足したことにより、対外交易に主として

銅が用いられるようになったことがあげられる。銅の安定供給をはかるために、1698（元禄14）年には、大坂に銀座加役として銅座が設置された。この時、銅座を形成したのは、大坂などを本拠とした銅吹商人であった。なかでも有力であった泉屋、大坂屋、大塚屋は「大吹屋」とも称され、銅吹商を営むとともにかつては対外貿易も行った商人であった¹⁹⁾。銅吹商は、諸国から集荷された粗銅から不純物を除去した上で銀や金を吹き分けて精銅を得、輸出用の棹銅を作成した。また、有力な銅吹商は、17世紀後期以降には自ら銅山経営も行っており、諸国における鉱山の稼行状況を把握することに大きな関心を抱いていた。

住友家文書に「宝の山」と題する史料がある。これは、泉屋の大坂本店によって、1710年頃から1740年頃にかけて作成されたもので、そこには諸国の鉱山の沿革や展望について詳細に記されている²⁰⁾。図2-2には、「宝の山」に記載された鉱山、すなわち泉屋によって調査や情報収集が行われた鉱山の数を、明治初期時点における旧国ごとに示した。さらに、この図には「宝の山」の記載に基づき、泉屋や大坂屋など大坂の銅商人やその江戸や秋田の支店などが経営に関与した鉱山も示されている。この図からは、ほとんどの国について泉屋が鉱山の情報を収集していたことがわかるが、東北地方や中国山地および四国において、とりわけ多くの鉱山に関する情報が集められていたことが注目される。大坂の銅商人が経営に関与した鉱山の分布も同様で、東北と中四国に集中していたことが確認される。泉屋についてみれば、吉岡銅山や別子銅山など自らが経営した鉱山を根拠地として、技術者を見分に派遣したようにもみられるが、大坂屋など他家の関与した鉱山もほぼ同様の分布傾向を示していることから、18世紀初頭に、銅山を主とするこれらの地域の鉱山が、専ら大坂商人の影響の下に開発されたことが推測されるのである。さきに図2-1で四国地方において、存外多くの鉱山が開発されていたことが確認されたが、それらのいくつかはこの時期における探索を通じて開掘されたものではなかったかと思われる。また、岩代国会津郡をはじめとして、大坂の銅商人が関わった鉱山は幕府の直轄地に多いという傾向が確認できる。これは銅商人らの活動が、幕府の意を受けたものであったことを反映するものであろう。私領のうちでも、白根銅山（陸奥国鹿角郡）、阿仁銅山（出羽国秋田郡）などのように、貿易銅の確保においてきわめて重要な鉱山には、泉屋や大坂屋が関わっていたことも、そのことを示していると考えられる。

銀山御料のあった石見国においても、比較的多くの、しかも詳細な情報が収集されている。当時、石見銀山は衰退していたが、「宝の山」には、銅山として有望な間歩があることが記されている。石見銀山の銅山間歩が開発されない理由については、「銅山ニハ元入

▲泉屋

- 3 秋田横沢銅山 (秋田県北秋田市)※阿仁銅山の内
- 4 秋田板木沢銅山 (秋田県北秋田市)※阿仁銅山の内
- 6 幸生銅山 (山形県寒河江市)
- 9 会津小川庄蟬ヶ平銅山 (新潟県東蒲原郡阿賀町)
- 12 仙台領砂金銅山 (宮城県柴田郡川崎町)
- 13 石ヶ森金山 (会津若松市)
- 16 会津蒲生銅山 (福島県南会津郡只見町)
- 17 足尾栗山銅山 (栃木県塩谷郡栗山町)
- 21 小泉銅山 (岡山県高梁市)
- 22 坂本銅山 (岡山県高梁市)
- 23 吉岡銅山 (岡山県高梁市)
- 24 北方銅山 (岡山県高梁市)
- 26 永登銅山 (山口郡美祢郡美東町)
- 29 別子銅山 (愛媛県新居浜市)

●大坂屋

- 1 津軽領中留銅山 (青森県弘前市)
- 2 白根銅山 (秋田県鹿角市)
- 5 秋田扇平銅山 (秋田県北秋田市)※阿仁銅山の内
- 7 立木銅山 (山形県鶴岡市)
- 8 会津小川庄谷沢銅山 (新潟県東蒲原郡阿賀町)
- 11 志戸前銅山 (宮城県玉造郡鳴子町)
- 15 会津西方村あそう銅山 (福島県大沼郡三島町)
- 18 ゑはら銅山 (兵庫県福知山市)
- 19 福地山銅山 (兵庫県福知山市)
- 20 中瀬金山 (兵庫県養父市)
- 25 阿口銅山 (岡山県真庭市)
- [猪沢銅山 (???)]
- [横沢之内戸沢銅山 (???)]

◆泉屋・大坂屋 両家とも

- 14 会津領黒沢村銅山 (福島県耶麻郡西会津町)

■その他大坂商人

- 10 会津小川庄栃堀村鉛山 (新潟県東蒲原郡阿賀町) [出源久左衛門]
- 26 新横相銅山 (島根県大田市)※石見銀山のうち [出源久左衛門]
- 28 金堀銅山 (兵庫県多可郡多可町) [平野屋]

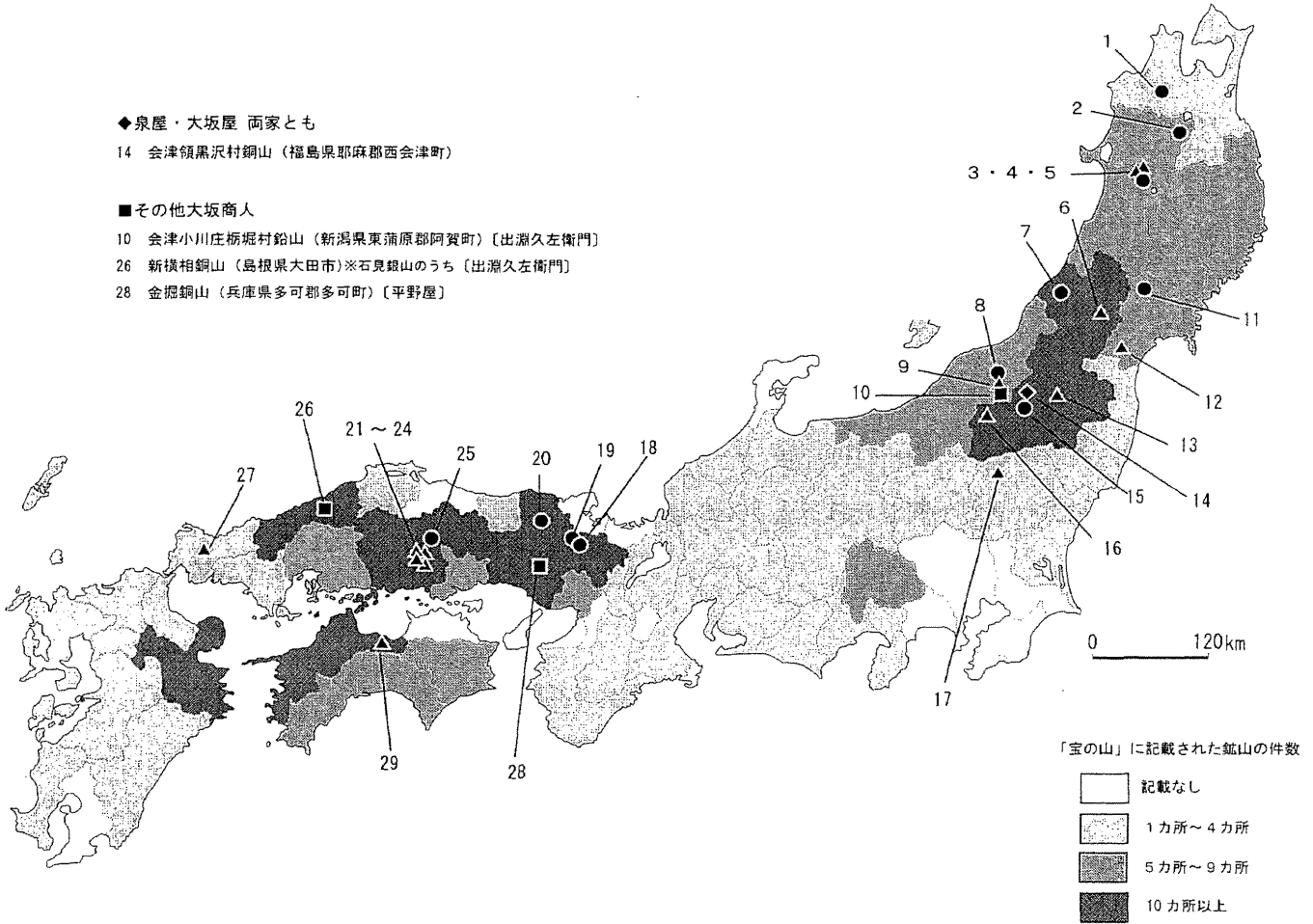


図2-2 泉屋による調査・情報収集がなされた鉱山の旧国別件数および大坂の商人が経営に関与した鉱山の分布 (17世紀末～18世紀初頭)
(住友史料館所蔵「宝の山」により作成)

注1：鉱山名の表記は基本的に資料に記載されたとおりとした。
 注2：()内は鉱山の所在地を現在の市町村名で示した。
 (???)は所在地を特定できなかった鉱山である。
 注3：原資料では、陸前・陸中・陸奥・磐城・岩代がすべて陸奥国、羽前・羽後がすべて出羽国とされているが、この図では、明治初頭における国名にしたがって区別して示した。
 注4：泉屋・大坂屋については、別家や江戸店などが含まれているが、ここではそれらを区別していない。

多ク候故、銀主無之、銀山ハ下財様之者ニても被稼候故、如此候由」と述べられている。

このことから、銅山の開発には多大な経費が必要であったことがうかがわれると同時に、山況次第では泉屋が自ら進出しようという意思を読み取ることができよう。

一方、本州中央部においては、大坂の銅吹商人による直接的な関与は希薄であった。これらの地域に鉱山が分布していなかったわけでは決してなく、たとえば、第1節においても確認されたように、越中・加賀・越前・飛騨といった北陸地方～飛騨にかけてのまとまった地域は、一大鉱山地域であり、江戸初期までにも多くの鉱山が開発されていた。18世紀初頭は、全国的に金銀山が衰退した時期であり、一時的にこれらの地域では稼行された鉱山が減少するということがあったかもしれないが、少なくとも面谷銅山（越前国大野郡）や和佐保銅山（飛騨国吉城郡）などでは銅の産出があった。当時、和佐保銅山は地元
の山師や江戸の商人によって稼行され²¹⁾、面谷銅山は、大野町の町人によって稼行されていた²²⁾。これらの地域で産出された銅も大坂へ搬送され、泉屋もその一部を買い入れている。これらの地域への大坂の銅吹商人の関与の少なさは、鉱山に見込みがなかったためか、大坂商人が関与する余地がなかったのかについては、さらに検討の余地がある。

大坂の銅吹商人によるこのような広域的な活動は、稼行状況に関する情報、職人の雇用の確保、鉱物の吹き分け技術の洗練など、さまざまな点において重要な役割を果たしていたと考えられる。

(3) 鉱物需要の増大と中小規模鉱山の増加

銅の産出高は17世紀後半を最盛期として、その後は徐々に減少したため、輸出銅を確保するのは容易なことではなかった²³⁾。そうした中で、別子銅山、阿仁銅山、尾去沢銅山など、有力な銅山は「御用銅山」と位置づけられ、その産銅は専ら貿易銅として用いられた。その一方で、国内の銅需要も増大の一途をたどった。17世紀後期における国内の流通経済の活性化は、金銀の不足を際立たせ、幕府による金銀貨の品位の大幅切り下げもあって、銭の相場が高騰した。その結果、18世紀初頭の元文年間には、江戸・亀戸の他、野州・足尾・羽州・秋田・摂津国・紀伊国・山城国などに、短期間ながらも銭座の設置が認められることになった。有力な銅山の産銅は、依然として貿易銅に用いられるよう定められていたため、秋田藩では、鑄銭地金の銅や製錬に用いる鉛は、難所に立地するなどして当時稼行されていなかった鉱山を商人に請け負わせて確保していたという²⁴⁾。ここには、中小規模鉱山の開発が増加する要因が垣間見える。

さらに 18 世紀後半をみても、1763 (宝暦 13) 年、1766 (明和 3) 年、1797 (寛政 9) 年と繰り返し諸国銅山の開発を奨励する触書が出されている²⁵⁾。小葉田淳は、18 世紀の後半以降、全国で銅山や鉛山の開発が盛んになったことに言及し、その理由について、幕末近くに貨幣問題など産銀の増加を求める要請が強化されたのに対応して、銀を含有することのある銅や鉛鉱山が開発されたものと推測している²⁶⁾。また、貨幣改鑄に際して、地金を吹き分けるための鉛の需要も高まったと考えられる。いずれにしても、継続的な鉱物資源需要があり、新たな鉱山の開発、かつての旧坑の再開発が必要とされたことは間違いない。

重要鉱山が多く立地したことで知られる秋田県について、各自治体史を一瞥した限りでも、仙北郡上桧木内村の大沢金山、古和沢金山、戸沢銀山、戸沢鉛山、杉野沢銀山、同郡下桧木内村の菅足沢金山、菅足沢銀山 (以上、現仙北市)²⁷⁾、山本郡藤琴村 (現秋田県山本郡藤里町) の太良鉛山²⁸⁾、秋田郡曲田村の見立金山、同郡山館村の上大台沢銀山、同郡猿間村の戸沢銅山、同郡赤沢村の赤沢銅山 (以上、大館市)²⁹⁾、仙北郡雲然村の坊沢金山、同郡小勝田村の北沢金山 (以上、角館市)³⁰⁾、同郡畑村の島銀山、同郡牛沢村の尾改沢銅山、同郡牛沢又村の新山鉛山、同郡小杉山村の杉沢金山 (以上、現大仙市)³¹⁾、由利郡上笹子村の束松銀山、足延銀山、弥平沢鉛山 (以上、現由利本庄市)³²⁾、山本郡八森村の八森銀山 (現秋田県山本郡八森町)³³⁾などが、江戸期のある時期において稼行されていたことが記述されている。資料の制約のために、こうした鉱山に関する各自治体史の記述はきわめて限られたものにすぎず、比較的資料に恵まれている場合でも盛んに稼行された時期における事跡をつないだ記述にのみ留まる例がほとんどであるが、それらの記述によれば 16 世紀後半から 17 世紀初頭のいわゆる鉱山大開発時代ばかりでなく、17 世紀後半から幕末頃にかけての時期にも、すなわち江戸期の全ての時期にわたって中小規模の鉱山が開発されていたことがわかる。むしろ、その開発の中心は 18 世紀以降にあったようにさえ見える。

ところで、諸国産銅が大坂に送られる際には、ほとんどの場合荒銅の形をとり、大坂の銅吹筒によって製銅され、銀の含有がある際にはそこで抽出された。一部の銅山では、比較的早い時期から、山元でも銅鉱石からの金銀の抽出が行われていたというが、技術の上で劣っていたとみえ、それらの銅鉱石も大阪の銅吹屋で銀絞りが行われたという。ところが、18 世紀の半ば頃には、洗練された選鉱・製錬技術が、大坂以外の地でも行われるようになったのであった。たとえば秋田藩では、1773 (安永 2) 年、江戸から平賀源内と吉田理兵衛を招聘して、院内銀山や阿仁銅山を視察させ、鉱山開発についての意見を求めている。吉田理兵衛は石見銀山の山師であったが、当時は勘定奉行所へ水抜き普請の出願をす

るために江戸に逗留中であつた。兩名を秋田に招くべく、江戸で兩名と交渉にあつた秋田藩士太田伊太夫によれば、理兵衛は、その前年多田銀銅山を見分した際に持ち帰った鉾石を示しつつ、「(多田山は)銅山ニハ無之全銀山ニ御座候、然ルヲ何ツノ頃ヨリカ銅山と唱ひ過り、一偏ニ銅ヲ主意ニ吹上候事故あたら銀勢を皆焼捨申事ニ候〔()内筆者注；以下同じ〕」と述べ、さらに「御国元(秋田)之銅山も皆々銅ニハ有之ましく、其内ニハ銀ヲ主ニ吹立候而、宜鉛も可有之鉛ニ而初ニ見分ケ置候而銅ヲ主ニ吹立候而宜キハ銅ヲ主ニ吹立て、銀吹ニいたし候而宜キハ銀ヲ主ニ吹立候ヘハ無益ノ費無御座候」とも主張したという³⁴⁾。吉田理兵衛の技法による銀絞は十分な成果をあげることができなかつたようで、その翌年の1774(安永3)年には、当時銅吹屋を廃業していた大坂の銅吹商人大坂屋から手代および、「細工人」、すなわち製錬技術者を派遣させた³⁵⁾。この際にも、江戸において平賀らを招聘する労をとつた太田伊太夫が大坂へ赴き、大坂屋に対して技術者の派遣を要請している。太田伊太夫は、当初より銅鉾石から銀を抽出する技術を秋田へ移転するべく活動していたと思われる。この経緯について、大坂屋善右衛門は、「内分ニ而何卒密々ニ秋田へ細工人指下し候様取計ひ世話致候様、御内々ニ而御願ニ付、細工人共御国(秋田藩)へ指下シ候ハハ竿銅共随分出来候義ニ候ヘハ年来之吹屋仲間家業ニ放れ候程之事故、難渋ニ候ヘハ、中間(仲間)へ対し不義理ニ候」と述べている。大坂からの技術者の派遣が内密に運ばれた様子がうかがわれる。派遣された技術者によって、まず阿仁銅山のうち、真木山銅山において銀絞りが試され、成果が確認された上で、米代川にその支流藤琴川が合流する付近に立地する荷揚場村(現能代市)に籠山銀絞吹所が設置された。この場所は米代川の舟運によって、阿仁銅山で産出された銅を搬入するのに適していたのに加え、周囲の山林から焼木・木炭を、藤琴村から鉛を得ることができた。この吹所は、幕末まで存続した。近代以降も同じ場所に加護山製錬所が設置され、最終的には1894(明治27)年まで操業された。

関東地方においては、幕府御用銅山であつた足尾銅山が、山元での丁銅や、時期によっては輸出用の棹銅の精製を認められるなど、特別な位置にあり、江戸には足尾銅山会所が設置され、銅集荷などの業務を行っていたが、18世紀を通じて甚だしく衰退し、会所も1801(享和元)年に廃止された。これと入れ替わるように1796(寛政8)年、江戸本所横川町(現東京都墨田区)に設置された古銅吹所は、その名の示すとおり、本来は市中の古銅を買い集める機能を負っていたが、幕末頃には天領の銅山から荒銅を買い入れるようになった³⁶⁾。江戸に近い越後国や岩代国会津地方などで、盛んに旧坑の再開発や新たな鉾脈の開発が行われたのは、こうした動きとも関連していたと推測される。これまでに確認され

た例に関してみれば、その開発には山師の他、江戸や関東地方の在郷町の商人が関与していた。たとえば、越後国魚沼郡の上田銀山(現新潟県魚沼市)は、元禄期頃までは高田藩や幕府によって経営されていた時期もあったが、それ以後は付近の芋川村や大湯村(以上2村とも現魚沼市)の有力者らによって稼行された³⁷⁾。化政期以降には江戸や関東の町場出身の山師や金主が関与することが多くなっている。1825(文政8)年から上田銀山の森田鋪の開発が、小出嶋村の阿達久五郎・大湯村の桜井利兵衛によって行われたが、この開発には、江戸の金山師山村徳市郎が金主として資金を供給していた。上田銀山の鉱脈は会津側の檜枝岐村(現福島県南会津郡檜枝岐村)からも、白峯^{しらふ}銀山として開発されていた。1847(弘化4)年に白峯銀山の問掘を行ったのは信州松本の水野国蔵という金掘職人であり、この他に江戸本所新坂町の山師、阿部八太郎や、金主として江戸深川八右衛門新田の竹野銀蔵、同じく江戸深川元町の青柳忠兵衛が参画していた。嘉永期から万延期にかけては、下野国佐野天明町の正田利右衛門が上田銀山において鉛山を経営したが、この人物は、同時期に会津領の会津郡叶津村(現福島県南会津郡只見町)・大沼郡玉梨村(現福島県大沼郡金山町)などでも鉛山を経営するなど、広域を股に掛けて鉱山開発に関わっていることが確認されている。

第2章 注

1) ここでは、正院地誌課編(1982)を参照した。

2) これらは1890(明治23)年に帝国大学図書館に移管されていたが、関東大震災により大部分が焼失し、現在ではわずかに残存するものや各県、市町村に所蔵されていた草稿や写しが確認されるのみで、全国を概観することは不可能である。そこに収められている鉱山は、「日本地誌提要」のものとは必ずしも一致していない。たとえば、「上野国郡村誌」には利根郡藤原村(現群馬県水上町)に銅山と鉛山の記載があるが、「日本地誌提要」には、同村の銅山についての記載はあるものの、鉛山の存在は記載されていない。「日本地誌提要」では、利根郡戸倉・土手・越本村(いずれも現群馬県片品村)の入会地にあるとされている金山や甘楽郡後賀村(現群馬県富岡市)の銀山は「郡村誌」には記載がない。さらに、記載されている内容もかなり異なっている。「郡村誌」の類では、前出の上野国利根郡藤原村の例をあげれば、「銅山 高老町廿間周囲拾二町、村ノ西北宇宝川ニアリ、発見廢坑等年月詳ナラズ、且出鉱質等伝ナシ」「鉛山 旭ヶ岳ノ東脚湯ノ沢中ノ尾根ノ

- 麓ニアリ，宝川ノ西方ナリ，弘化四年領主土岐美濃守頼之之レヲ試掘セシガ尋テ休山ス」の如くである。
- 3) 細谷(1978 : 200-209).
 - 4) 明治5年3月25日布告，太政官布告百号。明治期の鉱業関連法令に関しては，石村(1960)を参照した。
 - 5) 向原町誌編さん委員会編(1989)。
 - 6) ①美東町教育委員会編(1974)。②成羽町史編纂委員会編(1996)。
 - 7) 小葉田(1973 : 342-393)。
 - 8) 小葉田(1973 : 4)。
 - 9) 小葉田(1973 : 521-522)。
 - 10) 萩(1996 : 149-156)。
 - 11) 小葉田(1973 : 524-526)。
 - 12) 萩(1996 : 147-149) 。 なお，佐渡・生野・石見などの銀山が悉く衰退の極みにあった19世紀前半の時期に，院内銀山は当時の日本の銀山ではもっとも多くの銀を産出した。1817(文化14)年以降，院内銀山は直山とされ，年間金2～3万両前後の収益を得ていたと推測されるという。萩(1996 : 198-205) 。
 - 13) 萩(1996 : 29-33) 。
 - 14) 高柳・石井編(1934 : 892)。
 - 15) 田中(1986 : 186)。
 - 16) 萩(1996)。
 - 17) 岩手県編(1972 : 1084-1136)。および，麓(1964 : 152-202)。
 - 18) 小葉田(1973 : 6-7) 。
 - 19) 住友家文書「銅異国売人数拾六人之年来之覚」〔住友修史室編(1956 : 10-12)，同家文書 正徳2年6月「銅吹屋拾七人之名前」(住友修史室編(1956 : 17-24))〕。
 - 20) 住友史料館編(1991 : 解題)。
 - 21) 三井金属修史委員会編(1970)。
 - 22) 小葉田(1993)。
 - 23) 江戸期における銅の産出や輸出銅の確保，大坂への為登銅については，小葉田(1973 : 31-37) に詳しい。
 - 24) 小葉田(1993 : 751-769)。
 - 25) 高柳・石井編(1936 : 814-817 ; 1942 : 580-581)。

- 26) 小葉田 (1993 : 578).
- 27) 西木村郷土誌編纂会編(1980 : 62-63, 111-115)を参照のこと.
- 28) 藤里町誌編纂委員会編(1975:16-18, 525-548)を参照のこと.
- 29) 大館市史編さん委員会編(1983:382-386)を参照のこと.
- 30) 角館誌編纂委員会編(1967:254-286)を参照のこと.
- 31) 協和村郷土誌編纂委員会編(1968:107-210), 西仙北町郷土史編纂委員会編(1995:330-338)を参照のこと.
- 32) 鳥海町史編纂委員会編(1985:646-654)を参照のこと.
- 33) 八森町誌編集委員会編(1989 : 483-512)を参照のこと.
- 34) 工藤由四郎編(1962 : 400-404).
- 35) 秋田県編(1963 : 383-403).
- 36) 小葉田淳 (1993 : 175-177).
- 37) 上田銀山に関する以下の記述は、小出町教育委員会編 (1982 : 216-217, 229-234).

第3章 武蔵国秩父郡中津川村における小規模鉱山の開発

第1節 中津川村における鉱山開発の展開

(1) 江戸初期における中津川村の金山開発

秩父地域の西端に位置する中津川地区は、1889(明治22)年に大滝村に合併されるまでは独立した一村をなしていた(図3-1)。周囲を両神山、白泰山など標高1,000mを越す高峰に取り巻かれ、耕地が分布するのは集落周辺のわずかな平坦地に限られていたが、この村では17世紀末以降にはほぼ30戸弱が維持されてきた。周囲を取り巻く広大な山域の諸所から得られる豊富な森林資源が、村の存続に寄与していた。

広大な山域には金属資源も埋蔵されており、これらの鉱床が少なくとも江戸初期には開発されていた。中津川付近の地質はおもに古生層から成る。それらが石英閃緑岩など中生代以降の火成岩類によって貫かれる付近に、有用な金属鉱物の鉱床が生成されている¹⁾。詳細にみると、北西から南東方向へ3筋の石灰岩の層が走り、南西から北東の方向へ延びる石英閃緑岩の層がこれを貫いている(図3-2)。それらが交わる6カ所のうち、5カ所に鉱床が確認されている²⁾。1カ所は中津川集落に接する中津・大黒鉱床である。他の4カ所はいずれも北部の小神流川流域に分布しており、南から和那波鉱床、六助鉱床、石灰沢鉱床、赤岩鉱床とよばれている³⁾。

残る1カ所は、中津川集落の最西端から約3km西に隔たった宇大冠^{おおかみむら}付近にあたるが、地質調査からはここに鉱床は確認されていない。しかし、かつてはここでも鉱物が採集されたことをうかがわせる伝承が残されている。同村の名主を世襲した幸島家^{さしま}は、下総国猿島郡から出て、金・銀・銅・鉄などの探索を行いつつ小神流川を遡り、峠を越えて中津川の地に至ったとされている。この家の先祖が最初に土着したのは大冠であり、その後現在の中津川集落の所在地に移ったというものである⁴⁾。

さて、幸島家には、19世紀半ばの文政～天保期頃の当主、喜兵衛が記した「鉛山記録」という古文書が伝えられている⁵⁾。これは、喜兵衛が鉱山稼行に関与した文政期から幕末頃までを中心として、中津川村で行われた鉱山開発について記されたものである。江戸初期の金山開発については、次のように記されている。

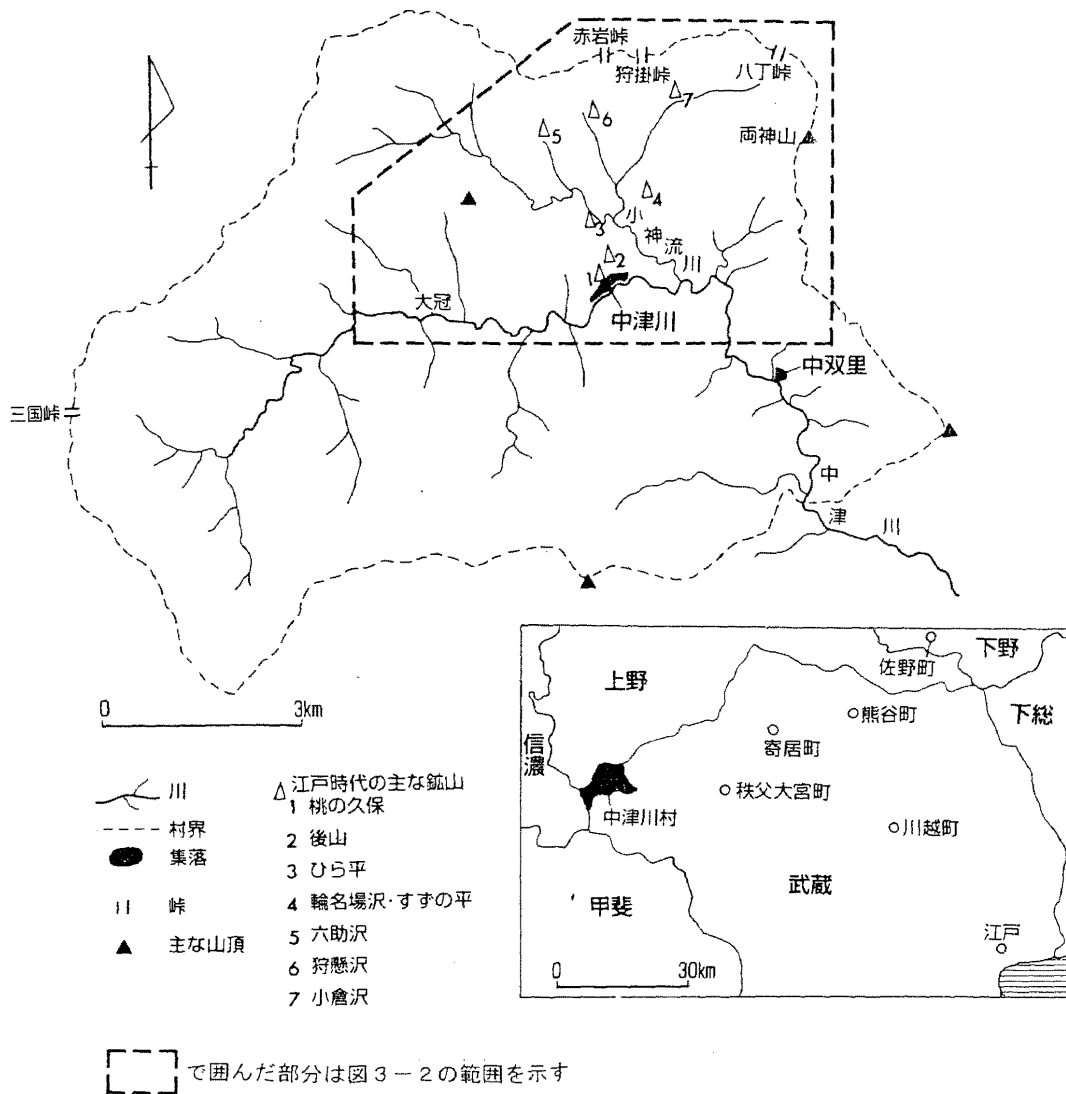


図3-1 研究対象地域

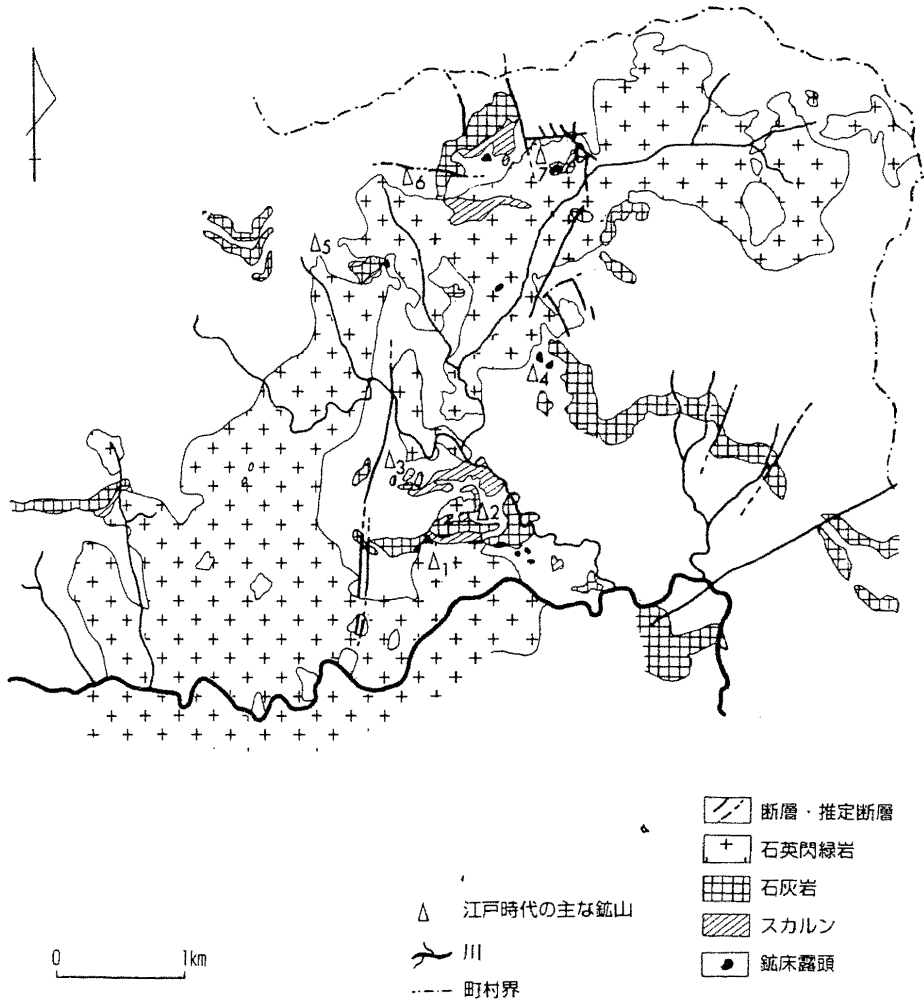


図3-2 中津川周辺の鉱床

((株)ニッチ内部資料を基に作成。)

(注) 主な鉱山の番号は図3-1に対応する。

慶長十三、十四年等は字桃の久保・高根迄数ヶ所にて大金掘出し大盛也、中にも麓の間歩、老荷=付砂金九歩掛り大直り、然る所金坪江水湛候=付大切水抜相附る、是は登戸金山権現の脇也、六九のかせ八拾四間掘入、金主ハ江戸日本橋土屋六兵衛八百兩掘入、手薄故休山（後略）

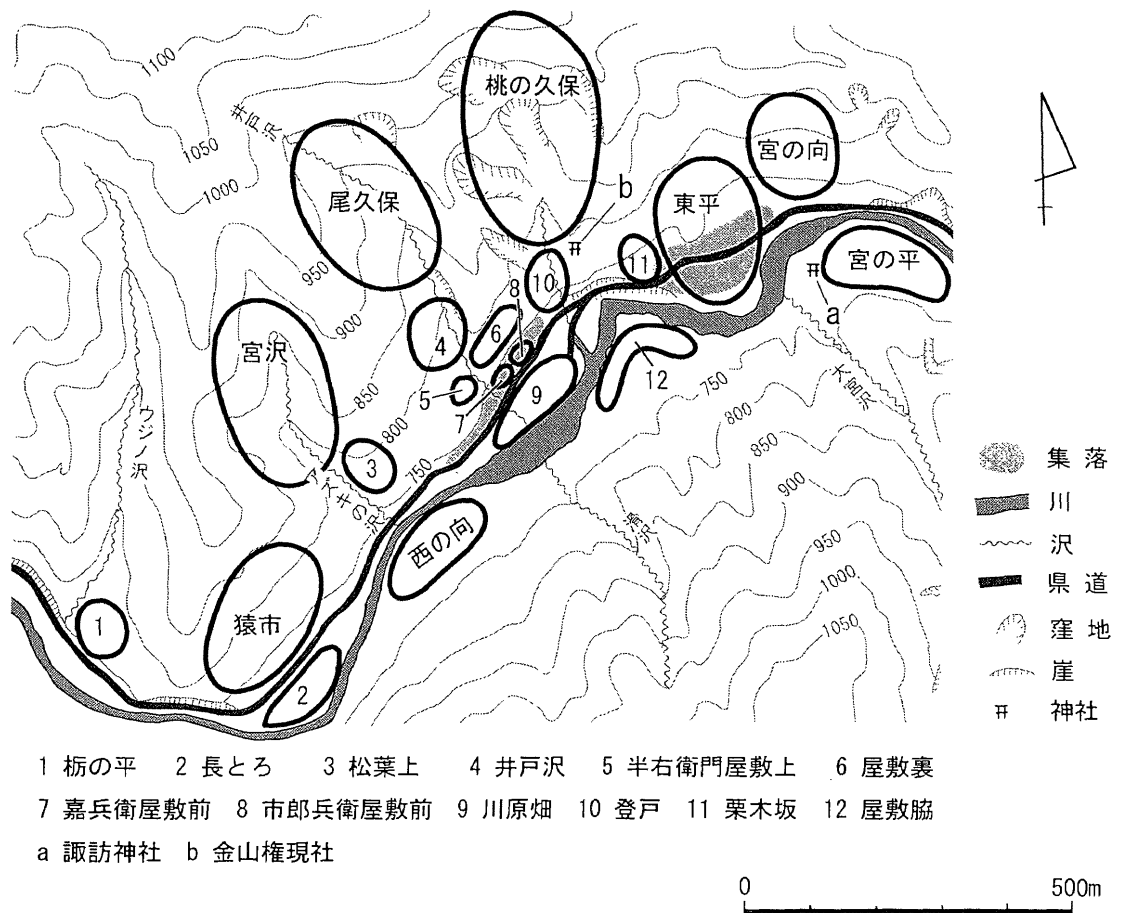
「桃の久保」は中津川集落の中ほどにある字地名であり、「高根」はそこを上った尾根筋付近を指す（図3-3）。登戸金山権現は「高根」へ上る坂道の取り付きにある。桃の久保や高根の辺りでは、近代以降も試掘や黄鉄鉱の採取が行われたこともあって、江戸期の旧坑は確認できないが、付近に、「ハッケンナガヤ」、「カジヤバタ」など、金山との関わりを想起させる通称地名がある。また、金山権現の脇の坂道をやや上った辺りには阿弥陀堂がある。代々2家で村の名主を務めた幸島家、逸見家^{へんみ}の屋敷も桃の久保の近くにあった。このように、中津川の集落は桃の久保の金山を中心として成立したと考えられる。

史料や口承伝承、地名や景観などからみて、中津川には、16世紀末～17世紀初頭に繁栄した金銀山の多くにみられた「鉱山町」が形成されるまでには至らなかった。それでも、金山の開発に伴って村外の諸所から人々が集まってきたことが、伝承や記録からうかがわれる。

まず、両神山から延びる尾根を隔てて中津川村の東側に展開する小森川筋には、中津川村や桃の久保の金山との関連を語る伝承が多く遺されている。たとえば、小森川が薄川に合流する薄村薬師堂組（現秩父郡両神村）には、桃の久保の金山を稼行したという家があった。

前沢藤十郎御預所武州秩父郡薄村太市奉申上候、同御預所同州同郡中津川村字桃ノ窪之儀、先年私当六代以前茂木次郎兵衛と申者見立相稼、其後江戸表日本橋本石町土屋六兵衛と申者相稼（後略）

この史料は、当時の茂木家^{うらぶ}当主の太市が、1784(天明4年)、桃の久保において金山の試掘を代官所に出願した際の願書である⁹⁾。ここには、桃の久保の金山を見立てて稼行したのは、茂木家の先祖であった旨が述べられている。茂木家は、1598(慶長3)年の「薄村中郷地詰検地帳」に名請人として記載されているが、他の名請人がすべて名前¹⁰⁾で記載され



- 1 柄の平 2 長とろ 3 松葉上 4 井戸沢 5 半右衛門屋敷上 6 屋敷裏
 7 嘉兵衛屋敷前 8 市郎兵衛屋敷前 9 川原畑 10 登戸 11 栗木坂 12 屋敷脇
 a 諏訪神社 b 金山権現社

図3-3 中津川集落付近の地名

（「中津川村検地水帳」に記載されている地名を幸島家文書「寛政3年中津川村絵図」
 および聞き取りによって比定）

ているのに対して、茂木家のみは「もてき」や「茂木」などと姓で記載されており、村内において特別な立場にあったことがうかがわれる⁷⁾。

薬師堂組は、後北条氏時代の西秩父地域における物資の集散地のひとつであり、定期市も開催されていた。組の名称ともなっている薬師堂は真言宗四阿山法養寺に付随するものである。法養寺は後北条氏の祈願寺のひとつであり、薬師堂には北条氏邦より寄進された薬師十二神将像が納められている。この薬師堂をはじめ、小森川流域には、中津川村との関連を伝えられる宗教施設が数多く存在する(図3-4)。堂^{どうじょう}上集落には、中津川から来たといわれる薬師堂があるが、この薬師堂は「薄村の薬師堂の姉」であるという伝承がある。大堤集落の諏訪神社は中津川村から移転したと伝えられている。中津川村には寺院がなく、村民のほとんどは同集落の曹洞宗庭水山宝正寺の檀家であったが、この寺も諏訪社と同様、もと中津川村にあった堂が移転したものと伝えられている。名主の幸島家は村で唯一、薬師堂組の法養寺の檀家であったが、このことについて幸島家では、後北条氏の被官であったためであると伝えている。以上の伝承からは、江戸期以前において、桃の久保の金山から産出された金が薬師堂の地へもたらされていたことがうかがわれる。

この他にも、三山村^{さんやま}(現秩父郡小鹿野町三田川)の近藤家が、江戸初期に中津川村の金山開発に関わったという話を伝えている。同家はまた、甲斐武田氏の家臣であったとも伝えられている。秩父地域は、甲斐武田氏の金山であった甲斐国黒川金山(現塩山市)や信濃国長峰金山(現長野県南佐久郡川上村)などと峠をはさんで表裏の関係にあり、戦国期には、黒川金山の金山衆が秩父地域の鉾山を開発したといわれている⁸⁾。幸島家とともに中津川村の名主を世襲した逸見家は、甲斐国早川流域を中心とする逸見筋の出身であると伝えている。さらに、真偽のほどは明らかでないが、中津川村が信州北相木村(現長野県南佐久郡北相木村)と対立関係にあり、幸島家当主が鉢形城へ出仕している間に村が焼き討ちにされた、という話が「鉛山記録」に載せられている。16世紀末には、後北条氏領と武田氏領との交錯する地でもあった中津川の金山に向けて、甲州や信州からの人の流れもあったことがうかがわれる。

さて、前に引用した「鉛山記録」や茂木家文書の願書には、桃の久保金山の水抜き間歩の金主として江戸日本橋の土屋六兵衛という人物の名がみられる。茂木家文書には「日本橋本石町^{ほんごくしやう}」と、その居住地がさらに詳細に記録されている。これらの史料からは、土屋による水抜き間歩敷設は、慶長期の盛山の直後のことのようにも読めるが、本石町の町名は、寛文年間、神田に「新石町」が形成されて以後、従来の「石町」から改められたとされる

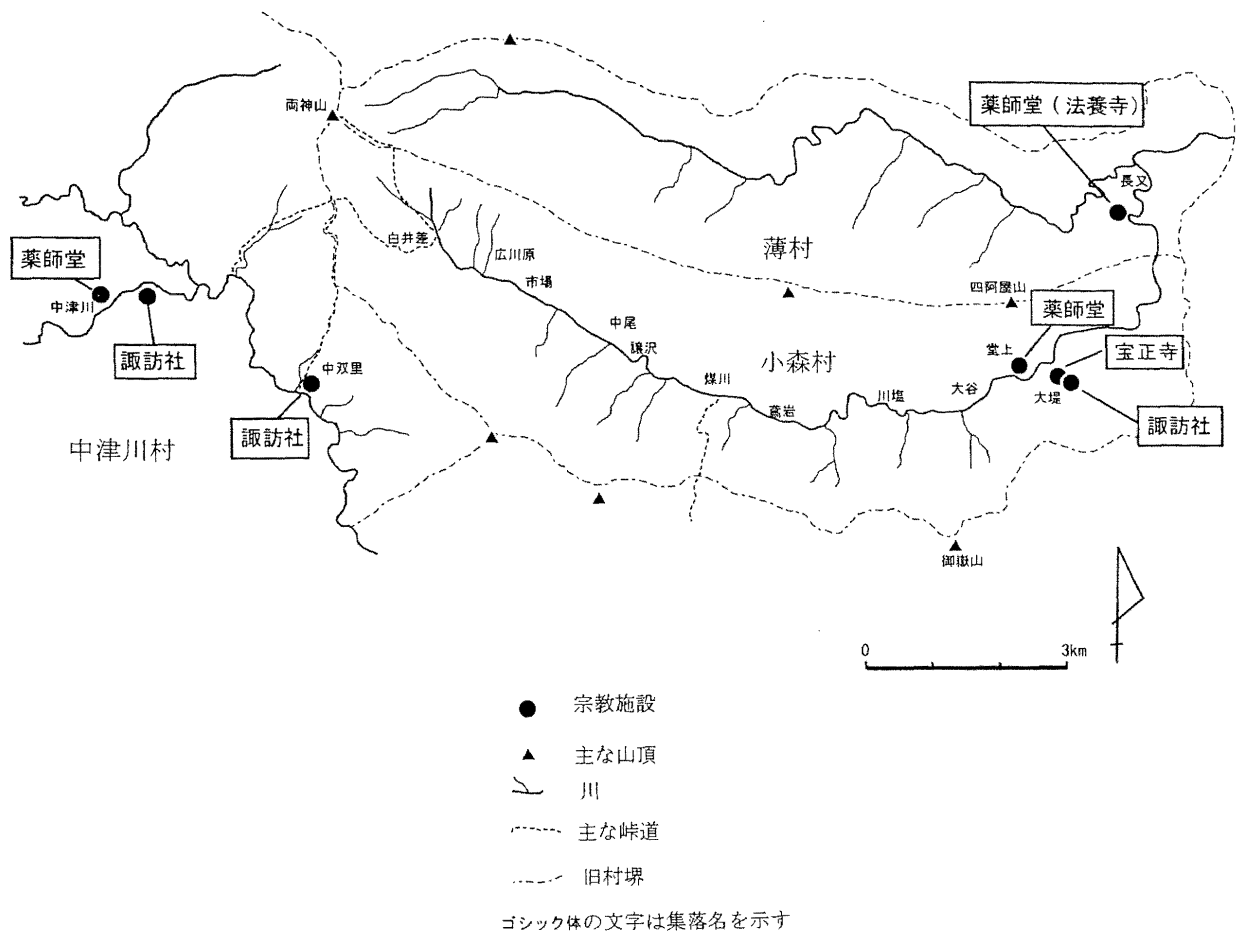


図3-4 小森川流域の宗教施設

ことからみて、寛文期以後のことであろうと考えられる。本石町は、文禄期より御金改役として小判、一分判の検定極印、包封をつかさどった後藤庄三郎役所の在った本町一丁目に隣り合っていることから、土屋もあるいは鉱物に関係する者であったかとも思われるが、同時にこの町は江戸でも有数の商業の中心地でもあった。いずれにしろ、17世紀半ば頃には、江戸における消費状況が秩父地域の森林資源に影響を及ぼすようになっており、土屋を金主とした水抜き普請が行われたのが寛文期頃であっても不自然なことではない⁹⁾。

(2) 江戸中後期における銀鉛山の開発

中津川村の鉱山開発では、戦国期～江戸初期にはもっぱら金の採掘が目的とされたが、江戸中期以降にはまずその再開発が行われ、続いて銀や鉛の採掘へと目的が移った。それにとまって開発の対象となる地域も集落中央部の字桃の久保から、村北部の小神流川流域へと移動した(図3-5)。断続的で、しかもそのすべてが成功を収めたわけではなかったが、江戸中後期における中津川村の鉱山開発には、2つのピークがあったことがわかる。そして、それらをはじめ、中津川村で鉱山開発が行われた時期は、いずれも第2章においてみた、全国的に鉱山開発の機運が高まっていた時期と一致していた。

まず、18世紀初頭には桃の久保金山の再開発が試みられた。17世紀初頭に盛山であった諸国の金銀山の多くは、湧水や坑道が深部に達したことによる掘進のコスト高などのために17世紀半ばまでには著しく衰退していたが、この時期には排水坑の掘削などが行われ、積極的に坑の復興が図られた。また、全国で銅山開発が盛んに行われるようになった17世紀後半には、中津川村でも1711(正徳元)年に桃の久保金山の旧坑に溜った水を全てくみ出すという再開発計画が実行された。秩父地域ではそれ以外にも、延宝期～元禄期に古大滝村の妙法鉱山の再開発が行われている。

18世紀半ばは、新たな鉱山の試掘などが多数行われるなど、中津川村における鉱山開発が活性化した時期であり、江戸中後期における鉱山開発の1つめのピークであったといえる。鉱業技術史においては、この時期は、採鉱や冶金の技術に関する著作が多く著されるなど、技術の普及が進んだ時期と位置づけられている¹⁰⁾。この頃には、金山の再開発に加えて集落北部の小神流川流域における銀・鉛山なども開発の対象となった。中津川村における鉱山開発活性化の口火は、1765(明和2)年から1774(安永3)にかけての平賀源内の手による金山・鉄山の開発によって切られた。その当時、江戸を中心に本草学が流行し、

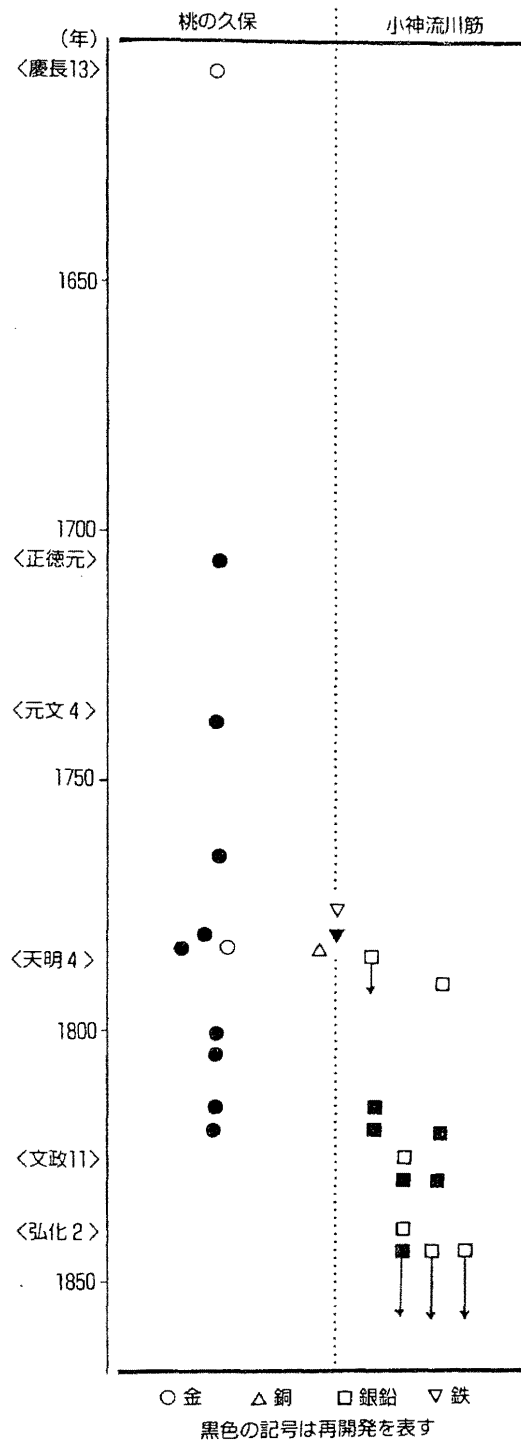


図 3 - 5 江戸時代の中津川村における鉱山開発
 (幸島家文書, 逸見家文書, 山中家文書より作成)

諸国の物産を展示した物産会が催されたり、物産を書き上げた書物が発行されるなどしたが、平賀は本草学者として、すでに世に知られた存在であった。1763(宝暦13)、平賀は本草学の書物、『物類品隲』を監修しているが、そこには秩父の金が載せられている¹¹⁾。平賀が中津川村の金山に注目していたことがわかる。平賀源内による金山、鉄山の開発はいずれも成功をみななかったが、この一連の事業を契機に、さまざまな人々によって鉱山開発が行われるようになった。

2つめのピークは、1820年代～50年代にかけての時期である。この時期における中津川村の鉱山開発の特徴は、18世紀後半のように多数の開発主体によって多件の開発が試みられたのではなく、少数の開発主体によって、比較的長期間、安定して鉱山が経営されたことであった。

第2節 江戸中後期の中津川村における鉱山稼行形態の変容

(1) 金山師仲間による小規模な鉱山開発

ここでは、1つめのピーク、すなわち18世紀半ばにおける鉱山稼行の形態についてみることにする。中津川村の鉱山開発では、まず「問掘」が出願された。問掘は幕府に運上を納め、150日間、200日間などと期間を区切って採掘を行うものであった。問掘の結果、安定した鉱物の産出が見込まれるようであれば、本来は産出量に応じた運上を納めて行う「本稼」が出願されることになっていたが、たいていの場合、日限に到ると「継願」をくり返し提出して問掘が継続された。

問掘の出願者は、「稼人」「山先」などとよばれ、鉱山開発の中心となった。実際には、開発が個人によって行われた事例はほとんどなく、複数の者が主体となった場合が多かった。また、中津川村の鉱山開発主体のうちには、江戸居住の者が多くを占めた(表3-1)。

次に掲げるのは、1740(元文5)年の金山再開発に際する、稼人仲間の証文である¹²⁾。

表3-1 中津川村鉱山の開発主体

年次	鉱種	稼人(居住地)	備考
1739(元文4)	金	新井忠左衛門(江戸本所) 幸島喜兵衛(秩父郡中津川村) 渡辺五兵衛・葦塚利助・ 浅見孫三郎・内田甚兵衛(以上4名?)	金山師 名主
1765~1768(明和2~5)	金	平賀源内(江戸神田白壁町) 中島利兵衛(那賀郡猪俣村)	野中組名主
1772~1774(明和9~安永3)	鉄	平賀源内(江戸神田白壁町) 岩田三郎兵衛(秩父郡久那村)	名主
1781~1782(天明元~2)	鉄	貞七(秩父郡野巻村)	名主
1782(天明2)	金	長嶋屋五兵衛(江戸横芝町) 塩物屋弥惣次(江戸品川町) 塩物屋文次郎(江戸品川町)	
1784(天明4)	銅	名古屋玄庵(江戸瀬戸物町) 松屋惣兵衛(江戸関口水道町) 伊兵衛(江戸横山町与兵衛店) 長兵衛・弥惣次・安五郎 (以上3名 下総国海上郡飯岡浜)	
1784(天明4)	金	茂木太市(秩父郡薄村)	薬師堂組名主
1784(天明4)	金	幸島喜兵衛(秩父郡中津川村)	名主
1783~1793(天明5~寛政5)	銀鉛	幸島喜兵衛(秩父郡中津川村) 孫十郎・伊惣次(秩父郡中津川村) 名古屋玄庵(江戸瀬戸物町) 要助(江戸八丁堀) 島野喜十郎・新四郎(以上2名?)	名主
1790(寛政2)	銀鉛	松四郎(秩父郡中津川村)	百姓
1800(寛政12)	金	幸島喜兵衛(秩父郡中津川村) 逸見重左衛門(秩父郡中津川村)	名主 名主
1806~1808(文化3~5)	金	幸島喜兵衛(秩父郡中津川村) 逸見繁八(秩父郡中津川村) 伴右衛門(秩父郡古大瀧村) 太郎兵衛・源次(秩父郡新大瀧村)	名主 名主
1816(文化13)	金・銀鉛	幸島喜兵衛(秩父郡中津川村) 原太夫(秩父郡本野上村) 善吉(江戸本郷)	名主
1819~1822(文政2~5)	金・銀鉛	幸島喜兵衛(秩父郡中津川村)	名主
1820(文政3)	銀鉛	佐右衛門(秩父郡中津川村)	百姓
1820(文政8)	銀鉛	幸島喜兵衛(秩父郡中津川村) 小池甚助(江戸本所) 高澤鉄五郎(江戸浅草) 宮原弥五兵衛(江戸湯島) 桜井新助(江戸湯島)	年寄 金主 金主 金主 金主
1823(文政11)	銀鉛	茂市(秩父郡中津川村)	百姓
1823(文政11)	銀鉛	金子三郎右衛門(上野国川俣宿)	商人・金主
1839~1843(天保10~14)	銀鉛	幸島喜兵衛(秩父郡中津川村) 弥兵衛(奥羽国)	年寄 金掘
1845~1859(弘化2~安政6)	銀鉛	炭屋平兵衛(江戸日本橋通油町) 伊勢屋平作(江戸品川町)	商人・金主 商人・金主
1845~1859(弘化2~安政6)	銀鉛	正田利右衛門(下野国佐野天明町)	商人・金主

(秩父市中津川 幸島家文書・逸見家文書・山中家文書より作成)

注:稼人の居住地や備考の欄に示した職分などは、基本的に史料中の記載に従った。また、居住地欄の(?)は居住地不明を示す。

相定申中間証文之事

一、武州秩父郡中津川村金山水抜普請内証山入方金銭御寄合御統被成候筈ニ約束仕候、依之水抜・煙抜普請成就仕、出金盛ニ罷成候ハハ御公儀様御運上金ハ不及申ニ諸色山入用金引取、残而徳分如何程金高ニ有之候共七ツ割内式ツハ金山師新井忠左衛門取、残而五ツ之所各々五人ニ而尅ツ宛御取被成候筈ニ相定申所実正ニ御座候、向後中間之内相互ニ無違論、金山ニ付如何様之儀出来候共中間和談之上違乱無之様ニ取替所持仕候、為後日連判証文仍如件、

元文四年未二月

中津川村金山師

本所町一丁目 新井忠左衛門 印

中間 渡辺五兵衛 印

〃 蕪塚 利助 印

〃 浅見孫八郎 印

〃 内田甚兵衛 印

中津川村

幸嶋喜兵衛殿

この証文によれば、共同開発者のそれぞれは開発に必要な金銭を持ち寄り、産出した金から利益が得られた際には、運上や必要経費を差し引いた上で7等分し、新井忠左衛門がその内の7分の2を、渡辺以下の5名が各々7分の1ずつを得ることになっていた。

新井忠左衛門は、金山師という肩書きを持ち、「鉛山記録」にも、幕府より諸国鉦山の見分を命じられたわくや藤左衛門という人物の手代で、会津出身の新井弥市という者の子分であった旨が記されている。新井忠左衛門はこの開発の中心となっていることからみて、配下に職人を抱え、ある程度の経営資金を用意することができる者であったと推測される¹³⁾。渡辺以下「中間」とのみ記されている者も、幸島家を除き、おそらくは江戸居住の金山師ではなかったか、と考えられる。

仲間の実態については、やや時期が下るが、1825(文政8)年のひら平鉛山の事例から、

若干詳しくうかがうことができる。このとき、江戸本所濱屋敷の小池甚助・浅草東中町の高澤鉄五郎・湯嶋五丁目の宮原弥五兵衛・湯嶋天神下の桜井新助の4名が、幸島喜兵衛と連名でこの鉛山の開発を出願した。開発についての取り決めは、さきにみた1740年の7名の場合とほぼ同様であった。すなわち、喜兵衛を含む5名は稼行に必要な資金を負担し、鉱物の販売によって得られた利益の5分の1ずつを得る、というものであった¹⁴⁾。この時の問掘では鉛500貫目(約1,875kg)が得られた。この時の仲間には、鉱物を扱う商人は含まれていなかったとみえて、幸島喜兵衛が、産出された鉛の売却先を求めて江戸へ出向き、問屋へ売却する交渉をまとめている。しかも、「鉛山記録」に、旧来からの鉛問屋が高値での買い入れを受け入れなかったため、新興の地廻り問屋へ売り渡すことにした旨が記載されているのは興味深いことである¹⁵⁾。江戸周辺地域における生産物を買付け、新規の商人が江戸にあり、生産者は旧来の流通経路に乗らずに、少しでも自己に有利な売買を行うことが可能になっていたことが知られるからである。

また、「鉛山記録」には、ひら平鉛山の継問掘出願の際、小池甚助らの他に、江戸芝七曲の長倉蔵之助、本郷春木町の苗正右衛門といった者が鉛山の稼行を所望した旨が記されている。そこでは、それぞれを「芝連」「本郷連」、さらに小池らを「本所連」と称しており、いずれも複数の者で構成されていたことがわかる。「鉛山記録」によれば、かつて芝連は桃の久保金山、本郷連は後山銀鉛山などの問掘の仲間となっていたが、当時、ひら平の見込みが高かったのでこれに乗り換えようとしたものであるとされている。この記述からは、天明期に幸島家が出願した金山や銀鉛山の開発の際からすでに彼らが関わっていたことがうかがわれる。鉛山の見分に訪れた岩鼻役所の手代も交えた談判の結果、「職人茂大勢召連、物毎便利」という理由で、長倉の「芝連」がひら平鉛山を稼行することになった。長倉は、かつて矢筈銅山なる鉱山を稼行し、当時は芝の能役者宅に寓居していた旨が「鉛山記録」に記されている¹⁶⁾。当時、江戸の諸所にこうした金山師たちが居住していたことがうかがわれる。

(2) 江戸とその地廻りの商人の鉱山経営進出

「鉛山記録」には、「金主」「銀主」などとされる者がしばしば登場する。これらは、その名の通り、開発のための資本を拠出する者であったが、その役割は時期により変化をみせた。

1784(天明4)年の銅山開発の際に、稼人の名古屋玄庵らから金主に宛てて入れられた一札によれば¹⁷⁾、開発に先立って稼人は金主から「山方地代」として金15両、「願入用金」として金15両を受け取っており、その他稼行に関わる諸入用金も金主が負担することになっていた。そして、産出された鉱物はすべて金主方へ引き取り、鉱物を売って得られた利益は2等分して半分を金主、残り半分を稼人4名が受け取るようになっていた。こうしたあり方からみて、この時の金主は、鉱物を集荷することを目的とした商人であったと推測される。1785年～1793(寛政5)年の小神流川流域における銀鉛山開発においては、江戸八丁堀の近江屋勘兵衛という者が金主となっている。この事例に関しては、稼人と金主との間の取り決めの詳細を知ることのできる史料が遺されていないが、その居住地や屋号からみて、やはり商人であったと思われる。

平賀源内の金山開発の際の仲間であった中嶋利兵衛は、「金元」をつけるよう再三にわたって平賀に申し入れたが、平賀は、金元をつけては徳分が減ると主張して譲らなかったという¹⁸⁾。ここにいう「金元」は金主と同義であろう。一方、中嶋利兵衛の言動からは、開発の成果をより確実にするために金主が必要であるというのは、地元住民においては、ほぼ常識と考えられていたことがうかがわれる。前にみた1825(文政8)年のひら平鉛山開発における江戸本所の金山師連中について、「鉛山記録」には、「此節金主者内仲間同前ニ取極掘割致候」とあり、喜兵衛は「金主」という捉え方をしていることがわかる。

19世紀になると、こうしたあり方が変容した。金主がより積極的に鉱山稼行に関与するようになったのである。たとえば、1828(文政11)年には、上州邑楽郡川俣宿(現群馬県邑楽郡明和町川俣)の金子三郎右衛門という者がひら平鉛山開発の金主となったが、この時、金子より幸島家の喜兵衛へ渡された議定の一部には次のようにある。

宇 毘羅平銀鉛山 巻ヶ所

ノ本行

右之場所貴殿御願濟被成置候処、此度及対談右山一式引請、諸入用無差支出金行々広太之御宝山ニ取立可申候、然ル上者山先歩之義、出金ニ不拘銀鉛出高十分ノ一無相違時々相渡可申事(後略)

宇ひら平の銀鉛山は、当初、喜兵衛によって代官所へ問掘願が提出されていた。この取り決めによって、銀鉛山の経営のすべてが金子三郎右衛門によって請け負われ、喜兵衛

は「山先」として、鉛産出高の10分の1を得る立場となった。

同年、中津川村の茂市が見立てて出願した字六助沢の銀鉛山も同様な取り決めのもとに開発されることとなった。この鉱山の金主となったのは、ひら平の金主をつとめた三郎右衛門の居住地、川俣宿の隣村であった上州邑楽郡梅原村（現群馬県邑楽郡明和町梅原）の直七であった。邑楽郡川俣宿は、日光脇往還（館林道）の宿場であり、利根川水運の河岸でもあったことから、商業活動が盛んであった。梅原村はその東隣に位置しており、直七も何らかの商業活動を通して財を成した者であろうと考えられる。

中津川村の鉛山が有望であることがわかってくるにつれ、江戸やその周辺の居住者が、より直接的に鉱山経営に関わろうとするようになった。1839(天保10)年に発見されたひら平の新鉱脈の事例では、その過程をみることができる。この鉱山は喜兵衛によって問掘願が出願され、鉱脈の発見者であった奥羽出身の^{かなほり}金掘職人弥兵衛によって稼行されていた。その後、江戸品川町裏河岸の伊勢屋平作と通油町炭屋平兵衛が金主となった。伊勢屋平作は江戸の古銅吹所の御用達であり、1853(嘉永6)年には飛騨国茂住鉛山（現飛騨市神岡町）でも鉛の買い付けを行った記録が残っている¹⁹⁾。

金1両につき鉛5貫500匁(約20.6kg)の割合で鉛を売り渡すことが取り決められ、喜兵衛らは前金として金主から金35両を受け取った。ところが、資金が不足したとして、喜兵衛らは、さらに江戸森下町伊勢屋源次郎、水戸屋源右衛門に出金を依頼したのである。

「鉛山記録」において、喜兵衛は、炭屋らを「買金主」、水戸屋らを「本金主」と書き分けている。「本金主」水戸屋らは、ただちに自らの手代を中津川村へ送り込んで鉱山を稼行し、産出した鉛は山元に積み置かれ、「買金主」のもとへ送られることがなかった。このため、両者の間に争論を生じることとなった。結果は、「買金主」炭屋らが金主を引き受けることとなり、さらに天保14(1843)年3月より稼行された六助沢鉛山の金主ともなった。ひら平は弥兵衛が実質的な稼行を行ったが、炭屋らの下請けと位置づけられ、産出した鉛はすべて「買金主」によって買い上げられることとなった。六助沢には「買金主」が手代を送り込み、直接鉛山の経営を行うことになった。

次に示すのは、1841(天保12)年のひら平稼行に関わる議定証文である。

一札之事

御代官伊奈半左衛門様御支配所武州秩父郡中津川村ひら平銀鉛山問掘之義、貴殿御願立被成候所、諸入用自力ニ難及、則我等山銀主ニ相成候ニ付是迄試掘中から掘出候荒鉛我等引取申候所

相違無之候、若御公儀様御納御買上ケ等ニ被仰渡候ハハ何時成共我等方より御上納可仕候、
元来我等鉛問掘之義ニ付、此後捌方等ニ而茂貴殿方江少も御苦勞相掛ケ申間敷候、為後日鉛引取
方一札如件

天保十二丑年二月

江戸通油町

山銀主 炭屋平兵衛

同品川町裏河岸

〃鉛問屋 伊勢屋平作

右兩人代兼

伊兵衛 印

源 助 印

願人名主 所左衛門殿

喜兵衛殿

山 師 弥兵衛殿

取り決めには、鉛山稼行に必要な資金を支出する代わりに、産出された鉛はすべて金主へ買い取ることが明記された。1840年から1845(弘化2)年までの6年間に、中津川村の鉛山から10,590貫目(約39.7トン)の荒鉛が産出された²⁰⁾(表3-2)。そのうちひら平では、1840年から1843年9月までの間に3,550貫目(約13.3トン)、1843年10月から2,690貫目余り(約10トン)が産出された。1843年9月で区切られているのは、このときに幸島家からの問掘の出願が取り下げられ、改めて炭屋らから本稼が出願されたことによる。六助沢では、1843年3月から1845年までに4,350貫目(約16.3トン)の産出があった。

幕府への上納は、1842年3月までは冥加永として納められていた。例えば、1840年12月中に出願され、下知された100日間の間掘では、永1貫250文が納められていた。ところが、1842年3月に、代官所より通達があり、少しでも出鉛があれば間掘とはならないので、出鉛高の10分の1の運上を納め、本稼ぎとして改めて出願するよう求められた。これを機に、1843年9月に改めて金主の名で本稼ぎが出願されたのであった。

1845年、宇狩掛沢に新たに鉛山が見立てられた。上州山中領新羽村(現群馬県多野郡上野村)名主兵庫と十兵衛の案内で中津川を訪れた数名のうちから、下野国佐野てんみょう天明町(現栃木県佐野市天明町)の正田利右衛門が宇狩掛沢鉛山の金主となり、上州新田郡大嶋

表3-2 中津川村鉛山における荒鉛産出高(1840~1845年)

年月	産出高	内訳
1840(天保11)~	凡3,550貫目	ひら平弥兵衛より購入
1843(天保14)3月 ~1845(弘化2)10月	凡4,350貫目	六助沢手稼ぎ鉛の分
1843(天保14)9月 ~1845(弘化2)10月	凡2,690貫目	ひら平弥兵衛より購入
計	凡10,590貫目	

(逸見家文書「弘化2年 鉛員数書付」より作成)

村（現群馬県太田市大島町）高崎政右衛門，同じく新田郡の川嶋郡介²¹⁾，同国吾妻郡川原畑村（現群馬県吾妻郡長野原町川原畑）五郎左衛門，同郡下澤渡村（現群馬県吾妻郡中之条町下沢渡）清左衛門らが鉛山を稼行する取り決めが喜兵衛との間に交わされ，1847(弘化4)年に5年季の本稼ぎが出願，下知された．正田は，真継家作成の「諸国鑄物師名寄記」にもその名が記される鑄物師であった．また一方では，嘉永期には越後上田銀鉛山（現新潟県北魚沼郡湯之谷村）や会津藩領の鉛山など関東周辺において鉱山開発を手がけており，やはり鉱物の集荷を目的とした商人でもあったと考えられる²²⁾．伊勢屋や正田のような者たちが直接鉱山稼行に乗り出し，産出鉛をすべて入手しようとしたことは，この時期，金属鉱物の需要が増していたことを語っている．前にみた産出鉛をめぐる金主同士の争論もこのことを裏付けるものといえよう．

1859(安政6)年まで3名の金主によって5年季の本稼ぎが繰り返し出願された間に，中津川村での鉱山稼行を所望する者が複数みられた²³⁾．そのひとり，武州埼玉郡不動岡村（現加須市不動岡）の長百姓菊之助は，1850(嘉永3)年にひら平等の鉛からの銀絞りを目論んだが，3金主の拒否に遭った．不動岡村は，埼玉郡周辺の特産であった青縞木綿の集散地であった加須宿に隣り合い，地内の真言宗総願寺の前には門前町が形成されていた．菊之助の訴状は，江戸神田白銀町の上総屋より奉行所へ提出された．彼は不動岡村にあって商業活動に携わり，江戸商人とも取引がある者であったと考えられる．3金主による拒否を不法の挙として代官所へ出訴するなど，積極的に稼行へ向けての取り組みをみせながらも稼行は叶わなかったが，菊之助が出願の際に提出した「積もり書」によって，当時の労働者の賃金水準をうかがうことができる²⁴⁾．

表3-3は，菊之助の目論見における雇用人員数とその賃金を示したものである．この計画では掘大工10人というのが基本となっており，雇用人員数はこれに基づいて割り出したものと考えられる．1ヶ月当りの1人分の賃金をみると，抗内に入る掘大工が金1両3分，堀子が金1両，専門的な技術を必要とする吹大工が金2両と相対的に高給であったことがわかる．これは同時期の会津領の鉛山と比べてやや高額ではあったが，ほぼ同水準であった²⁵⁾．また，1人の掘大工が1日に掘り出す鉛鉱石は，50貫目(約187.5kg)と見積られている．実際には岩盤の状態が大きく影響するであろうが，会津の鉛山の例では，1日に掘大工1人が掘り出す鉱石は40～45貫目とされているのと比較してかけ離れたものではない．このように，決して絵空事とはいえない計画をたてることができたことからみて，菊之助が他鉱山の稼行状況を熟知していたことがわかる．

表 3 - 3 中津川村鉛山職人賃金の見積もり(1850年)

大工・職人			会所・場所出勤之者		
職名	人数	賃金(1月)	職名	人数	賃金(1月)
堀大工	10人	金1両3分	会所詰合差配	5人	金3両
堀子	5	金1両	会所小遣い	3	金1両
鉛荷物運び人足	15	金3分	江戸往復雑用		1日に付、銀6匁
鉋からみ人足	15	金3分	場所取締	1	金1両2分
板取・ざる揚げ	8	金1両	大工諸職人差配	1	金1両2分
岡廻り人足	25	金3分	横目役	1	金1両2分
吹大工	5	金2両	吹所見廻り役	1	金1両2分
吹子差	10	金3分	貫目改役	1	金1両
			舗見廻り役	1	金1両
			金場見廻り役	1	金1両
			岡廻り役	1	金1両

(逸見家文書 嘉永3年「武蔵国秩父郡中津川村鉛堀製仕様帳并入用見積帳」より作成)

3 金主による経営の実態を示す史料はないが、1851(嘉永4)年の史料に記された鉛山周辺の描写からは、鉛山の関連諸施設が山内に広く展開している様子を読み取ることができる²⁶⁾。これによれば、水車小屋を含めた建物が狩掛沢には大小27棟、六助沢には20棟、そしてひら平には15棟が立ち並んでいた。江戸の住人渡邊渉園は、1853(嘉永6)年4月に訪れた狩掛沢の様子を「秩父日記」において描写している²⁷⁾。そこには次のようである。

かくて右の方よりひとすぢの谷水かなしぶににごりてながれいづ。それにつきて行に、かた糸をミだしかけたるやうに滝のたかう落て、道はたえたり。その巖のうえを見あぐるに、藤かづらもてむすびつづけたるかけはしのこぼれたるをめぐらしてわたせり。ふみわたりつつゆけば、ながれにのぞみて板屋たてつづけて、いとむくつけき女どもの、すそみちかうむすびあげて、鉛とつちとをあらひわかす。男ハしのをつかねて火をともし、穴に入りてほり出し、ここにもてはこぶ。

狩掛沢の場所は、現在は鉾滓を投棄した沈澱池となっている。当時は、藤葛を用いた橋などがかけられ、通路が確保され、沢の流れに沿って鉾石を粉砕する小屋が立ち並び、女性労働者によってその作業が行われていたことがわかる。

これらの他に、六助沢の西方の畑窪という場所に新しく発見された鉾脈の開発のために会所、吹小屋、人足小屋など8棟が設置され、川沿いには砂鉛を採集する目的で「出小屋」と称する建物が並べられていた。この他にも材木を伐採する職人のための居小屋や炭焼小屋が建てられていた。職人は各国から集まってきており、その家族を含めた人数は村の人口の5倍であったといわれる。同年の宗門人別帳にみる中津川村の人口は115名であった。この記述に従えば、職人とその家族の人口は500～600人にも及んだことになる。

(3) 中津川村鉾山における技術者・労働者の確保

中津川村鉾山において、鉾山技術者や労働者はどのように確保されていたのであろうか。まず、18世紀後半について、いくつか例をあげてみよう。前にみたように、江戸の金山師連中は、それぞれ職人を引き連れていたと思われる。平賀源内は、金山開発の際には会津から板取(選鉾技術者)を雇用した。続いて行われた鉄山開発においては石見国から鉾職人を呼び寄せている。会津地方には多くの鉾山があった。また、江戸期には、中国山地は日本における製鉄の中心地であった。1781(天明元)年に、平賀の鉄山の再開発を試みた秩

父郡野卷村（現秩父郡皆野町国神）名主の定七は、平賀による鉄山の失敗の原因は、石見国から吹職人を雇い入れたことにあるとして、出雲国から職人を雇い入れた²⁸⁾。中津川鉄山の鉄は鉄鉱石として産出された。石見の職人は砂鉄からの製鉄には通じていたが、鉄鉱石からの製鉄には出雲の職人が長じている、というのが定七の主張であった。必ずしも的を射た意見とはいいがたいが、この頃には、平賀のように鉱山の経営や技術についての知識を修得した者はもとより、地方の有力農民までもが技術の体系を意識していたことがわかる。

1784年、金山開掘を出願した幸島家の喜兵衛は金掘人夫の雇用方法について、まず人夫頭を会津で雇用し、その頭に30～40人の人夫を集めさせると述べている²⁹⁾。また、1800（寛政12）年の金山再開発は旧坑に溜まった土砂の浚渫と水抜き坑道の掘削のみの、ごく小規模なものであったが、足尾銅山から5人の金掘職人が雇用された³⁰⁾。

19世紀半ば頃には、他国出身の労働者が中津川村で死亡し、村地内に埋葬された例が数件確認できる。その際、関係者より村に、地内への埋葬の許可を求める以下のような一札が入れられた³¹⁾。

一札之事

此度比良平鉛山、当十三日大工掘子都合六人鋪入いたし候処、鋪内へ砂石崩落、通行埋塞候ニ付隣山大工掘子中迄一同早速欠附、鋪口掘浚見届候処、四人者奥深逃退無難ニ凌居候得共、外式人之内耆人者即死いたし、耆人者一昼夜介抱いたし候得共是迎茂終ニ養生不相叶、相果申候、右ニ付国方身寄之もの井友子一統相談之上、当村御地内江葬置度連印之一札差上申候、此死失人ニ付重而御損御難渋少茂相掛申間敷候、為後日如件

嘉永四亥年三月十五日

越後国神原郡飯田村出生	掘子死去	米 蔵
引請人	同国同村親類	石 蔵
奥州伊達郡川又村出生	掘子死去	伝 吉
引請人	同国同村親類	長五郎
比良平山在居鉱掘大工		亀之助
同山検断		国 松
同山請負人		長左衛門

中津川村

名主 所左衛門殿

御役人中

右之通り相違無之候間、奥印仕、後日御村方江御有難相掛申間敷候、以上

隣山六助沢 友子

弥惣次

	頭	養 助
同狩掛沢	友子	清 助
	頭	茂 吉

表3-4はこうした史料をもとに、死亡した者やその関係者の出身地を摘出してまとめたものである。この表によると、東北地方の出身者が多かったことがわかる。中には、羽州秋田郡阿仁銅山や仙台領細倉鉛山といったように、明らかに他の鉱山の出身である例があった。越後国の出身者も比較的多くみられる。狩掛沢鉛山の稼人であった正田利右衛門は、会津領の鉛山や越後国上田鉛山の経営もほぼ同時期に行っていた。このことを考慮すれば、それらの鉱山からの技術者・労働者の移動があったことは十分に考え得る。また、中津川村、三山村、上州浜平村（現群馬県多野郡上野村）など鉱山周辺の集落の出身者も散見される。すぐ近隣に身寄りがあると思われる周辺集落の出身者の名前は多くはみられないが、少なくとも幕末期には、これらの集落からの労働者がこの表から読み取れる以上にあったと考えるのが自然であろう。また、採鉱や製錬には関わらなかったものの、河原沢村（現秩父郡小鹿野村三田川）や小森村（現秩父郡両神村小森）の百姓たちの中には、鉱山から小鹿野町の荷継ぎ問屋までの鉛荷物の運搬を請け負った者があった。

嘉永期のものと思われる鉛継ぎ問屋の名前を記した覚書には、小鹿野町岩田三郎兵衛、寄居町大谷孫兵衛、小川町大沢次衛門、川越町釜成屋卯吉、新川岸炭屋利衛門といった名前がみられる（図3-6）³²⁾。岩田家は小鹿野町の町年寄で、金主の元から鉛山会所への諸賄金も、同人方にて取り扱われていた。江戸末期には、鉛荷物は小鹿野、寄居を経て小川へ出され、そこから川越まで陸路で運ばれ、川越からは新河岸川の舟運を利用して江戸まで運ばれたようである。

小鹿野町までの運送は河原沢村の村民が請け負った。河原沢のなかほど、龍頭神社の付近に継ぎ場が設けられ、ここまで河原沢村の村民が8貫500目入りの鉛荷物を小津川から背負い出し、ここからは馬によって小鹿野まで運ばれた³³⁾。狩掛沢・ひら平から荷継ぎ場までの背負い賃は銭450文と鰹8文、小鹿野までの駄賃が124文であった。六助沢からは、やや遠距離となるため、背負い賃が50文増しと定められていた。

表3-4 中津川村内鉱山労働者の出身地(1828~1852年)

旧国名	出身地	人数
出羽国	山本郡野代村	1
	秋田郡阿仁銅山	1
	秋田郡小沢銅山	1
	秋田郡銅山	1
	秋田郡伏見村	1
	秋田郡升田村	2
	秋田郡仲浪村	1
	川辺郡和田村	1
	秋田	4
	最上	2
陸奥国	米沢	2
	仙台細倉山	1
	仙台	4
	伊達郡半田村	2
	伊達郡川又村	1
越後国	南部	1
	蒲原郡鹿瀬村	1
	蒲原郡白山村	1
	蒲原郡飯田村	1
武蔵国	蒲原郡下小松村	1
	秩父郡中津川村	1
上野国	秩父郡三山村	1
	甘楽郡浜平村	1
	碓氷郡後閑村	1
越中国	利根郡湯原村	1
	新川郡天神村	1
飛騨国	新川郡黒沢村	1
	高山三福寺村	1

(幸島家文書, 逸見家文書により作成)

注1: 死亡した鉱山労働者を村内に埋葬する許可を求めた願書などの史料に記された死亡者およびその関係者を、史料に記された出身地別にまとめた。したがって、中津川村内鉱山における労働者すべての出身地を明らかにしたものではない。なお、関係者とは、史料に立会人などとして記名、加判をおこなった鉱山検断や友子などである。

注2: 出身地名は史料中の記載に従った。

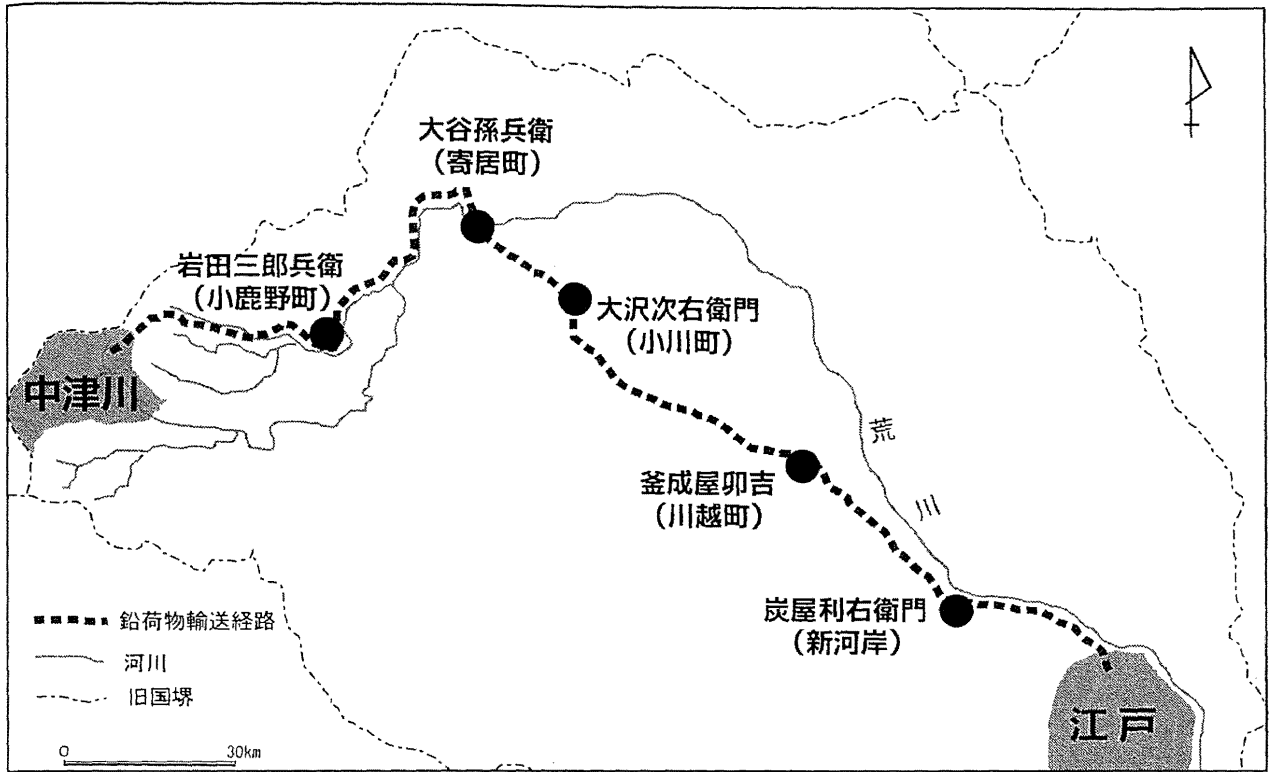


図3-6 江戸末期における中津川産鉛荷の荷次問屋
 (逸見家文書「覚」より作成)

第3節 村と鉱山開発

(1) 鉱山開発への村民の積極的関与

前節までにみてきたように、江戸中後期における中津川村での鉱山開発には、18世紀半ばと19世紀半ば頃の2つのピークがあり、それぞれ異なった経営形態がとられた。ここでは、中津川村の村民は鉱山開発をどのように捉え、どのように関与してきたかについてみることにしよう。

18世紀半ば頃における中津川村の鉱山開発では、秩父地域の居住者が鉱山の経営に関与した例がみられた³⁴⁾。平賀源内の金山開発における那賀郡猪俣村（現埼玉県児玉郡美里町）の中嶋利兵衛、同人の鉄山開発における同郡久那村（現秩父市）の岩田忠左衛門などである（表3-1参照）。これらはいずれも各村の名主などを勤めた秩父地域の有力者であった。これらの者は、開発資金の提供の他、代官所への諸届けや村方との交渉を担ったものと考えられる。中津川村の名主、幸島家と逸見家も、この時期に行われた鉱山開発では、経営に積極的に関わった。

幸島家は、1739(元文4)年の桃の久保旧坑の再開発に参加し、平賀源内が鉱山開発を試みた際には屋敷地内に逗留させ便宜を図るなど、かねてより村内の鉱山開発には深い関わりを持ってきたが、天明期以降の主要な鉱山開発には必ず参加していた。1784(天明4)年には、喜兵衛が桃の久保の新規金銀山の問掘を出願しており、1785(天明5)年～1793(寛政5)年の小神流川流域の銀鉛山の開発においても問掘を出願して願人となり、稼人仲間に名を連ねた。逸見家では、嘉兵衛が1785年に甲斐国河浦村銀山（現山梨県東山梨郡三富村川浦）、1790(寛政2)年に村内字明神之脇銀鉛山を見立てている。

名主2家以外にも鉱山業に積極的に関与した村民があった。百姓伊惣次は、1788(天明8)年、1歩1厘の配分を受け取る条件で喜兵衛が出願した銀鉛山の稼ぎ人仲間に加わった。伊惣次は自らも探鉱を行っており、1784年には上野国浜平村の百姓万右衛門所有地に銀鉛山を見立てていた。百姓松四郎は、1790年に小神流川流域字六助沢銀鉛山を見立てている。これらはいずれも村内では有力者といえる立場にあった。伊惣次は、名主嘉兵衛と組んで村内や藤倉村など近隣の村の山で材木・板稼ぎを行っていた。また、松四郎も信州方面と商売を行っていた。

それ以外の村民は、村を媒介にして、間接的に鉱山開発と関わった。具体的には、山域からの鉱山への必要物資や用地の供給であった。ほとんどの鉱脈は、村民の入会利用の場

であった「百姓稼山」に存在しており、炭や薪の原木や小屋掛け等に用いる材木はそこから供給されたため、開発主体が鉱山を開発するには、村と関わりを持たざるを得なかった。

鉱山の開発にあたって、稼ぎ人は村と事前に稼山の利用について取り決めを結んだ。その取り決め内容の一例として、1784年からの銅山開発の際の炭木・薪木・小屋木の供給に関する取り決めの内容を表3-5に示した。これによれば、100日間の問掘期間中に炭山として字栃平が、薪山として字向山を利用する権利が、それぞれ金3両、2両で村から稼ぎ人へ売り渡される取り決めであった。売り渡された範囲は境木によって明確に他の山域と区切られ、その範囲内においても梅、樅、栗、朴は伐り取らない取り決めであった。これらの樹種は村民の山稼ぎに用いられる原木であった。また、小屋掛けの材木の代金として金5両2朱が支払われている。材木は小屋の最寄りの場所から得ることになっていた。この場合も村民の山稼ぎに用いられる樹種の伐採の禁止などの条件があった。小屋を建てる場所としては小神流川流域の字きみの平が指定されていた。この場所は平賀源内の鉱山開発他2件の開発においても小屋場地として利用されていた。

この取り決めの翌年の1786(天明6)年1月に、村民17名が代官所へ銅山稼ぎ人を訴え出るという事件が生じた³⁵⁾。この訴訟からは、鉱山開発に百姓稼山の利用のあり方が反映されていたことが窺われる。その訴訟文書に記されている銅山稼ぎ人の不法とは次のような内容であった。

- ①村に無断で名主嘉兵衛の所有地と百姓稼山の一部を掘り崩した上、地代を一銭も支払わなかったこと。
 - ②きみの平に定められた小屋場地に小屋を建てず、名主喜兵衛の所有地を金10両で借用し、ここに小屋を建てたこと。この場所は御巢鷹山の付近であったため、鷹が巢を結ばなくなってしまった。
 - ③薪炭供給林として売り渡されたのは字向山と栃平の2ヶ所であったにも関わらず、これら以外の久保尻山で村に無断で伐採を行ったこと。しかも、取り決めで禁じられた栗を残らず伐採した。
- ①は舗口の地代を支払うという先例が無視されたことに対するもので、②③は前年の取り決めの無視に対する不満であった。また、名主喜兵衛他8名の村民が銅山稼ぎ人から内々に利得を得ていた疑惑があることも訴えられた。御年貢上納地を掘り崩した、あるいは御巢鷹山に悪影響を及ぼしたなどと銅山稼ぎ人側の不法が強調されているが、村民が代官所へ求めたのは、「前書名前之者共(銅山稼ぎ人3名、中津川村名主喜兵衛他8名)被召出

表 3 - 5 銅山稼行に用いる森林資源等に関する取り決め

○炭 山…字 栃 平 1ヶ所／代金3両

○薪 山…字 向 山 1ヶ所／代金2両

東西南北の境目の印を立木に付けること。

境木を越えて木を伐採せぬこと。

人足共へ間違いの無きよう言い聞かせること。

柁・樅・栗・朴は伐らぬこと。

○小 屋 3軒／小屋掛木代金5両2朱

・石砂焼場小屋1軒 (1間×12間)

・からうす場小屋1軒 (2間×3間)

・銅吹小屋1軒 (2間×2間)

小屋入用の材木は百姓稼山の内、最寄りの場所から得ること。

柁・樅・塩地・桂・栗・朴は伐り取らぬこと。

屋根吹板は、追って数量を確認の上、代金の相談をすること。

川くるみ他、木の皮を剥き、葺板などにせぬこと。

小屋がさらに増える場合には、その都度相談の上、代金を決めること。

(逸見家文書、天明5年「差出申一札之事」より作成)

御吟味之上、右久保尻山代金、栗代金相済候様被仰付被下置候ハハ難有奉存候」ということであつた。銅山稼ぎ人への稼行停止の要求ではなく、山代金や木代金の支払、そして独自に稼ぎ人から利得を得た村民が糾弾されていたことから、村民が鉱山開発から得ることのできる金銭を重くみていたことがわかる。同時に、ここからは森林資源の維持・保全に対する村民の強い関心を読みとることができる。

(2) 鉱山稼行の背景としての森林資源利用

中津川村における鉱山開発は、村民の主たる生産の場であつた村共有の山域において行われた。したがって、前にみたように、鉱山業が村民の生業に影響を及ぼすこともあつた。鉱山業が新たな収入の途を創出することもあつたが、鉱山開発は断続的に行われたものであり、それに依存するわけにはいかなかつた。ここでは、村における森林資源の利用を中心とした村民の生業のあり方を明らかにしつつ、その中に鉱山業がどのような位置を占めていたかについて検討することにする。

まず、中津川村における森林資源の位置づけについて概観しておこう。1697(元禄10)年の検地によって検出された中津川村の耕地・屋敷の反別は9町5反7畝5歩であつた。これは、名請人23名に対してはきわめて少ない値であつた。内訳は、屋敷2反1畝11歩、中畑1町3反8畝9歩、下畑6反2畝9歩、下々畑が7町2反4畝15歩、そして上木畑が1反10歩と、石盛の低い下々畑が大半を占めていた。しかも、耕地の大半は、名主2家によって占められていた(図3-7)。元禄検地の際の検地帳によれば、名主の幸島家(所左衛門)と逸見家(嘉兵衛)が村内で特別な立場にあつたことは一目瞭然である。これに対して、他の村民はきわめて零細であつた。

検地以前には、中津川村における土地のすべては、いずれかの名主によって所有されており、他の村民は両家から土地を借りて耕作などを行つていた。検地を機に、両家に従属していた者が分付百姓として検地帳に載せられることとなつた。この際、分付百姓には、分け与えられていた土地の所有者として検地帳に記載された代わりに、幕府に納める年貢高永100文につき永30文の増し銭を添えて分付主に差し出すこと、分付主に対して「大草」と称する労働供与を行うことが義務づけられた。大草は本村の分付百姓の場合、1年に8人という取り決めで、この他に年玉として、串柿や塩の類、春秋各3升づつの穀類を納めることも取り決められていた。この取り決めによって、分付百姓がその分付主に対して無制限な労働供与を行うことは無くなり、自立的な生産に従事することができるように

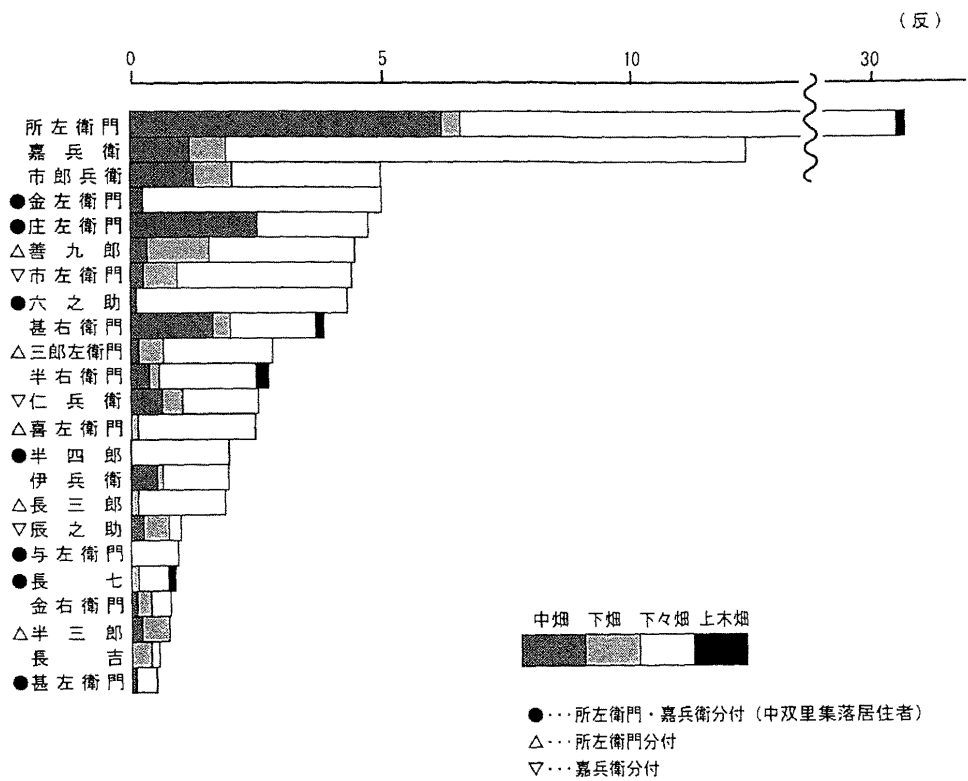


図3-7 元禄検地にみる中津川村民の所有耕地反別

(逸見家文書 元禄10年9月「武蔵国秩父郡中津川村検地帳」より作成)

なつたと考えられるが³⁶⁾、軽い負担ではなかつた。

耕地の貧弱さを補つたのが山稼ぎであつた。年貢について記した1697年の「覚」には、山稼ぎについて次のように記されている。

(前略)

一、永老貫三百拾壹文 山役錢

是者中津川白井差兩所ニ而家數三拾壹軒之者共先前より山稼仕、笹板・挽板・桶木・鞘木・椀挽物・羽子板又者岩茸等ヲ取、同郡小鹿野道法八里余之難所、尤牛馬之通路も無之候ニ付、男女背負出し、雜穀・代替渡世送り一日暮しの体ニ御座候得ども右為山役錢高老石ニ付永百文宛申付如斯ニ御座候、

(後略)

中津川村とその枝郷、白井差では、笹板・挽板といった板材などが生産され、人の背で小鹿野町に運んで売却することによって生計をたてていたことがわかる。永1貫311文の山役錢は、村から納める年貢の半分に相当した³⁷⁾。村には30株の百姓株があり、おおよそ各家が1株ずつを所有した。この村では、一人前の百姓であることは、山稼ぎを行う権利をもつことを意味していた。所有耕地の多寡にかかわらず、各家はそれぞれ同額の山役錢を負担した。たとえば、1745(延享2)年の「年貢取立帳」によれば、中畑6反3畝12歩、下畑3畝、下々畑2町8畝18歩、上木畑1畝28歩、屋敷3畝28歩を所有した所左衛門の負担した畑方永は516文1分5厘であり、中畑4歩、下畑6畝12歩、下々畑2反5歩、屋敷9歩を所有した儀左衛門の畑方永は1文3分2厘と大きな差があるが、両者とも山役は等しく永38文であつたことがわかる(表3-6)。

山稼ぎは村民が共有した「百姓稼山」で行われた。高請された耕地は集落付近のわずかな部分に分布するのみで、山林が大部分を占めていた。大滝村の土地台帳によれば、大字中津川分の総面積は約15432.7haであつたが、1890(明治23)年の時点で、そのうち約15394.2haが山林地目であつた。明治10年代の成立と考えられる中津川村の絵図³⁸⁾には、私有地、共有地、および官有地が色分けされて描かれている(図3-8)。これによれば、中津川、中双里の両集落の周辺に私有地が集中している。それらの場所は、その字地名が元禄10年の検地帳にみられ、1791(寛政3)年の村絵図に描かれた高請地の場所とほとんど一致することから、それらが江戸時代の村民の高請地であり、それらを取り巻く「共有地」の大部

表3-6 中津川村所左衛門組における年貢負担(1745年)

(単位:文)

	中畑	下畑	下々畑	上木畑	屋敷	上木	口永	山役	山役貫
所左衛門	184.00	29.00	321.00	2.90	22.00	1.25	5.50	38.00	9.00
松之助	15.70	4.50	43.60	0	3.30	0	2.31	38.00	9.00
儀左衛門	5.50	15.70	25.74	0	1.86	0	1.32	38.00	9.00
三左衛門	0	0.15	2.25	0	1.86	0	1.55	38.00	9.00
清兵衛	0	0	0	0	0	0	0	38.00	9.00
貞右衛門	4.20	0	8.00	0	1.92	0	0.43	38.00	9.00
久兵衛	0	2.90	15.00	0	66.00	0	1.22	38.00	9.00

注:上木とは楮・桑などの商品作物であったと考えられる。これに対する年貢は、上木を作付する畑、すなわち「上木畑」の反別に対して賦課されたものと、畑の畔に植えられた上木の束数に対して賦課されたものがあった。

(幸島家文書 延享2年「丑ノ御年貢取立帳」より作成)

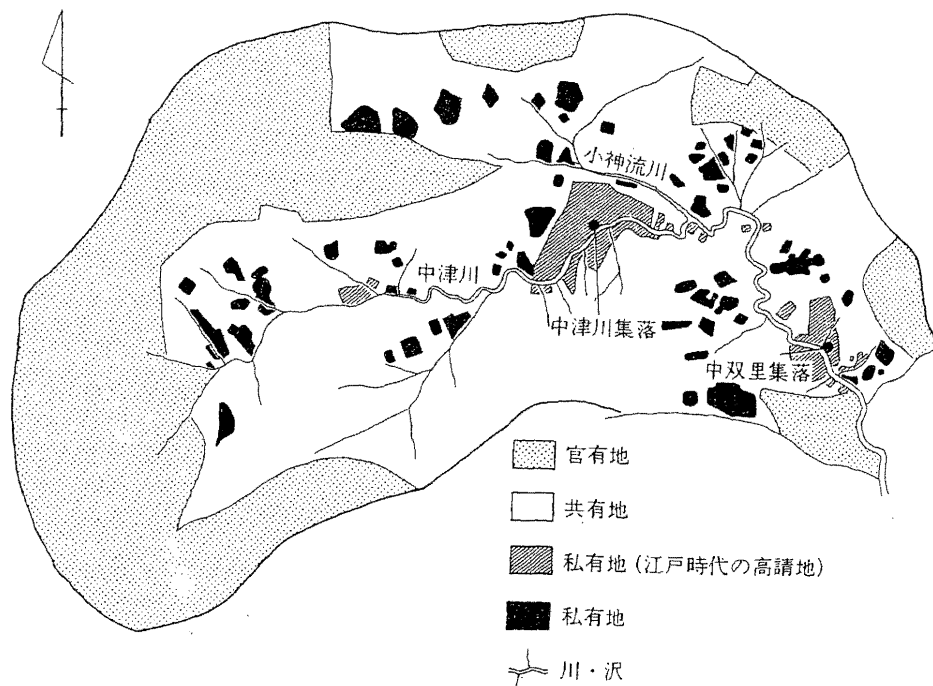


図3-8 明治10年代における中津川村の土地所有形態

注：1) 基にした絵図の距離関係は正確ではなかったため、縮尺を示すことはできなかった。

2) 江戸時代の高請地は、元禄検地帳と寛政3年村絵図を参考にした。

(大滝村中津川幸島敬一家所蔵「中津川村絵図」より作成)

分が百姓稼山であったと考えられる。共有地をさらに取り巻くように存在する官林は、幕府の御林や御巢鷹山の系譜を引くと考えられるが、隣村との境界係争地も官林に編入された例があり、明確な範囲は確定できない。江戸時代には、百姓稼山の範囲は「居村より1里半」とされ、それより奥山が御林とされていた³⁹⁾。

百姓稼山は秩父郡小森村、新大瀧村、古大瀧村や上州の山^{さんちゅう}中領などにも存在し、これらの村に重要な生活の糧を供給していた⁴⁰⁾。新大瀧村、古大瀧村の両村では、1694(元禄7)年に、居村から1里半の範囲を幕府から百姓稼山として与えられ、それより奥山を御林に取り決めたと伝えられている⁴¹⁾。幕府から与えられたことになってはいるが、この時に改めて山域の利用を保証されたと考えるのが妥当と思われる。大瀧村では、慶長期から延宝期にかけて笹板12,000枚、礼式板124間が「山役」として現物納されたとあり、少なくともこの頃には山の利用が貢納によって保証されていたことが明らかである。先の「覚」の記述からみて、中津川においても検地と並行する形で元禄期に百姓稼山の利用権の保証が行われたのであろう。中津川村では、検地以前には年貢は賦課されなかったが、先に述べたように、名主2家より鷹の巢が上納されてきた。

百姓稼山では、板材等の生産の他に切替畑耕作が行われた。1790(寛政2)年に行われた「伐開畑改帳」⁴²⁾には、百姓稼山内に計109枚の伐開畑が書き上げられており、それぞれに地字と個人の名前が記されている。これらの切替畑の開かれた地字のすべてを確定することはできないが、「赤岩平」「六助沢」「鍵掛沢(狩掛沢)」のように、集落から峰を隔てた小神流川流域にも切替畑があった。『新編武蔵風土記稿』⁴³⁾秩父郡の中津川村の項には切替畑は「焼畑」とあり、その耕作の様子を「焼畑の場所へ廬を結び、季春より初冬に至るまでは、夫妻子母代わるがわるここに移住して、平道又は一里も二里も隔たりたる山の中腹、或は谷間に居れり」と記されている。集落から離れた場所に開かれた切替畑の耕作は、小屋に泊まり込んで行われたものであろう。「伐開畑改帳」の作成の契機は、百姓松四郎が、「自分の所有する切替畑のうちに鉾脈を発見した」として、問掘を出願したため、百姓稼山において村民が耕作を行っていることが露見し、代官所が村民に申告を命じたのであった。これに応じてただちに109枚もの切替畑が検出され、しかもそれぞれの所有者も明記されていたことから、少なくとも寛政期までには、百姓稼山内の切替畑については耕作者に保有権が生じていたと考えられる。前出の図3-8によると、小神流川流域や、両集落を流れる中津川の最上流部、そして中双里集落の対岸では、村の共有地の中に私有地が点在しているのがみられる。これらは現在の地目では山林であるが、1876(明治9)年

の地引帳にはこれらの多くは焼畑と記されており、これらが江戸時代の百姓稼山内における切替畑であったと推測される。

前にみたように、山役銭の負担は、持ち高に関わらず、村民が均等に負担していた。このことから窺われるように、山稼ぎに関する権利は平等とされていた。「鉛山記録」には、百姓稼山の利用について「(百姓稼山において) 檜見付ル人ハ其物勝手=挽板等之稼取、岩茸見当候者ハ其者自由=取之、作物仕附場所見立候得者差を切ると申切開山畑拵へ菜畠に可被成処見付候人者其物所持之積切替畑ト号、外人手入不致見立人=限所持之心得」とある。

また、山稼ぎを行うことができるのは、百姓株1株、すなわち1家につき1名であり、他に労働力を雇用することは基本的に許されなかったが、元禄検地の際の取り決めにより、名主2家には名主の役料として、山稼奉公人を年に2名まで雇用することが認められていた⁴⁰⁾。

百姓稼山で生産された板材としては、先にあげた1697(元禄10)年の「覚」に記された挽板以下の6品目があった。1733(享保18)年の請書には山稼ぎ品目として挽板、笹板、羽子板、桶木、木地挽、木地挽物、鞆木、岩茸、白箸があげられ、俗に「山稼ぎ八色」と称されている(表3-7)。しかしこの時既に木地挽、木地挽物、鞆木は稼がれていなかった。また、1733年の請書に「木拵等=は二日或ハ三日も懸り銭三拾貳文、随分達者成者共四拾文も稼キ、雑穀=取かへ罷帰リ其身壺人之助成=も足り不申候」とあるように、従来の山稼ぎでは十分な収入が得られなくなっていた。これに対して、村では市場での競争力があるものへの山稼ぎ品目の変更を図るべく、代官所へ度々出願した⁴¹⁾。このような出願は宝暦~天明期に多くみられ、1786(天明6)年には遂に品目の変更が許可された(表3-8)。この時期は一般に、諸国で特産物の開発が進められ、商品経済が大きく進展した時期として理解されているが、秩父地域においても、たとえば薄村で1700年代半ば頃から煙草の生産が増加し、小鹿野町に煙草市が立つまでになったという例がみられた⁴²⁾。

この時期には、さらに、名主や一部の有力な村民が他の村民から製品を買い集めて都市の間屋に納めるという仲買商人的な行為が行われたり、他国から職人を雇用して大規模に山稼ぎを行おうとする動きがみられるようになった。これらは、従来の百姓稼山の利用慣行を逸脱するものであった。材木の伐採と江戸への廻材は、すでに17世紀のうちに、奥山の御林などで行われるようになっていたが、次第に百姓稼山でもこれが行われるようになった。このような伐採は、範囲と年季とを限って行われ、「売山」と呼ばれた。18世紀半

表 3 - 7 百姓稼山における取り決め事項 (1733年)

1. 稼品目等について

- ① 挽板 (桂・沢栗・縦・楯) 長さ3~6尺迄
- ② 笹板 (縦・楯) 長さ1尺8~9寸
- ③ 羽子板 (檜・桂・縦・姫子) 近年は稼がず、この代わりとして折敷板長さ3尺を稼ぐ、羽子板を稼ぐ場合には、折敷板は稼がないこと
- ④ 桶木 (檜・楯) 長さ1尺~2尺5寸
- ⑤ 木地椀 (柄・楯) 金元が無いため、享保18年当時は稼がず
- ⑥ 木地挽物 (柄・楯) 享保18年当時は稼がず
- ⑦ 鞘木 (朴) 享保18年当時は稼がず
- ⑧ 岩茸

外

- ⑨ 白箸 (水草・川くるみ)

2. 稼山の範囲

居村よりおよそ1里半

西…桂小屋まで 北…赤岩峠まで
東…高岩(新大瀧村と入会) 南…古大瀧村境

3. 長木は決して稼がないこと、
山稼品も規定の寸尺を超えないこと

4. 稼品の搬出路

- ・大瀧・贄川の方
 - ・白井差より小森村
- 上記以外(信州・甲州など)へは搬出しないこと
他村の者と山稼馴合、御山内へ入り込ませぬこと

5. 信州境の警備を怠らぬこと

6. 両大瀧村との境が入り組んでいるところは互いに調整し、
問題なきように

(幸嶋家文書、享保18年「武州秩父郡中津川村御山内之儀被仰渡御請書」より作成)

表 3 - 8 品目改定後の山稼品目(1786年)

1. 寸 延

- ① 挽 板 (桂・沢栗・樅・榎+赤松・姫子松・朴・栗・黒檜・唐檜・白檜)
長さ6尺～6尺5寸,幅1尺5寸以下,厚さ1寸5分以下
挽板を稼がない場合は先規の通りの規格で羽子板を
稼いでもよい。
- ② 折敷板 (檜・姫子松+榎)
長さ6尺2寸,幅1尺2寸 (小幅,寸短は勝手次第)
- ③ 鞘 木 (朴)
長さ3尺2寸以下,幅5寸以下,厚さ2寸以下

2. 新規品目

- ① 下駄木・棒木 (沢栗・山桐・栗・栃・榎・■・朴・水草・川くるみ)
長さ6尺5寸以下
- ② 鳥 鱗

3. その他

笹板・桶木・木地椀・木地挽物・岩茸・白箸は従来通り勝手次第

(幸嶋家文書,天明6年「覚」より作成)

注: ■印は判読不能の文字を示す。

ば以降にはその頻度も増した。

1732(享保17)年に江戸への廻材を代官所に願い出た大宮町(現秩父市)の五郎左衛門に対して、村は宇ふかだわ、小なめ、大なめ、相原沢、市郎左衛門谷、石舟沢、赤岩谷の立木を5ヶ年季に売り渡し、代金として年々100両が支払われるという取り決めが結ばれた。この時売り渡すことになった場所は百姓稼山の3分の1にあたる。中津川村は「五郎左衛門稼山伐出し相願、相応之木代相渡シ候へハ老若男女共ニ骨折も不仕助成ニ罷成、其上他村よりも大勢入込候へは日雇稼等も有之、外之渡世も御座候而番々聞ニ罷成候」と述べ、代官所へ五郎左衛門の出願を認めてくれるようお願い出ている。材木の伐り出しの技術は秩父地域にはなく、伐り出しは木曾などからの職人によった⁴⁷⁾。このように村外の者に対して売山を行って得た収入は、村民に平等に配分されることになっていた。そのみでなく、日雇稼ぎなどの副収入の道も拓くと村民には期待されていたのであった。

一方で、18世紀半ば頃には売山をめぐる村民の山稼ぎが圧迫されたり、騒動が生じることがしばしばあった。

1760(宝暦10)年に久那村の材木問屋金助ら3名は中津川村の百姓稼山の内、宇若沢において翌年より2年の間、御用木を伐り出す取り決めを村との間に結び、代官所への出願も済ませていたが、金助らはその後一向に入山する様子がなかった。このため村は代金を受け取ることもできなければ、若沢での山稼ぎを行うことができないといった状況になった。これに対して1768(明和5)年に中津川村名主嘉兵衛と百姓由右衛門が金助らへの早々の入山の勧告か、代わりに他の商人へ同所を売り渡すことの許可を代官所に求めた⁴⁸⁾。嘉兵衛らの訴状の中に、金助らが樹木を伐採した跡には、末々山稼ぎの障りにならぬように苗木を植栽することになっていたことも述べられている。

売山はあくまで他村の者に対して行われるべきものであると捉えられていたようで、特定の村民が他村から職人を雇用して大規模に山稼ぎを行おうとした際には、他の村民の抵抗に遭った。次にあげる史料は、その一例である⁴⁹⁾。

差上申済口証文之事

秩父郡中津川村百姓拾八人之者方ノ名主嘉兵衛を相手取、奉出訴候者、山稼致方之儀、当十一年以前卯年滞ニ罷成、其節山稼之儀、所出生之者ハ格別、遠国他村ノ杣日雇木挽等指入相稼不申、緞年季奉公人成とも他村之者之儀者決而相稼候儀不仕筈、惣百姓一同連印之済口証文差上置候処、此度右済口通を相破、名主嘉兵衛儀、遠国他村ノ杣・木挽・下駄挽等相抱、夥敷山稼

仕、稼山伐尽シ難儀仕候間、御吟味之上、先年濟口通ニ被仰付被下度旨、則百姓拾八人ノ嘉兵衛を相手取奉出訴候ニ付、御差紙被下置…（後略）

1769(明和6)年9月に作成された、この濟口証文によれば、名主の一人であった嘉兵衛が、他国より木挽や下駄挽などの職人を雇い入れ、盛大に山稼ぎを行ったことが、稼山の利用に関する村の取り決めに逸脱するものであるとして、中津川村の小前百姓幸八他17名から訴えられた。史料にある「11年前卯年滞」とは、1759(宝暦9)年にも同様の事件があり、その際に、「遠国他村から杣・日雇・木挽などはもちろん、たとえ年季奉公人であっても、他村の者を稼山に入れて山稼を行わせない」旨を惣百姓連印で取り決めており、この度の嘉兵衛の行為はそれに背くものであるというのであった。嘉兵衛はこれに対して、「問題とされている稼ぎは、村内の百姓が稼山で相応の木品を見立て、根伐り角取をした木を、百姓得心の上で代金を支払って私方へ買い取って木挽職人に加工させたのであり、さらに加工品は子供や女人に賃金を支払って背負い出させたので、まったく自分一人の稼ぎというわけではなく、大勢の助力になるものである」と主張したが、11年前の騒動においても同様の論理が否定されている、という理由で、その言い分は退けられた。

他所の商人に木品を売り渡し、諸職人に物資を供給したり宿をつとめたり、製品の運搬を行うなどといったことは、村民には基本的には歓迎されていたように思われる。しかし、他所の商人が一定の場所を専有しながら一向に稼ぎに取りかからなかったり、著しく大規模に山稼ぎを行うなど、村民の予想外のトラブルが生じることもあった。また、村民の間では利用は平等に行われるべきということが強く意識され、特定の村民が、他所の商人と同様の山稼ぎを行おうとしたり、それらと馴れ合って自分のみ多くの利得を得るような行為は、強い反発を受けた。村民の鉱山開発に対する態度は、こうした山稼ぎに対するものと大きく異なることはなかったと考えられる。

(3) 鉛山稼行の拡大への村民の対応

すでにみたように、1828(文政11)年には、金主が鉛山を直営するようになった。それまで、しばしば開発の出願者となり、経営に関与してきた幸島家は、「山先」すなわち鉱山の所有者として「山先歩一」を受け取ることとなった。1847(弘化4)年の「乍恐御始末書付願上候」で、幸島喜兵衛は次のように述べている。

江戸町金主方江山方一円相任セ候儀=付、同人代之もの久吉、源助、七之助、長八替り=入山罷在、稼方ハ勿論荷物津出し職人抱入等之手当=至迄一手=差配いたし、私儀ハ吹立之時々立会、貫目相改御上納分一吹=山先分一四貫五百替之積りヲ以代金而已請取一ト吹限直段并貫数等巨細書付、時々受取一札渡置候

鉛の吹立（製錬）の度に産出高を改め、上納高と山先分一を算出することは、喜兵衛によって行われた⁵⁰⁾。上納分一は鍾（鉍石）の産出高の10分の1とされた。「山先分一」は、鍾の産出高から上納分一を差し引いた高の10分の1であった。上納分一、山先分一ともに四五替、すなわち1両=鉛4貫500目の割で換算され、金銭にして喜兵衛に渡されていた。

1845(弘化2)年には、喜兵衛と他の村民との間に争論が生じたが、この争点のひとつに山先分一の村への支払要求があった。村民は、ひら平銀鉛山は百姓稼山にあり、資源を村外の者に利用させることによって生じた徳分は村全体で分配すべきであるのに、喜兵衛一人が徳分を横領していると主張した。喜兵衛はこれに対して、ひら平は自分の伐開畑の内にあり、村に分一を支払ういわれはないと反論した。この訴訟は1847年まで争われたが、結局ひら平鉛山の場所は百姓稼山の内にあることになり、村は「潤助金」という名目の金銭を受け取るようになった。また、喜兵衛への山先分一のうちから年々金30両が村へ支払われることとなった。

この時期には、鉍山の経営に参画した村民はなかったが、金主の下請稼ぎを行うものがあつた。百姓倉次郎、彦助、金左衛門の3名が、1851(嘉永4)年の継年季を機会にひら平の下請稼ぎに加わっている。倉次郎は前節で述べた伊惣次の家系の出身で名主逸見家を相続し、嘉兵衛を名乗った人物であり、彦助は松四郎の家系の者であつた。そして金左衛門は枝郷中双里の永代組頭といった、いずれも村内においては比較的有力な村民であつた。下請稼ぎは、運上その他の資金を金主から供給され、坑道のうちのいくつかの採掘を請け負うもので、産出した鉛の10分の1は金主へ納めねばならなかつた。また下請稼人自身の取り分となつた鉛も、すべて金主へ売り払う取り決めであつた。さらに、小屋場地代として金2分、ねば土（粘土）代として金3分、薪炭代として金3両を、年々金主に支払わねばならなかつた。もっとも、この頃のひら平鉛山は既に衰退に向かつており、狩掛沢、六助沢の両鉛山会所から米の融通を仰ぐほどであり、彼らの下請稼ぎは長続きしなかつた。

18世紀後半同様、鉍山で用いられる薪炭代や地代等が村に支払われた。また、鉛山で賃金稼ぎを行う者もあつたようである。1852(嘉永5)年当時、他の村民と係争を抱えていた

名主幸島所左衛門が、鉦山会所に対し、村民の賃銭稼ぎを差し止めることを要請したため、村民によって代官所に訴えられるという事件があった。この事件は村民が鉛山に関わる賃銭稼ぎを重くみていたことを示している。この時の訴状には、村民の賃銭稼ぎの内容としては、男子による木材の伐採・供給、女子・子供による「すす竹」と呼ばれる竹製の照明用具の販売が記されている⁵¹⁾。坑内外の労働に深く関わっていたとみられる村民もあった。百姓主馬次郎は、狩掛沢鉛山で日雇い稼ぎを行っていたが、その衰退後には飛騨国和佐保銅山（現飛騨市神岡町和佐保）へ出稼ぎに赴いたという記録がある⁵²⁾。

このように村民は、鉦山の稼行によってさまざまな名目で金銭を得ることができた。一方で、鉦山が大規模に稼行された時期には、その割りには村への見返りが不十分であると考えていた。1851(嘉永4)年の「鉛山稼振村方難儀之事」には、次のように述べられている⁵³⁾。

(前略) 鉛山請負人不作法之稼方致候而者村方重々難儀仕候間、金主江能々遂掛合物每相当正路=行届候様可仕、尤此末猥押領相募り候ハハ其筋江以連印歎願仕、平和之有益取極申度奉存候、依之一同相談之上難儀之趣箇條=書記連印致置候、然上者以来金主江馴合一己=談込自分勝手儘之取斗ひ致村方押掠候者有之者重而惣百姓寄合相省急度相糺村法を以仲間吟味可仕候 (後略)

ここで村民は「鉛山請負人不作法之稼方」として、山火事による森林の荒廃や、選鉦や製錬による河川の汚濁をあげて、このように村を荒らしながら、鉛山が「儲徳分壹ヶ月千両金餘茂有之」ほどの盛山となり、森林を広大に伐採している。それにも関わらず、村への支払は当初の取り決めの通り小屋場1ヶ所につき地代金2分、炭薪代金3両、埴土代金2分といったもののみでまったく不十分であり、村に対する誠意を欠いていると述べている。また、同史料には次のようなことも記されている。

(前略) 右大勢(金掘り等鉛山の労働者; 筆者註) 江[酒]肴其外諸品金主共方=而売渡し毎月十二日引替之切手札を以 \wedge 商ひ致し村方者結局不為=相成、(中略) 更=山元村方潤色無之却而難儀出来、此上永年稼方致候而者必至与困窮相嵩百姓相続相成兼歎ヶ鋪奉存候 (後略)

(〔 〕内は史料破損のため筆者の推測による)

この記述から知られるように、鉛山の労働者が、山内で必要とする物資は、山内のみに通用する「切手札」と引き替えに渡されていた。山内のみで通用する貨幣は、佐渡金銀山、細倉鉛山など比較的大規模に稼行された鉱山でみられた。3金主時代の中津川村の鉱山が、かなりの規模で稼行されていたことは、ここからもうかがうことができる。金主によって一括して物資が供給されたため、それらを販売することによって金銭を得ることができないと、村民は不満を述べているのである。

1870(明治3)年から翌年にかけて行われた小規模な試掘の際に作成された「比羅平鉛山御会所用立品覚書」⁵⁰⁾をみると、板材、鋸、ふとん、米、酒、風呂桶などが村民の手によって鉱山へ供給されている(表3-9)。これ以前においても、鉱山稼行が小規模に行われた際には、生活や生産に必要な資材は、村民によって行われたと考えられる。弘化・嘉永期の3金主体制では、村にはこのような収入が見込めなくなったのであった。

さて、安政期に入る頃から鉛山は衰えた。その後も小規模に鉛山の稼行が続けられたが、鉛産出の不振に加えて、折からの諸物価の高騰にも影響され、1872(明治5)年には遂に休山となった⁵¹⁾。この間にも、名主のひとり、嘉兵衛は稼人に資金を貸与したり、江戸へ金主を探しに行くなど鉱山稼行が継続されるよう意を尽くした。村内で鉱山が開発されることは、村にとってはやはり望ましいと捉えられていたことがうかがわれる。

第4節 中津川村鉱山における断続的鉱山開発の地域的背景

この章の終わりに、中津川村鉱山の断続的な開発に、中津川村やその周辺地域の地域特性がいかにか寄与していたか、についてまとめておくことにする。

まず、この地域が江戸に近接していたことが、鉱山開発の遂行に重要な影響を及ぼしていたことを指摘することができる。大都市江戸には、産出された鉱物を買取る問屋や開発資金を拠出する商人が多数あった。鉱物資源の需要が増した時期には、これらが開発者として中津川村を訪れた。また、江戸の発展に対応して、関東地方の諸所の町場には経済力を備えた商人等が成長していたが、18世紀末から19世紀にかけては、これらもまた、中津川村の鉱山経営に関与しようとする動きをみせた。それらの中には、佐野天明町の鋳物師、正田利右衛門のように、実際に鉱山経営に加わった者もあった。中津川村でも比較的有力な者は、鉱山経営に関与した。とくに18世紀半ばの開発においては、秩父地域の他村の有力者とともに、中津川村の名主2家が鉱山の経営に参画した例がしばしばみられた。

表3-9 中津川村よりひら平銀鉛山への用立品 (1871年)

<p>【鉱山の砌】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小鋸1挺 (代金3朱) ・■1挺 (代金2朱) ・山刀1丁 (代金1朱) <p>【4月16日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふとん1つ損料 ・夜着・ふとん (御出役様に付入用品) 2つ1組 <p>【4月22日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米1斗焚鉄釜1つ <p>【4月25日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みそ2貫700目 (金2朱入樽代) ・院元豆2升 <p>【4月11日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙受1斤 <p>【6月5日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米2升焚鉄釜1つ <p>去年より2ヶ年、会所建置候分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸障子34本 ・小風呂敷1つ ・八寸膳2枚 <p>【6月6日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榎8分1間 (代金1分と5匁) <p>【6月8日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱場用たらい1つ (代金3朱と800文) <p>【6月15日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒7升 (代金1両1分1朱) <p>【6月17日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米4升6合 ・水風呂桶 <p>【6月20日】 (11月9日取り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挽割3升 ・挽割2升 (御出役に付) <p>【6月25日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲斐国土酒8升 (代金1両2分と1貫600文) ・飯鉢1つ ・手水たらい1つ (代金1分3朱) ・金1朱 ・300文 ・机2つ <p>【6月26日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩5合 <p>【6月27日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榎8分1坪 (代金1分2朱) <p>【7月2日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金1分 <p>【7月10日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挽割1升 ・挽割1升5合 ・米2升 ・院元豆1升 (御出役様御入用) ・小麦粉1袋 <p>【7月13日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・■3つ (代700文) ・栗8分板2枚 (代金2朱) 	<p>【7月28日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・■1つ (代金1分) ・ござ1枚 (代金1分) ・みそ2貫500目 (代金1両1分) ・5貫100文 ・たち臼きね付 (金1分) ・樽 (金2朱) <p>【8月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下駄1束 (代300文) ・火鉢1つ ・行灯1つ ・煙受盃1つ ・ござ1枚 ・■1つ ・■1つ ・屏風1つ <p>【9月9日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒4升5合 (代金3分と1貫800文) <p>【9月24日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菜大根 (代400文) <p>【9月25日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菜大根 ・竹2本 ・■5升 <p>【10月8日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大根 <p>【10月16日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菜3抱大根5本 <p>【10月28日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒院元豆2升 <p>【11月5日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒5合 (代金1朱と100文) ・大根17本 <p>【11月24日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大根50本 <p>【12月12日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水油2升 <p>【12月13日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米3斗 <p>【12月16日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小鋸10挺 ・カモシカ1丸 (代金3分) <p>【12月18日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猪肉1丸 (代金2分と300文) ・酒1升 (代金2朱と200文) ・酒3升 (代金1分2朱と600文) ・鐵3本
--	--

(逸見家文書「明治4年比羅平銀鉛山御会所用立品覚帳」より作成)

注：■は史料の判読ができなかったもの

加えて、江戸には鉱山技術者(金山師)の集団が多数居住していた。それらは、おそらく金座、銀座や古銅吹所などの施設の活動と結びついて、江戸に居住していたのではないかと考えられるが、実際の鉱山稼行にはこれらが深く関わっていたことも看過することはできない。

次に、鉱山とさまざまな形で関わって、そこから収入を得ようとした中津川村民の存在が、鉱山業の遂行を支えていたことを指摘することができる。中津川村の大多数の村民は、村が入会利用を行った「百姓稼山」の一部を間歩や諸施設の設置のために鉱山に貸与すること、材木などを鉱山へ販売すること、そして、物資の運搬などの労働力を提供することで鉱山業に関与したが、そればかりではなく、鉱山業が行われない時期にも、鉱山開発への対応が容易な構造を内包させつつ村が保たれてきたことが重要であった。

「百姓稼山」は、本来、村の構成者が等しく利用することになっていた場であり、基本的には、村内の各家につき1人の労働力をもって稼山の森林資源を採取、利用することが認められていた。村民は、森林資源を採取し、板材等に加工して近隣の市町で販売することによって生計を立てていたが、18世紀以降、材木を江戸へ流送することを目的とした他地域の商人が進出するようになった。村はそれらへ、百姓稼山の一部の立木を期限を定めて売り渡し、その代価は村民の間で平等に分配された。その際、商人によって他地域から柚職人などが差し入れられたが、村民はそれらの職人らに生活物資を供給し、自らが労働力として雇用されることもあった。このようなあり方は、鉱山開発に対して行われたものとまさに同様のものであった。村にとって、鉱山開発は、材木伐採など他の産業と同じく、外来の者に地内の森林資源を提供することによって雇用機会や対価を獲得する機会となったのである。鉱物資源の開発が行われない時期にも、他の森林資源の利用によって運搬経路や物資の供給態勢が保持されており、鉱山開発が行われた際における迅速な対応を可能としていたことは、外来の開発者にとっても都合が良いことであったと考えられる。

18世紀後半以降、開発の頻度や規模が増すようになると、住民の鉱山への関わり方、開発に対する意識、さらには村内の社会関係にまで次第に変化がみられるようになった。たとえば、鉱山開発が盛んに行われるようになると、村と鉱山との間に争論が生じることがあった。足尾銅山などの例を持ち出すまでもなく、鉱山と地元との間の争論といえば、近代では環境汚染の問題が中心となるが、江戸中後期中津川村で確認された例では、いずれの場合も、汚染源を排除するために鉱山稼行を停止することではなく、鉱山側が開発によってあげた大きな利益のうちから相応の分け前を村に支払うべきであるということが、

村の主たる要求であった。住民にとって、鉱山業が生み出す利得は、従来の経験や想像を越えて大きなものであったのである。出資やさまざまな手続きの労に対して一定の分配を得ていた一部の有力な村民が、不当な利益を得ているとして、あわせて糾弾されることがあった。そこには、百姓稼山の資源に関する権利はすべて村に帰属するものであり、そこから得られた利益は村民の間で平等に分配すべきであるという、百姓稼山の利用に関する伝統的な考え方が徹底しているとみることもできるが、資源の開発によって村外から多くの利益がもたらされることが定常化する中、一方では、経済力や江戸における市場の動向についての情報を備えた村民が、それらを活用してより多くの収入を得ようとするようになり、他方では、山城や鉱山での賃金労働を通じて、小前層が有力村民の優越的な立場を否定し、自らの権利意識を主張することに覚醒するに至ったとみることもできよう。

第3章 注

-
- 1) 今井編(1973 : 89-102).
 - 2) 日室鉱業秩父事業所(現㈱ニッチツ資源開発本部)の鉱脈調査による。
 - 3) 日室鉱業秩父事業所(現㈱ニッチツ資源開発本部)内部資料による。
 - 4) 1990年、幸島敬一氏(故人)への聞き取りによる。この伝承と関わるかは不明であるが、宇大冠周辺のほとんどが村の共有地である中、川沿いの平坦地に幸島家の所有する地籍がある。現在は山林であるが、江戸期の絵図や明治期の土地台帳によれば、そこは畑であった。
 - 5) 秩父市大滝村中津川幸島家文書「鉛山記録」。この冒頭部分には中津川村の鉱山開発の沿革について記されており、あとの多くの部分は1820年代～1850年代の鉛山に関する記述である。冒頭部分の原型となったと考えられるものに「中津川村金山初旧記」〔大滝村誌資料調査委員会編(1987 : 58-60)〕がある。
 - 6) 秩父市大滝村中津川逸見家文書 天明4年「乍恐以書付奉願上候」。
 - 7) 出浦家文書 慶長三年「武州秩父郡薄内中郷地詰帳」両神村史編さん委員会編(1985)所収。
 - 8) 寛文期頃、古大滝村(現大滝村栃本など)の妙法鉱山では、自らが鉱山を見立てたことを根拠として黒川金山衆の末裔が採鉱の許可を幕府に求めている。
 - 9) 1657(明治3)年には、江戸大火の影響で笹板が大いに売れるということで、大滝村浜平の伊予太夫らから中津川村の喜兵衛らに宛てて、中津川山内にて笹板の伐り出しの許可が申し入れられて

- いる。〔幸島家文書 明暦3年7月「進申てかた之事」, 埼玉県(1990: 390-391)].
- 10) 日本学士院編(1982: 207-223).
 - 11) 城福(1971: 42-43).
 - 12) 幸島家文書 元文4年2月 「相定申中間証文之事」.
 - 13) 事実か否か明らかでないが, 元文期の金山再開発時には, 新井忠左衛門は幕府から金300両を拝借したと「鉛山記録」には記されている. 多くの開発では金主をつけることによって資金が確保されていた.
 - 14) 当初この鉱山は銀山として開発されたが銀の含有は少なく, 得られたのは鉛のみであった. この鉛は江戸の地廻り問屋中嶋屋を通して, 鉛問屋などへ売り渡されている.
 - 15) 「鉛山記録」によれば, 喜兵衛は当初, 鉛問屋4軒との間に交渉をもったが, 値段の折り合いがつかず, 小伝馬町の新興地回り品問屋, 中嶋源七へ売却することとしたという. 実際には, 中嶋源七が鉛問屋に呼びかけ, とともに中津川の山元を訪れて鉛を買い入れることになった. 4軒の鉛問屋については, 「大坂廻し鉛問屋衆」という表現も用いられている.
 - 16) 「矢筈銅山」は, 日向国にあるが, ここに記された銅山がそれにあたるかは不明.
 - 17) 幸島家文書 天明4年「為取替申一札之事」.
 - 18) 中島(1981: 124-129).
 - 19) 飛騨市神岡町東茂住 東茂住土地共有会文書, 嘉永6年10月「荒鉛売渡代金受取書之事」.
 - 20) 秩父市大滝村中津川 逸見家文書 弘化2年「覚」.
 - 21) 郡介の居住地は「鉛山記録」には, 新田郡大円村とあるが, このような名の村はなかった. 領主が旗本三宅勝太郎とあることから, 現在の太田市周辺であると推測される.
 - 22) 「諸国鑄物師名寄記」は中川弘泰(1986: 257-323) に収載. なお, 正田の上田鉛山経営に関しては, 小出町教育委員会編(1982: 42-44) 参照.
 - 23) そのほとんどは3金主に拒否されたが, 唯一, 三山村名主齊藤甚右衛門が, うずの沢, 宮沢での稼行を許可されたが, 実際に稼行はされなかったようであった.
 - 24) 逸見家文書 嘉永3年6月「武蔵国秩父郡中津川村鉛掘製仕様帳并入用見積帳」
 - 25) 佐々木(1976: 209-247).
 - 26) 逸見家文書, 嘉永4年「鉛山稼方村方難儀之事」.
 - 27) 渡邊涉園の著. ここでは, 1984年に埼玉県立図書館より発刊された復刻版(千嶋寿翻刻)を参照した.
 - 28) 幸島家文書「鉛山記録」の記述による.
 - 29) 幸島家文書, 天明4年11月「御吟味ニ付以書付奉申上候」.

- 30)逸見家文書,寛政12年6月「乍恐以書付奉申上候」.
- 31)逸見家文書,嘉永4年3月「一札之事」.
- 32)逸見家文書 年不詳「覚」
- 33)前掲24)および逸見家文書 嘉永元年正月「乍恐以書付奉願上候」
- 34)たとえば,1782(天明2)年,平賀の鉄山開発にならって小神流川流域で鉄山開発を行った貞七は,秩父郡野巻村(現秩父郡皆野町国神)の名主であった.1784(天明4)年の桃の久保本舗と水抜きの間掘を申請した太市は,秩父郡薄村薬師堂組(現両神村薄)の名主であった.中津川村名主の幸島家は,1784年,桃の久保における新たな坑の掘削を申請し,翌年には,江戸などの出身者6名とともに小神流川流域の銀鉛山の開発にとりかかった.この時には150日から200日の間掘が繰り返し出願され,1793(寛政5)年まで採掘が行われたという.1800(寛政12)年の桃の久保金山の再開発,1825(文政8)年からの小神流川流域の字ひら平の銀山開発も幸島家によって行われた.その他にも,1790(寛政2)年には,中津川村名主逸見家の嘉兵衛が中津川村東部,中双里の字明神之脇の畑に銀鉛山を見立てた.同じ年,中津川村の百姓松四郎によって小神流川流域の字六助沢で銀鉛山が発見された.この銀鉛山は,1820(文政3)年に松四郎の子,佐右衛門によって,1828(文政11)年には佐右衛門の子,茂市によって,くり返し間掘が行われている.
- 35)逸見家文書 天明6年1月「乍恐以書付奉願上候」
- 36)元禄検地の直前に,逸見家の抱百姓が逸見家に対して非礼を働いたため,所有地を取り上げられたという記録がある.逸見家文書,元禄10年「取引申手形之事」.
- 37)検地の翌年の元禄11年に,枝郷白井差が分離独立したため,それ以後は白井差分の村高が減り,山役銭は永1貫66文となった.また,天明6(1786)年に山稼ぎ品目の改定が行われたのに伴って,山役銭も2貫516文となった.
- 38)幸島家所蔵.この絵図は「大切図」といわれ,土地の境界は一筆ごとには描かれておらず,隣接する数筆がひとまとめに描かれている.
- 39)たとえば1853(嘉永6)年,中津川村の「村方様子書上帳」(大滝村誌資料調査委員会編 1987:80-86)には,「一,百姓稼山 無反別 但居村ノ老里半四方之場所」と記載されている.
- 40)百姓稼山の成立過程に関しては,佐藤孝之(1988)に詳しい.
- 41)逸見家文書 宝暦14年「御林山御巢鷹山改帳」などの記述による.
- 42)逸見家文書 寛政2年8月「中津川村内百姓稼山高五石三斗三升三合之内伐開畑改帳」による.
- 43)ここでは復刻版〔蘆田編(1977:328-332)〕を参照した.

- 44) もっとも、これのみが名主2家の経済的基盤になったとは考えられない。その実態は明らかではないが、御林や百姓稼山からの御用木を伐採の際には、名主2家が交替で職人への物資の供給を引き受けたり、時には雑木の払い下げを受けた記録がみられ、こうした活動が重要であったのではないかと推測される。
- 45) 貝塚(1989) や富岡 (1991) は、このような申請は百姓稼山の山林資源の枯渇に対応するための方策のひとつとして行われたという見解をとっている。
- 46) 六本木他(1991 : 67)。
- 47) 安永6 (1777)年の古大滝村の御手山からの材木伐り出しの際に、木曾の日用頭九郎右衛門の率いる日用組が伐り出しを請け負ったことなどから、秩父山地には大径材の伐り出しの技術はなかったとされている。佐藤 (1988 : 109-110)。
- 48) 逸見家文書 明和5年3月「乍恐以書付奉願上候」。
- 49) 逸見家文書 明和6年9月「差上申済口証文之事」。
- 50) 逸見家文書 嘉永6年「鉾山一条ニ付名主所左衛門・同人父喜兵衛相手取書状控」
- 51) 秩父市大滝村中津川 山中梅次家文書, 嘉永5年10月「乍恐以書付奉願上候」。
- 52) 逸見家文書, 安政6年2月「入置申証文之事」。
- 53) 前掲26)。
- 54) 逸見家文書 明治3年「比羅平鉛山御会所用立品覚書」
- 55) 『日本地誌提要』には、中津川村の鉛山は「休山」とされている。

第4章 江戸後期、飛騨国北部地域における鉱山業の展開

第1節 飛騨国北部における鉱山業の盛衰

(1) 17世紀初頭の盛山と鉱山集落の形成

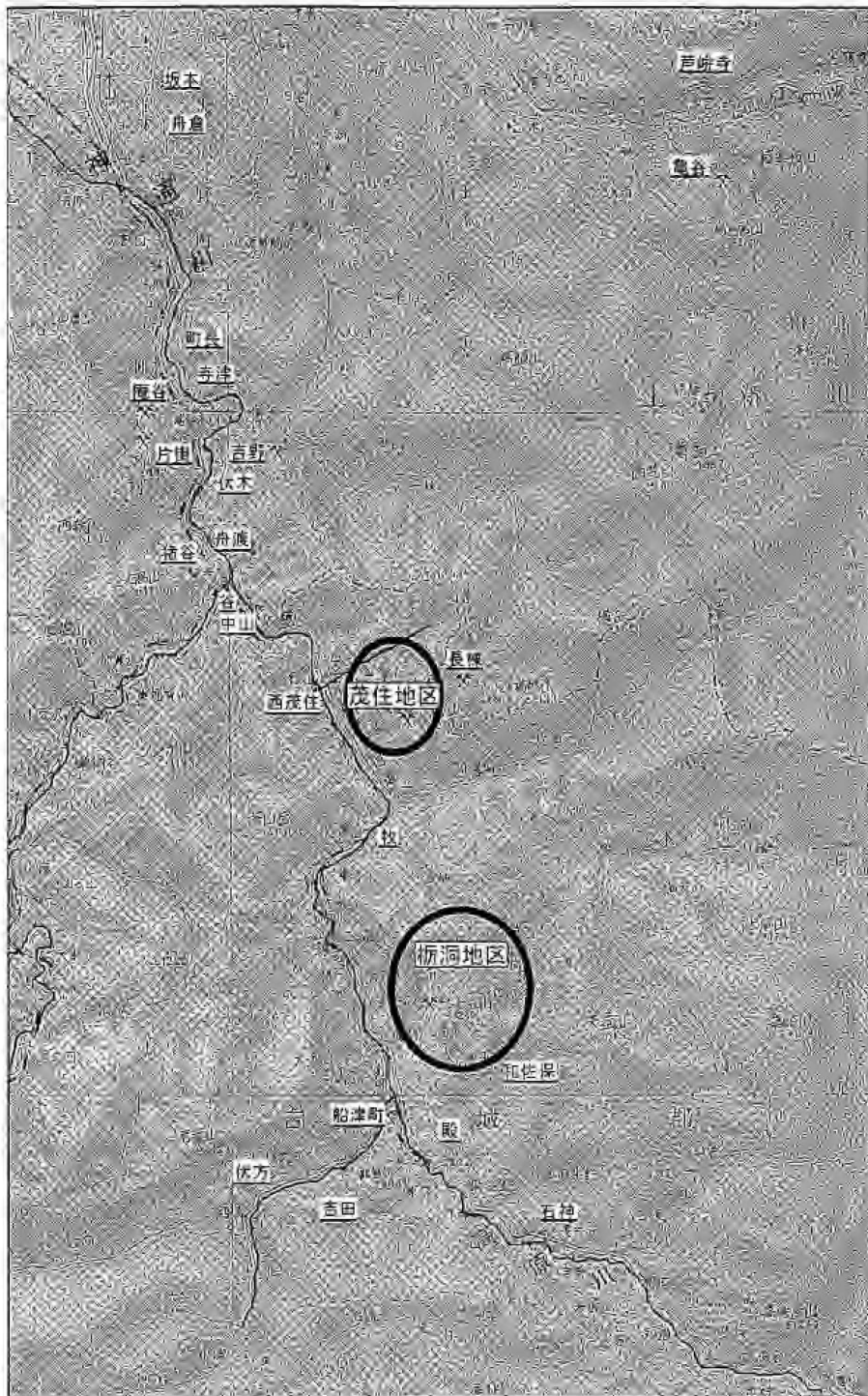
福井、石川、富山の各県、そして岐阜県北部の飛騨地域には多数の鉱山跡がある。それらの多くは、16世紀末～17世紀初頭にかけて開発されたものであった。これらの地域は、17世紀初頭に佐渡金銀山や院内銀山などが繁栄した際に、多数の山師や労働者の供給地となっており、その当時において、鉱山業の先進地域のひとつであったと考えられる。

近代以降、国内有数の鉛亜鉛の鉱山として知られた神岡鉱山（飛騨市神岡町）の主要坑区もその一角を占めた。それらの鉱山は、16世紀末～17世紀初頭にはすでに銀山として開発されており、鉱山集落も形成された。この地域の鉱山も、18世紀初め頃には急激に衰退したが、その後再生し、盛衰を経ながら連綿と続けられたという長い稼行の歴史を有する。この章では、旧神岡町域の鉱山を主たる対象として、古くからの鉱山地域の衰退の様相と、18世紀以降いかに鉱山業が復活し、継続したかについて検討することにする（図4-1）。

旧神岡町は、岐阜県の最北端、飛騨山脈の西部、富山県と境を接する山岳地域に位置する。神通川支流の高原川沿いの狭小な段丘上に点在する集落は水田にめぐまれないところが多かった。旧神岡町の中心部にあたる船津地区・東町地区・殿地区などは、すぐ北に和佐保銀山を控えていた影響もあったかと思われるが、いくらか広い段丘面にめぐまれ、富山県方面、長野県方面、高山方面へ至る道筋の分岐点ともいえる場所であり、戦国期には豪族江馬氏がこの地に本拠を構えた。船津町は、江戸初期には高山に拠った金森氏一族の者の在所として整備されたと伝えられ、江戸中期以降には、高原川上流部の山林資源を利用した商品や、周辺で生産された繭・生糸が集まる在郷町として成長することとなる。

まずこの節では、江戸時代初頭の繁栄期に鉱山集落、鉱山地域がいかに形成されたか、およびその後の衰退の様相について明らかにする。

16世紀末から17世紀初頭における飛騨国内の金銀山の繁栄を実現したのは、金森長近の飛騨転封にともなって天正期(1573～92年)に越前国大野より来住した茂住宗貞という人物であったと伝えられている⁹⁾。宗貞に関する一次的な史料としては、1595(文禄4)



○ は古くからの鉱山の所在地

父 は鉱山の所在を示す。

表4-1に記載された集落のうち、この図の範囲に入るものをアンダーラインを付した文字で示した。

図4-1 研究対象地域

(国土地理院発行20万分の1地勢図「高山」を使用して作成)

年から1599（慶長4）年にかけての牛役受取状4通がある²⁾。この史料の存在から宗貞が金森氏の代官であったと推測されているが、当時、自ら鉱山を経営しつつ代官や役人として管理に関わる地位にあった者は他の鉱山でも確認されており、宗貞が鉱山開発を行ったということと矛盾するものではない³⁾。

宗貞は飛騨を訪れる以前には越前国大野郡内で鉱山を経営していたと伝えられている。1605（慶長10）年頃作成とされる越前国絵図によれば、大野郡内の秋生村（現大野市）付近や檜曾谷村（現勝山市）付近に「銀山」の文字が記されている⁴⁾。これらが天正期頃、すでに開発されていたかは明らかではないが、この地域も古くから鉱山が開かれた地域であったことは間違いない。

茂住宗貞は飛騨を退去した後、越前国敦賀において廻船商人糸屋の開祖となったと伝えられている。しかし、実際には本人あるいは一族が以前より敦賀で商業活動を行っていたと考える方がより自然であるように思われる。日本海沿岸諸国と畿内を結ぶ地に位置する敦賀には、16世紀末から17世紀初頭には有力な廻船商人が複数あった。たとえば、そのひとりであった田中清六は、慶長5年に徳川氏の佐渡代官として渡海している。清六は、滞りなく金銀山の開発のための資材や生活物資を、日本海の海運によって諸国から集荷することにその能力を発揮したといわれている⁵⁾。茂住宗貞の事跡は伝説の域を出ない部分が多いが、彼が飛騨国の鉱山の盛山に果たした役割のひとつとして、日本海海運を利用した資材等の確保があったであろうと考えられる。

当時の飛騨国の中でも、茂住村（現飛騨市神岡町東茂住）と、船津町に近い和佐保村（現飛騨市神岡町和佐保）の銀山はとりわけ有力であり、それぞれに鉱山集落が形成された。宗貞は、これらのうち茂住に屋敷を構えていることから、茂住銀山が当時はより有力であったことが推測される。

宗貞の屋敷跡を1750（寛延3）年以降、寺地としている東茂住地区の曹洞宗金竜寺は、茂住宗貞を開基とし、越前国東郷（現福井市東郷二ヶ）の曹洞宗東松山永昌寺8世通山隣達を開山として開創された⁶⁾。その時期はつまびらかではないが、寺伝では天正期（1573～1592）とされている。さらに、金竜寺2世の幽狄は、越中国亀谷銀山（現富山県大山町）の地に創建された金昌寺の開山となった。亀谷銀山は1578（天正6）年に発見され、慶長期頃に盛期を迎えたといわれる江戸初期の加賀藩領におけるもっとも重要な鉱山のひとつであった⁷⁾。越前大野郡から茂住へ、そして亀谷へと、鉱山業に携わる人々の移動があったことがうかがわれる。

茂住銀山集落には金竜寺の他、浄土宗長久寺、浄土真宗教覚寺、同じく浄慶寺があった。「飛騨国中案内」によれば、長久寺は1593(文禄2)年、教覚寺と浄慶寺は慶長年中の開基とある⁸⁾。長久寺の本寺、越中国猪谷(現大沢野町猪谷)宝樹寺を創建した永海は、かつて越中国松倉金山(現魚津市鹿熊など)にあったと伝えられる魚津の郡金山西願寺の創建者でもあった⁹⁾。教覚寺の本寺は、真宗教団において一派を成した飛騨高山の照蓮寺、浄慶寺は越中国八尾(現富山市八尾町)の聞名寺の末寺であった。照蓮寺は、中世には砂金が盛んに採取された白川郷に在った。聞名寺は、永禄期に八尾に落ち着いたとされているが、その間に、飛騨国高原郷、神通川流域の各所を移動し、茂住銀山に草庵を結んでいた時期もあったと伝えられている¹⁰⁾。これらの寺院の移動からも、この時期、越前、越中、飛騨といった諸国で次々と新たな鉱山が開発され、それにともなって人々の移動が盛んに行われたことがわかる。

飛騨国では1692(元禄5)年に幕府領となったのを機に検地が行われた。茂住銀山・和佐保銀山の鉱山集落は「銀山分」としてそれぞれ茂住村・和佐保村の村高に含められていた。後に詳しくみるように、検地が行われた当時はいずれもすでに衰退の途上にあっただが、両銀山集落の検地帳には、蔵屋敷、銀山番所、口留番所が記載されていた。茂住銀山には85軒、和佐保銀山には64軒の屋敷が検出されており、その高請人にはすべて「金山師」と肩書きが付され、その屋敷地の地字には屋号が記されていた¹¹⁾。それらの屋号は鉱山業関係者の流動性を示すものとしてこれまでも注目されてきた¹²⁾。

表4-1には、両村の元禄検地帳に記載された金山師の屋号を示した。場所を確定できるものをみたかぎりでは、茂住銀山・和佐保銀山ともに飛騨国内や越中国の地名がきわめて多かった。両銀山の金山師の屋号に、鉱山地名を付しているものが多いことはこれまでも指摘されているが、それらのほとんどは、近隣の越中国内の鉱山のものであった。とくに吉野、亀谷を屋号とする者が和佐保、茂住ともに多かった。茂住においては、近隣の片掛、庵谷の屋号が比較的多くみられ、これらの鉱山からの人の流れが多かったものと考えられる。

鉱山以外の地名に注目すると、和佐保銀山では殿、伏方など、その周辺地域の村落名に加えて、中山、谷など越中国との境界近くに立地した神通川流域の村落の名もみられた。茂住銀山では、飛騨ばかりでなく越中の村も多く含まれていた。鉱山に近接していたことは、人々を鉱山に近づける要因のひとつではあっただろうが、鉱山から隔たった坂本、舟倉などの村の名もみられた。これらの多くは越中の山岳信仰の拠点のひとつであった船峯^{みなくら}

表4-1 元禄検地水帳に記載された金山師の屋号

茂住銀山		和佐保銀山	
酒屋(2)		米屋	
たうふ屋(2)		かうじ屋	
小見せ屋		紙屋	
かみ屋		わた屋	
ずり		鍛冶屋	
留山屋(2)		かぶき屋	
床屋			
鍛冶屋(2)			
はりま屋	旧国名	奥州屋(2)	旧国名
いつみ屋	旧国名	伊勢屋	旧国名
越中屋	旧国名	あふみ(近江)屋	旧国名
能登屋	旧国名	越前屋	旧国名
荒城屋	旧郡名(飛騨国荒城郡=吉城郡)	信濃屋(2)	旧国名
高原屋(2)	旧郷名(飛騨国吉城郡高原郷)	加賀屋	旧国名
川上屋	旧郷名(飛騨国大野郡川上郷)	熊野屋	広域地域名・神社名
伊織(谷)屋(3) ▲	[富山県細入村庵谷]	高原屋	旧郷名(飛騨国吉城郡高原郷)
片掛屋(4) ▲	[富山県細入村片掛]	白川屋	旧郷名(飛騨国大野郡白川郷)
亀谷屋(4) ▲	[富山県大山町亀谷]	伊織屋 ▲	[富山県細入村庵谷]
松倉屋(2) ▲	[富山県魚津市鹿熊]	亀谷屋(2) ▲	[富山県大山町亀谷]
吉野屋(6) ▲	[富山県細入村吉野]	長棟屋(3) ▲	[富山県大山町長棟]
猪の谷屋(3)	[富山県細入村猪谷・大沢野町猪谷]	吉野屋(3) ▲	[富山県大沢野町吉野]
だらにち屋	[富山市上栄(旧大字陀羅尼寺)]	茂住屋 ▲	[岐阜県神岡町西茂住・東茂住]
長沢(屋)(2)	[富山県婦中町長沢]	富山屋	[富山市]
舟倉屋	[富山県大沢野町舟倉(寺家・市場)]	猪の谷屋(2)	[富山県大沢野町猪谷・細入村猪谷]
町永屋	[富山県大沢野町町長]	谷屋	[岐阜県神岡町谷]
寺津屋	[富山県大沢野町寺津]	中山屋(2)	[岐阜県神岡町中山]
伏木屋	[富山県大沢野町伏木]	殿村屋	[岐阜県神岡町殿]
坂本屋	[富山県大沢野町坂本]	和佐保屋(4)	[岐阜県神岡町和佐保]
舟津屋(2)	[岐阜県神岡町船津]	伏方屋(2)	[岐阜県神岡町伏方]
谷屋	[岐阜県神岡町谷]	石神屋	[岐阜県神岡町石神]
茂住屋(2)	[岐阜県神岡町西茂住]	舟渡屋(2)	[富山県大沢野町舟渡]
牧屋	[岐阜県神岡町牧]	永瀬屋	[岐阜県白川村長瀬カ?]
吉田屋	[岐阜県神岡町吉田]	寺洞(3)	[岐阜県神岡町和佐保地区小字]
ごか屋	[富山県庄川町五ヶカ?]	ふたご彡屋	[岐阜県神岡町石神地区小字二越]
太田屋	[富山県富山市太田庄カ?]	かど屋(2)	
阿志倉屋	[富山県立山町芦峠寺]	すわら屋	
尾山屋	[富山県黒部市尾山カ?]	広屋	
高野屋	[岐阜県古川町高野カ?]	高桑屋	
山口(屋)(2)	[岐阜県高山市山口町カ?]	玉屋	
大工町	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	ふじ屋	
下町	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	増田屋	
本池の山	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	升田屋(増田屋と同一か?)	
増谷屋	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	蔦屋	
大津屋	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	竹本屋	
岩の下	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	本宮屋	
万ヶ池	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	水谷屋	
水ばた	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	松葉屋	
宮の越	[岐阜県神岡町東茂住地区小字]	村田屋	
尊保屋(4)	[岐阜県神岡町中山・谷地区小字]	石崎屋	
永屋			
小嶋屋			
おも屋			
たち屋			
柿の下(屋)(2)			
横屋			
西地屋			

(茂住村・和佐保村それぞれの「検地水帳」より作成)

注1: 鉱山の所在地を屋号としているものを▲印で示した。

注2: 屋号の後の()内の数字は、その屋号をもつ山師の人数。

注3: 波線より上は職に関連すると思われる屋号。下は地名に関連すると思われる屋号。

注4: 地名の場所を確定できるもののみ[]内に2002年現在の地名を示した。

寺郷に属していた。同じく山岳信仰の拠点、芦峯寺郷(現立山町芦峯寺)に由来すると思われる屋号もみられ、山岳信仰と鉱山の深い関わりがうかがわれる。現在の富山市周辺地域の村名もあり、当時の和佐保・茂住両銀山には神通川沿岸を中心に、飛騨北部から越中国中央部の出身者が多かったといえる。他国の有力な鉱山の例によれば、17世紀初め頃に繁栄した鉱山集落には、畿内周辺地域の出身者が多くみられ、鉱山への物資の供給を担っていたようであるが、飛騨北部地域においては、少なくとも17世紀末にはそれらの国名を冠した屋号はごくわずかであった。

(2) 17世紀末～18世紀における鉱山集落の衰退

川崎茂は、飛騨国で検地が実施された1694(元禄7)年には、すでに茂住銀山は衰退の局面にあったことを、隣国越中の鉱山集落の事例から類推している¹³⁾。また、三井金属修史委員会編(1970)では、飛騨国の灰吹銀の流通が減少している旨を記した京都銀座の書上から、寛文期(1661～1673)頃には、和佐保や茂住における銀の産出が減少していたであろうことが述べられている。17世紀後半～18世紀初頭にかけては、江戸初期に諸国で繁栄した金銀山の衰退が顕著になった時期であった。17世紀後半については、その衰退様相の詳細を明らかにし得る史料を欠くものの、飛騨北部地域の銀山も例外とはなり得なかったと考えられる。

1) 18世紀初頭における茂住銀山集落の衰退

『飛騨國中案内』には、和佐保村について「右家数高(32軒；筆者注)の内銀山に二軒あり、内一軒は寺」と記述されており、18世紀半ばにはその鉱山集落がほぼ衰滅の状況に至っていたことがわかる。

一方、茂住銀山については、「茂住銀山町」の項があり、「当町の家数も慶長年中迄は千軒の余、近年四十年余元禄年中迄は家数二百軒程これ有り、上町・下町・大工町とて三筋ありしが次第々々に山裏^(マツ)(筆者註：「山色」か)悪敷罷成、山師共処にも住み難く、方々へ流浪致、只今家数も漸十四、五軒もこれ有る体」と記されている。実際、1743(寛保3)年の茂住村銀山分(以下、茂住銀山集落と称する)の宗門改帳によれば、2カ寺を除いた居住戸数は12軒となっていた。

茂住銀山に関しては、数点の史料を通じて、この間の金山師集落衰退の経過について知ることができる。検地から18年を経た1712(正徳2)年秋、巡見使に提出された「金銀銅鉛山付上ヶ」¹⁴⁾によれば、当時の茂住銀山集落における金山師の家数は69軒であった。

さらに 11 年を経た 1723（享保 8）年 9 月、茂住村のうち茂住銀山集落についてのみ「畑屋敷改帳」が作成された¹⁵⁾。これは、検地を通じて検出された畑屋敷の当時の所有者の名が記されたものである。このような調査が行われたことは、検地以降における急激な戸口の減少が土地所有関係の混乱を招き、その再確認の必要が生じたことを示すものと考えられる。図 4-2 は、「検地帳」と「畑屋敷改帳」における土地所有者の変化をまとめたものである。ここでは、とりあえず反別は考慮に入れず、屋敷と畑それぞれがどのように受け継がれているかに注目した。荒屋敷となった 43ヶ所を除く屋敷 42ヶ所のうち、九兵衛、七兵衛、次兵衛、孫左衛門の 4 名が複数を所有しており、屋敷所有者は 35 名であった。この他に畑のみ所有した者が 6 名あった。「畑屋敷改帳」の末尾にも 41 名分の署名がある。

複数の高請地がまとまって受け継がれていることから、同一人物、あるいは同一の家系による相続と推測されるのは、片掛屋次兵衛→次兵衛、鍛冶屋孫三郎→孫左衛門と、ごくわずかであった。これらはいずれも、他の者の畑屋敷をも集積していた。また、比較的多くの筆数を請けていた者の家屋敷が、それぞれ別々に複数の者に受け継がれた例が多い。これらのことは、この間の土地所有の変化が、相続よりも他人への譲渡による場合が多かったことを示している。荒屋敷として表れている以上に、金山師の戸口の移動が多かったことをうかがわれる。

さて、荒屋敷に関しては、その時期と事由が述べられている（表 4-2）。記述の内容は具体的であるが、帳面が作成されるかなり以前より金山師の退転は始まっており、場合によっては帳面作成時点で記憶違いや伝達過程での齟齬などがあったことは考え得る。このような可能性は考慮しなければならないが、全体の傾向を把握することはできると考えられる。

退去者の行き先に注目すると、越中の松倉金山（当時は銀山）、亀谷銀山、長棟鉛山、越前の面谷銅山など、近隣諸国の鉱山がまず目に付く。もともと、亀谷銀山は 17 世紀後半にはすでに衰退が著しく、山師等は四散し、残留した者も主に農林業に従事するようになっていたという¹⁶⁾。松倉金山も 1630 年代以降は銀山、さらに銅山となったが 18 世紀初頭にはその銅山も衰退の局面に入っていたという¹⁷⁾。長棟鉛山についても、後述するように、17 世紀末の一時的な鉛産出の増加の後には衰退していた。ここにみられる鉱山のうちでは唯一、面谷銅山のみが 18 世紀初頭の時点で発展に向かっている鉱山であった¹⁸⁾。

その他は、越中、越後、加賀、能登、信濃と漠然とした表記となっているが、いずれも近国であり、鉱山が多く分布した地域であった。

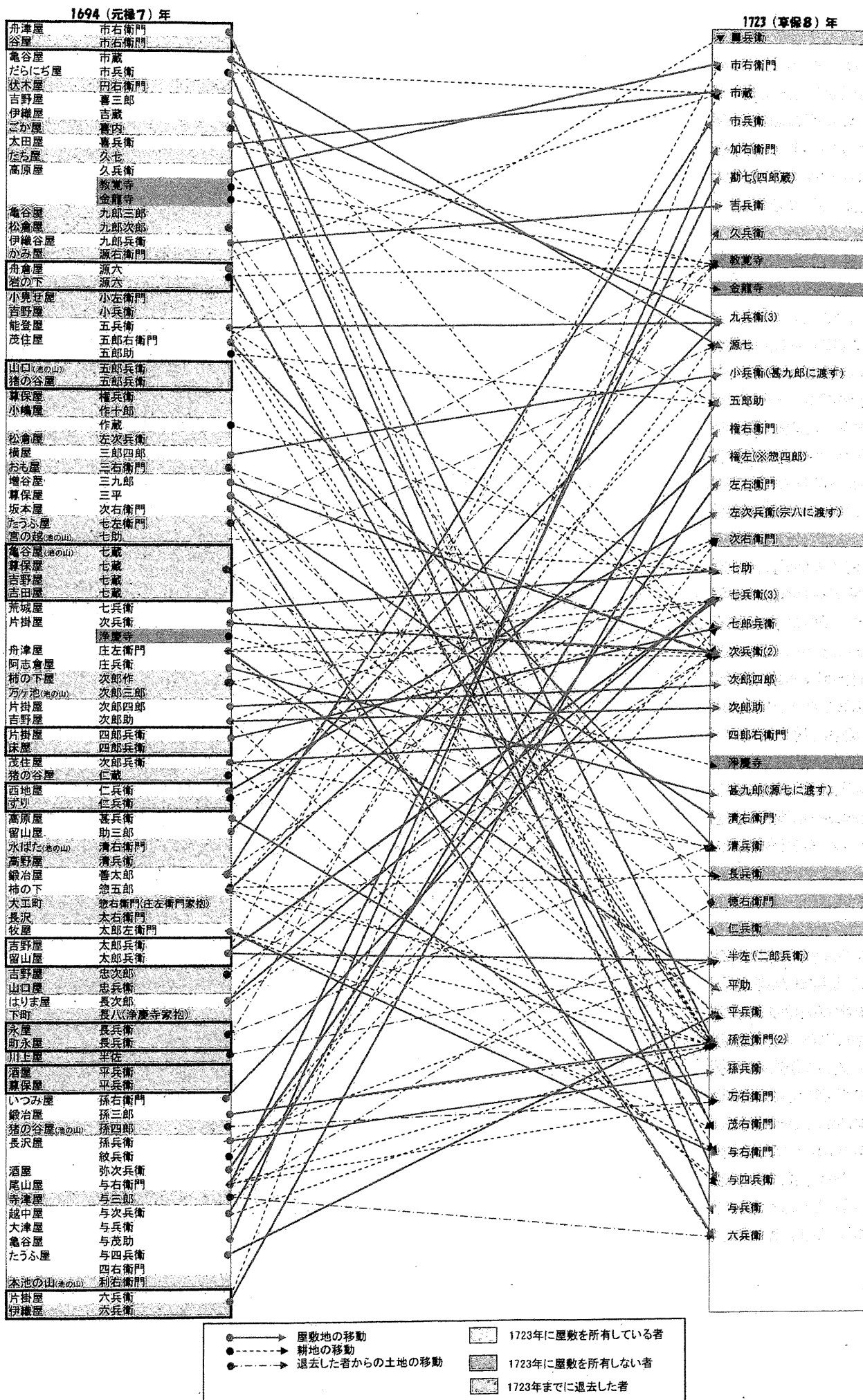


図4-2 茂住銀山集落における所有地の变化(1694~1723年)

(神岡町史編纂室所蔵 元禄7年「飛騨国吉城郡高原郷茂住村畑屋鋪御檢地水帳」, および東茂住土地共有金文書 享保8年「飛騨国吉城郡高原郷茂住銀山畑屋鋪改帳」より作成)

表4-2 茂住銀山における金山師の退去
(1694~1723年)

屋号	名	行き先等	移転の年次(年)
かみ屋	源右衛門	越前の方	1696
亀谷屋	七 蔵	能州の方	1697
猪の谷屋	孫四郎	能州の方	1697
水ばた	清右衛門	能州の方	1697
万ヶ池	次郎三郎	加州辺	1698
尊保屋	権兵衛	越前面谷山	1698
尊保屋	七 蔵	越後辺	1703
猪谷屋	五郎兵衛	越後辺	1703
酒屋	平兵衛	越後辺	1703
吉野屋	小兵衛	越中亀谷	1704または05
たち屋	久七	越中亀谷	1704または05
長沢	太右衛門	越中亀谷	1704または05
下町	長八	越中亀谷	1704または05
ずり	仁兵衛	越後辺	1706
松倉屋	左次兵衛	越中松倉銀山	1708
吉野屋	七 蔵	越中松倉銀山	1708
亀谷屋	九郎三郎	行方不明	1708
吉田屋	七 蔵	越州面谷山	1709または10
おも屋	三右衛門	越州面谷山	1709または10
猪の谷屋	仁 蔵	越州面谷山	1709または10
岩の下	源六	越州面谷山	1709または10
谷屋	市右衛門	信州	1709または10
伊織屋	六兵衛	信州	1709または10
尊保屋	平兵衛	信州	1709または10
たうふ屋	七左衛門	越中辺	1710
松倉屋	九郎次郎	越中辺	1710
寺津屋	与三郎	越中辺	1710
柿の下屋	次郎作	行方不明	1711
床屋	四郎兵衛	信州	1715または16
伏木屋	円右衛門	信州	1715または16
川上屋	半左	越中長棟山	1717
吉野屋	忠次郎	越中長棟山	1717
宮の越	七助	信州	1717
山口屋	忠兵衛	行方不明	不明
ごか屋	喜内	病死	1694または95
大工町	惣右衛門	病死	1703
山口	五郎兵衛	病死	1703
小見せ屋	小左衛門	病死	1708
小嶋屋	作十郎	病死	1710または11
町永屋	長兵衛	病死	1710または11
本池の山	利右衛門	病死	1715
永屋	長兵衛	病死	1718
高野屋	清兵衛	不明	

(享保8年「吉城郡高原郷茂住銀山畑屋舗改帳」により作成)

注：地名の表記は史料の通り。

表4-3 越中国長棟鉛山の退去者
(1687~1688年)

名	職	移転先	家族人数
左右衛門	金掘	富山	3
権兵衛	金掘	富山	2
五兵衛	山師・中買手代	茂住銀山	4
吉兵衛	杣	和佐保銀山	5
伝兵衛	山師	富山	8
十兵衛	山師	富山	7
与兵衛	山師	富山	5
七郎右衛門	山師	富山	7
次右衛門	山師	富山	7
安兵衛	金掘	和佐保銀山	5
安衛門	山師	富山	4
甚右衛門	杣	富山	2
吉兵衛	炭焼	里中	5
八兵衛	杣	茂住銀山	4
孫兵衛	金掘	信州銀山	6
万右衛門	金掘	信州銀山	3
平右衛門	金掘	里中	3
長兵衛	鍛冶	里中	4
理右衛門	六同人	富山	2
長助	金掘	里中	2
弥右衛門	金掘	里中	5
喜兵衛	金掘	中買へ一家奉公	3

元禄元年「長棟山減り申人数之覚」
『長棟鉛山史の研究』所収、により作成

注1：職や移転先の表記は資料の通り。

注2：1688年、調査後にさらに4軒の山師の退去あるも、
移転先は不明

2) 17世紀末における越中国長棟鉛山集落の衰退

越中国長棟鉛山は、山嶺を隔てて茂住銀山の北東に接した鉾山であった。ここでは、鉾山集落を退去した者に関する覚書が、山師の代表によって作成されていた¹⁹⁾。これは金沢藩に報告するべく、1688(元禄元)年に作成されたもので、1687(貞享4)年と1688年の両年に山を離れた者の職、家族の人数、移転先を知ることができる(表4-3)。

長棟鉛山は1626(寛永3)年に亀谷銀山の山師によって発見され、1640年代までが盛期であった。1650年代から60年代には銀や銅の鉾脈の開発も試みられている。1676(延宝4)年には金沢城下の商人らが鉛仲買を務め、必要物資や飯米を山師に前貸しして、産出鉛によって差引勘定するといった経営が行われるようになった。これによって一時、鉛の産出は増加したが、間もなく山師は仲買に対する多額の負債を抱えて困窮するようになったという。こうして、長棟鉛山の鉾山集落の65軒中26軒が退転するという事態に至った。このような背景のもと、この覚書は作成された²⁰⁾。

ここでは山師と金掘とが分けて記されている他、炭焼、鍛冶や杣といった職人なども書き上げられている。若干ではあるが、山師の家族の規模が、他の職人に比べて大きい傾向がみてとれる。山師は、職人としてよりも商人としての性格が強かったものと思われる。山師のほとんどが富山へ移動していることも、このことを示すものといえよう。江戸初期の山師のうちには、長棟山の他の者より鉛を買い入れて富山や金沢で売却するといった活動をした山師もあったという²¹⁾。金掘は山師に抱えられた金掘大工であったと考えられる。江戸中期以降、鉛山が不振となってからは、山師は配下に職人をもたず、家族労働による稼行を行ったが、初期の山師は金掘大工、板取(選鉾職人)、吹職人(製錬職人)などを多数抱えていた。有力な山師配下の金掘が、独立した経営者たる他の山師の小規模な者と同列に扱われることもあったというから、あるいはここでいう金掘には、零細な山師が含まれていたかもしれない。これらのうち、他の鉾山へ移動した例は和佐保銀山と信州銀山とがあった²²⁾。その他、富山が2軒、里中が3軒であった。里中は近隣の農村を指すと思われる。

和佐保村の検地帳によれば、長棟屋安兵衛という金山師が1畝4歩の屋敷を高請している。検地の時期が、長棟で多数の退転者が報告された6,7年後であったことを考慮すれば、この者が長棟から和佐保銀山へ移動したとされる安兵衛であった可能性はきわめて高い。また、茂住村検地帳に記載された能登屋五兵衛なる人物が、長棟を退去した仲買手代の五兵衛である可能性もまた同様に高い。この者は長棟屋を名乗ってはいないが、加賀藩

領の能登国の鉱山（おそらくは宝達金山）に根拠を持ち、加賀国金沢の仲買人によって長棟へ派遣された者であったと考えられる。五兵衛は、茂住銀山集落の検地案内人を務めるなど検地が行われた当時にはすでに有力者の一人であった。こうしてみると、和佐保や茂住の銀山町の検地帳において「金山師」と記された者の属性は実際には一様ではなく、有力な経営者から金掘大工まで様々であったと考えられる。

17世紀末の長棟鉛山の事例は、鉛山が急に不振に陥った時期の記録であったために、2年間に居住者の3分の1以上が退去、という目を引く結果となった。一方、18世紀初期の茂住銀山における退転はゆるやかに進行したように見える。茂住銀山で判明するのは、検地の名請人に関してのみであり、一時的な居留者の退転があったであろうことも考慮されるべきと思われるが、茂住では銀山が不振となって既に久しく、検地以前の退去者がすでに少なくなかったことが、このことには影響していたと考えられる。

退去後の行き先をみると、茂住銀山の事例においては他の鉱山への指向が顕著である。長棟鉛山では、衰退後間もない時期に山師が富山などの町場へ移転した例がかなりあったことを勘案すると、茂住銀山においても、衰退の初期段階において、商人的性格の強い者の多くがすでに退去してしまっていた可能性を指摘しうる。技術者としての性格の強い者たちは、限られた事例からではあるが、盛山の鉱山を求めて北陸地域の鉱山の移動を繰り返した様子をうかがうことができる。

第2節 江戸中後期における金山師集落の再編

(1) 18世紀初頭における茂住銀山の金山師

この節では、17世紀末までに衰退した鉱山集落がどのように再編され、江戸中後期の鉱山業の展開に関わったかについて、茂住銀鉛山を中心に検討する。「金銀銅鉛山付上ヶ」²³⁾によれば、1712（正徳2）年の秋における茂住村の銀山間歩は55ヶ所、うち稼行中のものは11ヶ所のみであり、しかも銀気がなく、山師の過半は増谷銀山や鉛山の掘子として雇用されたり、焼畑耕作によって生計を維持していた、とある。増谷銀山は、江戸商人伊賀屋や高山商人紀伊屋らによって、1707（宝永4）年より茂住村字増谷において稼行された銀山であった²⁴⁾。その運上額は1710年に銀7貫57匁余、1711年に銀3貫228匁と衰退傾向にあった。鉛山は15ヶ所あり、うち5ヶ所が当時稼行中であったという。いずれにしても稼行状況は不振であったといわざるをえない。

同じ年の3月に作成された「茂住銀山并鉛山間歩帳」と題する帳面が、東茂住の旧家、柿下家に伝えられている（以下「間歩帳」と表記する）²⁶⁾。この「間歩帳」には、地元の山師によって稼行の出願が行われた間歩の名やその所在地の字名、出願した山師の名が記録されている。間歩名は7つのまとまりに分けて記載されている（表4-4）。順にみていくと、①「願間歩之覚」と表題が付けられた項があり、その末尾には、「右式拾式ヶ所之間歩願有之分目録=右員数改置之候」とある。「正徳貳年三月」の日付と当時の銀山方役人と思われる土屋勘左衛門・鈴木彦四郎の署名がある。実際には23ヶ所の間歩があげられているのだが、うち字「かたかり」の「古間歩一ヶ所」には「是ハ上ヶ間歩ニ而望無之由申之」と、すでに稼行を返上した間歩である旨の注記があり、これが除かれていると思われる。つづく②「普請間歩之覚」の項には、5ヶ所の間歩があげられ、「右五ヶ所、子（1708年：宝永5）秋願立之、林庄左衛門・岩水彦左衛門見分之上申付、則普請致候=付正徳二辰之三月、土屋勘左衛門・鈴木彦四郎改之」とある。ただし、これらのうち一ヶ所は、当時は普請が行われていない旨、注記が添えられている²⁶⁾。③「池之山鉛山間歩」3ヶ所については、「右三ヶ所願有之分」とのみ記され、④「普請間歩之覚」には2ヶ所があげられた上、それぞれの運上の額が記されている。末尾には「右式ヶ所、壹年切入札ヲ以被仰付候=付、山廻之節土屋勘左衛門・鈴木彦四郎右之御用山之分改之申者也」と注記がある。おそらく「金銀銅鉛山付上ヶ」に増谷銀山とならべて地元山師の雇用先と記されているためであろう、三井金属修史委員会編（1970：95）では、鉛山は他所の者による稼行であったとされている。しかし、「間歩帳」によれば、いずれの鉛山間歩も地元山師による稼行であったことがわかる。「普請間歩之覚」の項目の間歩は、実際に普請が行われたものであったのに対して、①③に書き上げられているのは、出願があったものの1712年3月の時点では普請が行われていなかった間歩のようである。④の2ヶ所の鉛山間歩には、それぞれ運上額が記されている。1721（享保6）年の「飛州金銀銅鉛山之覚」²⁷⁾に、「茂住銀山道草運上覚」という項があり、掘り取った荷物1升につき灰吹銀1匁までは、「道草」として山師のものとなったが、灰吹銀1匁1分以上が得られた際には吟味の上、運上山となり、鉛山では土荷物1荷（1斗2升）につき吹鉛800匁までは道草となり、810匁以上になれば運上山となるという仕法であったことが記されている。②には運上額に関する記載がないことから、少なくともこれらの間歩では十分な灰吹銀を得ることができなかつたと推測される。

次には項目の表題の記載はないが、ページを改めて、3ヶ所の間歩（⑤）、さらに頁を

表4-4 「茂住銀山并鉛山間歩帳」の記載事項

	字	間歩名	山師	備考
① 願間歩之覚 ※1	かんじき平	玄知口間歩	長左衛門	
	惣ヶ平	清右衛門口大留間歩	三郎右衛門 孫三郎	
	天道平	大掃間歩	庄左衛門 孫三郎	
	大津平	銀間歩	太郎左衛門 覺助	
	萩木平	銀間歩	善三郎 庄右衛門	
	天道平	横橋間歩	五郎右衛門 太郎左衛門 次兵衛	
	日面平	善右衛門古間歩	長左衛門	
	萩木平	水抜間歩	三郎右衛門	
	惣ヶ平	銀間歩	庄左衛門	
	本惣ヶ平	銀間歩	庄左衛門 長左衛門 孫三郎	
	本惣ヶ平煙廻し	銀間歩	庄左衛門 長左衛門 孫三郎	
	天道平	助左衛門口間歩	長左衛門 五郎右衛門 孫三郎	
	日平	孫兵衛古間歩	孫三郎	
	日影平	六兵衛古間歩	五郎右衛門	
	出しヶ谷	吉右衛門古間歩	治兵衛	
	日影平	孫右衛門間歩	五兵衛	
	日平	石坂間歩	五兵衛	
	天道平	日影間歩	庄左衛門 孫三郎	他6人組 右是者願有之、林庄左衛門・岩水彦左衛門見分二而申付置候
	御託宣	銀間歩	孫三郎	
	惣ヶ平	治郎兵衛間歩	長左衛門	
井之上	銀間歩	太郎左衛門	他2人組	
かたかり	古間歩	庄右衛門	他2人組 是者上ヶ間歩二而望無之由申之	
かんじき平	銀間歩	長左衛門	右是者丑11月願有之、岩水彦左衛門・沢田三郎右衛門見分二而申付置申候	
② 普請間歩之覚 ※2	天道平さかへ	煙廻し間歩	五郎右衛門 孫三郎 三郎右衛門 次兵衛 五兵衛	
	日面平	弥兵衛古間歩	孫三郎 弥兵衛	是ハ普請不致候、是ハ天道平八拾五枚之鉛山之事、則繪図取之
	日影平	煙廻し間歩	覺助 五郎右衛門 太郎左衛門	
	惣ヶ平	四右衛門間歩	庄左衛門 五兵衛	
	惣ヶ平	下黒物間歩	長左衛門	
③ 池之山鉛間歩 ※3	池之山	本池間歩	利右衛門	
	池之山	壁之上間歩	長左衛門 利右衛門	
	池之山	雨池間歩	庄左衛門 孫三郎	是ハ卯11月願二付林庄左衛門・飯山新右衛門申付置候
④ 普請間歩之覚 ※4	池之山	境棚間歩	庄左衛門 孫三郎	是ハ年二入札之上、子ノ年右兩人五拾五貫目運上之請負、当辰年孫三郎請負・証人五兵衛貳貫六百目
	池之山	本池間歩	庄左衛門 孫三郎	当辰之年孫三郎請負・証人次兵衛、五貫目
⑤	出しヶ谷平	茂右衛門口間歩	五郎右衛門	
	藤ヶ平	野々目八郎兵衛口間歩	五兵衛	是ハ飯山新右衛門殿・林庄左衛門殿御見分之上被仰付候
	萩木平	銀間歩	弥次兵衛 作右衛門	
⑥	池之山	かたかり鉛間歩	治兵衛 五郎右衛門 孫三郎	
	池之山	中棚間歩	五兵衛	
	池之山	雨池間歩	源七 五郎兵衛	
⑦ 辰之十月	天道平	掃煙廻し	孫三郎 五郎右衛門 治兵衛 五兵衛 太郎左衛門	御間吹銀貳分五厘
	天道平	銀間歩	三郎右衛門	
	日影平	黒物間歩	覺助 五郎右衛門 太郎左衛門	御間吹銀五分五厘
	日影平	四右衛門古間歩	五兵衛	
	惣ヶ平	次郎兵衛古間歩	長左衛門	
	出しヶ谷	吉右衛門古間歩	五郎右衛門	
	藤ヶ平	八郎右衛門古間歩	五兵衛	
	日面平	間歩	弥兵衛	
萩木平	間歩	弥次兵衛		

(飛騨市神岡町東茂住 柿下家文書)

注:それぞれの項目の末尾に以下のような記述がある。

※1 「右貳拾貳ヶ所之間歩願有之分目録二右員数改置之候 正徳式辰三月 土屋勘左衛門・鈴木彦四郎」

※2 「右五ヶ所子秋願有之、林庄左衛門・岩水彦左衛門見分之上申付、則普請致候二付正徳二辰之三月土屋勘左衛門・鈴木彦四郎改之」

※3 「右三ヶ所願有之分」

※4 「右貳ヶ所其年切二入札ヲ以被仰付候二付山廻り之節土屋勘左衛門・鈴木彦四郎右之通り御用山之分改置之申者也」

改めて3ヶ所(⑥)があげられている。字名をみると、⑤は現在の字「天道平」「惣ヶ平」などに含まれる、銀山間歩が分布した一帯であり、⑥はいずれも池之山地区の鉛山であることがわかる。最後の⑦「辰之十月」と表題を掲げた項目には9ヶ所の間歩名が記載され、「御山御改役」として林庄左衛門・鈴木彦四郎・土屋勘左衛門・飯山新右衛門の署名がある。ここにあげられた間歩には、これより前の項であげられたものと同じの間歩ではないかとみられるものも含まれている。天道平擲煙廻間歩は、②の字「天道平さらへ」の煙廻間歩と山師の一部の名前が異なるのみであり、同一の間歩ではないかと考えられるが、間吹き、すなわち試しに行った製錬の結果2分5厘の灰吹銀が得られている。また、日影平黒物間歩は、②の字「日影平」煙廻し間歩と同じ山師によって普請されており、同一かあるいは近い場所にある間歩と考えられるが、間吹きによって灰吹銀5分5厘を得ている。その他の間歩については、銀の産出に関する記述はない。

現存するものが写本であるため、異筆であるか否かを確かめることはできないが、原本の表紙には「正徳弐年三月改之」とあることから、⑦は後に書き足されたものと推測される。⑤⑥に記載された間歩に関しては、字「菽木平^{まめのきひら}」の銀間歩に関して、⑦の項で名がみられるものの1712年3月の時点では改役人に含まれていない飯山新右衛門の見分を受けた旨が注記されていることから、同年3月から10月までの間に出願された間歩であろうと推測される。

「金銀銅鉛山付上ヶ」に記された総間歩数が55ヶ所とかなり多いのは、そこには山師の出願がなかった古間歩も含まれていたためであろうと考えられる。もっとも、稼行(普請)中の間歩数のみをみても、銀山、鉛山ともに「間歩帳」よりも若干多いが、これは、3月より10月までの間に普請が開始された間歩があったためであったと思われる。

間歩の稼行を出願した山師に注目すると、個人で出願を行った例は少なく、たいてい複数の山師が連名で出願していたことがわかる(表4-4参照)。また、ほとんどの山師が複数の間歩に関わっていた。とくに多くの間歩に関与した者としては、孫三郎(15ヶ所)・長左衛門(10ヶ所)・五郎右衛門(10ヶ所)・庄左衛門(9ヶ所)・五兵衛(9ヶ所)があげられる。単独で多くの間歩を請けていた長左衛門(6ヶ所)・五兵衛(5ヶ所)の2名は、なかでも有力であったことがうかがわれる。五兵衛(能登屋)・孫三郎(鍛冶屋)、銀山肝煎であった庄左衛門(舟津屋)は、検地帳に案内者として名前が記されている。このことも、彼らが茂住銀山における有力な金山師であったことを示すものといえる。「間歩帳」に記載された17名の山師以外は、間歩の経営に足る資金力を持たないものであつ

たと考えられる。「金銀銅鉛山付上ヶ」では一括して「山師」とされているが、それらの多くは、実態としては金掘職人としかいい得ない存在であった。

(2) 茂住銀山集落の再編

すでにみたように、1742（寛保2）年の宗門人別帳には、12軒が書き上げられていたが、それらのうち、1723（享保8）年の「畑屋敷改帳」の時点から継続していると考えられる家は3軒のみであった（表4-5）。このことは、現在の東茂住集落において、享保期にまで系譜を遡ることのできる家は2、3軒ほどであるという古老の話と符合する²⁸⁾。

高山陣屋「銀山方日記」によれば、1748（延享5）年、四美銀山（現下呂市萩原町四美）の開発が始まった際に、掘り出された鉱石の一部が、茂住銀山集落へ送られて試し吹きされている。茂住銀山在住の山師が銀鉱石を製錬する技術を有していることが、この時期の飛騨国内において認められていたことがわかる。一方で、同じ1748年に、下茂住村（現在の西茂住地区）より銀山茂住へ家族で移住した者があった記録がある²⁹⁾。この頃、茂住銀山への移入者は必ずしも鉱山関係者とは限らなかったのである。1788（天明8）年の村明細帳では、茂住銀山集落の戸数は18軒となっており、以後江戸期を通じて、ほぼこの戸数で推移する³⁰⁾。別家を出す際には、村内の他家の了承を得る必要があったことから、この戸数は意識して維持されていたものと考えられる。衰退後の茂住銀山集落は、その後およそ半世紀の間に周辺集落からの移住者を受け入れるなどして、代々の金山師のみで構成された集落とはいえなくなったのであるが、江戸中後期になると、村は機会があるごとに往古よりの金山師の村であることを主張している。

1765（明和2）年、隣村の杉山村の者が、字ずり谷から茂住村茂住銀山集落に引かれた用水の水を、上流部において別の方へ引いたことにつき、茂住銀山集落より苦情を申し入れている³¹⁾。その際、茂住銀山集落側では「銀山用水之儀ハ大切成御番所等茂有之、用心水之儀ニ御座候」と述べている。検地帳に記載された「銀山御蔵」などはこの頃にはもはや残されていなかったと思われるが、1791（寛政3）年、飛騨国内の番所が整理された際に廃止されるまで、茂住下口番所は存続していた³²⁾。こうした施設が存在したことも、茂住銀山集落の住人に、村の特別な位置づけを意識させるものであったことと思われる。

1767（明和4）年の「金銀銅鉛山間歩箇所附帳」には、銀山間歩53ヶ所、銅山間歩2ヶ所、鉛山間歩8ヶ所が書き上げられているが、いずれも留山となっている。前出の1788年の村明細帳に「稼ニ男女共ニ銀山古砂擣候迄ニ御座候」とあるように、茂住銀山の住

表 4-5 茂住銀山集落の居住者(1742年)

名 前	年 齢	檀那寺
家持 茂右衛門	56	金龍寺
女 房	56	
娘さん	18	
和右衛門	48	金龍寺
女 房	36	
男子 仁十郎	15	
娘 す な	10	
娘さん	3	
磯右衛門	34	教覚寺
女 房	26	
虎 介	3	
家持 庄兵衛	36	宝樹寺
女 房	34	
は つ	3	
家持 久右衛門	24	金龍寺
母	48	
弟 吉太郎	16	
家持 長兵衛	52	金龍寺
女 房	43	
男子 長 八	20	
娘 ち よ	9	
男子 亀 介	8	
家持 平十郎	57	金龍寺
女 房	52	
男子 平 六	30	
男子 源五郎	18	
平六女房	20	
平十郎男子 七之介	15	
家持 九兵衛	55	金龍寺
男子 久 八	27	
娘 ま く	9	
家持 七兵衛	53	教覚寺
女 房	44	
家持 喜右衛門	51	教覚寺
女 房	40	
娘 さ つ	10	
家持 次郎吉	57	徳翁寺
女 房	50	
男子 久次郎	10	
家持 彦太郎	53	金龍寺
女 房	48	
男子 吉太郎	18	
娘 し す	16	

〔東茂住土地共有会文書
寛保2年2月 飛州吉城郡高原郷茂住銀山宗門下帳〕により作成

注: 太字は享保8年「茂住銀山畑屋鋪改帳」に名前のみられる者

人が行ったのは、旧坑やその周辺の砂や鉍滓からの鉛の採取であった。1812（文化9）年以降には、茂住銀山集落より池之山鉛山の古間歩の間掘が繰り返し出願されたことが確認された。表4-6には、集落の共有文書の中に現存する間掘等の願書をまとめた。欠落した年次があるが、1814年から1818年にはおそらく毎年池の山鉛山の間掘が出願されたと推測される。1819（文政2）年、飛騨国内の鉍山をすべて御手山（直轄鉍山）とするべく、高山陣屋によって鉍山の稼行が差し留められたが、その際にも、村は往古より鉍山稼行によって存続してきた旨を主張して、古砂稼ぎを認められた。また、1834（天保5）年、江戸御用銅吹所請負人らによって飛騨国内鉍山の試掘が行われることになった際にも、村民の歎願によって古砂稼ぎが許可された。1841（天保12）年には、冥加永2貫500文を年々上納することで古間歩を取り明け、試掘することを許可された。この古砂稼ぎは、少なくとも1850（嘉永3）年までは続いた。このときの願書の記述によれば、1812年の間掘出願以前には冥加永の上納はなく、1819年の御手山編入以降も同様であったという。こうした措置は、茂住銀山集落が往古からの金山師の村であるという住人の主張が認められた、ということだけではなく、茂住産の鉛の銀含有量がきわめて低く、加えて茂住銀山における鉛山稼ぎが、自家労働力で行われたきわめて小規模なものであったためにとられたものと考えられる。

記録で確認できるかぎりでは、茂住銀山集落で行われた比較的規模の大きい鉍山開発事業としては、まず1770（明和7）年には、益田郡名丸村（現下呂市馬瀬名丸）の市郎右衛門による増谷銀山の再開発がある^{34）}。また、1859（安政6）年以降幕末まで、増谷や中木屋などで高山吹所請負人らによる間掘が出願されたこともあった。これらはいずれも、他村の者の請負による稼行であったが、村民の稼ぎの場であった池之山からは遠く隔たった区域で行われたものである。

（3）茂住銀山における仕送り人

前項でみたように、茂住銀山における鉛山稼人はすべて銀山集落住人であり、しかも経営は自家労働力によって行われる小規模なものであった。鉛山稼人の多くは、稼行資本を自力で用意できず、仕送り人を必要とした。1813（文化10）年の産出鉛を大坂銅座に送る際の願書によれば、仕送り人として茂住銀山の平十郎、和右衛門、茂住村の太郎右衛門、兵吉の名がみられ、17名の稼人のうち9名が、これらから仕送りを受けている。1843（天保14）年には、茂住銀山平十郎、同和右衛門、茂住村太右衛門の3名と茂住村と銀山の名

表4-6 茂住銀山村による鉛山稼ぎの出願(1812~1857年)

年	月	事 項	期 間	上 納
1812 (文化9)	3	鉛山問掘 字池之山のうち本池・雨池・大平の古間歩	?	?
1813 (文化10)	8	鉛山問掘 同上	7月1日より250日間	永425文
1814 (文化11)	3	鉛山問掘 同上	3月10日~8月13日まで150日間	永425文
1816 (文化13)	3	鉛山問掘 ?	3月27日より150日間	?
1818 (文政元)	8	鉛山問掘 字池之山のうち本池・雨池・大平の古間歩	4月8日~9月9日まで150日間	永525文
1820 (文政3)	2	(国中金銀銅鉛山御手山切替につき稼方継続方願)		
1821 (文政4)	3	(古砂返し谷湊等願)		
1834 (天保5)	7	出鉛に銀気なき旨報告(⇒御用銅吹所甚兵衛他1名)		
1841 (天保12)	2	鉛山永久稼方		
1850 (嘉永3)	7	鉛山稼方	去る丑年~当戊迄10カ年	永2貫500文(1年当)
1857 (安政4)	8	鉛山問掘 字中小屋(文久元10月休山)・字増谷山	5月~8月	

(東茂住土地共有会文書中の各年次の願書により作成)

主の連名で、産出鉛を高山役所で買い上げてくれるよう願書を差し出している³⁰。そこには、銀山集落の18軒のうち、当時11軒が鉛山稼ぎによって生計をたてていたが、近年の違作によって諸物価が高騰し、自分仕入れによる稼行ができなくなったために前々より平十郎らが仕送りを行っていたこと、最近では鉛の産出が減少し、仕送り金が4、5カ年分前貸しになってしまっていることなどが述べられている。

茂住銀山の平十郎、和右衛門はともに柿下姓であり、「坂屋」の屋号を名乗った。元禄検地帳に記載された「金山師」の中には「柿下屋」「酒屋」の屋号が複数みられるが、それらのいずれかと両家との関係の有無については、現在のところ確認できない。伝承では、平十郎家は茂住村本村の宗四郎家（姓は坂谷）の分家であり、和右衛門家はそこからさらに分かれた家であるとされる。

さて、和右衛門家は、少なくとも18世紀半ばには商業活動を行っていた。同家に伝存する史料の中に、18世紀半ばの1741(寛保2)年の大福帳がある。その末尾には1738(元文3)年における同家の資産や在庫が書き留められている(表4-7)。その中に記されている山銀460目は、山元で製錬された灰吹銀であったと考えられる。前に述べたように、小葉田淳は、17世紀後半の寛文期頃には、京都の銀座へ持ち込まれる飛驒銀が減少していることから、この頃には飛驒の灰吹銀がすでに減少していたのであろうと述べている。18世紀半ばのこの頃にあつては、飛驒国内でも灰吹銀はほとんど通用していなかったと考えられるから、これはやはり茂住産の灰吹銀ではなかったかと推測される。鉛20貫目も、茂住産、あるいは越中長棟産であったと考えられる。

それに続いて、「かし方」と題して、近隣の村名が記された項目がある。ここに載せられているのは、和右衛門家の主な取引先とみてよいと考えられる。横山・杉山・跡津川は茂住銀山に隣接する村であり、西茂住は対岸の茂住(本村)集落である。「長棟山」は、長棟鉛山、「茂住山」は、茂住銀山集落を指す。「茂住谷」は、茂住銀山集落と横山村の境界の谷で、所々に坑口があり、やはり鉱山業に関係する者が居住していたという。冒頭に「四村」とあるのは、どの村を指すのか定かではないが、1741年の個々の取引先をみると、越中国猪谷村、舟渡村、吉野村、飛驒国土村、西漆山村などが比較的高い頻度で登場する。

和右衛門家の取引先についてさらに詳しくみるために、1741年の柿下和右衛門家の大福帳の記載内容を示した(附表2)。上茂住村、下茂住村が圧倒的に多数を占めているが、これらは茂住村を構成する集落である。続いて多いのは越中猪谷村である。東猪谷か西猪

表4-7 茂住銀山柿下和右衛門家における在庫高
(1738年12月)

	両	分	文
古金 66両2分	107	3	360
文金	122		
山銀 460目	12		
錢 198貫400文	51		
質物	24		60
鉛 20貫目	2	2	200
米 27石	33	3	
たはこ 1369斤	17	1	450
大豆 1石8斗	2	1	320
小豆 1石・たは6斤	1	1	150
古手		1	200
わきさし		3	
筵 14疋	2		350
みそ	3		
茶			500
すみ			250
よき・くわ		3	
春木	1		
米 5斗(横山ニ預ヶ置)		2	300
小豆 1石(猪谷預ヶ置)	1	3	300
五斗米(舟渡預ヶ置)		2	300
牛糞 25	2	3	320
たはこ85斤(舟渡村預ヶ置)	1		97
大豆抜■24 58両6分		3	405
小計	397		150
	= 代錢1152貫950文		
<hr/>			
<貸し方>			
四村	83	2	420
横山	17	1	20
杉山	2		
茂住谷	3	3	100
西茂住	40		
長棟山	3	1	440
茂住山	13		
跡津川	9	2	100
小計	162	2	50
	= 代錢490貫50文		
計	文金559両2分200文 = 代錢1643貫文		

(飛騨市神岡町東茂住柿下家文書「寛保三年 大福課」より作成)

注1: 小計・計の数値は、実際の計算結果とは合致しないが、資料に記載された通りを示した。

注2: ■印は判読不能の文字を示す。

谷のいずれかは明記されていないが、いずれにも江戸期初頭に加賀藩によって設置され、その後富山藩に引き継がれた関所があった。江戸初期に吉野銀山、片掛銀山などの鉱山が盛んに開発された時期には、猪谷村で年貢米が売り払われたという³⁵⁾。「間山」は、跡津川村内の字名で、銀山の坑口の所在地であった。越中国吉野村も銀山の所在地であった。地元の茂住銀山集落については、「下町」、「大工(町)」など、村内の地区名で記されているが、この頃には、それほど取引の頻度は高くなかったことがわかる。

ここに登場するいずれの村も、純農村とはいいい難い村であった。和右衛門家が販売した商品としては、米穀類や農具もあるが、「ゆかた」「はおり」「あわせ」など衣類、しかも完成品のものがきわめて多かった。18世紀の初頭までには茂住銀山も越中国内の鉱山も衰退していたのであるが、このような商売の内容をみると、柿下和右衛門家は、衣類や嗜好品などを他地域から移入して鉱山集落の住人に販売することを業としていたと推測される。その本家筋の柿下平十郎家もやはり同様であったと類推することができる。

「安永七年 店卸帳」からは、1777(安永6)年～1805(文化2)年にかけて着実に保有する金銭等の規模を拡大していることがわかる(図4-3)。天明期頃からは、とりわけ貸方が増大しており、商業活動の規模が大きくなっていることをうかがわせる。「寛政七年 萬商帳」と題する帳面からは、1797(寛政9)年～1858(安政5)年にかけて、和右衛門家が販売した商品と、すべての件についてはではないが、販売先について知ることができる(表4-8)。これによれば、18世紀末には菜種、たばこが杉山村、越中国小糸村といった近村に販売されているが、間もなくそうした取引はみられなくなり、楮や糸・絹(繭)・蛹のみが主要な商品となる。楮は銀山集落、跡津川村、東漆山村、牧村など周辺の村落から集荷され、八尾や庵谷など主に越中方面で売られている。生糸や繭などは高山で販売されていることが多かった。高山には、和右衛門家と同じ坂屋を名乗る者や、漆山屋などの屋号があり、高原川流域の出身、あるいは高原川流域の商品を扱う商家があったことがわかる。その他、富山・郡上八幡・古川町など、越中や飛騨の町場の商人が取引相手となっていた1846(弘化3)年からは、取扱品のうちに鉛や銅がみられるようになる。同じ年より酒造米が買い入れられている³⁶⁾。鉛や酒の仕入れ元や販売先は記載されていないが、楮や繭などの例からみれば、18世紀末以降の和右衛門家の商業活動は、18世紀初頭とは異なり、周辺地域の生産物を、城下町や在郷町向けに出荷するといったものが中心であったといえる。繭などに比較すると、積極的に鉛などを集荷しようという姿勢には乏しかったように見受けられる。19世紀以降の記録から知られる限り、茂住銀山の柿下両家は鉛

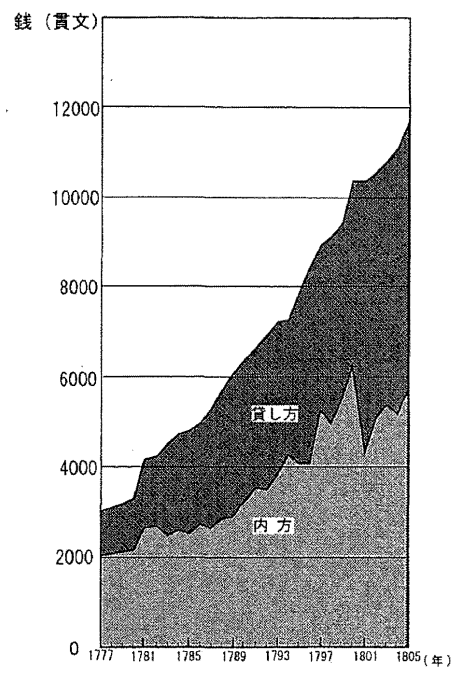


図 4 - 3 茂住银山和右衛門家における資産の変化 (1777 ~ 1805 年)
 (飛騨市神岡町東茂住柿下家文書「安永 7 年 店卸帳」より作成)

年 月	数・量	仕入金(両)	仕入(匁)	代銭(文)	売り先	売金(両)	売額(匁)	売銭(文)	差引
天保12	蝸	561貫694匁7分=糸139把7分	240.625	249	丑9月高山竹の風忠右衛門、みの下酒屋岩次郎=売也	304	1.39		金54兩2分2朱と2匁65
	楮	406貫目=116秤	31.5	259		35.625		180	金4兩179文
	楮	71貫800目=20秤1800目	5.125	145					利なし
天保13	楮	787貫600目=227秤1分3厘	60.625	585		64			金3兩1分と275文
	蝸	494貫848匁5分=糸125把	147.5	588	卯5月12日みの金山坂本伊助=売也	175.625	2.5		金26兩2分2朱62文
天保14	楮	632貫600目=180秤7匁2分	48.75	751	酉亥住次郎兵衛4分、横山源六売也	59.625			金11兩と29文
	蝸	538貫85匁=糸134把	165	350	高山清川屋孫助売也	196.5	2		金35兩2分2朱と3匁29
天保15	楮	502貫820目=143秤6分4	48.375	777	酉亥住次郎、太郎助、富山佐次兵衛、横山源六売也	55.25		1,301	金6兩3分2朱分2朱と524
	蝸	457貫595匁=糸117把6分	134.875	593	船津廣瀬屋源七、佐古屋嘉吉売也	176.25	7		金34兩2分2朱643文
弘化2	蝸	569貫547匁=糸143把4分3厘	210.875	750	糸78把、古川荒木屋長右衛門、忍屋喜右衛門。65把、古川睦烟屋	266.375	0.9		金56兩204文
	楮	209秤1分4	65.25	499	下茂住太郎右衛門、横山源六、蟹寺間兵衛、中山門助売也	66.25		699	
	酒米	55石1斗	56.75	246		96.375		166	金39兩2分と720文
弘化3	楮	52石1斗5升	66.375	222		93.675		202	金27兩1分
	楮	322秤7厘	81.875	127		78		462	一3兩3分と485文
	蝸	477貫195匁=糸121把	192.625	502	52.5把、高山白川屋市左衛門。68.5把、高山近江屋九兵衛、■屋	200.125	6.3		7兩2分と170文
弘化4	鉛	1362貫852文95亮弘高	332.125	486	弥右衛門=売	474.75		191	金142兩2分と505文
	楮	207秤52	68.875	716		65		406	一金3兩3分2厘と310文
	鉛	1032貫736匁亮弘高	285.75	384		366.75		666	金81兩と282文
	酒造米	66石8斗3升	77.25	142		119.625		485	金42兩1分2朱と343文
嘉永1	蝸	627貫892匁2分=糸159把6分	248.5	707	60把、古川玉屋弥兵衛、保木屋徳助。45把、舟津東屋文七、54把、	247.625		326	金46兩2分2朱と314文
	楮	242秤	53.5	589	高山白川屋市左衛門	57.125		269	金3兩2分と480文
	鉛	941貫750目亮弘高	271.5	183		279		410	金7兩2分と227匁
嘉永2	蝸	836貫143匁=糸157把	263.375	46	75把、高山■屋喜助、中津屋兵左衛門。75把、舟津東屋文七	288.5			金25兩1分と307文
	米	75石2斗	95.125	696		139.625		167	金44兩1分2朱と271文
	米	71石6斗7升酒造高	74.25	402		140.875		204	金66兩2分と602文
	楮	281秤9分	50.875	238	東漆山地楮	56		349	金5兩2朱と111文
嘉永3	鉛	2249貫970匁亮弘高	563	669		500.5		323	一金82兩2分と346文
	蝸	40貫818匁=糸159把9分3厘	252.75	182	5分3厘、越後入沢屋清吉、158把、舟津東屋文七	283.75		49	金33兩2朱と402文
	米	75石6斗3升7合酒造高	94	168		160.25		304	金74.25と136文
	鉛	1273貫760匁	233.875	278		329.125		396	金95兩と118文
嘉永4	蝸	786貫746匁=糸186把	264	667	舟津東屋文七	251	6		一金11兩1分と582文
	楮	20秤1分	4.75	400		5.5		444	金1兩2朱と44文
	米	58石9斗8升酒造高(成10月造込)	91.125	466		152.875		579	金61兩3分と113文
	鉛	871貫425匁	163.5	120		184		651	金20兩と531文
嘉永5	楮	213秤7分1厘	27.625	529		39.125		730	金1兩2分と201文
	蝸	527貫790目=糸120把と170匁	154.875	159	100匁、東猪谷小森辰右衛門。120把、古川因幡屋又吉、玉屋弥兵	211.25	2.5		金57兩2分と711文
	米	70石8斗9升酒造高	87.25	213		144.25		242	金33兩と29文
	鉛	440貫600目亮弘高	80	452		97.125		372	金17兩1分2朱と714文
嘉永6	蝸	530貫711匁=糸118把3分	180.75	699	高山大坂屋文助、高山清右衛門、舟津大坪屋勘次郎	177.75	1.52		一金3兩504文
	楮	196秤6分3厘	32.875	504		37.875		474	金2兩1分と146文
	米	60石7斗7升7合酒造高(子10月造込)	76.375	167		117.125		289	金40兩3分と122文
	蝸	559貫131匁=糸32把20匁	157.25	740	高山大坂屋文助、清右衛門、舟津大坪屋勘次郎	195.375	3.169		金31兩206文
嘉永7	鉛	1309貫777匁亮弘高	240.875	34	一古鉛元買代	289.75		711	金45兩3分2朱と677文
	楮	339秤9分9厘 地楮、東漆山■行牧	39.75	246		42.625		331	金2兩3分2朱と87文
	米	57石5斗2升酒造高(丑10月造込)	67	586		111.675		474	金44兩2分と688文
	楮	256秤2分6厘 跡津川・東漆山・牧	23.375	721		24.875		776	金1兩2分と201文55文
安政2	鉛	265貫330匁亮弘高	56.5	642		80.875		439	金24兩1分と597文
	銅	361貫800目亮弘高	89.875	203		111.125	5.45		金21兩1分と378文
	蝸	594貫56匁=糸138把100目	206.875	173	卯9月29日、69把、越前西■田村小国権兵衛・弥三兵衛。辰正月	210.125		10	金4兩616文
	米	88石2斗2升酒造高(寅10月造込)	80.5	40	20日、69把、八尾福島屋九郎左衛門、梅原屋文左衛門	114		786	金33兩2分と746文
安政3	楮	250秤9分9厘 跡津川・東漆山・牧	22.625	1	高山八尾屋権治郎、幸ヶ谷次三郎商人売、講取	23.875		22	
	蝸	430貫83匁=糸109把60匁	123.875	134	卯9月29日、54.5把、越前西■田村小玉権兵衛・弥三右衛門。辰1	166.125	6		金34兩2分2朱と52文
	鉛	1015貫880目亮弘高	253.25	687	20日、54.5把、八尾福島屋九郎右衛門、梅原屋文左衛門	319.25		779	金66兩1分と92文
	米	65石6斗2升 酒造高(卯10月造込)	70.5	251		127.375		123	金56兩3分672文
安政4	楮	220秤6分6厘 跡津川・東漆山・牧	21.875	58		24		766	金2兩2朱308文
	鉛	293貫 亮弘高	75.75	555		73		123	一金2兩3分432文
	蝸	004貫37匁=糸140把	176.25	567	巳4月14日、71把、高山高原屋喜助。同19日、69把、高山田近屋嘉	206.5	1.75		金31兩3分2朱と246文
安政5	米	84石3斗3升2合 酒造高(辰10月造込)	59.75	118		92.5		201	金32兩3分283文
	楮	140秤5分3厘 跡津川・東漆山・牧	18.75	359		20.5		313	金1兩1分754文
	蝸	429貫545匁5分=糸103把	130.125	440	巳2月29日、51.5把、高山梅木屋忠兵衛外2人。午9月14日、51.5	178	6.25		金47兩3分2朱226文
安政5	鉛	739貫770匁	165.375	581	把、高山■屋平六。	188.5		504	金22兩2分2朱723文
	米	55石8斗6升4合 酒造高(巳10月造込)	69.875	530		83.875		786	金14兩2分2朱256文
	楮	126秤3分8厘 跡津川・東漆山・牧	32.25	335		35.875		463	金3兩2分2朱128文
安政5	鉛	541貫200目	119.375	526		139.1875		177	金19兩3分51文
	蝸	112貫961匁=糸9把	125.5	531	午9月15日高山幸吉屋平六	155.125	2.5		金26兩2分535文

(飛騨市神岡町東茂住 柿下家文書 寛政8年萬商帳より作成)

注: ■印は判読不能の文字を示す。

山稼ぎを行わず、茂住銀山の山師が祀った池の山神社の氏子にも含まれていなかったが、零細な経営に留まった茂住銀山集落における鉱山稼行においては、資材の供給源として重要な存在であったといえる。

第3節 江戸後期の鉱山開発と在郷町商人

(1) 江戸末期における栃洞地区の鉱山開発

かつての和佐保銀山を中心とする地域でも、19世紀半ばに鉱山開発が盛んになったが、前述のようにこの地では銀山集落はすでに消滅してしまっていた。この地域においては、江戸中後期までに成長した在郷町が、鉱山業の展開に関与したと考えられる。この節では、在郷町の住人がどのように関わったかに注目して、和佐保を中心とする地区における鉱山業の展開について検討する。

19世紀以降には、和佐保村の域内に留まらず、二十五山の山頂付近を村域とする東町村・鹿間村・東漆山村にまで鉱山の開発が及んだ。江戸期にはまだそのような呼称は用いられていないのだが、近代にはこれらの地域が栃洞坑区とよばれたのにしたが、以下ではこの地区を栃洞地区と称することにする。

すでにみたように、和佐保村の銀山集落も、17世紀末には著しく衰えていた。1712(正徳2)年の「金銀銅鉛山付上ヶ」には、和佐保銀山の項に、山師83人、銅山共家数19軒と記載されているが、三井金属修史委員会編(1970:81)では、この人数には、当時稼行されていた銅山で用いられた職人が含まれており、「所山師」、すなわち従来から銀山集落に居住した山師が19軒と大きく数を減じていたと推測している。栃洞地区では、1698(元禄11)年～1715(正徳5)年まで、江戸の太田屋弥七ら3名によって、銅山が請け負われていた。所山師は、この銅山や他所の金銀山に雇用されて生計をたてたという³⁷⁾。その後、栃洞地区では目立った鉱山開発の動きはなく、和佐保銀山集落は、18世紀半ばにはほとんど衰滅の状態となったのであった。

1817(文化14)年、飛騨国益田郡大西村(現高山市久々野町大西)の甚右衛門が和佐保村北平銅山の開発に着手した。この銅山開発は、18世紀初めに稼行された銅山と同一か、ほぼ同じ場所で行われたと思われる。1819(文化2)年には、この銅山は高山陣屋の御手山(直轄鉱山)として接收され、1826年まで稼行された後、休山となっていたが、1830(文政13)年になって、越前国大野郡の金山師らによって再開発が試みられた。

この年の9月、高山三之町の商人、押上屋六兵衛によって和佐保村字北平・南平・大はげ・小はげの銅鉛山（以下では北平銅山と称する）の間掘が出願された³⁸⁾。間掘を出願した押上屋六兵衛が公式には「稼人」とされたが、実質的な稼行の主体は、越前国大野郡^{おもだに}面谷村（現福井県大野郡和泉村）出身の「下稼人」であった。面谷村は箱ヶ瀬村^{はこがせ}の枝村^{もちあな}、持穴村の地内に成立した金山師の集落であり、この下稼人は鉱山業に専門に携わる者であった³⁹⁾。間掘出願に先立つその年の8月、面谷村の松尾屋要蔵・次郎右衛門・四郎兵衛・五郎助ら4名の下稼人と押上屋との間で次のような規定証文が交わされている⁴⁰⁾。

相対規定証文之事

飛騨国吉城郡和佐保村山内銅鉛山間掘被成候ニ付私共右稼方仕度頼入候所相違無御座候、依之左ニ規定取極申候、

- 一、願方ニ付山元手当金其外向之御音物^{いんもつ}・諸雑用費之分ハ不及申、御役人様御出役之節、船津町并山元等ニ而山賄方入用、且又貴殿方より御越被下候節往返諸雑費共私共より出金仕候事、
- 一、右山先并願方世話料として仕入金ニ不拘、出銅鉛并絞り銀共高十分之内壹分六厘相渡可申事、
- 一、出銅鉛銀共船津町之間屋相立預置、大坂其外何れ江相捌候共貴殿名面を以立会之上相捌可申事、
- 一、稼中年内向ニ御音物代ハ出銅鉛銀高之分合にて割合出金可仕事、
但、御運上永右同断割合出金仕、貴殿江相渡、貴殿より上納可被下候、
- 一、諸仕入金之儀者不残私共方ニ而調達いたし万一損失相立候共貴殿江少茂御厄介相掛申間敷候、且又山内立会之儀は惣ヅリ帳方之者入用ニ付、貴殿方より御立会被下候人を帳方ヅリニ相願、右賄方給金共私共方ニ而差出可申事、
前書規定仕候処相違無御座候、右山内何事によらず御差図を請我儘勝手之取計斗仕間敷候、惣而貴殿方費之儀無之様可仕、且又万一不盛山ニ而格別損失相立稼方相続難成候節者示談之上跡稼炭代御余荷被下相続仕度御引合申置候処御承知被下忝存候、然上ハ規定通聊異変仕間敷候、為後日連印之証文差入申処仍如件（後略）

この取り決めからは、下稼人がかなり主体的な経営を行ったことがわかる。たとえば、1ヶ条目によれば、和佐保村など山元への手当金や諸方への贈り物、役人出役時や稼人来

山時の諸雑費はすべて下稼人が負担することになっていた。また、5ヶ条目によれば、下稼人が稼人以外から仕入金を「残らず」調達し、万一損失が生じても稼人へは迷惑をかけないとされている。この文言通りであったとすると、稼人は、手続きの上での世話のみを行っていたことになるが、3ヶ条目によれば、この時点では産出鉱物の売却先、すなわち金主は決まっていなかった。したがって金主からの資金供給は期待できず、当初の開発資金の幾ばくかは稼人から供給されたと考えられる。2ヶ条目によれば、銅・鉛・銀の高の16%が「世話料」として稼人に配分される取り決めであった。

世話料は、稼人の押上屋六兵衛の他、飛騨国益田郡大西村永瀬甚右衛門、同国吉城郡船津町村紅粉屋用助でさらに分配する取り決めが交わされていた¹¹⁾。分配の割合は六兵衛と甚右衛門がそれぞれ8分の3、用助が4分の1であった。永瀬家では、1817(文化14)年に、北平銅山の間掘を出願していた。この銅山が御手山に編入されたために成果を得ることはできなかった。1830年の開発でも、面谷村の金山師たちが、最初に間掘の出願を依頼した相手は永瀬甚右衛門であった。前出の規定証文の中で、甚右衛門は六兵衛に宛てて、「和佐保村銅山間掘仕度越前面谷村之者共頼越候得共、私不及自力候に付貴殿御頼申入候所御承知之上(中略)今般間掘御願被成候」と述べている。六兵衛による間掘出願は、甚右衛門からの依頼によってなされたのであった。1817(文化14)年3月、山元の和佐保村百姓から当時の永瀬家当主の甚右衛門に宛てて、借入金7両2分を同年12月までに返済すべきこと、出願中の銅山間掘が認められれば、これに必要な雑木の代金のうち、相当分を返済に宛てたいという旨を記した一札が入れられている¹²⁾。銀山集落は消滅していたが、北平銅山は和佐保村の地内にあったため、他所の者がこれを開発するには同村の同意を取り付ける必要があった。山元の村と永瀬家とのこのようなつながりは、面谷村の金山師たちが永瀬家へ出願を依頼した理由のひとつであったと考えられる。紅粉屋用助は船津町村の旧家であり、下稼人に生活物資や諸道具の仕送りを行った。これらの物資を供給する際には口銭(手数料)が上乘せされた¹³⁾。

以上にみたように、この地域の鉱山の再開発は、越前国大野郡の金山師によって積極的に進められたことがわかる。その手続きや開発資金の確保のために、高山や船津町といった飛騨地域の在郷町や農村部における有力者の協力が必要とされたのであった。

両白山地を隔てて飛騨国と隣り合った越前国大野郡には数多くの鉱山があった。とりわけ面谷銅山(現福井県大野郡和泉村)は18世紀半ばより盛山に向かっていた。また、嘉永期頃には、高山陣屋から地役人や稼人を派遣して、越前国大野郡の幕府領に属した堀名^{ほりめ}

銅山（現福井県勝山市）が経営されたこともあった。鉱山業を紐帯として、この地域と飛驒とのつながりは深かったと考えられる。

(2) 船津町村商人の鉱山業参画

船津町村は、栃洞地区の鉱山の直近にある在郷町として、19世紀に至るまでにも、さまざまな形で鉱山開発に関与してきた。

1830（文政13）年の北平銅山の事例においても、仕送り人として船津町村の有力商人、紅粉屋用助が関与していた。資金の欠乏のために面谷村出身の金山師らの開発が行き詰まると、銅山の下稼ぎは、船津町村の商人加賀屋忠兵衛へと譲り渡されることとなった。加賀屋は旅人宿を営んでおり、面谷村の金山師の一人、要蔵の飛驒における宿泊先であった。1832（天保3）年9月、金100両余りの借金の代わりに銅山の下稼ぎを忠兵衛に譲り渡すという証文が、要蔵他1名より入れられている⁴⁹。この証文には、紅粉屋への代金支払いが滞り、仕送りを止められたため、加賀屋に依頼してその後の仕送りや借金を受けていたが、銅の産出が思わしくなく、結局返済が不可能になったという経過が記されている。また、加賀屋には、押上屋六兵衛ら稼人それぞれから、「面谷村の金山師の借金証文」を質物とする借金証文が入れられている⁴⁵。押上屋らが加賀屋へ借金をしたという体裁がとられてはいるが、このような手続きをとることで、権利関係が整理されたものと思われる。

加賀屋にしても独力で開発資金を賄うことができたわけではなかった。これまで同様、紅粉屋用助から物資の仕送りを受けた⁴⁶。また、産出鉱物は、当時の船津町村でもっとも有力な商家のひとつであった庵屋七兵衛のもとに引き取られている。

1832年11月から翌年にかけて、庵屋七兵衛のもとに鉱物が集荷されている。銅や鉛荷物の量と運搬夫の名前が簡潔に記載された、銅鉛山会所から庵屋へ宛てた送り状が数通残されている⁴⁷。また、庵屋（牛丸家）には「山方日用記」と名付けられた帳面が伝えられている。この帳面の冒頭部分には、庵屋に持ち込まれた銅や銀、鉛荷物の日付、数量、運搬夫の名前が記されているが、それらの内容は同じ日付の送り状と一致する。これによれば、1832年11月から翌年3月までの半年間（1832年には閏11月あり）に庵屋へ運び込まれた銅は500貫余りに達している（表4-9）。天保後期の産出高の水準と比較すると、半年間の生産高としてはかなり多いが、加賀屋が下稼ぎを譲り受けた際に、坑道具とともに白目銅も受け取っているから、ここにはその分が含まれていたと考えられる。この地域では、積雪のために冬季の採鉱は不可能となったから、以前より会所に貯め置かれて

表4-9 北平銅山から船津町庵屋へ搬入された白目銅
(1832年11月～1833年3月)

年	月	量(貫)
1832(天保3)年	11	61.000
	閏11	132.700
	12	96.600
1833(天保4)年	1	60.900
	2	87.000
	3	74.100
計		512.300

(牛丸家文書「山方日用記」により作成)

表4-10 和佐保村北平銅鉛山における銅・白目銅・鉛
の産出高 (1835～1853年)

	銅(貫)	白目銅(貫)	鉛(貫)
1835(天保6)	82.5	-	-
1836(天保7)	113.1	-	-
1837(天保8)	110.9	-	-
1838(天保9)	51.0	-	-
1839(天保10)	46.3	-	-
1840(天保11)	37.4	-	-
1841(天保12)	51.7	-	-
1842(天保13)	39.1	-	-
1843(天保14)	63.5	-	-
1844(弘化1)	79.2	-	-
1845(弘化2)	123.9	-	-
1846(弘化3)	105.6	-	-
1847(弘化4)	68.2	-	-
1848(嘉永1)	51.7	-	-
1849(嘉永2)	147.7	-	-
1850(嘉永3)	117.0	-	12.9
1851(嘉永4)	370.3	98.3	-
1852(嘉永5)	279.8	404.9	15.7
1853(嘉永6)	-	343.8	31.8

(岐阜県立歴史資料館所蔵「吉城郡和佐保村銅山出高書上帳」
「吉城郡和佐保村山内字北平出銅高書上帳」各年次分により作成)

注:1852年4月分より「銅」の記載なく、「白目荒銅」という記載になっている。本表では、これらを「白目銅」の欄に記載した。

いたものが、この時期にまとめて運ばれたと推測される。

「山方日用記」には銅や銀の売り捌きに関する記事も記されている。銅の売り渡し先は越中富山の山宝屋与兵衛、大瀧屋藤右衛門、中田屋安兵衛、同じく越中高岡の黒谷屋津兵衛などすべて越中国内であった。銀については、これらに加えて名古屋が含まれていた。

1830年代の半ばには、北平銅山の開発は漸く安定し、1840年代末には大きく進展した。このような展開の背景には、開発資金供給の安定があった。1834（天保5）年春、江戸本所横川町古銅吹所の甚兵衛・相模国鎌倉郡腰越村（現鎌倉市）^{こしごえ}名主半蔵の両名が飛騨郡代の江戸屋敷へ、江戸本所石原町の半六が勘定所へとそれぞれ問掘を出願した⁴⁸⁾。相談の結果、甚兵衛らが問掘を行うこととなり、翌1835年に出願されている。甚兵衛らはこの時、北平銅山のみでなく、飛騨国内の全鉦山の間掘を許可された。他地域の銅山や鉛山にもこの時期に開発に着手されたり、稼行が拡大されたりした例がみられた。古銅吹所の者が進出してきたことからみても、この頃以降、幕府が鉦物資源確保にとくに積極的になっていったことがうかがわれる。甚兵衛らは、江戸から金山師嶋田屋忠兵衛を派遣して、銅山の間掘を行わせたが、開発に長く関与しようとはしなかった。1836（天保7）年、問掘の期限が切れた後には、継問掘は出願されず、銅山は早くも留山となった。

その後、和佐保村・鹿間村・東町村の山元3ヶ村が出願者となって、北平銅山の間掘が出願された。これは、嶋田屋忠兵衛が村方に出願を依頼したものであり、実質的には忠兵衛が継続して稼行の主体となった⁴⁹⁾。忠兵衛は1847（弘化4）年まで13年間にわたって北平銅山を稼行したが、産出された銅は1838（天保9）年までは江戸へ、その後は大坂へ送られたとの記録がある⁵⁰⁾。

高山陣屋に報告された和佐保村北平銅山の銅産出高をみると、嶋田屋忠兵衛の稼行による1835（天保6）年から1847（弘化4）年までは、多い年でも年間100貫余りで、年ごとの変動も大きかった⁵¹⁾。産出高が正確に報告されているとすれば、きわめてわずかな産出であった。1849（嘉永2）年以降には産出高は安定し、1851年には大きく増加している（表4-10）。これらの数値もかなり控えめなように思われる。おそらく、陣屋への報告という史料の性格上、幕府へ報告できない出荷があったと推測される。いずれにしても、1850年前後、産出量が急増したという傾向が確認できる。

この間の1848年、北平銅山では稼人が交代している。この年の7月、金200両で嶋田屋忠兵衛から、船津町村の米屋佐次兵衛他8名に銅山が譲渡された。新たな稼人9名は「山先歩合持ち」と称したが、越中高岡の者が1名あったのを除き、他はすべて船津町村

の商人であった⁵²⁾。この歩合持ちの権利は、その後も譲渡が行われたが、ほとんどが船津町村の商人であることは変わらなかった(図4-4)。多数の商人が歩合持ちとして鉱山開発に参加するようになったことは、鉱床が有望であることが確認され、資金を投入して開発を拡大すればそれに見合った利得が得られるといった状況が到来し、これが広く認識されるようになったことを示している。歩合持ちの下には複数の下稼人があって、実際の稼行を行った。歩合持ちに対しては、下稼人から「分一」として産出高の10%が支払われた⁵³⁾。

北平銅山以外にも、1840(天保11)年頃から鹿間村深洞銅鉛山、1841年12月には同村の菅沢^{すがさわ}鉛山、1846(弘化3)年には和佐保村山内東平鉛山の稼行が相次いで始められている⁵⁴⁾。深洞・菅沢の両鉱山は、庵屋と並ぶ船津町村の有力商人であり、北平銅山の歩合持ちでもあった北沢屋七左衛門によって稼行された。1856(安政3)年の報告には、これらの鉱山は北沢屋が直接人夫を雇用して稼行し、米・味噌など生活物資の仕入れも自ら行っていたとある⁵⁵⁾。

他の歩合持ちの多くも、自らも下稼人のひとりとして鉱山稼行に関与したようである。1855(安政2)年6月、和佐保村と一部の下稼人が、歩合持ちの不法を主張して、問掘の出願を和佐保村へ切り替えるよう訴え出た。その訴状の中には、以下のようにある⁵⁶⁾。

澁粕銅売払方之節も津出し御手形願下し候而も稼人一同無甲乙津出し=者不為致、先ツ山先持之荷計直(値:引用者注)合宜數中=為払、下稼人之者之荷者後江廻し候中、津免許貫數切れ候進重而之節迄相待候様被申渡、払後れ=相成直下リヲ請不融通不自由為致…(後略)

澁銅(銀を絞った後の銅)の移出が、下稼人ごとに行われており、稼人(歩合持)が、自らの荷を有利に取り扱っていたことがわかる。

(3) 高山銀絞吹所の設置と鉱山開発機運の高まり

1855(安政2)年6月、高山陣屋前の馬場通りに仮吹所が設置されて、試験的に銅や鉛鉱石からの銀抽出が行われた。この結果が良好であったのを確認した上で、翌年夏、飛騨郡代より幕府勘定所に、銀絞吹所の設置が正式に出願されて認められた⁵⁷⁾。吹所の運営は、高山の有力商人によって請負われた。これ以後、飛騨国内で産出された鉱物は、定められた値段で、すべて吹所請負人へ売却することとなった。

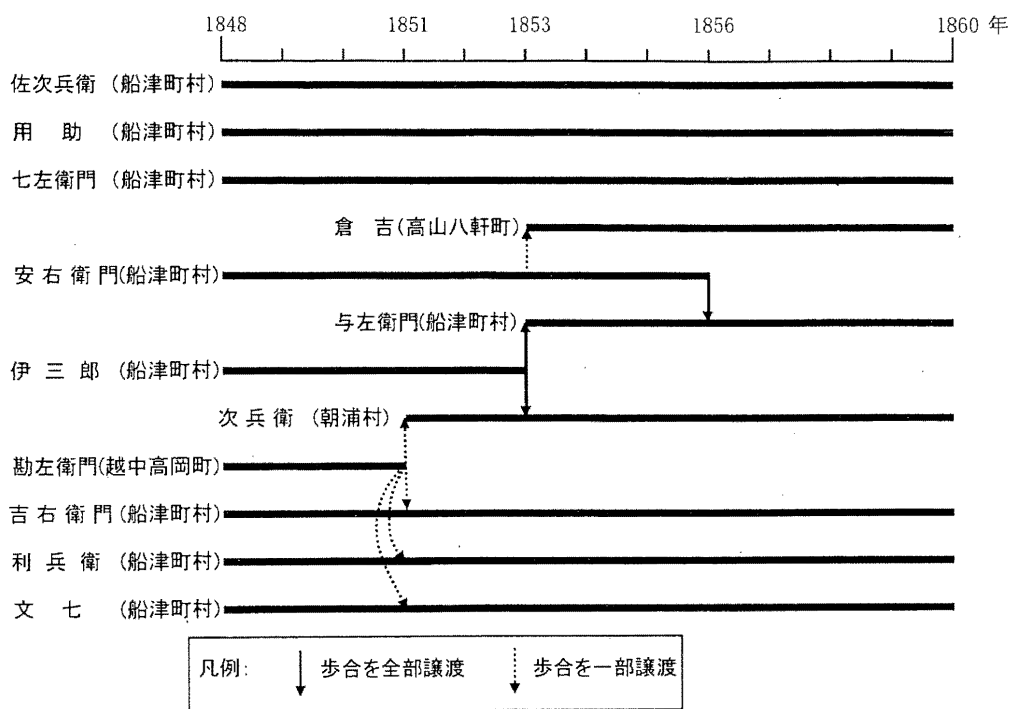


図4-4 和佐保村北平銅山の山先歩合持ちの変遷(1848~1860年)
 (富田家文書「銅鉛銀絞諸雜記」所収、万延元年6月「吉城郡和佐保村銅鉛山歩合持書上帳」により作成)

吹所の設置後の鉱山山元における大きな変化は、下稼人のさらなる増加であった。1856（安政3）年には、北平銅山には35名と、従来になく多くの下稼人があった⁵⁸⁾。1860（万延元）年になると、同銅山の下稼人は42名となっており、付近の南平・東平・大留・ずり谷の下稼人を加えるとその人数は78名に達した⁵⁹⁾。

図4-5は、1860（万延元）年頃の北平銅山を中心とした地区を描いた絵図から作成したものである⁶⁰⁾。

絵図のほぼ中央部には池が描かれ、小流が流れ込んでいるのがみられる。池の北西部には山神社が置かれ、柵がめぐらされた銅山会所もある。この周辺が前平と称され、鉱業機能の中心を成した場所であった。江戸初期までに繁栄したと伝えられる和佐保銀山の集落は、これより東に位置していた。18世紀の初め頃には和佐保銀山の周辺で銅山の開発が行われているが、比較的広い平坦地に恵まれた前平周辺には、その頃から鉱山関連施設が設置されたと考えられる。近代以降にも、ここには社宅や学校など主として居住機能が立地した。

会所の周辺には煙突を持った建物が多数描かれている。それぞれの建物にはその所有者の名が記されている。これらは有力な鉱山稼行者が所有した吹屋（製錬施設）であった。

「吉城郡和佐保村前平鉛山取締申渡請証文」と注記された1859（安政6）年3月9日付、前平（北平）銅山の稼行者一同から高山陣屋へ宛てた一札の写には、次のような記述がある⁶¹⁾

吉城郡和佐保村字二十五山之内前平銅鉛山之儀、数ヶ所ニ而荒吹致候間自然不取締之儀も有之哉ニ付不残会所最寄壺ヶ所江相集、柵圍致取締可仕旨、先達而中被仰渡有之、此度地所御見分御座候所山内所々に取建有之候荒吹所、不残壺ヶ所江相集候は多数之儀、容易に普請も難出来、殊ニ会所最寄に可然地利も無御座候間会所より見通し取締宜分は先づ是迄通居置、取締方不都合之箇所早々取払、会所続に吹仕上所六ヶ所取建、尤外通り柵圍致不取締之儀無之様可仕旨被仰渡候

当時、山元での銀絞りは禁じられ、稼行者の吹屋では「荒吹」までが行われた。高山陣屋では、抜け荷などを取り締まるために、山内に散在した吹屋を会所付近の一ヶ所にまとめた意向があったが、稼行者たちは、多数の吹屋を一カ所に集めるのは困難であり、会所付近にその適地もないことを理由に、少なくとも会所から見通すことのできる場所に立

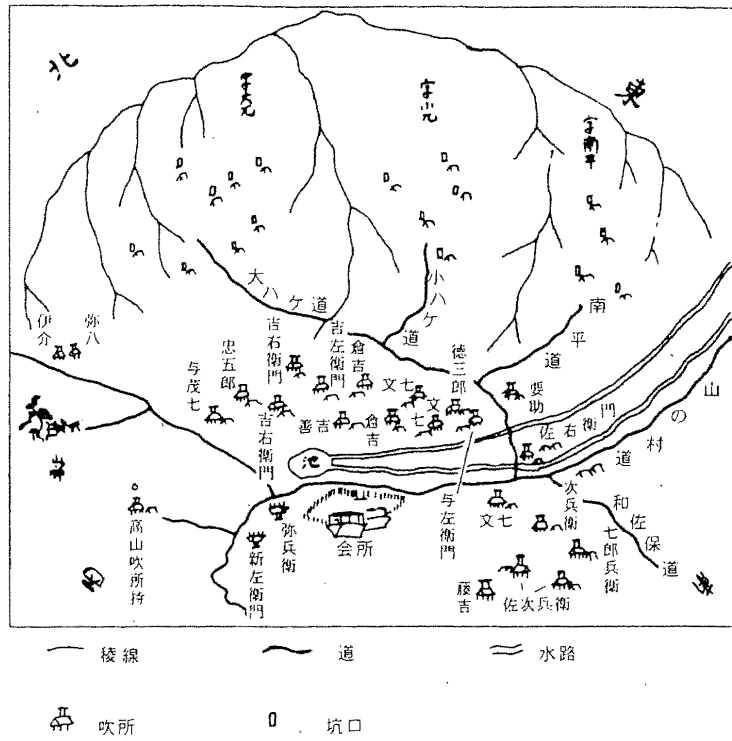


図4-5 安政末期における北平銅鉛山付近の絵図
 (富田家文書「銅鉛銀絞諸雑記」により作成)

地した吹屋に関しては、現状のままにしたいと主張したのであった。実際、その後も吹屋が一方所にまとめられることはなかった。煙突のないその他の建物は飯場、粉碎施設、竈場、炭小屋などの諸施設と推測される⁶²⁾。こうした建物も、稼行者ごとにそれぞれ所有したものであった⁶³⁾。このような状況からは、独立性の強い複数の稼行者によって、鉱山が運営されていたことを読み取ることができる。

銅山会所には、それぞれの稼行者が製した荒銅・荒鉛が持ち込まれ、帳付けされた。その後、鉱石は16貫目(約60kg)を基準として荷にまとめられ、付近の村の牛方によって高山まで運ばれた⁶⁴⁾。前出の富田の記述にもあるように、この頃、高山には銀絞吹所があった。山元の銅山会所には高山陣屋の役人が常駐することはなく、稼行者のうち相応な者が山元取締人に任命され、山内の取り締まりにあたることになっていた。

山師・金名子といった経営者の居宅や商業機能も含め、鉱業に関する諸機能が集積した特別地域、という江戸時代の鉱山集落に関する一般的な理解とはまったく異なった姿が、ここには展開していた。一般的な鉱山集落の特徴は、江戸初期の鉱山町をモデルとして描かれてきたものである。そこにおいて、諸機能が集められ、柵や番所などによる周囲との隔離が行われた背景には、鉱物の産出のみでなく、流通過程など鉱山稼行に関わるあらゆる活動に対して貢納を賦課するという目的があった⁶⁵⁾。北平銅山の景観からは封建的支配を示す要素はほとんど見出すことはできない。それはまさに採鉱と粗製錬といった行程に特化した、ある意味近代的な生産の現場の景観であったといつてよい。こうした特徴は、船津町村や高山町など、飛騨国内の在郷町商人がさまざまに鉱山開発に関与する過程で形成されたものであった。

表4-11には、1860(万延元)年6月に北平鉱山から高山陣屋へ提出された取調書をもとに、稼行者の名前、居住(出身)地、雇用された職人の人数などについて示した。これをみると、それぞれの規模には大きな較差があったことがわかる。30名を雇用していた高山壺之町の倉吉のような例もあったが、多くの稼行者は、数人、甚だしい場合は2名程度とごく少ない人数しか用いていなかった。これは、稼行者の経営したのが、基本的に1坑ときわめて小規模であったためである。表に示された産出高は、1ヶ月の産出見込みであるが、銅山では、概ね大工1人当たり月に10～20貫目産出することが見込まれていたようである。鉛は、鉱山による相違が銅よりも大きかったが、全体的に銅よりも多くの産出が見込まれていた。このように、この地域においては、鉱物産出の増加は、稼行者の数の増加によって実現していた。

表4-11 和佐保村北平銅山における坑・稼場の下稼人(1860年)

字	鉱種	見込高(貫)	下稼人の居住地・名前(屋号)		大工 小木工 陸廻り 女職 飯炊 計(人)					備考		
大はげ	銅	100	古川町方村	彦兵衛		4	4	4		1	13	
	銅	20	船津町村	安右衛門 (茂住屋)		1	1			1	3	
北平	銅	15	高山三之町	忠五郎		2	2				4	
	銅	10	東町村	伊三郎 (山田屋)		1	1		1		3	
	銅	10	半田銀山	幸之助		1	1				2	
	銅	30	朝浦村	源助 (中屋)		2	2				4	
	銅	16	船津町村	幸三郎 (今村屋)		2	3	2			7	
	銅	12	古川町方村	六助		1	1				2	
	銅	18	船津町村	弥八 (田中屋)							0	
	銅	8	船津町村	善五郎 (茂住屋)		1	1				2	
	銅	6	越後蒲原郡笹目村	重助		1	1				2	
	銅	30	船津町村	吉右衛門 (富士屋) ○		2	4	2			8	
	銅	40	船津町村	与左衛門 (上木戸屋) ○		2	3	1			6	
	鉛	25	船津町村	与左衛門 (上木戸屋) ○		2	2				4	
	鉛	200	船津町村	利兵衛 ○		2	6	3	2		13	代人吉兵衛
	鉛	20	船津町村	佐次兵衛 (米屋) ○		1	1				2	
	銅	70	船津町村	文七 (東屋) ○		3	3	5			11	代人儀助
	銅	普請中	船津町村	文七 (東屋) ○		1	1				2	代人儀助
	銅	普請中	船津町村	文七 (東屋) ○		1	1				2	代人儀助
	銅	普請中	船津町村	直助 (広屋)		2	2	1			5	代人与右衛門
	銅 △	40	高山一之町	吉左衛門		3	3	1			7	舗主勘右衛門・萬助舗内
	銅	15	高山八軒町	勝蔵		1					1	舗主古川町六助
	銅 △	12	高山八軒町	要蔵		2	1				3	舗主古川町六助・勝蔵舗内
	銅	150	高山八軒町	倉吉 ○		9	12	8		1	30	舗主東町久右衛門
	銅 △	40	高山八軒町	与茂七		4	2	2			8	舗主東町久右衛門・倉吉舗内
	銅	普請中	朝浦村	宗兵衛 (笹屋)		1	1				2	
	銅	普請中	船津町村	徳三郎		1					1	
	銅	普請中	吉田村	九兵衛		1			1		2	
	銅	15	高山八軒町	金三郎		1	1				2	
	銅 △	10	船津町村	利兵衛		1	1				2	舗主高山吹所・金三郎舗内
	銅	12	船津町村	萬助 (越前屋)		1	1				2	舗主下原村勘右衛門
	銅 △	25	越前大野郡大谷村	浅次郎		1			1		2	舗主東町久右衛門・倉吉舗内
	銅	20	美濃郡上郡白鳥村	金三郎		1	1		1		3	舗主高山三之町清吉
	銅 △	40	高山嶋川原町	吉蔵		1	1		1		3	舗主高山三之町清吉・金三郎舗内
銅 △	25	越前大野郡箱ヶ瀬村	喜助		1	1		2		4	舗主高山三之町清吉・金三郎舗内	
銅	35	美濃郡上郡大嶋村	新左衛門		3	1	1			5	舗主朝浦村源助	
銅 △	20	船津町村	長兵衛 (森茂屋)		2	2				4	舗主朝浦村源助・新左衛門舗内	
銅 △	60	高山片原町	藤吉		4	4				8	舗主朝浦村源助・新左衛門舗内	
銅	20	越前大野郡面谷村	新三郎		1	1		1		3	舗主船津町勘六	
銅 △	15	朝浦村	権兵衛 (鹿間屋)		1	1	1			3	舗主船津町勘六・新三郎舗内	
銅	10	東町村	弥三郎 (山田屋)		1	1		1		3	舗主東町伊三郎	
銅	10	高山八軒町	常三郎		1	1				2		
銅	普請中	高山町寺内	利右衛門		1	1				2		

(岐阜県立歴史資料館所蔵 飛騨郡代高山陣屋文書 万延元年六月「吉城郡和佐保村山内南平北平舗数人別井出銅鉛凡取調帳」により作成)

- 1)「鉱種」の後ろに△印が付されているものは、他の坑の中の下稼場であることを示す。
- 2)「下稼人の居住地・名前」欄の○印は、山先歩合持ちの一員であることを示す。
- 3)見込高は、1860年6月2日～30日の産出見込高。「普請中」とあるのは、探鉱中であることを示す。
- 4)他の資料から判明する者については、屋号を付した。
- 5)表中の「陸廻り(おかまわり)とは、鉱石の運搬夫など坑外における労働者の総称である。

稼行者の状況について、高山陣屋の地役人富田小藤太は、山元の状況について、以下のよう述べている⁶⁶⁾

願立稼人共は他行又は当地（高山）吹所等にて寸暇無之、下稼人共の国内の者は山内住居罷在候もの無之（中略）

和佐保村其外銅鉛山の義、願人并下稼人共山内に詰居不申、兎角掘子共に打任せ罷在候様子に相見候（中略）

和佐保山内江他国より諸山渡り稼のもの追々入込下稼鋪持に相成居、国内下稼人共は見廻りのみにて他人又は掘子任せに致候に付自然渡り稼のものに引き廻され、悪風俗に押移り鋪偏に貧事等にいたし不法の事共有之哉に相聞候

当時の北平銅山の「願立稼人」は益田郡一之宿村の中島清左衛門らであった。彼らは、高山銀絞吹所の請負人でもあった。下稼人のうちで圧倒的に多数を占めたのは、高山・船津町村など飛騨国内の在郷町の者であったが、富田によれば、下稼人のうち山内に居住した者は、他国からの渡り稼ぎの者ばかりで、国内の者は他人や掘子に山を任せ、たまに見回りに赴く程度であったという。

表4-11のうち、居住地を高山とする者のうちには他国の鉱山業者が居留した例もあったようである⁶⁷⁾。明治中期の史料ではあるが、各地の鉱山を渡り歩いてきた鉱山業者が、高山に居住していたことが確認できる。1886（明治19）～1888年の「鉱業者身元調」⁶⁸⁾には、高山町在住の鉱山経営者の履歴が記載されている。これによれば、江戸末期から明治初期にかけて北陸から東海地方を中心に移動を繰り返した鉱山業者の存在が確認できる（図4-6）。ほとんどの者が、飛騨・美濃・越前・越中などの鉱山の間での移動を、短期間に繰り返していることがわかる。もっとも、但馬生野銀山、越後草倉銅山などまできわめて広い範囲を移動した者もあったことは注目される。わずか5名の事例から断定はできないが、茂住銀山でみた例をふまえれば、やはり北陸地域の鉱山を移動する例が多かったのではないかと推測される。

船津町村出身の下稼人のほとんどは商人であった。飯場の居住者を対象に生活物資を販売するといった機能も山内にはなく、船津町村の商人によって担われていた。船津町村の有力商人は、高山吹所の設置以前より、積極的に鉱山業に関与してきたが、この頃には鉱山開発から一歩後退する者がみられた。北沢屋などは依然として下稼人として関与したが、

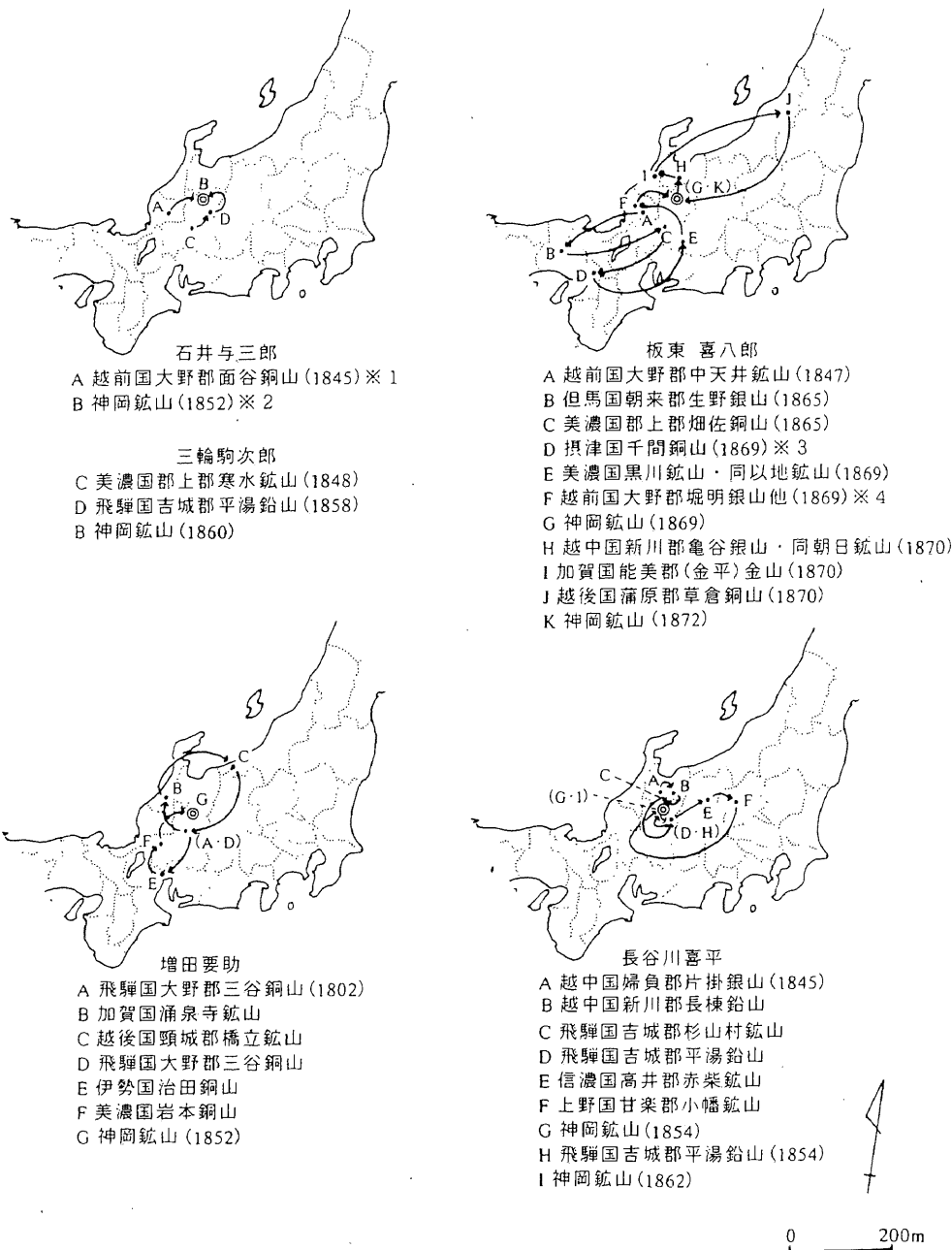


図4-6 江戸末期～明治初期の鉱山技術者の移動

※1：移動した年次が明らかなものは、()内に西暦で示した。以下同じ。 ※2：神岡鉱山には大富・前平・菅沢・漆山・茂住などが含まれる。以下同じ。 ※3：正確な場所は不明 ※4：堀明銀山のほか、細野銅山・竹田銅山・仙野銅山が含まれる。

(高山市高山郷土館所蔵「明治十九年乃至二十二年鉱業者身元調」により作成)。

庵屋は完全に鉱山業から手を引いた。前にみたように、庵屋は鉱物の流通の段階にまで関わり、利益をあげていた。高山吹所設置後の下稼ぎにおいては、採鉱の段階にまでしか関わることができないのが不満であったと推測される。

下稼人のもとで採掘に従事した職人には、鉱山周辺の集落の出身者も多く含まれていた。和佐保村東平鉛山の 1857（安政 4）年 1 月から 6 月までの産出高と金堀大工の名が記された「東平鉛改帳」によれば、船津町村、小萱村、吉田村、山田村、西村（いずれも現飛騨市神岡町）など周辺の集落出身の職人が多数確認できる（表 4-12）。他はほとんどが越中出身者であった。中には長棟村（現富山県大山町）のように金山師集落出身の者もあったが、多くは飛騨国内の者と同様、農村部の出身者であった。

江戸後期には、対象地域でも「友子」の活動がみられた⁶⁹⁾。「友子」は従来、鉱山労働者の共済組織と理解されてきたが、村串（1998）によれば、そのような活動に留まらず、後輩の技能育成も行った。その活動を通して、地域内に鉱山労働者が再生産されていったと考えられる。

(4) 鉱山業の背景としての飛騨在郷町の成長

高山吹所設置の時期以前に鉱山開発に関与した船津町の庵屋、紅粉屋、北沢屋などの商人は、いずれも町の中心部、本町の居住者であった。それも高原川上流の方に集中していた（図 4-7）。1848（嘉永元）年に歩合持ちとなった商人もすべて本町に居住していた。庵屋、北沢屋は船津町村で 1、2 を争う地主であり、両家とも江戸後期には富山藩への大名貸しをしたり、越中国内の十村層へ金銭の貸し付けを行うなど、その経済力はきわめて大きかった⁷⁰⁾。また、紅粉屋は慶長年間にすでに運輸業者としての活動が確認できるほどの旧家であるなど、いずれも由緒や経済力を備えた商家であった⁷¹⁾。酒造株を有していた商家もこの地区に集中していた⁷²⁾。

一方、下稼を行った者のうち居住地が確認できる者をみると、やはり本町を中心としながらも、周辺の西町や中町にも分布していた。小規模な鉱山稼行者がもっとも多かったとみられる明治期初頭には、鉱山稼行者の居住地は町の周辺部へとさらに広がっている。

船津町村は、越中方面と高山を結ぶ街道と信州方面へ抜ける道筋が交差する交通の要衝に立地しており、本町は高原川に平行する主要道沿いに形成されていた。1694（元禄 7）年の検地帳によれば、船津町村の屋敷数は 53 軒であり、おそらくそのほとんどは本町にあったと考えられる。1746（延享 3）年成立の「飛騨国中案内」によれば 123 軒、1788

表4-12 和佐保村東平鉛山における職人の出身地・年齢(1857年)

鉱種	出高(貫)	敷主	大工	小大工	岡周り	その他
鉛	42.800	船津町文吉(45)	同左	文吉倅友之助(15)		
鉛	25.000	越中長棟村善作(43)	同左			
鉛	21.400	越中小長谷村久助(30)	同左			
鉛	16.000	小萱村直兵衛(25)	同左	吉田村弥次兵衛(19)		
(鉛)	記載なし	越中小長谷村弥助(35)	同左 吉田村七助(37)	数河村初之助(16) 高山町松之助(14) 高山町鶴之助(13)	西野しく弥右衛門(28) 美濃郡上郡平四郎(24)	
鉛	1242.400	富重屋卯右衛門飯場	船津町文蔵(52) 丸山村弥次兵衛(27) 越中栴津村清左衛門(31)	船津町徳兵衛(17) 越中大久保村駒之助(16) 越中大久保村鶴之助(15) 越中大久保村鉄之助(14)	越中栴津村喜三郎(31) 越中栴津村松四郎(30) 山田村徳左衛門(28)	船津町ひち(58)
鉛	216.600	東雲屋七助飯場	越中小長谷村喜助(31) 越中小長谷村弥助(30)	宮原村岩之助(14) 西村徳兵衛(12) 越中小長谷村松之助(15)	越中小長谷村弥右衛門(19) 越中小長谷村久蔵(19) 越中小長谷村清蔵(25)	越中小長谷村長之助(15)
鉛	7.100	船津町卯兵衛(46)	同左			
鉛	普請中	高山三之町助三郎(36)	同左			
鉛	普請中	高山巻之町吉左衛門(42)	同左			
鉛	普請中	高山新町友三郎(36)	同左			
鉛	普請中	船津町善五郎(41)	同左			

(小林家文書 安政4年6月「東平鉛覚帳」により作成)

注1: 名前の後ろの数字は年齢。

注2: 鉛高は1月～6月のもの。

注3: 名前がゴシック体で記されている者(出身地に国名の無い者)は、飛騨国出身者。

注4: 表中の「敷主」とは坑の所有者という意であるが、実態は実質的な経営者＝下稼人のことである。

注5: 表中の「岡周り」は第3表の「陸廻り」同様、坑外労働者を示す。

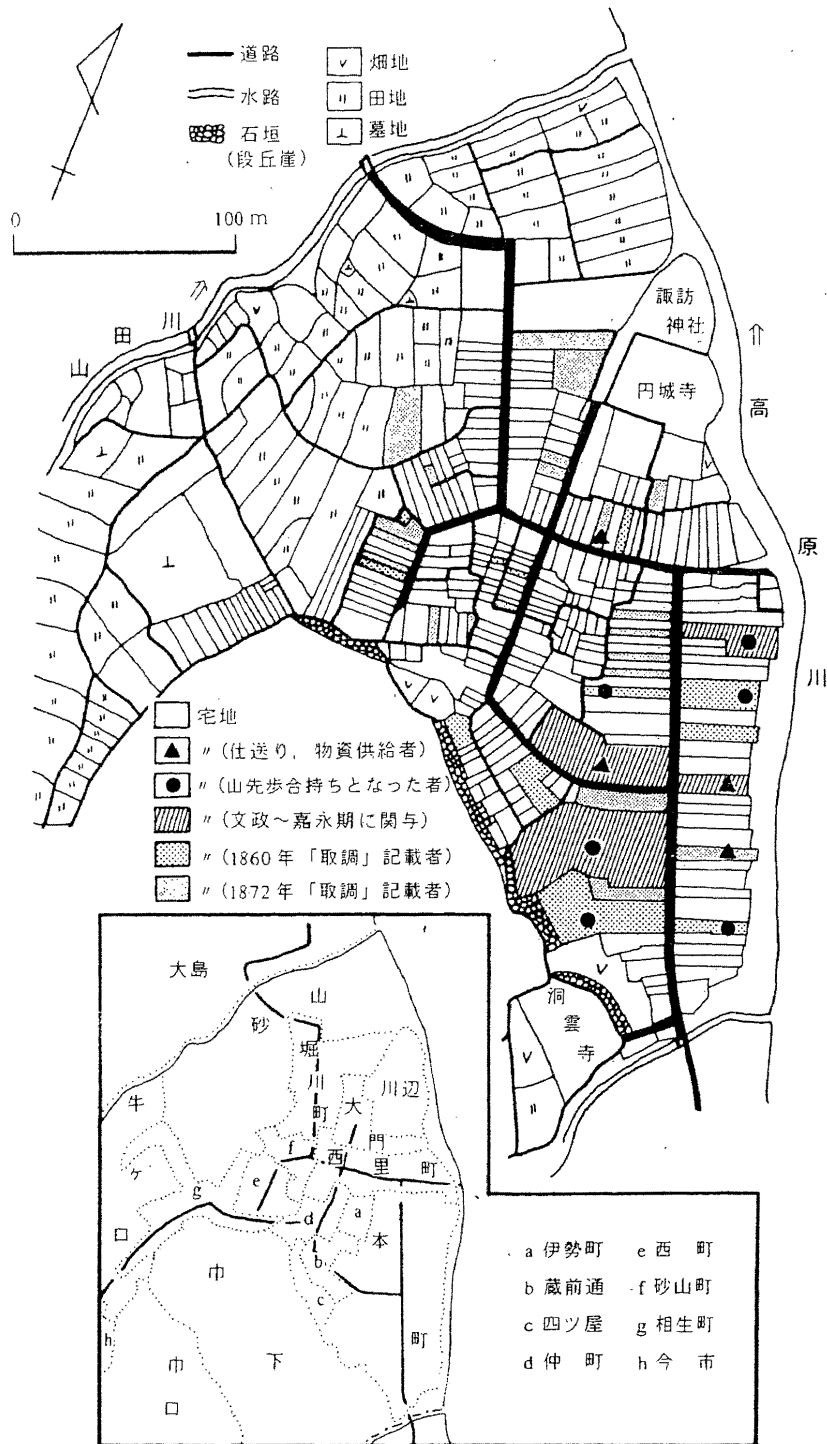


図 4-7 鉢山開発に關与した船津町村商人の分布

(1876 (明治 9) 年「神岡村船津区地引絵図」を基図として、1860 (万延元) 年「舗数人別井出銅鉛取調帳」、1872 (明治 5) 年「借区取調帳」などを資料に作成).

(天明8)年の「村差出明細帳」では165軒と、その後家数は18世紀以降大きく増加した。そして1873(明治6)年の「斐太後風土記」では273軒にまで増加しているが、これには幕末期から明治期初頭にかけての鉱山開発の影響もあったと考えられる⁷⁹⁾。

船津町村が立地している段丘面は、南西を段丘崖によって、西側を山地斜面によって囲まれ、ほぼ中央部を南西から山田川が流れている。江戸末期の時点では、南側のより高位の段丘面はもっぱら畑地に利用され、山田川に沿った地区やその左岸の大島地区は水害の常習地ということもあり、家屋の立地は少なく、大部分が水田として利用されていた。したがって、町場の拡大した範囲は、本町の西側のごく狭い範囲に限られ、江戸時代末期までに西里町、伊勢町、西町、仲町、砂山町、四ツ屋、蔵前通、大門、相生町などがそこに成立していた。これらの地区の多くでは、道路に沿った短冊状の、町場的集落に典型的にみられる地割りがなされていたが、その規模は本町と比較するときわめて小さかった。これらの町が形成されるようになったのはいつ頃のことか、明確に示す資料は見いだせないが、家数の増加からみて18世紀半ば頃からのことであろうと推測される。

この頃には、船津町村周辺の農村において、商品生産が活発になった。1753(宝暦3)年には、それまで飛騨南部の益田郡、大野郡内の山林で行われていた御用木の伐採が、吉城郡内の高原川上流域でも行われるようになった⁷⁹⁾。この他、榎木や木地椀など山林資源を利用した商品の生産も盛んに行われた。また、江戸末期には船津町村に繭が集荷され、生糸が生産されていた⁷⁹⁾。周辺農村の百姓が、蛹を質物として船津町村の商人に借金するなど、養蚕と生糸生産は、江戸末期にはこの地域に浸透していた⁷⁹⁾。こうした生産活動の活発化が、船津町村の成長を促していた。

西里町に居住した佐古屋の江戸末期における大福帳によれば、この商家が、米・味噌などの生活必需品の小売りを中心としつつ、生糸の集荷も行っていたことがわかる⁷⁹⁾。佐古屋は船津町村の北方、高原川の支流跡津川沿いの山間集落、佐古村(現飛騨市神岡町佐古)から宝暦期に船津町村へ移住してきた⁷⁹⁾。移住の契機については伝えられていないが、佐古村は飛騨から越中へ抜ける間道の途上に位置しており、江戸前期に盛山であった茂住銀山や越中長棟鉛山のごく近隣に位置していることから、そこでも流通に係る生業を行っていたものと思われる。佐古屋は、茂住銀山村の金竜寺檀家であった⁷⁹⁾。すでにみたように、金竜寺は16世紀末の茂住銀山の開発に伴って開創された寺であり、鉱山関係者を多く檀家に抱えていた。銀山衰微後は多くの檀家が他所へ移ったといわれる。同寺の過去帳には、船津町村居住者が数多くみられるが、そうした経緯を考慮すれば、それらは茂

住銀山やその周辺から船津町村へ移住した檀家であったと考えられる。最も古い例では 1735（享保 20）年没の者があり、1770 年代からその数が大きく増加している（表 4-13）。これらのうち、屋号が確認できたものが 17 件あった。その約半数は明らかに 18 世紀中に移住している。柿下屋・佐古屋はそれぞれ複数の系統が確認できるが、移住してから死没者が出るまでには数年経過したであろうことを考慮すると、茂住銀山周辺からの船津への移住は、やはり 18 世紀半ば頃に活発化していたといえよう。佐古屋の移住もその流れの中にあった。

佐古屋は、新しく船津町村にやって来た商家のうちでは、着実に商売を拡大して、明治初期においては比較的多くの土地を有し、鉱山稼行者への生活物資等の販売や貸し金を行うなどしている。しかし、1876（明治 9）年の「地引絵図」および「地引帳」によれば、新たに成長した町に居住した者の中には、屋敷地以外の土地をほとんど持たない者が多かった。こうした商家にとって、高山の吹所請負人によって産出鉱物と引替に仕入れが行われ、坑の経営に自ら多額の資金を用意する必要がなくなった安政期以後においては、下稼人としての鉱山業への参加は魅力あるものであったと考えられる。

飛騨郡代の陣屋所在地であった高山町が、飛騨国における最大の町場であったことはいうまでもない。この町にも、下稼人が多く居住していたが、この町の商人によるもっとも大きな鉱山業への貢献は、吹所の請負人を輩出したことであったといえる。高山吹所の設置は、これまで安定しなかった資金供給が吹所請負人の産出鉱物一手買い取りによって確保されるようになったことにより、資金力の弱い者にも鉱山開発に参入する道を拓いたといえる。下稼人の急激な増加はその結果であった。この面では、高山吹所の設置は、鉱物の産出を増すことに大きく寄与していたといえる。このことを捉えて、従来、高山陣屋の鉱山施策が高く評価されてきた。しかし、この事業は高山町の商人の経済力なくしては実現し得なかったにも関わらず、その点はあまり評価されてこなかった。

当時の飛騨郡代福王三郎兵衛が、高山吹所の正式な設置の許可と 2000 両の拝借金を得るべく、1856（安政 3）年夏、江戸の勘定所に提出した伺書には、次のように述べられている⁸⁰⁾。

表4-13 東茂住村金竜寺過去帳に記載された
船津町居住者(1735~1865年)

年代	記載者数(人)	初出の屋号
1730~1740 年代	2	柿下屋(4)・土村屋
1750~1760 年代	7	
1770~1780 年代	20	佐古屋(2)・伊勢屋・ 中村屋・杉山屋・原屋
1790~1800 年代	19	坂屋・笠井屋
1810~1820 年代	27	漆山屋・鍛冶屋
1830~1840 年代	49	長棟屋・銀屋・中田屋
1850~1860 年代	53	合羽屋・茂住屋・笈割屋

(神岡町東茂住金竜寺所蔵「過去帳」より作成)

注:屋号に付した数字は、船津町のうちに複数の系統がある
ことが確認できた場合、その系統数を示す。

就而ハ（北平銅山等の鉍山を；引用者注）御手山=も申上度候得共、吹所取建向等之御入用其外諸山敷内普請入用、職人共手当・飯料等莫大も無之事=付、御時節柄申上候も心配仕候間、往々大盛仕候迄は御手山同様之心得を以受負人江申付、手附・手代・地役人共附切諸事役所ニ而取締いたし銀絞為仕候方別段之御世話も無之御役筋=も可相成哉と奉存候

陣屋の直営で鉍山を開発し吹所を運営するだけの資金がないので、それらを請負人に任せ、陣屋からは人を派遣して取締りのみ行いたいというのである。三井金属修史委員会編（1970：148）では、吹所事業を始めるにあたって、これを請け負うことに対して消極的であった商人らを、郡代の説諭によって漸く納得させたとされている。ここでは、この事業は幕府の政策が反映されたものであり、高山陣屋によって強力に主導されて実行に移された、という解釈が貫かれている。しかし、吹所事業に対して商人が消極的であったというのは正しくない。

1850年代半ばに至るまでに、和佐保村などの銅鉛山が有望であることは明らかになりつつあった。この頃には平湯鉛山の開発に積極的に関わるなど、高山の商人の間にも鉍山開発への意欲が高まっていた。吹所立ち上げの際の請負人のほとんどは、平湯鉛山はじめ、高山近隣の鉍山の稼人や仕送人などを務めた者であった⁸¹⁾（表4-14）。

平湯鉛山は、1846（弘化3）年に間掘が始まり、嘉永期には年間3,000貫代後半から6,000貫代の産出高をあげ、多い年には9,000貫を越えるなど、飛驒の鉛山のうちではもっとも有力であった。この時期には、全国的に鉛鉍石から銀の抽出が盛んに行われるようになっていたのだが、平湯鉛山から産出された鉍石の銀含有量はきわめて少なかったといわれる⁸²⁾。1857（安政4）年11月の記録をみると、和佐保村大留鉛山の鉍石からは、鉛10貫目につき52匁8分余りの割合で灰吹銀が得られたが、平湯鉛山の鉍石から得られる灰吹銀は10貫目につき11匁8分余りと、明らかに分が悪かったことが分かる⁸³⁾。吹所を請け負えば、飛驒国内の鉍山で産出される鉍石を独占的に集荷できることになる。ここに高山商人にとって、吹所事業を請け負う意義が存在したのであった。

表4-14 高山吹所設置時における請負人の鉱山への関与

名	(在所)	吹所との関係	鉱山への関与(年次)
中島清左衛門	(益田郡一之宿村)	吹所取締役	平湯鉛山歩合持(1855)・平湯鉛山一手稼行(1856)
早川屋清吉	(高山三之町)	吹所請負人	平湯鉛山仕送人(1848)・道尾河銅山に関与(1852)・滝上銅山仕送人(1854)
近藤屋勘十郎	(高山三之町)	吹所請負人	
山下屋喜助	(高山一之町)	吹所請負人	平湯鉛山歩合持および仕送人(1848)
※直井勘右衛門	(益田郡中切村)	馬場吹屋経営	平湯鉛山歩合持(1848)・四美銅山・三谷銅山・徳河銅山稼行(1850頃)
※伊藤清吉	(益田郡尾崎村)	馬場吹屋経営	平湯鉛山歩合持(1848)・道尾河銅山稼人(1852)

(高山市飯田家文書 安政3年6月「為取替申規定証文之事」・小葉田淳(1986)『続日本鉱山史の研究』, pp.155-173・三井金属鉱業修史委員会編(1970)『神岡鉱山史』, pp.155-1により作成)

注:「馬場吹屋」は、1848～1852年まで、勘右衛門・清吉の出願により高山馬場通りに設置され、銅・鉛からの銀絞りが行われた。高山吹所の前身とも考えられるため、ここにも記載した。

第4節 飛騨北部地域における鉱山業の再生とその地域的背景

最後に、神岡地域における鉱山業の展開に、地域の特質がいかに関わったかについてまとめおくことにする。

第2章においてもみたように、神岡地域を含む飛騨北部地域は、越前・越中・加賀・能登などの諸国とともに、古くからの鉱山地域を形成していた。16世紀末～17世紀初頭における茂住・和佐保両銀山の繁栄は、越前国大野郡から来住した茂住宗貞とこれに伴われた鉱山技術者によって実現したものであった。また、越中国亀谷銀山の開発には、茂住銀山から移住した者らも関わったとされる。このように鉱山技術者が広範に移動したことは、17世紀末までに衰退した鉱山業が間もなく再生し、その後ほぼ継続的に行われたことの背景のひとつとなった。これら諸国には多数の鉱山が開発されており、衰退した鉱山から盛行中の鉱山へと技術者が移動することで、鉱業技術が保たれていたと考えられる。さらに、江戸期の鉱山業においては熟練した技術者ばかりでなく、単純労働を担う労働者も多数必要とされたが、高原川の溪谷に沿った耕地の乏しい環境は、それらを輩出する背景ともなっていた。

鉱床の規模や鉱種などの如何にも左右されたと思われるが、盛山期に成立した鉱山集落が残存する場合もあった。17世紀末～18世紀初頭の茂住銀山や越中長棟鉛山の例からは、商人的性格の強い山師は衰退が始まって間もない時期に近隣の町場などに退転し、残存するのは技術者の性格の強い者であったことがうかがわれる。少なくとも飛騨・越中などでは、このような残存した鉱山集落の構成員が採取したのは、鉛や砂金の場合が多かったように思われるが⁸⁴⁾、それはこれらの鉱種の採取においては、当時の技術水準では大規模な施設や資金が必ずしも必要とされなかったことと関連すると思われる。それでも、鉱山集落の構成員に生産資材や生活用品を供給する仕送人の存在は重要であった。それらは多くの場合、産出された鉱物を市場へ移出する役割も同時に果たしていた。茂住銀山では、隣村茂住村の有力者や銀山集落の平十郎家・和右衛門家が仕送人として、とりわけ19世紀以降の鉛生産には不可欠の存在となっていた。和右衛門家は、銀山盛山期には、他地域から生活や生産に関わる物資を集荷し、鉱山へそれらを供給することを通じて財をなしたと推測されるが、18世紀半ば頃からは、楮や繭など地元の生産物を集荷して富山や高山をはじめとする他地域に移出することを主な生業とし、蓄財を進めていった。江戸末期には、若干の鉛や銅の出荷も行われたが、当時にあつては数多ある同家の取り扱い商品のひとつ

に過ぎなくなっていた。

一方、かつての和佐保銀山では、17世紀末～18世紀初頭に銅山が稼行された。ちょうどこの頃、飛騨国が金森氏の領地替えによって幕府領へと編入されたこととも関連すると思われるが、この時期の銅山稼行は当初、江戸商人によって請け負われた。銅山の開発は、あるいは和佐保村の銀山集落が衰滅する一因であったかもしれない。江戸や大坂など大都市の商人は、この時期の他、19世紀半ばの天保期など、全国的に鉱物の需要が高まった時期に進出してきて鉱山を請け負う傾向がみられた。しかし、それはたいてい短期に留まり、多くの場合、船津町や高山町など飛騨国内の在郷町商人によって、鉱山稼行が引き継がれたのであった。

船津町は18世紀半ば頃に著しく戸数が増加している。鉱山を請け負うほどの商人は、町の中でも有力な者であったが、この頃は神通川水系を利用した材木の流送や繭・生糸の生産が盛んに行われるようになっており、こうした産業を通じてこの町の商人は財力を得、他地域との取引関係を広げたものと思われる。1840年代以降の栃洞地区における銅鉛山の開発では、船津町を中心とする複数の商人が請負人となり、やがて株組織を形成した。実際の稼行は、やはりこの時にも、越前国大野郡出身の金山師など近隣諸国の技術者が、請負人から下稼ぎを請け負って行った。1852(嘉永5)年、高山町に銀絞吹所が設置され、産出鉱物の安定した買取先が創出された後には、下稼人の数は急増した。下稼人は、前述のように当初は商人たる請負人のもとで鉱山技術者であることが多かったが、これ以降、船津町や高山町の小商人も下稼人として名を連ねる例が増加した。高山銀絞吹所は、幕府陣屋によって設置されたものであり、陣屋の地役人らが山元の視察や監督、諸手続きを行ったのは事実であったが、吹所を建設し、山元の下稼人から荒銅や荒鉛を買い取り、吹職人らを雇用して精錬を行うという実質的な運営を担っていたのは、高山町の有力商人たちであった。彼らは、吹所の設置以前から平湯鉛山への仕送りを行ったり、神岡地域の銅鉛山の経営の機会もうかがうなど、かねてより鉱山業に関心を寄せる者であった。陣屋の関与が限定的であったことは、幕末維新の混乱や銀絞吹所の閉鎖などによる一時的な衰退はあったにせよ、明治初期にあっても、多数の零細な下稼人によって鉱山が稼行されるといったあり方が、明治10年代の半ば頃より三井組など中央の大資本が本格的に進出するまで、継続したことにもうかがうことができる。

このように、この地域では、さまざまな属性の住民が重層的に関与することによって、鉱山業が行われていた。このようなあり方は、江戸期の鉱山業のあり方が、必ずしも従来

言及されてきたような、周囲と隔絶された特殊な産業というわけではなかったことを示すものである。

第4章 注

1) 伝承によれば、宗貞は金銀山開発の功によって長近から金森姓を賜ったが、茂住銀山に屋敷を構えたことにより、茂住宗貞とよばれたとされている。

茂住宗貞に関する伝承、史的事実に関しては、三井金属修史委員会編(1970:10-16)に詳しい。

2) 三井金属修史委員会編(1970:14)。

3) 三井金属修史委員会編(1970)によれば、「宗貞が銀山師か、金山奉行か、そのいずれに該当するかといえば、牛役請取状の存在からみれば、奉行と考えるほかはない。」とある。

鉱山の管理にあたる立場と経営者とを兼ねていた例としては、たとえば石見銀山で、毛利氏の領有時代からの銀山役人であった吉岡隼人、宗岡弥右衛門、今井宗玄、石田喜右衛門などの存在があげられる(松岡 2002)。

4) 福井県立図書館所蔵。[福井県編(1990)収載]。檜曾谷村周辺の銀山については、文禄年間の豊臣家納所帳に載る「北袋銀山」とする見解もある[『角川地名大辞典 18 福井県』(1990), 角川書店]。

5) 田中(1986:31-56)。

6) 東郷の集落は一乗谷の北西部に位置する中世以来の都市的集落である。寺伝によれば永昌寺は1467(文明元)年の創建。開基は初代朝倉孝景の子、教景(東松院秋葉宗滴居士)であり、その母と兄の菩提が弔われている。

7) 富山県郷土史会編(1958)。なお、亀谷銀山における金昌寺の創建に関しては、飛騨を追われた茂住宗貞が亀谷に逃れた際に金昌寺を創建したという伝説があるが信頼できるものではない。

8) 上村木曾右衛門著『飛騨国中案内』。この文献は、高山陣屋銀山方の地役人であった上村木曾右衛門が、元禄末年から1750(寛延3)年にかけて飛騨国内の各地に公用で訪れた際の見分をまとめたものといわれるもので、18世紀前期の飛騨国内諸地域の状況を知ることができる。ここでは、上村木曾右衛門著・大野政雄校訂解説(1970)を参照した。

9) 細入村史編纂委員会編(1987:65-66)。

10) 聞名寺所蔵・明治17年6月写「寺格由緒略史」。

11) 東茂住土地共有会所蔵「飛騨国吉城郡高原郷茂住村畑屋鋪御検地水帳」。

12)川崎(1958).

13)前掲12).

14)「正徳式辰 御巡見様江書上ヶ之趣之写」(高山市飯嶋家文書「安政四丁巳年八月金銀銅鉛山一件古書物写」所収)。

増谷銀山は茂住村銀山分にあった。江戸町人伊賀屋小八郎と高山町人紀伊国屋与左衛門らが幕府から金 3000 両を拝借し、当初は白川郷六廐村・牧戸村の金山を稼行しようとしたものの十分な産金を得ることができなかつたため、1707(宝永4)年より切り替えて請け負ったものである。1708年の運上銀7貫500匁余り、1711年の運上銀3貫228匁であり、「正徳2年書上」には、1712年は8月までの土荷物が95荷、郷蔵に置かれているが、稼行中の鉱脈が尽き、当時はさらに奥を探鉱中という状況であった。鉛山は村の南東部、字「池の山」の山頂付近に15ヶ所あり、「正徳2年書上」には、当時は5ヶ所が稼行中であつた。残りの10ヶ所は、1707(宝永4)年以後、稼行された実績がないと記されている。

「飛州金銀銅鉛山之覚」には、増谷銀山を含めて銀山間歩は55ヶ所と、「正徳2年書上」と同数が書き上げられている。ここには、茂住銀山の金山師の稼行による間歩として、惣ヶ平黒物間歩・惣ヶ平銀間歩・天道平孫兵衛間歩の名があげられている。鉛山は、池の山に16ヶ所の間歩があり、うち本池間歩・境棚間歩の2ヶ所は、1712年まで1年切りに吟味を行い、入札によって運上が定められ、稼行されてきたが、境棚間歩は1713年には請負望みの者がなく、本池間歩は運上額が低すぎるとして稼行が許可されなかつたため、この年以後封印された。坂之端間歩・長左衛門間歩・堅腰間歩・本池間歩4ヶ所は、金山師の自力によって稼行されてきた、とある。

15)岐阜県飛騨市神岡町東茂住 東茂住土地共有区所蔵文書「享保八卯九月 吉城郡高原郷茂住銀山畑屋敷改帳」

16)三井金属修史委員会編(1970:378-382).

17)三井金属修史委員会編(1970:363-364).

18)小葉田(1993:480-491).

19)長棟鉱山史料所収、元禄元年「長棟山減り申人数之覚」。本稿では、長棟鉱山史研究会編(1951:110-112)を参照した。

20)長棟鉛山の展開については、長棟鉱山史研究会編(1951)に詳述されている。

21)長棟鉱山史研究会編(1951:4-11).

22)信州銀山がどの鉱山を指すかは明らかではないが、近隣では乗鞍岳の麓に大樋銀山があつた。この銀山は武田信玄の時代には開発されていたと伝えられ、1660年代頃には盛山であつたと伝える。

23)高山市一之町 藤井家文書「金銀銅鉛山一件古書写」所収。

- 24)伊賀屋，紀伊国屋らは，当初，幕府から 3000 両の拝借金を得て，1702(元禄 15)年より 10 年の間，飛騨国白川郷の上瀧金山の稼行を請け負ったが，そこでは鉱脈を発見することができなかつたため，新たに願替をして 1707(宝永 4)年より増谷銀山を稼行することとなった。
- 25)飛騨市神岡町東茂住 柿下家文書「茂住銀山鉛山間歩帳」。原本の表題は「正徳貳年辰三月改之茂住銀山并鉛山間歩帳」であった旨が，末尾の注記に付されている。帳面末尾の注記によれば，それは同集落の金山師の四郎兵衛方にあつたものを後に柿下和右衛門が書き写したものであるという
- 26)字「普請間歩之覚」の項のうち「日面平 一、弥兵衛古間歩壺ヶ所」とあるのに続いて、「是ハ天道平八拾五枚之鉛山之事、則絵図取之」と、かつての有力坑であつたことを伝える注記が添えられている一方で、間歩名の直前の行に「是者普請不致候」との注記もある。他の間歩に関する注記はすべて間歩名の後ろに付けられていることを考慮すると、普請が行われていない旨を示す注記は、その前の「天道平さらへ 一、煙廻し間歩壺ヶ所」につくはずのものが、写しを作る際に誤記されたものではないかとも考えられる。いずれにしろ、「普請間歩之覚」にあげられた 5 間歩のうち、ここにあげたいずれかの間歩は当時普請が行われていなかった。
- 27)前掲 23)「金銀銅鉛一件古書写」所収。
- 28)飛騨市神岡町東茂住 片山一郎氏への聞き取りによる。
- 29)東茂住土地共有会文書「宗門送り手形之事」
- 30)東茂住土地共有会文書「飛騨国吉城郡茂住村之内銀山差出明細帳」
- 31)東茂住土地共有会文書 明和 2 年「証文之事」
- 32)岐阜県歴史資料館所蔵 飛騨郡代高山陣屋文書 「飛州村々引口番所御払伺書下」
- 33)岐阜県歴史資料館所蔵 飛騨郡代高山陣屋文書 「見合諸御証文類」，「飛州茂住村字増谷銀山再問掘伺書」の項
- 34)東茂住土地共有会文書 天保 14 年 8 月「乍恐以書付奉申上候」。この史料は，茂住銀山の産出鉛を江戸にて御買い上げとなったが，村では輸送費や輸送船の難破のリスクを負担できないという理由で，高山陣屋にて鉛の買上を願つたものである。
- 35)細入村史編纂委員会(1987:115 - 121)。
- 36)柿下家がいつ頃から酒造を始めたかは明らかではないが，牛丸家文書(飛騨市神岡町船津)中の，酒の値段に関して 1853(嘉永 6)年の高山酒造屋年番が記した覚書の宛先の一人に，茂住村平十郎の名がみられる。また，同家文書，1854(嘉永 7)年の酒造仲間への入用銀の割り当てについての覚書の中に，坂谷和工門の名が記されており，少なくともこの頃には銀山集落の両柿下家が酒造を行い，酒造屋仲間にも所属していたことがわかる。なお，これらの史料については，神岡町編

(1976 : 1377 - 1380). を参照した.

37) 前掲 23).

38) 神岡町史編纂室所蔵 神岡町船津牛丸正信家文書 文政 13 年 9 月「規定証文之事」.

「問掘」は本来試掘を指す語であるが、当時この地域では、冥加と称して領主に一定額の運上を納め、100 日～ 300 日程度の期間の稼行を許可されるという形態が問掘と称された。問掘は冥加の額を上乗せしながら繰り返し出願され、長期にわたって行われる場合が少なくなかった。

39) 小葉田 (1993 : 480-628).

40) 神岡町史編纂室所蔵 神岡町船津牛丸家文書 文政 13 年 8 月「相对規定証文之事」.

41) 神岡町史編纂室所蔵 神岡町船津牛丸家文書 「和佐保銅鉛山願書下書并村々取替之証文下書」所収辰 8 月「規定証文之事」.

42) 神岡町史編纂室所蔵 神岡町船津牛丸家文書 文化 14 年 3 月「石代金借用証文」. この史料中、1830 年のいずれの時点でも永瀬家の当主は甚右衛門であるが、1819(文政 2)年、緒につきかけた銅山を御手山として取り上げられたことにより、甚右衛門は憤死したと伝えられていることが三井金属修史委員会編(1970 : 118-120) に記されている。

43) 神岡町史編纂室所蔵 神岡町船津牛丸家文書 天保 3 年 9 月「譲渡証文之事」.

44) 前掲 42). 関連史料として、同家文書 ①天保 3 年 10 月 (前欠につき無題, 鹿間村同苗中宛加賀屋忠兵衛の一札); ②天保 5 年 2 月「乍恐奉申上候」がある。②は高山役所宛ての口上の控えであるが、ここには加賀屋が下稼ぎを引き継いだのは、天保 4 (1833)年 8 月からとなっており、本文に取り上げた年月と異なっている。①によれば、この頃、下稼人の要蔵本人は遠国にあるので、これ以後は山内の諸事万端を加賀屋が引き受ける旨を山元の鹿間村へ申し入れている。いずれにしても、天保 3 年の秋頃には加賀屋が鉾山下稼ぎへの関与を深めていたことがわかる。

45) 神岡町史編纂室所蔵 神岡町船津牛丸家文書 天保 3 年 5 月「金子借用引当証文之事」, 天保 3 年 7 月「金子借用引当証文之事」.

46) 神岡町史編纂委員会編(1975 : 746-747) に収載された、高山市立郷土館所蔵 天保 5 年 4 月「御糺に付乍恐口書を以奉申上候」によれば、この頃にも、紅粉屋が製錬に用いる用具を大坂で調達して船津へ送らせている。また、同書 pp. 302-304 収載の神岡町船津牛丸家文書 天保 5 年 1 月「乍恐以書付奉申上候」によれば、さらに紅粉屋が、1833(天保 4)年には大坂に人を派遣して銀主を求めるなどしている。これに応じて、大坂の大和屋が北平他の銅山稼行の銀主として前金 100 両を出金することとなった。

47) 神岡町史編纂室所蔵 神岡町船津牛丸家文書 天保 3 辰閏 11 月「覚」など.

48) 神岡町史編纂室所蔵 神岡町船津牛丸家文書 天保 5 年 2 月「一札之事」

- 49) 1843(天保 14)年の継問掘出願の際には嶋田屋忠兵衛も出願者として名前を連ね、1845(弘化 2)年の継問掘においては、忠兵衛が単独で出願者となった。神岡町船津北沢家文書 天保 8 年 4 月「差入申規定証文之事」、神岡町史編纂委員会編(1975 : 293-294)収載。
- なお、嶋田屋忠兵衛は当初鎌屋を名乗ったが、3ヶ村の間掘が許可された際、高山に移住して嶋田屋と改めたとされている(三井金属鉱業修史委員会編 1970 : 259)。
- 50) 岐阜県立文書館所蔵高山陣屋文書嘉永 2 年 3 月「吉城郡和佐保村銅山出高書上帳」。
- 51) 1835 ~ 1848 年分に関しては、「吉城郡和佐保村銅山出高書上帳」、それ以後の分については、「吉城郡和佐保村山内字北平出銅高書上帳」各年次分による。いずれの史料も、岐阜県立歴史資料館所蔵。
- 52) 富田家文書「銅鉛銀絞諸雑記」所収 万延元年 6 月「吉城郡和佐保村銅鉛山歩合持書上帳」。
- 53) 神岡町和佐保区共有文書 安政 2 年 6 月「乍恐以書付奉願上候」に、「佐次兵衛病死後(津野佐次兵衛、山先歩合持ちを代表して問掘出願人となった。1849 年死去、その後子息が佐次兵衛を襲名し、山先歩合持ちも引き継いでいる。；引用者注)より唯今迄之年間ニ山先歩合持之外下稼人より歩一与唱凡金六百両も取立候様子」とある。
- 54) 神岡町船津北沢家文書 天保 12 年 12 月「鉛山譲渡証文之事」、神岡町史編纂委員会編(1975 : 305-306)・岐阜県立歴史資料館所蔵 飛騨郡代高山陣屋文書「吉城郡和佐保村山内小字東平鉛出高吹上書上帳」
- 55) 三井金属所蔵富田家文書「銅鉛銀絞諸雑記」所収辰(安政 3)年 5 月「吉城郡筋銅鉛山之儀ニ付申上候書付」。
- 56) 前掲 52)。
- 57) 「飛州山内より出銅鉛銀絞ニ付伺書」(三井金属所蔵富田家文書「銀絞御用留」所収)。
- 58) 前掲 54)。
- 59) 安政期末~万延期にかけて、高山役所の地役人、富田小藤太を中心に、飛騨国内の鉱山に関する様々な実態調査が行われた。彼はそれらをもとに神岡地域の鉱山の再興に関する献策をまとめて上申した。
- 60) 富田家文書「銅鉛銀絞諸雑記」所収「前平絵図」。なお、「銅鉛銀絞諸雑記」については、所蔵者の(株)三井金属に原本の閲覧を申し入れたが、所在不明とのことで叶わなかったため、神岡町史編纂委員会編(1975 : 128-213)を参照した。本稿では、同様の理由から、以下でこの史料を引用する際にも同書を用いた。
- 61) 富田家文書「銅鉛銀絞諸雑記」所収。図 4-5 の基図とした絵図はこの一札に前後して納められており、その内容からもこの一札に添付されていたものの写しではないかと考えられる

- 62) ほぼ同じ地域が描かれた、万延元年の成立と考えられる絵図の写しが『神岡鉾山写真史』に記載されている。これには会所を囲む柵内に6軒の吹屋が描かれており、この主張が認められたものと考えられる。神岡町本町の奥田静平氏のご教示によれば、この絵図の原図はかつて下稼ぎを行った複数の家に伝わっていたが、現存するものはないという。
- 63) 岐阜県立文書館所蔵 明治6年「飛騨国吉城郡和佐保村大富鉾山借区取調書」には、それらの施設とその坪数が記されている。各稼行者はこれらの施設を、すべてではないにしても、所有していたと考えられる。
- 64) たとえば、岐阜県立歴史資料館所蔵 飛騨郡代高山陣屋文書 戊辰4月8日「覚」によれば、戊辰(安政5年)4月8日の鉛荷物送り状によれば、山田村の牛方、忠四郎によって、6箇の白目銅が2駄にまとめられて北平銅鉛山会所から高山役所へ送られている。その荷物の内訳は壱番～四番までの荷が16貫目入りで、その他に「小」として8貫目入りの五番と六番があった。
- 65) 江戸時代の鉾山集落の典型としては、佐藤信淵が「坑場法律」において示した模式図がよく知られている(鵜田編 1944)。これは鉾山経営者の立場から、鉾山集落の理想的なあり方を描いたものである。それによれば、鉾山集落全体が柵で囲まれ、出入り口には番所が置かれ、物資や人の出入りが厳重に監視されることがまず前提とされている。江戸初期に形成された大規模鉾山の鉾山町もほぼ例外なくこのような形態をとっていた。
- 66) 万延元年6月「銅鉛山出進可相成義存付候趣申上候書付」
- 67) 小葉田淳は、「他国人の渡り職人」などといわれた平湯鉛山の鋪持下稼人の多くが、高山あたりに住居をもっていたことを指摘している。小葉田淳(1986:161)。
- 68) 高山市高山郷土館所蔵「明治十九年乃至二十二年鉾業者身元調」。この史料には、当時高山町に居住した鉾山経営者の履歴の他、職業(本業)・資産・人質・^{じんじつ}罪科の有無が書き上げられている。本文中に取り上げた、鉾山業専従者の他、商業と兼業で鉾山経営を行っている者が9名記載されている。
- 69) 神岡町船津岩家文書 安政6年5月「和佐保銀銅山東平抗夫取立免附表」〔神岡町史編纂室編(1975:1104-1107)所収〕
- 70) 神岡町史編纂委員会編(1976:990-1076)には、18世紀後半の明和期から幕末にかけて、庵屋・北沢屋の両家から富山藩や藩士、富山藩領内の十村や商人などへ金銭を貸し付けた証文や、未済分の取り立てに関する史料が多数収められている。
- 71) 神岡町史編纂委員会編(1972:17,27) 収載の東京都河上家文書によれば、1565(永禄8)年6月、「綱」なる人物から吉野村・魚谷(庵谷)村・篠(笹)津村に宛てて、弁屋(紅粉屋)の牛役を免除するよう指示する文書が出されている。また、1587(天正15)年1月には、浦野習助なる

者より紅粉屋用助に宛てた馬の免状も出されている。その他、当時のこの地の領主、江馬氏からの土地宛行状も発給されている。

72) 神岡町史編纂委員会編 (1976 : 1333-1412) に収載された造酒関係の史料によれば、17 世紀末の元禄期以降幕末まで、船津町村において酒造株を有した商家は、庵屋・紅粉屋・北沢屋・上木戸屋・下木戸屋・有巢屋・吉木屋・富士屋、いずれも本町居住者であった。

73) 神岡町史編纂室所蔵、明治初期の戸籍関係資料によれば、借家住まいの鉾山稼ぎの者が散見される。その家屋の場所を確定することはできなかったが、おおよその場所は、宇砂山の北沢源七郎(北沢屋) 所有地や宇堀川町の船津町共有地などであった。前者は、江戸中期までに山田川沿いの湿地を新田開発したところを、明治初期に宅地へ変更したものであった。

74) 西川善介(1957 : 42) によれば、飛騨国が幕府領に編入された元禄期以来、御用木伐採たる「元伐」は、飛騨川流域の「南方」で行われてきたが、森林資源払底のため、1735 (享保 20) 年から「北方」白川山内でも行われるようになり、1753 (宝暦 3) 年以降には、神岡地域を含む高原山でも行われるようになった。

75) 飛騨国の生糸生産は正徳期(1711-1716 年)に高山の紀伊国屋によって導入されて以降盛んになった。日置弥三郎(1953 : 47-53)。

また、梶川勇作(1969 : 101-112) によれば、幕末頃には船津町に繭が集荷され、生糸が生産されていた。

76) たとえば、1840 (天保 11) 年、長倉村 (現上宝村) 三右衛門は、蛹 4 貫を引き当てに、金 1 両を船津町庵屋善次郎から借用している。神岡町船津牛丸家文書 天保 11 年「金子預り証文(写)」

77) 神岡町西里佐藤家文書 明治 2 年「大福銀山帳」

78) 神岡町西里佐藤家過去帳による。

79) 聞き取りによれば、佐古屋は明治期以降に船津町洞雲寺の檀家となり、現在に至る。

80) 前掲 57)。

81) 現に、『神岡鉾山史』にも、「積極的に高山に銀絞吹所を設立することを郡代に建言する者もいた」として早川屋清吉の名が紹介されている。

82) 小葉田(1986 : 174)。

83) 岐阜県歴史資料館所蔵 飛騨郡代高山陣屋文書 安政 4 年「灰吹銀取調帳」。

84) 小葉田(1986 : 131-149) の飛騨国蔵柱金山、小葉田(1986:191-225) の六厩金山・片野金山などの例、長棟鉾山史研究会編(1951) の越中国長棟鉛山の事例などを参照。

第5章 幕府直轄鉱山、石見銀山の存続とその周辺地域

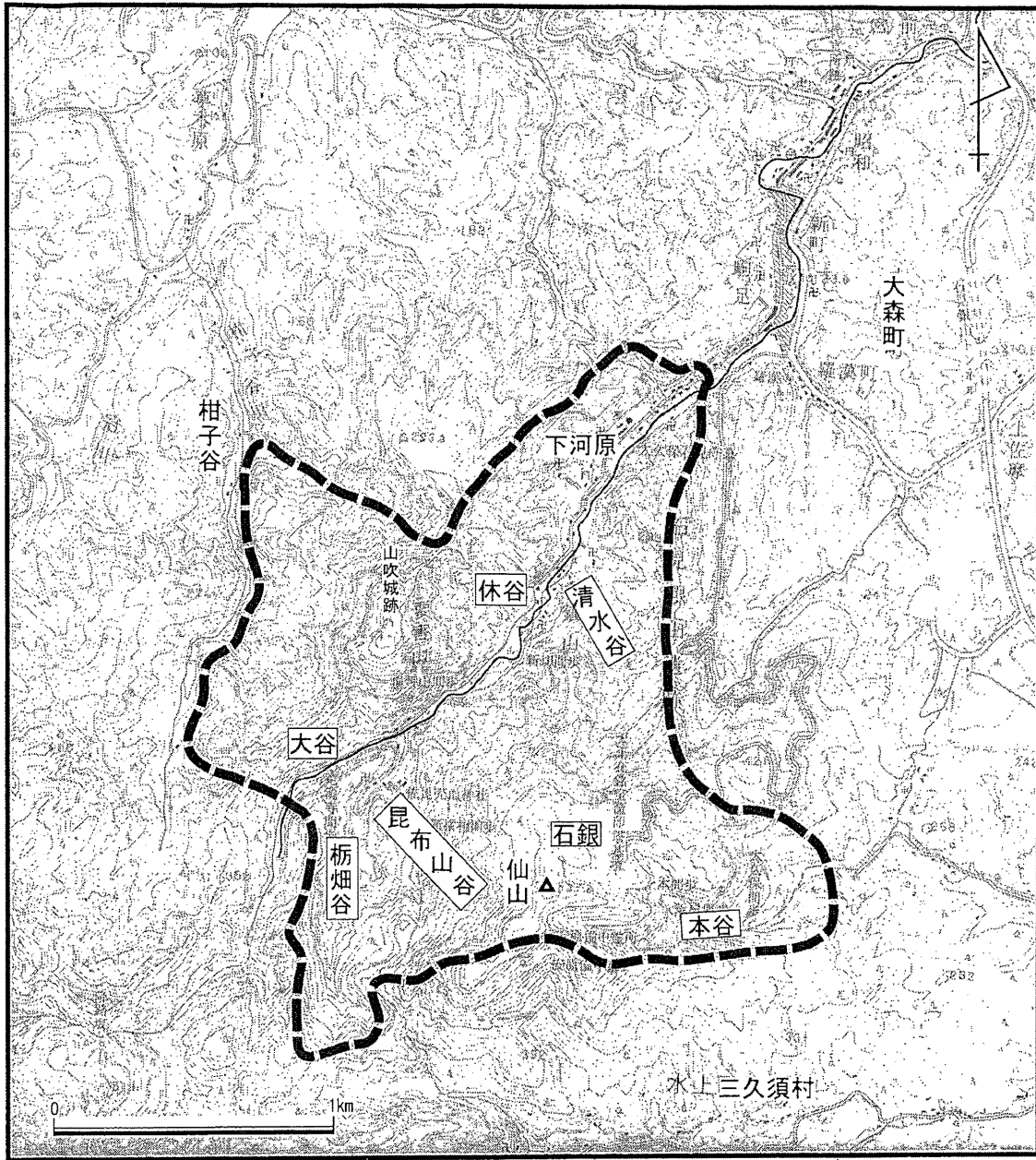
第1節 石見銀山の盛衰

(1) 石見銀山の興隆と鉱山周辺地域

「鉱山旧記」¹⁾などの伝えるところによれば、石見鉱山（現大田市大森町）の本格的な開発は、1526(大永6)年より始まったとされる。1532(天文2)年の鉛灰吹法はいがきほうの導入は、鉱山の産出量を飛躍的に増加させて、この鉱山を16世紀末～17世紀初頭におけるわが国のシルバークラッシュの先駆けとした。繁栄の時代は、大内氏、小笠原氏、毛利氏による争奪戦を招き、さらに大久保石見守、次いで竹村丹後守が江戸幕府の石見鉱山奉行を勤めた寛永の初期まで続いたという。この時代に、諸国から多数の人びとが集まり、産銀の中心であった仙の山を取り囲む石銀いしがね・本谷ほんだに・栃畑谷とちがたに・昆布山谷こんぶやまだに・大谷・休谷・清水谷の各地区、いわゆる鉱山七谷に町が生まれた(図5-1)。

鉱山の惣廻りは2里半、その周囲には垣がめぐらされ、その入口には番所が置かれていたという²⁾。「鉱山旧記」などには、慶長から寛永にかけての頃の鉱山の人口が20万人、あるいは戸数が2万6000戸、寺院が100カ寺といった数字があげられている。小葉田淳は、これらは誇張されたものと指摘しつつも、鉱山に所在した寺院や鉱山から他地域に移転したことを伝える寺院の創立年代についての検討から、江戸期以前に鉱山にあった寺院は50ヶ寺以上に及び、この寺院数からすれば、かなりの人口があったのは事実であろうと推測している³⁾。最近では、高野山浄心院の過去帳における記載から、天文年間頃から鉱山居住者が増加していることが明らかにされ⁴⁾、島根県教育庁・大田市教育委員会による発掘調査を通じて、仙の山山頂付近において16世紀末～17世紀初頭の選鉱・製錬施設とそれに付随する集落の遺跡が発掘されるなど⁵⁾、伝説に過ぎないという批判もある「鉱山旧記」の記載内容を裏付ける成果が提出され、石見鉱山の鉱山集落や鉱山社会の実態の解明が大きく進みつつある。

鉱山町に関する研究が進む一方で、鉱山の繁栄を支えた周辺地域の具体的な姿については、これまでに十分な注意が払われてきたとは言い難い。唯一、鉱山西方の日本海沿岸に位置する温泉津かんのつ(現大田市温泉津町温泉津)が、石見鉱山の主要な外港として比較的早い時期から注目されてきた。1600(慶長5)年の「諸役銀請納書」によれば、温泉津町におい



━━━━━━ 銀山柵の推定位置
 ━━━━━━ 主な河川

- ・下図の□は上図の範囲を示す。
- ・下図のゴシック体の文字は銀山御囲村32カ村に定められた村名を示す。
- ・下図の明朝体の文字は御囲村以外の主要集落の村名を示す。
- ・上図の四角囲みの文字は「銀山七谷」を示す。

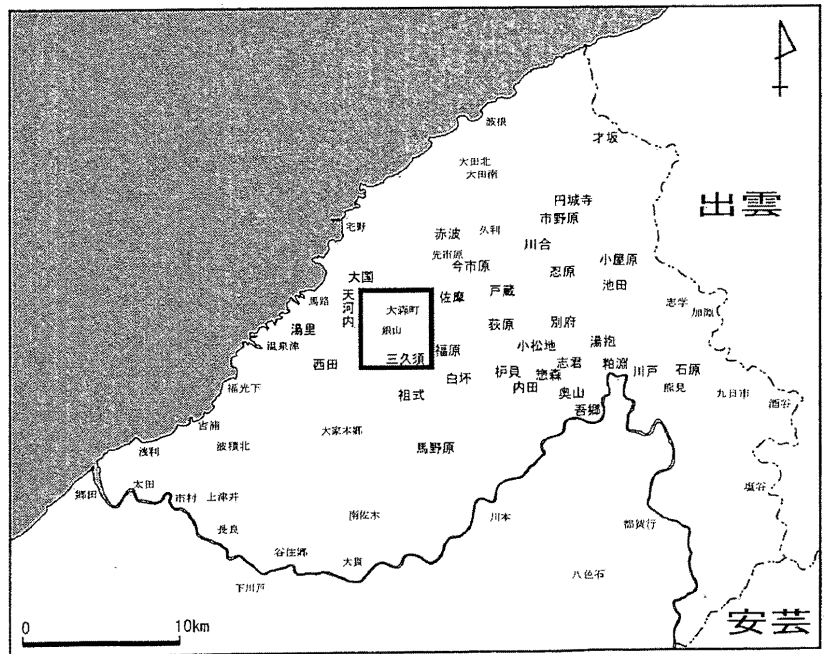


図5-1 研究対象地域

(国土地理院発行2万5000分の1地形図「仁万」および20万分の1地勢図「浜田」を基図として作成)

て京見世役・酒役・湯役が徴収されている⁶⁾。田中圭一は、温泉津町の恵瑠寺に伝わる記録「恵瑠寺日記」から、大永年間、すなわち銀山の本格的開発が始まったとされる頃には、温泉津にすでに町衆が在り、周防国守大内義興が温泉津の町を訪れた際に対応していることを指摘した⁷⁾。毛利氏も石見国の攻略と経営にあたって、この港町を重視した。1560年代はじめ以降、温泉津には毛利氏の奉行人が置かれ、兵糧米や銀山向けの糧米が温泉津から盛んに水揚げされた⁸⁾。1571(元龜2)年には、かつて温泉氏の拠点であった串山城に加えて、温泉津湾口に鶴丸城の普請が行われている。

温泉津町の旧家、木津屋(中嶋家)文書の中には、1595(文禄4)年5月、温泉津の間屋のひとりであった木津屋が、能登国一宮(現石川県羽咋市一宮)で米を求め、加賀国宮脇の商人の船で温泉津まで運ぶ約定を交わしたことを示す史料が遺されている⁹⁾。北陸からの糧米が、温泉津町で水揚げされていたことがわかる。銀山が徳川氏の領有に帰して後も、温泉津町は変わらず糧米などの水揚げ港として重視された。同じく旧家のひとつ、多田家の所蔵する史料には、銀山に運び込まれた米の書付の断簡がある。ここには、川村市左衛門、阿川三郎兵衛、高津屋五兵衛など、老中や蔵方とよばれた温泉津町の有力間屋が、「宿」として名を連ねている。温泉津町の地銭は、銀山町と同様、大久保石見守によって1607(慶長10)年に永代赦免されたとされているが、これはその重要性ゆえのことであった¹⁰⁾。

銀山の周辺地域についての研究が進展しなかった背景には、それらの地域では史料の残存状況に恵まれなかったという事情もあったと考えられる。以下では、地域の景観や地名、さらに伝承などを資料として用いることによって、周辺地域の姿や銀山との関わりについて検討を試みる。

まず、矢瀧城山の西麓に位置する西田集落(現大田市温泉津町西田)についてみることにする。ここには、1589(天正17)年頃には毛利氏の奉行衆が置かれていたことなどから¹¹⁾、銀山と温泉津の間における物資の運輸のために重要視された集落であったことが指摘されているが、銀山街道の宿場町、という位置付け以上の言及はなされてこなかった。

西田の中心集落は、銀山方面から五老坂(降露坂)を下ってきた道が湯里川を渡る辺りよりはじまり、湯里川左岸の緩やかな坂道に沿って西方へと展開している。屋敷はやや不規則な形状ではあるが、列状に分布して町場の体裁を成している(図5-2)。この中心集落の地字は、土地台帳では、道を境に「左」「右」と分かれているが、「上市」「下市」という通称も用いられてきた。中心集落に南側の低い山が接する付近は「殿居山」という

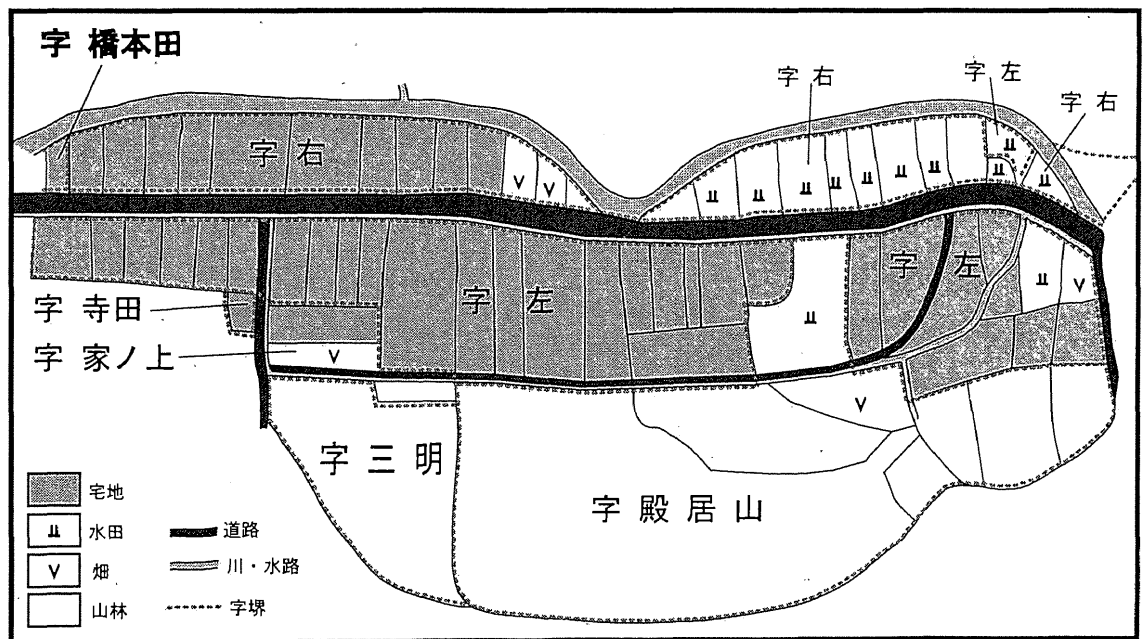
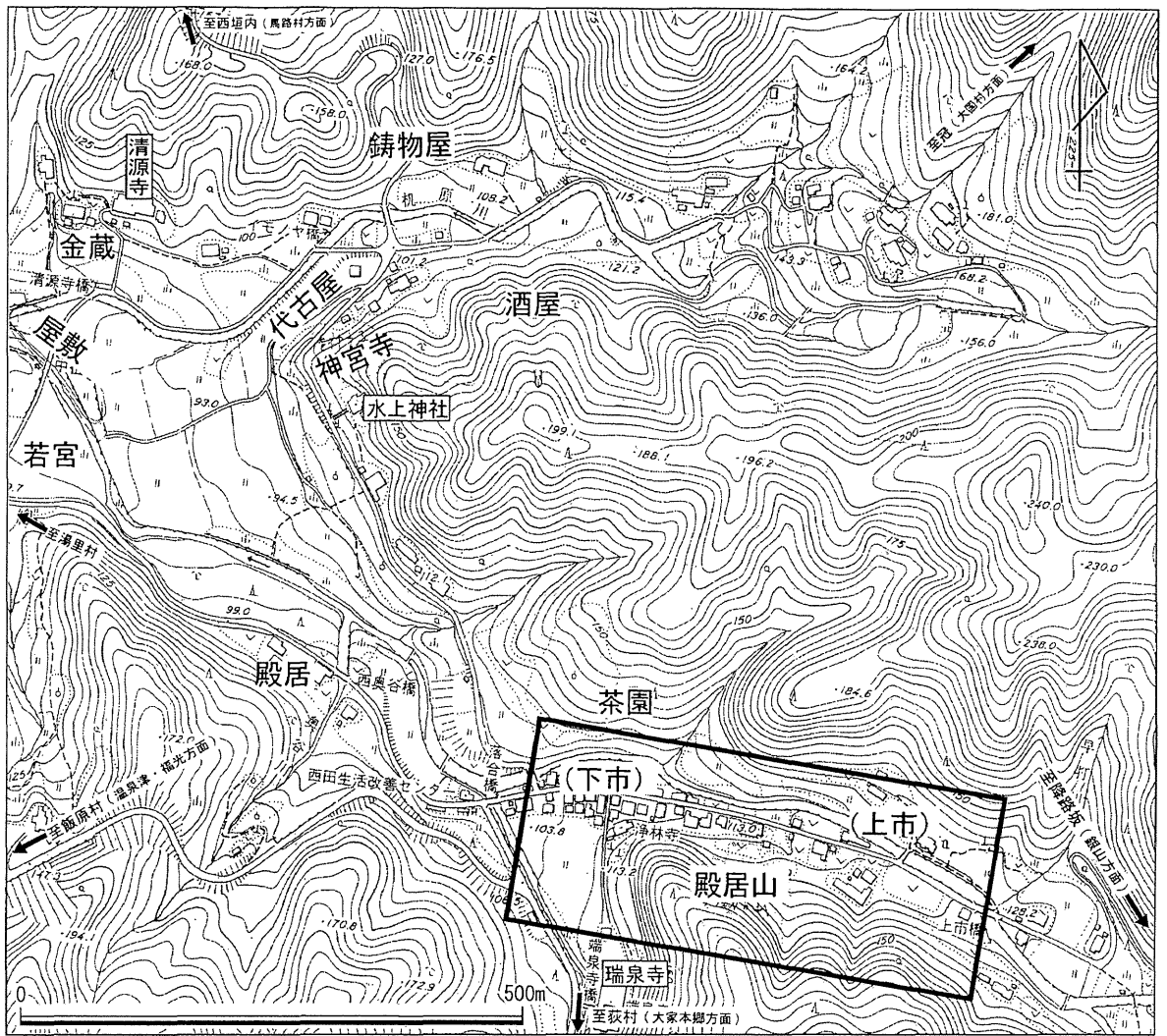


図5-2 西田集落の景観と地名

(上図では5000分の1都市計画図を基図として使用、下図では旧温泉津町役場所蔵の公図を資料として作成した)

注1：地名は土地台帳に記載されている地名を基本とし、通称地名は()内に記した。

注2：上図中の□の範囲は下図のおおよその範囲を示す。なお、下図は資料の性格上必ずしも距離、面積等は正確に表されていないため、縮尺を示すことはできなかった。

地字であるが、この地字が中心集落の中ほどへ迫り出している辺りが上市と下市の境界でもあったという¹²⁹。集落に沿う湯里川はしばしば氾濫して流路が変わっており、その影響もあるかとは思われるが、上市では宅地は山側の一列に限られ、より不規則な分布であるのに対して、下市ではほぼ道の両側に宅地が並んでおり、とくに下流部では規則的な形状をみせており、その成立の事情や時期が異なっていたことをうかがわせる。この中心集落全体が「町」と呼ばれることもあったが、地元では「町」は下市を指したという。石見地域では、中世の土豪の屋敷地やその周辺に「殿居」「土居」といった字名がつく例がしばしばみられる。西田の中心集落も、当地の土豪の根拠地と関連して成立した町場であったと考えられる。地内の水上神社、すなわちかつての八幡宮の1548(天文17)年の棟札¹³⁰から、16世紀の半ば頃には西田甲斐守長職という土豪が在ったことが知られているが、さらに古い時代から生産施設の所在地であり地域の中心でもあったことをうかがわせる痕跡が西田にはある。

西田の町からやや離れた南向き斜面に「鑄物屋」の地字がある。また、水上神社に隣接して「神宮寺」の字があるが、ここは西田地内の曹洞宗清源寺の故地であったと伝えられる。清源寺は、詳細な由緒を語る史料などを伝えていないが、西隣の飯原集落の吉田家一族の他には檀家を持たない寺であり、古い時代の成立が推測される。石見銀山周辺では、「鑄物屋」の地字は、この他にも久利集落(現大田市久利町久利)、祖式集落(現大田市祖式)などにも確認できる。いずれも緩斜面に付された字名である。また、いずれも久利氏、祖式氏といった有力な土豪の在所に近接した地にあり、久利には山邊八代姫命神社とその別当寺を前身とした福昌寺、祖式には、八幡宮とその別当寺を前身とした円福寺と、それぞれ由緒のある寺社が所在していた。久利に関しては、久利家文書の中に1403(応永10)年の書写とされる「石見国久利惣領田畠目録案」があるが¹⁴⁰、その中に「いものや」の字が、すでに確認できる。銀山近隣に鑄物屋が複数立地していたことから、銀山が本格的に開発される以前に、そこで銅の採取が行われていた可能性を指摘しうる。

鉄もまた鑄物製品の重要な原料であるが、祖式の他は地内に鉄を産出する場所はなかった。西田についてみれば、北方の馬路村(現大田市仁摩町馬路)に鉄に関連する字地名がある他、西方の波積本郷や南方の田窪村(現島根県邑智郡川本町田窪)や南佐木村(現川本町南佐木)などは、江戸期に盛んに砂鉄が採取された地域であり、それらの地から移入された可能性が高い。このようにみると、温泉津や銀山のみでなく、さまざまな地域と、峠を介して交流が容易であった場所に西田村が位置していたことが改めて注目される。こ

れまでに指摘されている通り、銀山の本格的な開発を機に西田村が大きく発展したことは間違いないと思われるが、以上にみてきたことから、西田村はそれ以前からの生産の場であり、人びとや物資を集める一定の地域の中心地でもあったことがわかる。

西田集落と同様、銀山周辺の主要集落では、市場や中世の領主の屋敷地の存在を示す地名と、近世初頭の町場機能を示すと思われる地名が併存する例が多くみられる。たとえば、出雲方面からの物資を銀山へ運ぶ途上に位置した荻原集落は、銀山繁栄時に重要な役割を果たした宿場町として知られてきた。集落の地割りや字名をみると、街道沿いに比較的規則正しく並んだ屋敷地に、「紺屋敷」「口屋敷」「米屋敷」「布屋敷」など商家の屋敷地を示す字名が付されており、「伝馬」という字名もみられる(図5-3)。ところが、注意してみると、町の川をはさんだ北側に「地頭所屋敷」や16世紀末にこの地にあったと伝えられる浄土寺に関わると思われる「浄土寺山」などの字名がみられる。荻原には中世の城山があったと伝えられるが、それを示すように「城山上」などの字名もある。

銀山と安濃郡の中心であった大田を結ぶ道筋に位置した久利集落の「市」や今市原集落の「前市」「上市」は、道筋に沿って規則的に宅地が並ぶ形状から、近世初頭の成立が推測される(図5-4)。また、今市原の集落の南、銀山川を遡って下佐摩村を經由して大森町に至る道筋と、山越えて亀谷集落、上佐摩村を經由して大森町へ至る道筋の分岐点付近に「駄賃場」地名があり、銀山の隆盛に伴ってこれらの集落が繁栄したことがうかがわれる。詳細にみると、前にみたように久利には「鋳物屋」がある他、「殿居」地名があり、今市原にも「土居」や寺院の痕跡を示す地名がある。

ここでとりあげたのはわずかな事例にとどまるが、石見国にはその起源が少なくとも中世に遡るとみられる小規模な町的集落がきわめて多く分布していた。それらの多くでは「市」「町」など、流通機能を示す地名がみられるが、土豪の根拠地や生産施設の立地場所として、それぞれがある程度の地域の中心として物資や人を集める場所であったと考えられる。銀山の繁栄は、それらの機能を強化し、あるいは新たな機能を付与して銀山に物資や人を集めるべく再編成することとなったと考えられる。

(2) 銀山衰退の様相

この章の冒頭に述べたように、江戸期に入って以後もしばらく石見銀山の盛期は続くが、この時期の繁栄は、幕府陣屋の積極的な関与によって支えられたものであった。同じく幕府領であった佐渡金銀山では、大久保石見守が奉行を勤めた時期に、産出された鉾石の質

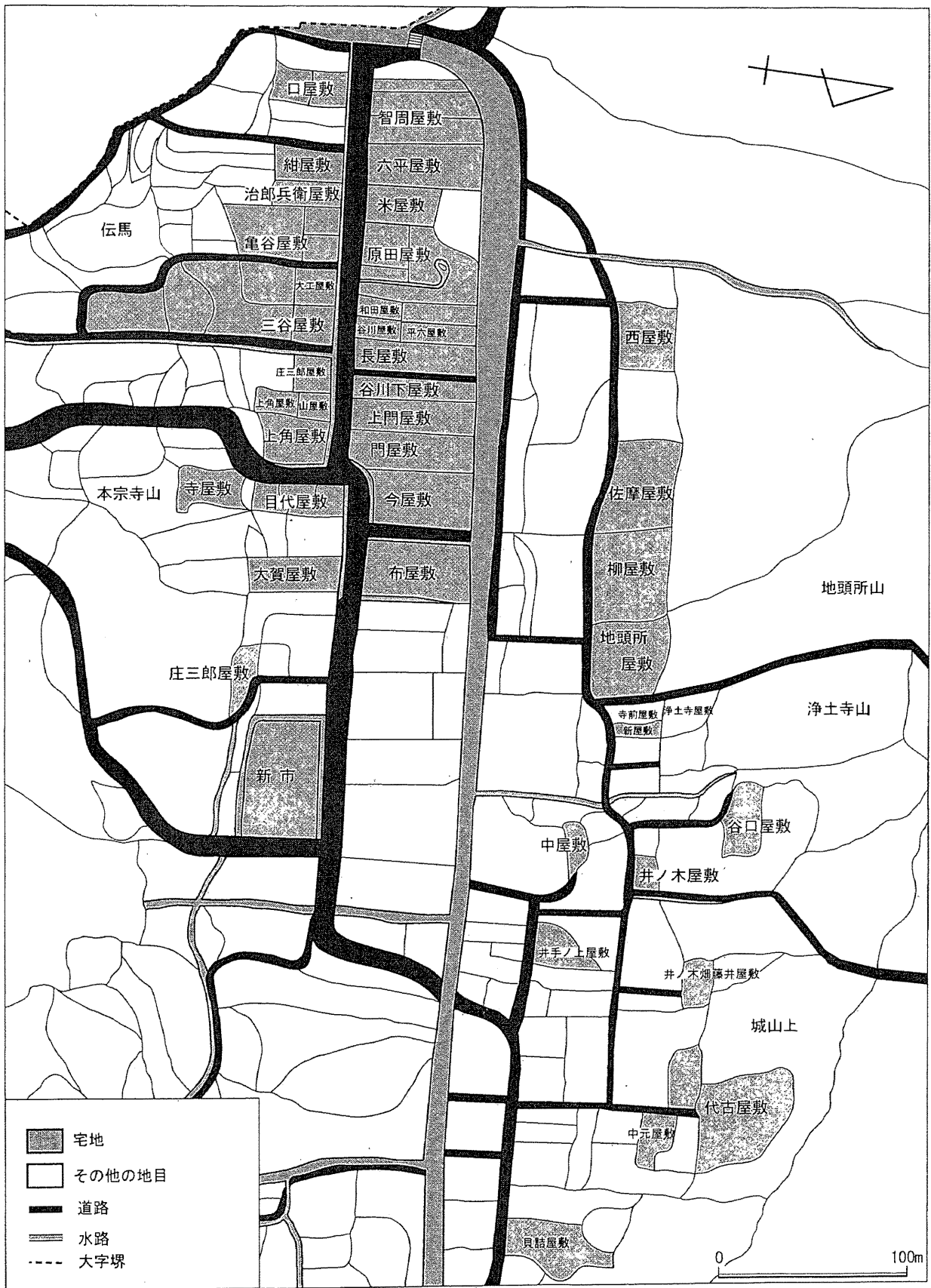


図5-3 荻原集落の地割りと地名

(大田市役所所蔵の公図を基図として作成)

注：地名については、広島大学図書館所蔵「荻原村地引絵図」を資料とした。

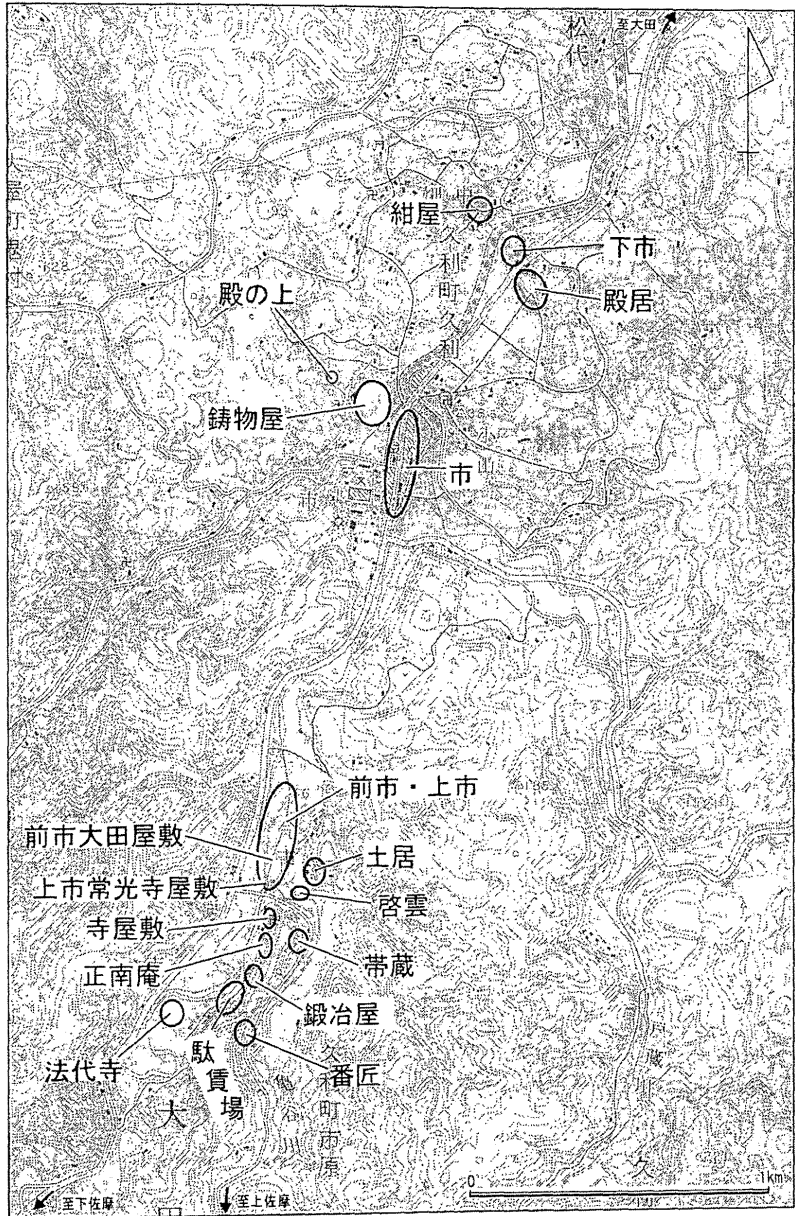


図5-4 久利・今市原集落の景観と地名

(国土地理院発行2万5000分の1地形図「仁万」を使用)

注：地名とその位置については大田市役所資料によった。

や量に応じて、山師・金子と奉行所との間で利益を分配する「荷分法」とよばれる仕法が行われるようになった。これは、鉱山稼行に要する資材のすべてを公給し、大規模な排水坑の掘削などを奉行所の直轄事業として行ったことに由来するものであった¹⁹⁾。このような仕法は、佐渡に先駆けて石見銀山で用いられていたことが、大久保石見守の書状などからうかがわれる¹⁹⁾。石見銀山において伝説として語られている釜屋間歩の繁栄は、山師安原田兵衛に対して奉行所から援助が与えられたことで実現したものではないか、という推測もなされている¹⁹⁾。

実際、慶長期に大谷から柑子谷へ排水すべく田平横相が、元和期にはその下部に大谷・栃畑谷方面の排水のために彦兵衛横相、さらにその下に主税横相といった大規模な横相が公費を用いて掘削され、水埋まり間歩が復活して多額の請銀が山師より納められていた¹⁸⁾。こうした事実からは、盛期といわれる17世紀前半、石見銀山では、すでに湛水によって多くの水埋まり間歩が生じて、個々の山師の経済力では解決できない段階に到っていたこと、一方で、排水坑の設置によって多くの間歩が復活可能であったことがわかる。

それゆえ、江戸初期には、幕府陣屋によって、多くの銀や物資が銀山に投入されたのであった。表5-1は、「公儀入目」、すなわち幕府代官所の銀山方役所による入用銀や米の供給量の変化を示したものである¹⁹⁾。時代を追って山師の経済力はますます低下し、幕府による公費の投入はさらに重要となったはずである。しかし、この表によれば、1624(寛永元)年～1635年頃までは、比較的多くの米や銀が投入されていたが、その後、めだって公費の投入が減少していることが明らかである。このことは、坑道が地下深部に到り、開発コストが上昇する一方、鉱石の品位低下が顕著になるなどして、公費の投入による効果が期待できなくなったことを示している。

17世紀末頃には、再び代官所(1675年以降は石見銀山御料は代官支配となった)による資銀や米の供給がみられるようになった。しかし、この頃の公費投入は、従来のように下付されるのではなく、山師らに貸し付ける形で行われるようになった。たとえば、1680(延宝8)年には、米585石7斗8升が、困窮した銀山師の「御救の為」に貸し付けられている。1693(元禄6)年の柑子谷元泉山の水抜修復に要した銀200貫目、1715(正徳5)年の新切間歩開削の入用銀167貫目余りも、銀山師の出願により貸し付けられたものであった。銀山の経営は極力、山師の自力で行わせ、代官所は積極的には関与しない、という幕府代官所の意図が、そこにはうかがわれる。

18世紀始めには、山師の自力による間歩経営はほとんど成り立っていなかった。1714

表5-1 銀山方役所による入用銀等の供給の変化(1624~1652年)

年次	米(俵)	銀(匁)
1624 (寛永元年)	3,073	30,735.000
1625 (寛永2年)	3,324	36,778.900
1626 (寛永3年)	3,464	35,105.000
1627 (寛永4年)	3,007	34,965.000
1628 (寛永5年)	3,631	37,805.000
1629 (寛永6年)	3,123	30,885.000
1630 (寛永7年)	1,915	29,150.000
1631 (寛永8年)	1,699	23,072.000
1632 (寛永9年)	1,826	22,744.600
1633 (寛永10年)	1,580	16,390.000
1634 (寛永11年)	1,888	30,240.300
1635 (寛永12年)	1,371	13,240.000
1636 (寛永13年)	821	8,065.000
1637 (寛永14年)	685	13,788.400
1638 (寛永15年)	228	3,950.000
1639 (寛永16年)	220	4,700.000
1640 (寛永17年)	448	5,700.000
1641 (寛永18年)	93	4,350.000
1642 (寛永19年)	90	3,383.500
1643 (寛永20年)	20	200.000
1644 (正保元年)	25	200.000
1645 (正保2年)	45	2,012.300
1646 (正保3年)	20	741.500
1647 (正保4年)	15	396.400
1648 (慶安元年)	48	650.000
1649 (慶安2年)	70	800.000
1650 (慶安3年)	39	300.000
1651 (慶安4年)	55	1,700.000
1652 (承応元年)	50	550.000

(「石州銀山治府要集」より作成)

(正徳4)年の「間歩改」²⁰⁾に書き上げられた127口の間歩のうち、36口には「稼山」、16口には「御請山」と付記されている(表5-2)。「御請山」とあるものは間歩請銀が納められているが、「稼山」には請銀の記載はない。稼山は修復や探鉱、切延などの普請が行われていた間歩であり、これらについては運上銀を納める必要がなかったのである。残りの75口にも山師の名が記されており、その所有者は定まっていたことがわかるが、当時は稼行されていなかった。

1729(享保14)年3月の「間歩改」²¹⁾には129口があげられているが、うち72口が当時稼がれていない間歩であった(表5-3)。この年の1月から9月までの間に間歩請銀が納められている間歩は29口と、1714年に比べると増加してはいるが、この期間を通じて納められている例はなく、多くが1ヶ月～3ヶ月のみであった。また、1714年の1月から10月の期間においては、銀2貫15匁を納めた大谷小吹屋後山、同じ期間に銀933匁余りを納めた大谷蔵本山、銀491匁余りを納めた栃畑谷下正蓮寺山などのように、他よりも著しく多額の請銀を納めた間歩がこの年にはみられなかった。記録された月が1ヶ月少ないことを差し引いても、1714年は銀5貫878匁余りに対して1729年は350匁余りと、間歩請銀の額は激減している。

もっとも、間歩請銀が無かったことは、銀の産出がまったく無かったということ必ずしも意味するわけではない。1729年において、もっとも大規模に稼行されていたのは、下正蓮寺山であった。多くの間歩は、2、3人程度で稼行されているのに対して、この間歩の労働者は34名にのぼった。この年の1月から4月にかけて、この間歩からは142匁5分の請銀が納められている。この間歩は、一旦水埋まりとなっていたものが、当時拝借銀を得て修復が進められた新切間歩に水を落とすことにより、1728年8月に復活したものであった²²⁾。この時、間歩の所有者である布川与左衛門から運上銀等がまったく納められず、そのことについて、代官(海上弥兵衛)から諮問があり、地役人からは次のような回答があった。

是ハ布川与左衛門儀、数ヶ所之山稼仕、段々御運上も相納申候所、近年持山之分深敷=罷成、水湛稼不相成、身上潰今日之渡世も送りかたく罷在候所、下正蓮寺山之敷水、新切江干落可申存当御座候=付、先年稼相止置候所取明ヶ申度、則与左衛門ノ去年以来拝借奉願候ハ右之場所=而御座候、然所当夏銀山銀吹共江借銀方=相渡置候質物=上銀など申請、其外種々相働、漸^し鍵所迄取明仕候得共、風廻り悪敷火燈り不申、風廻入用=差支稼可仕様無御座、取明ヶ候所も又々落潰申=付、当分新切地修復銀利銀之内五百目拝借仕、八月十三日鍵=切当り、早速御役所へ申達山使

表5-2 石見銀山の間歩開発状況(1714年)

谷	名称	稼行状況	山主	間歩請銀(匁)	谷	名称	稼行状況	山主	間歩請銀(匁)	
昆布山谷	出構山	稼山合紋	齋藤善右衛門		大谷	稲荷山	稼山	江原茂兵衛・矢野九左衛門(山組頭)		
	佐摩横相	稼山	齋藤長右衛門	25.00		甘南備山	稼山	矢野九左衛門(山組頭)		
	治門山	御講山合紋	清水善左衛門			小吹屋後山	御講山	松原源兵衛	2015.78	
	蟹穴山	稼山	原田善兵衛			庄七山	稼山	松原源兵衛		
	齋賀山	稼山	家守与兵衛			荒神間歩	稼山	岡崎庄右衛門		
	奥山	稼山	矢野徳左衛門			蔵木山	御講山	松原惣兵衛・原与右衛門	933.51	
	宗玄山	稼山	波多野惣七			柑子谷泉山	御講山	布川兵右衛門・原田善兵衛・吉原理兵衛	1489.08	
	岩階山	稼山	松原惣兵衛			新間歩		矢野九左衛門(山組頭)		
	岡部山	稼山	久保基兵衛			栗木山		矢野九左衛門(山組頭)		
	見立山	稼山	若林儀兵衛			惠隠山		松原源兵衛		
	正道院山	稼山	地切善右衛門			兵衛横相		原弥三右衛門		
	穴小屋間歩	稼山	浅原忠左衛門			龍源寺山		竹下安左衛門		
	巻歩山	稼山	坂根安右衛門(山組頭)			五郎左衛門山		松原惣兵衛・原与右衛門		
	荒神間歩	稼山	坂根安右衛門(山組頭)			休谷	足中山	稼山	上野清左衛門	
	竹田間歩	稼山	松原吉右衛門				柄間歩	稼山	稻野忠次郎	
	新四郎山	稼山	木村新右衛門				惣太夫横相	御講山	木村新右衛門	20
	伊藤山		村上久左衛門				小野山	御講山	黒瀬助九郎	50
	半右衛門山		長見茂右衛門				伏見山	御講山	長見清左衛門	50
	井戸小屋山		光田三郎右衛門				弥右衛門山	稼山	長見清左衛門	
	石田横相		長見清左衛門				御崎横相	御講山	横田安兵衛	35
	小袖間歩		長見清左衛門		横槌山		稼山	渡部新助		
	井戸間歩		浅原忠左衛門		車山		稼山	和田清兵衛		
	芦屋間歩		浅原忠左衛門		上孫右衛門		稼山	矢田市郎兵衛		
	行者間歩		林次郎吉		櫻村山			長見佐左衛門		
	青木山		原田善兵衛		南光山			長見茂右衛門		
	切懸間歩		波多野惣七		惣山			光田三郎右衛門		
	小倉山		清水新七		二佐横相			原与右衛門(山組頭)		
	与七山		清水太兵衛		石田横相			原与右衛門(山組頭)		
	上赤木山		木村新右衛門		備後横相		原与右衛門(山組頭)			
	水捨間歩		坂根安右衛門(山組頭)		抜間歩		原与右衛門(山組頭)			
	太田横相		中村吉右衛門		林横相		矢野九左衛門			
	座頭山		齋藤善右衛門		大横相		原与右衛門			
	栗田新横口		松原源兵衛・原田善兵衛・浅原忠左衛門		清水谷	駒沢山		中村善兵衛		
	村上山		長見茂右衛門			蔵之丞山		熊谷平右衛門(山組頭)		
	長見山		長見茂右衛門			助兵衛山	稼山	木原市郎兵衛		
	久七郎山		長見茂右衛門			塩田間歩	御講山	木原市郎兵衛	10	
	三上山		家守武兵衛			松左衛門山	稼山	稲井甚七		
	下岩階山		松原惣兵衛			嘉脇山	御講山	嘉藤茂兵衛	372.37	
	出裏横相		松原善右衛門			おべに山	稼山	林弥五右衛門(山組頭)		
	坂倉山	稼山	金子仁兵衛			新間歩	御講山	松本半右衛門	55	
左馬横相	御講山	原田善兵衛	205.67	下釜屋間歩		稼山	木原市郎兵衛			
安立山	御講山	三宅清兵衛	45.00	花壇山		御講山	松本九郎兵衛	10		
利兵衛山	稼山	久保基兵衛		主税横相		木原市郎兵衛				
井戸間歩	稼山	吉原理兵衛		小林山		木原市郎兵衛				
下正蓮寺山	御講山	布川兵右衛門	491.93	大久保横口		木原市郎兵衛				
六左衛門山	稼山	吉田市左衛門		近松山		木原市郎兵衛				
猫山	御講山	坂根四郎右衛門	70.00	下神主山		稲井甚七				
波根越山	稼山	長見六郎右衛門		兵内上鉦		嘉藤久七				
上正蓮寺山	稼山	長見茂右衛門		弥五山		嘉藤茂兵衛				
練尾山	稼山	吉田市左衛門		栗尾山		中村長右衛門				
喧嘩山		木村新右衛門(山組頭)		新上鉦		中村次郎右衛門				
谷之上		木村新右衛門(山組頭)		五郎間歩		矢田権七				
馬橋山		若林儀兵衛		井之上山		林弥五右衛門(山組頭)				
喜兵衛山		長見九郎兵衛		おべに横口		林弥五右衛門(山組頭)				
三味線山		布川兵右衛門		石飛上鉦山		林弥五右衛門(山組頭)				
御蔵間歩		吉田長右衛門		石飛山		林弥五右衛門(山組頭)				
柄立山		浅原左五平		笠山		林弥五右衛門(山組頭)				
出来間歩		坂根四郎右衛門		栗木山		林弥五右衛門(山組頭)				
福井山		布川兵右衛門		助八山		松本九郎兵衛				
熊谷横口		久保基右衛門		長見山		松本九郎兵衛				
嘉三郎山		吉田長右衛門		元釜屋間歩		木原市郎兵衛(安原代)				
西之横相		原田善兵衛		上釜屋間歩		木原市郎兵衛(安原代)				
備後横相		長見茂右衛門		本間歩		木原市郎兵衛(安原代)				
				大嶋山		木原市郎兵衛(安原代)				

(資料:大田市大森町 野沢家文書「正徳四年午四月銀山間歩改帳写」)

注:■は判読不能の文字を示す。

表5-3 石見銀山の間歩開発状況(1729年3月)

谷	坑名	稼行状況	山師	銀掘	手子	入手	柄山負	請銀(匁)	請負期間	備考
休谷	足中山	仕道	上野清左衛門	2	1			2,500	5月	
	長見山	仕道	吉原孫衛門	1	1			2,500	3月	
	御崎山	寸法	横田徳五郎	3	1			2,500	1月	
	弁天山	寸法	三色九兵衛・水田新之丞	4	2			71,590	1~9月	
	備後横相	寸法	落合重衛門	2	1					
	横植山	仕道	三宅徳衛門			1	3*			*中負
	上鉦山	横相切	長見仁衛門	2	1					
	宗大夫山	仕道	岩屋伝四郎			1	2*			*中負
	御門亀山		佐々木安六	2	1					
	伏見山	x	長見清左衛門							
	櫻村山	x	長見清左衛門							
	惣弥山	x	光田三郎衛門							
	弥衛門山	x	長見清左衛門							
	小野山	x	黒瀬喜平太							
	正月横相	x	矢野七衛門(山組頭)							
	清水谷	石田山	x	原 貞衛門						
西蔵坊山		x	原 貞衛門							
上南光山		x	長見利衛門							
下南光山		x	長見利衛門							
桜山		x	山部次郎衛門							
新横相山		寸法	落合重衛門	2	1					
長屋間歩		寸法	落合七郎右衛門	2	1			5,000	7~9月	
出来間歩		x	水田新之丞							
駒沢山		x	原 貞衛門							
黒間歩		x	三色吉兵衛							
三石谷	籠笠山	x	三 伊衛門							
	蔵之丞山	x	原 彦三郎							
	上木寺山	x	笠屋吉助							
	新間歩	x	矢次長兵衛							
	山辺横相	x	山部次郎衛門							
	出来間歩	x	小竹与兵次							
	新間歩	x	笠屋吉助							
	桜山	x	笠屋吉助							
	中間歩	x	三石吉郎兵衛							
	水捨山	x	三石吉郎兵衛							
大谷	千ヶ山	x	三石三助							
	上谷山	x	三石吉郎兵衛							
	下谷山	x	笠屋吉助							
	正月横相	x	下原六衛門							
	荒神山	x	休 良五郎							
	大横相間歩	x	吉田増衛門・光田喜衛門・ 中原徳兵衛・竹下好衛門							
	蔵本山	寸法	原 貞衛門・松原宗兵衛	4	2	2		2,500	1月	
	稲荷山	x	江原平三郎							
	川中山	寸法	竹下貞四郎	2	1			2,500	3月	
	新間歩	x	矢野七衛門(山組頭)							
小吹屋緩山	寸法	松原源左衛門	4	3			5,000	5月, 9月		
甘南備山	寸法	矢野七衛門(山組頭)	2	1			2,500	7月		
栗山	寸法	矢野七衛門(山組頭)	2	1						
龍源寺山	x	竹下貞四郎								
荒神間歩	寸法	岡崎半五郎	3	1						
出来間歩	x	三色助九郎								
蔵之上山	x	松原源左衛門								
柑子谷	主税山	x	布川与左衛門							
	泉山	x	御公儀山							
栃畑	板倉山	横相寸法	松原茂左衛門	5			3?		6~9月	
	左馬横相	寸法	原田太兵衛	5			4	22,070	1月	
	安立山	寸法	三色九兵衛	1			1	7,500	1~8月	
	谷山	寸法	三色九兵衛	2			1			
	井戸間歩	横相寸法	吉原孫衛門	6			5	2,500	8月	
	喜兵衛間歩	寸法	浅原喜兵衛	3			1			
	三味線山	寸法	布川与左衛門	2			1	2,500	閏9月	
	福見山	仕道	布川与左衛門	1			2			
	下正蓮寺山		布川与左衛門	14*			20*	142,500	1~4月	*自身共二: **板踏者共二
	六左衛門山	寸法	吉田三郎兵衛	2			1	2,500	4月	
	練尾山	仕道	吉田三郎兵衛	1			2			
	桜山	寸法	松原重兵衛	1			1			
	木村山	仕道	武野重八	1			2			
	西賀間歩	寸法	橋本五右衛門	1			1			
	切石間歩		橋本五右衛門	1			1			
	見隠山	x	原田佐野衛門							
	高橋山	x	若林清兵衛							
	忌神間歩	x	松原重兵衛							
	利兵衛山	x	吉原孫衛門							
	与兵衛山	x	長見清左衛門							
	せらい山	x	竹田七郎兵衛							
	新間歩	x	清水新七・渡部新七							
	波根越山	x	長見清左衛門							
	上正蓮寺山	x	布川与左衛門							
	西横相	x	原田太兵衛							

谷	坑名	稼行状況	山師	銀掘	手子	入手	柄山負	請銀(匁)	請負期間	備考
昆布山谷	岩階山	寸法	松原宗兵衛	3	2			2,500	8月	
	荒神間歩	寸法	坂根安衛門	1	1			2,500	6月	
	齋嘉山	仕道	坂根安衛門			1	1			
	壹歩山	仕道	坂根安衛門			1	1			
	上鉦山	仕道	長見利衛門			1	1	2,500	2月	
	佐間横相	仕道	斎藤甚四郎			1	1			
	与七や、阿	寸法	清水太兵衛	1	1					
	宗玄山	寸法	波多野彦衛門	1	1					
	正道院山	寸法	地切喜衛門	1	1			4,000	4月、8月13~30	
	三上山	横相切	若林清兵衛	4	2			2,500	閏9月	
	山なき山	仕道	矢田市郎兵衛			1	1			
	長見山	横相切	長見清左衛門	2			1			
	新聞歩	仕道	高橋宇七			1	1	2,500	閏9月	
	足田間歩	仕道	松原長左衛門			1	1			
	半左衛門山	×	長見利衛門							
	かに西山	×	原田太兵衛							
	天福山	×	原田太兵衛							
	水捨山	×	坂根安衛門							
	小倉山	×	清水新七							
	足屋間歩	×	瀧 亀之助							
	下先階山	×	松原宗兵衛							
	安部山	×	地切喜衛門							
	伊藤山	×	地切喜衛門							
	石田横相	×	長見清左衛門							
	大田横相	×	長見清左衛門							
	原田間歩	×	大谷甚蔵							
	行者間歩	×	若林清兵衛							
	石銀	弥五山		矢田久四郎	2	1				
五郎間歩		×	矢田久四郎							
若林山		×	矢田久四郎							
栗毛山			中村与四衛門	4	2			17,500	2~6月	
元かまや間歩			中村与四衛門							
大嶋山			中村次郎衛門	1	1					
中村横相		×	中村次郎衛門							
矢吹山		×	落合太兵衛							
落合間歩		×	落合太兵衛							
六左衛門山			落合太兵衛	2	1			2,500	7月	
矢田上鉦		×	中村源衛門							
おべに山			林 浅衛門	3	1			2,500	9月	
井の上山		×	林 浅衛門							
栗之木山		×	林 浅衛門							
■木山		×	林 浅衛門							
竹田山	×	石銀本谷仲間山								
本谷	出来間歩	寸法仕道	木原市郎兵衛	6	3			7,500	1月~5月	
	松左衛門山		木原市郎兵衛					12,500	8月、閏9	
	助兵衛山		木原市郎兵衛					2,500	6月	
	下釜屋間歩		木原市郎兵衛					2,500	1月	
	森脇山	×	矢田権四郎							
	下神主山	×	山根初之丞					7,500	7~閏9月	
	山かわ間歩	×	乙原市三郎							
	外に間歩潰居申候御山に何も山主有之候得共是は稼二而も仕候時分其分分ヶ可申上候									

(資料:大田市大森町野沢家文書「酉年間歩改之事」)

注1:間歩名や職人数は1729年3月の記録であるが、間歩請銀は9月の記録である。

注2:間歩請銀については、ここにはあげられていないものの、閏9月より石銀下ばんぜう山から2匁5分の間歩請銀が納められている。

注3:■は判読不能の文字を示す。

見分仕，間歩小屋=番人付置，出鏈員数相改，出鏈千貫目余=及申候得ハ御手代=山使・山目付立会，右出鏈之内四歩一，拝借五百目之返納并間歩役=当テ，取立之置残鏈与左衛門手前=而売払申候積を以，拝借銀五百目之返納程も可有之積=罷成候節，御手代・山使・山目付立会，様吹仕入札を以鏈相払，返納取立，間歩役ハ凡出鏈拾五歩一程之積取立之，返納相済申候上=而ハ間歩請役入札相触申積=御座候，此節諸間歩入札請銀之格を以相積申候処，右与左衛門山之類ハ出鏈拾五歩一=相当り申候=付右之通=御座候，与左衛門山，只今迄之出鏈ハ銀気少ク大概鏈六千貫目=而銀六百目程有之積御座候，先頃一通様吹仕入札申付候趣，御手代立会委細被存候儀=御座候

布川与左衛門は，銀吹師等から借銀し，さらに新切間歩修復の入用銀という名目で 1726（享保 11）年に幕府より拝借した銀 80 貫目を御料内村々の有力者へ貸し付けて運用して得た利銀のうちから 500 匁を借り受けて，下正蓮寺山の排水普請を行ったのであった²³⁾。前出の史料によれば，8 月に銀鏈（含銀鉱石）が産出されるようになったが，まずはその拝借銀等の返済を優先したのであるという。また，正式には間歩請銀の額は，山師の入札によって定まるのであるが，ここには，この時期の諸間歩の請銀に照らしてみても，下正蓮寺山の請銀は，産出した鏈の 15 分の 1 程であろうと述べられている。山師のうちでは比較的有力であったと思われる布川与左衛門でさえ，代官所のこうした保護によって相続が可能となっていたという状況であった。当時の山師には，とても多額の請銀を競って採掘を請け負うといった余裕はなかった。

代官からは，さらに，「稼行されている間歩が多数あるにも関わらず，運上の上納がなく，間歩請銀も 5, 6 カ所からしか納められていないが，灰吹銀と丁銀との引替高の多さを考慮すれば，運上を逃れるために山師が談合して産出高を少なく申し出ているのではないか」，という問い質しがあった。これに対して，地役人は，運上を納める余地のない間歩の稼行を停止してしまえば，極印所に持ち込まれる灰吹銀が減少して，極印所が取り立てる歩合銀が減り，灰吹銀 1 貫目（約 3.75kg）につき銀 78 匁 2 分の割合で極印所から納められる運上も減少してしまう，と述べ，1 カ所でも多くの間歩を稼行することが有利であることを主張している²⁴⁾。代官所にしてみれば，稼行される間歩を確保するために，山師に保護を与える必要があったのである。

以上のようなことを考慮すれば，本来は，潰れた古間歩を取り明けることを指した「仕道」，銀の含まれない鉱脈の掘進を意味した「寸法稼」の状態であった諸間歩，いわゆる

「稼山」からもいくらかの産銀があり、それらが山師の生計を支える重要な手段となっていたと考えられる。

18世紀初期におけるこのような銀山稼行の衰退は、周辺集落にも影響を及ぼしていた。たとえば、前項でみたような、物資輸送の要地にあった集落では、戸口の著しい減少が問題となるようになった。1715(正徳5)年の「村々定引之事」という記録には、年貢の一部を減免した村について書き上げられているが、以下に抜粋したように、西田、久利、荻原といった地内に町場を形成していた諸村では、銀山の衰微により、商人が不振となり、銀山盛時に定められた年貢の負担が過重となっていたことがわかる。

村々定引ヶ之事

一、高貳石三斗九升七合 西田村

是ハ西田村町屋敷分石盛高、地下上ヶ地多罷成候ニ付、御断申上、後藤覚右衛門様(1692～1698年の代官；筆者注)御吟味之上、年々定引ヶニ御立被成候由申伝候

(中略)

一、高拾壹石貳斗七升五合 久利村

内

八石貳斗七升五合 久利町村分

是ハ久利村町屋敷、銀山繁昌之節村方賑敷候ニ付、高盛之町石ニ而持主相続難仕候ニ付、後藤覚右衛門様御代御断申上、御吟味之上、年々定引ニ御立被遣候由、申伝候

(中略)

一、高三拾四石六斗 荻原村

内

拾貳石五斗貳升八合 後藤覚右衛門様御代ノ定引

貳拾貳石七升貳合 竹田喜左衛門様御代(1716～1724年；筆者注)ノ定引

是ハ荻原村町屋敷六拾ヶ所、往古銀山繁昌之節ハ、村々ノ銀山ヘ入候銀吹炭、荻原江取集商売仕并雲州ノ銀山ヘ買込申候米其外諸色之市場ニ而賑敷賑候ニ付、高盛之田石有之、其上納来候地錢も銀山衰微ニ付、畑石ニ直り、町屋敷六拾ヶ所ヘ掛り、右町屋敷持之百姓相続難仕、村中之かつきニ罷成候ニ付、後藤覚右衛門様・竹田喜左衛門様御代、御吟味之上、右之通年々定引ニ被仰付来候

第2節 江戸中後期における銀山稼行の実態

(1) 江戸中後期における銀産出の推移

小葉田淳は、17世紀末から幕末期までの石見銀山における灰吹銀産出高について、おおよそ25年ごとに区切って1年ごとの平均を求め、その変化の概要を示している²⁵⁾。図5-5は、これをもとに作成したものである。これによれば、灰吹銀産出高は、18世紀初頭には、それ以前の20数年間の平均のほぼ2分の1に減少した。1730年代頃にはさらに半減し、灰吹銀高は1ヶ年平均100貫目を割り込むに到った。18世紀後半からはやや持ち直し、100貫目を少し越える辺りで推移し、1830年代後半の天保期以後になって、激しい減少をみせたことがわかる。

17世紀末から18世紀初めにかけての銀山の衰退傾向の様相については、前節でみたとおりである。18世紀半ばにやや持ち直し、その後約80年間にわたってその水準が維持された背景には、代官所による銀山稼行の仕法替えがあった。この仕法は、川崎平右衛門、その子市之進、さらにその子の平右衛門が銀山方役所の代官を勤めた宝暦期から天明期の約20年にわたって整備されたものであった²⁶⁾。その枢要は、御直山普請のための入用銀を安定的に確保することにあつた。端的に示せば、幕府からの拝借銀などを、御料・私領の住民らへの貸し付けによって運用し、その利銀を銀山稼行に充てる、というものであつた。同様の仕法は、元禄期における元泉山の水抜き間歩修復や享保期の新切間歩掘削の入用銀の確保に、すでに用いられていたが、それらはいずれも、特定の普請に際して山師等からの出願を受けて行われたものであり、銀の貸付先は石見銀山御料内の富裕な者に限られていた²⁷⁾。18世紀半ばには、さまざまな名目で資銀が確保され、私領にも貸し付けが行われた。この貸付銀が銀山の稼行に一定の効果をもたらしていたであろうことは、前に示した産銀の推移にも現れている。1830年代後半の産銀衰微には、天保の改革の一環として行われた公儀貸し付け金銀の半高棄捐によって、この仕法が機能しなくなったことが影響したようにも見受けられる²⁸⁾。しかし、もとより他領への貸し付けはしばしば焦げ付くことがあつたようであり、利銀が効率的に銀山稼行に活用されていたとは言い難い面もあつた。貸付銀と銀山稼行との関わりについては、さらに検討する必要があると思われる。以下では、それに先だつて、この時期における御直山稼行の実態とその変化を明らかにする。

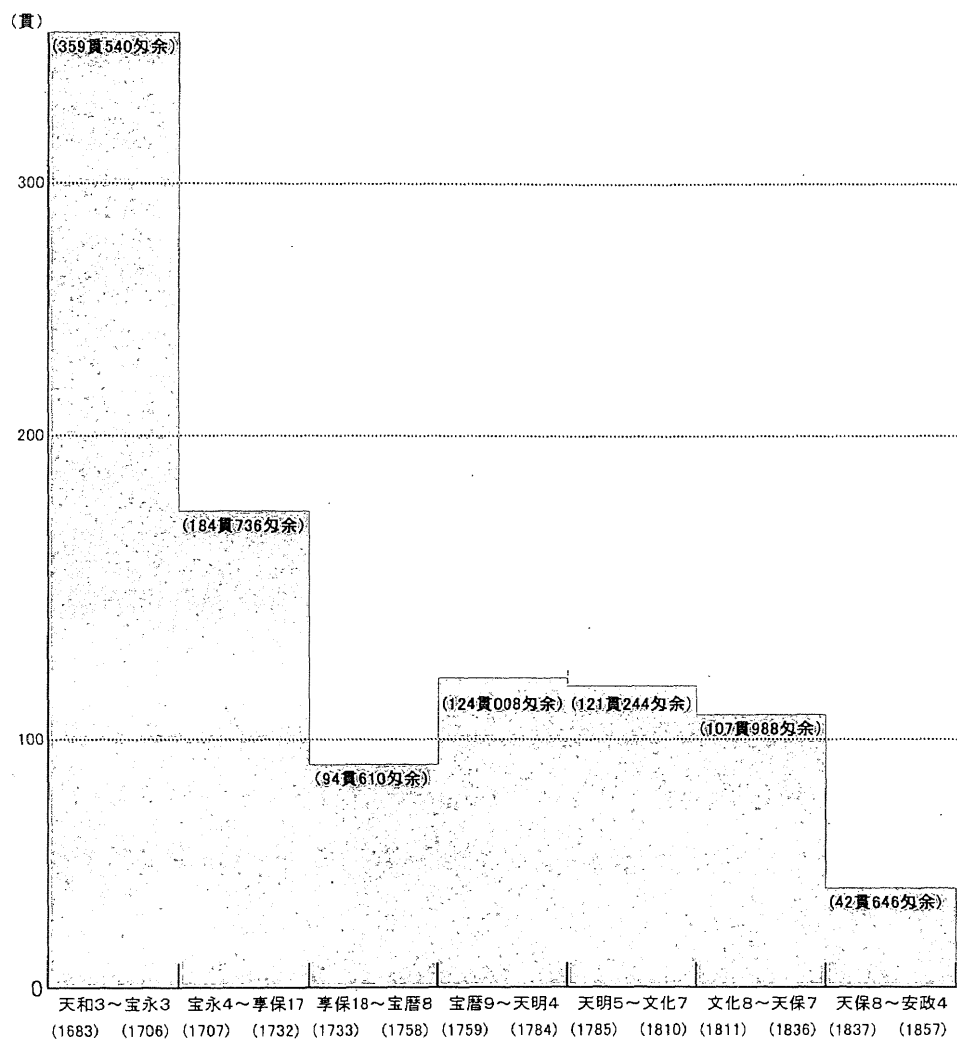


図5-5 石見銀山における灰吹銀出高の1ヶ年平均
 (小葉田淳(1968)『日本鉱山史の研究』p.122を参考に作成)

(2) 御直山稼行の実態

「御直山」については、一般には、代官所直営の間歩と理解されているが、実際には、「直営」とひと言ではいいきれないものであった。江戸中期以降における御直山の経営については、山根俊久による先駆的な業績の中ですでに言及されており²⁹⁾、これによって経営の大要は理解できるが、そこで主たる資料として用いられているのは、19世紀初めに銀山附地役人によって編纂された記録であり、時期によっては必ずしも実態とそぐわない場合がある。この項ではできる限り銀山の経営や管理に関する同時代の資料に即して、江戸中後期における銀山の実態を明らかにしていくこととしたい。

まず、石見銀山御料代官所、銀山方役所の記録、「安永八年 御役所日記」（以下「安永8年日記」と称する）³⁰⁾を資料として、1779年1月から6月までの御直山の普請内容と経費などについて、付表3にまとめた。ここには、新横相・元泉山永久稼所・蔵本山・福神山・今泉山の5カ所の間歩が記載されている。なかでも、この時期に主として普請が行われていた鉷（鉷脈）は、新横相順根戸と永久稼所の平井米鉷および山田鉷、そして元泉山黒鉷であった。「安永8年日記」には、それぞれの御直山における入用銀の高や鏈分の結果が、ほぼ10日ごとに記録されている。これらは、それぞれの山の四ツ留口番所において、番所詰め地役人によって記録されていた。入用銀の支払いや鏈分けの際には、代官所の銀山方役所から地役人2名と、地方役所から1名が四ツ留番所を訪れ、確認を行っている。

その様子をみると、多くの場合、大切（主要坑道）と水道（排水坑）が同時に並行して掘削されている³¹⁾。とくに永久稼所山田鉷には、多くの入用銀が投下されていることがわかる。蔵本山については、1月末に急修復が行われ、3月半ばにこの年初めての鏈分が行われている。今泉山は、山師の請負によって10番鉷の大切、水道の普請が行われ、5月末に初めて鏈分が行われている。

鏈（鉷石）の産出量は永久稼所が多かった。他の間歩と比較して圧倒的に大量の鏈が掘り出されており、この頃の主力坑であったといえる。もっとも、代官所によって行われたのは、「大切」「水道」といった、銀山稼行にとって基幹的な施設ではあったが、それ自体は鏈の産出を目的としたものではなく、かつ多額の入用を要する普請であった。鏈の産出は、御直山の中においても山師等の自力によって行われたのである。「安永8年日記」には、御直山の内において山師と銀掘大工が「寸法稼」を出願した旨が多数記録されている。たとえば、1月9日には、「元泉山平井米薄身横相4番鉷のうち源右衛門・安五郎横相より1尋程向東天井」という場所の寸法稼が飯嶋喜兵衛と吟兵衛より出願され、詮議の上、

許可されている³²⁾。「詮議」の結果、不許可となった例は、少なくとも「安永 8 年日記」には記されていない。寸法稼出願の際には、いずれの場合にも、「山出来之上切地式挺を所望」という定式的な文言がある。切地 1 挺は、縦 4 尺、横 2 尺の切地を指し、石見銀山における切地の単位となるものであった。山根俊久は、これより 40 年ほど後の文政期頃の記録や、約 80 年後の安政期の記録から、御直山の中で山師らが寸法稼を出願し、鏈の産出があった際には、産出高の 14 分の 1 を分一役として上納することとなっており、これを「仕手切地」と称したことを述べている³³⁾。仕手切地は 2 挺までが認められ、3 挺目からは「御勘弁切地」となった。これは、まず山附、2 番目に山組頭、3 番目に他山の山附、4 番目に町組頭、5 番目に惣山師へと与えられ、鏈の 12 分の 1 を分一役として上納するというものであった。こうしたあり方がいつ頃からの仕法に基づくものかは明らかではないが、「安永 8 年日記」の記述からは、「仕手切地」の仕法は、18 世紀の半ばには行われていたことがわかる。もっとも、この年の少なくとも前半において「御勘弁切地」が与えられたという記事はなく、そこまで有望な鉱脈が発見されることは稀であったと思われる。また、鏈分の際に記録された歩一鏈の高をみると、鏈の産出高のほぼ 14 分の 1 であった。こうしたことからみて、御直山における産出鏈の大部分は、「寸法稼」の過程で産出された少量の鏈を集めることにより確保されていたものと考えられる。鉱脈に当たる見込みがないことが判明した際には、「上げ切地願」が提出されたが、多くの場合、返上した切地のすぐ近隣に新たな寸法稼ぎが出願されている。

「文政三年正月 日記」(以下、「文政 3 年日記」と略称する)は、「安永 8 年日記」と同様、銀山方役所の日々の記録である³⁴⁾。記録された期間も元日から 6 月晦日までと同じである。これを資料として、1820(文政 3)年当時の御直山の状況を、1779 年と比較しつつみることにしよう(付表 4)。この年には、新横相・元泉山永久稼所・蔵本山といった、1779 年の時点でもみられた間歩に加えて、本谷大久保山・龍源寺山・正蓮寺山・駒沢山が記載されている。永久稼所の鏈産出高は依然として多いが、龍源寺山がそれを上回る産出高をあげ、中心的な存在となっていた。間歩が増加したこともあって、6 ヶ月の間に産出された鏈は、1779 年よりもかなり増加している。それにも関わらず、前にみたように安永期に比べて文政期の灰吹銀産出高は減少している。龍源寺山の鉱床は銅を多く含有するものであった。永久稼所の鉱床も比較的銅の含有が多かった。こうしたことがその背景であったと推測される。

また、普請の内容は、「大切」と「水道」を一組にした計画的なものにかわって、明ら

かに修復が増加したのがわかる。加えて、安永期にはみられなかった「御直鏈穿鑿」、すなわち御直大工による探鉱が目立つようになっている。仕手稼人による寸法稼が多数出願されているのは、1779年と同様であるが、「上げ切地証文」の提出される頻度が著しく増加している。こうしたことから、坑道の保守のためのコストが上昇していること、良鉱の減少が問題となっていることがうかがわれる。

さて、この年に関しては、同じ期間について龍源寺山の四ツ留番所の日記が遺されている。これは、龍源寺山の四ツ留番所詰の役人の記録である。これによれば、各直山の四ツ留口番所には、「山附」といわれる山師も3名詰めていたことがわかる³⁵⁾。山附は、町年寄、町組頭、山組頭などと並んで、銀山町の重立った山師が勤めたもので、世襲されることも少なくなかった。

また、この記録からは仕手稼人の実態についてもある程度知ることができる。1月2日の「山入り」行事の記録によれば、「旧例により」24挺の稼人へ祝儀として荒鏈が1重ずつ下されている。「仕手貳拾四挺」から山神社に御神酒が奉納されたという記事もあ。仕手稼人は2、3名で一組を成しており、重複した者を除いて46名が記載されている。この年、1月から6月までの間に龍源寺山において新たに出願された寸法稼の件数は24件あったが、必ずしも1月2日の記事に記された仕手稼人の出願ではなく、むしろそれら以外の者による出願が多くを占めていた。正月に祝儀を下された24挺の仕手稼人は、前年末までに目立った成果をあげた切地の稼行者であったと考えられる。これら24挺のうち、上ヶ切地が出願されたものは4挺あり、うち2挺の稼人は別の場所に新たに寸法稼ぎを出願している。

(3) 幕末期における銀山稼行

前項までにみたように、鉱脈の質は着実に劣化していった。天保期(1830～1844年)頃からは、銀吹(製錬業者)の窮状を示す史料が多くみられるようになる。

差上申御受書之事

近来山方不盛ニ而厘毛鏈多分吹立候儀ニ付、諸雜費多分相懸り其上鉛出方無御座、銀吹共吹相統必至難渋仕候ニ付銀吹御免被仰付候様奉願度、山組頭中迄申出候処、厚御利解有之、願相止り候得共、別段相統方無御座、乍恐御拝借返納方格別之御慈悲御勘弁被仰付候様歎書奉差上候所、元來鏈売買ハ御定法有之、其上御公儀様ノ厚御勘弁被仰付候間、銀吹難渋ニ而相統相成兼候儀ハ有

之間敷候処、右様難渋致候儀ハ全ク錠売買荒増受引致候故之儀ニ可有之候得者、已来ハ上鉛・下鉛其外相当払ニ至迄洗様も至極入念歩付等不相当之儀無之様、尚又銀氣有之鉛其外小鉾物吹様シ致来候分も右ニ準シ急度入念、山方・吹方双方引立、永統致候様実意ニ売買可致、尚又様人紛敷儀等無之様ニ仕候段被仰渡候趣被仰聞、一同承知仕候、依之銀吹師・仕手惣代・様人連印を以御受一札差上申候、以上

未十二月

諸山仕手惣代

銀吹

ためし
様人

山組頭中

前書之通、私共一同承知仕候、依之継添印形差上申候、以上

山附

この史料は案文として作成されたものであり年次を欠くが、ひとまとめに括られていた他の史料に記された年号から、1835(天保6)年の作成であると思われる。「厘毛錠多分吹立候」という表現から、歩留まりのよくない鉾石を製錬せざるを得なくなっていることがわかる。また鉛錠^{みえ}、すなわち銀の吹き分けに必要とされる含鉛鉾石の不足も、銀吹の経営を圧迫していた。銀吹がしばしば銀山方役所より丁銀や鉛を拝借したことが、「文政3年日記」などにも記されているが(付表4参照)、その返済が滞り、このままでは銀吹職の相続ができなくなるとして拝借返納方の免除を役所へ願い出るまでに到ったのであった。この時には、経営が困難になっているのは、売買の際における錠の品位の鑑定が不十分であることに原因があるという役所からの指摘を受ける結果に終わったが、銀吹の経営がきわめて厳しい状況にあったことは事実であった。

次に示す史料からは、このような銀吹の窮状に対して、全山をあげて対応しようとしていたことを知ることができる³⁶⁾。

差上申御請一札之事

近年打続山方不盛ニ厘毛錠吹立て候ニ付而者諸雑費多分相掛、其上米穀引続高直ニ而銀吹共難渋仕、渡世難相成、御拝借類追々相嵩候ニ付仮法相立、稼人并銀吹とも行立候様可仕旨再応御利解被仰聞、双方申合候処、稼人とも儀も同様難渋仕候義ニ而買前引下ヶ候義甚迷惑仕候得共、銀吹共及潰候而ハ相続難相成儀ニ付正味錠百目ニ付買前卷分已上鉛錠ハ壹厘宛稼人手元ニ而相減、且恐

多御願=御座候得共、尚壹厘之処ハ御手当銀吹江被下、銀吹とも義も格別取締吹立候ハ、相続可相成段奉願候処、格外之御勘弁を以山方得盛迄鉋鏈百目=付壹厘宛之御手当銀吹へ被下候積、稼人とも義も壹分已上買前之分ハ壹厘宛相減、売買可致、其余ハ是迄之通り取斗、諸事正路=可仕旨被仰渡、一同難有承知奉畏候、尤仮法之儀=付盛山之節者御手当御引上之積、是又承知奉畏候、依之一同連印御請一札差上申処如件

天保七申年七月

諸山稼人惣代 啓 助 (以下稼人 17 名略)

銀 吹 矢田勘助 (以下銀吹 3 名略)

山附惣代 橋本藤太郎 (以下山附 3 名略)

銀山方御役所

(奥書略)

ここにも、「厘毛鏈」の製鍊のために多額の経費の出費が必要となるなど経営に苦慮する銀吹の姿が記されている。これに対して、稼人（山師や銀掘）から銀吹に鏈を売る際、正味鏈 100 匁につき、代丁銀 1 分以上のものについては、稼人への支払いを 1 厘ずつ減らし、さらに、銀山方役所からも 1 厘分の手当を銀吹に下されるよう諸山の稼人惣代、銀吹、山付惣代から歎願がなされ、許可されたのであった。それにも関わらず、この 3 年後には、ここに名を連ねた 4 人の銀吹のうち一人が廃業を余儀なくされている³⁷⁾。施設を維持し、多くの原料や資材を調達する必要のある銀吹師は、山師・銀掘以上に鉱石の品位劣化によるコスト上昇の影響を被り易かった。石見銀山では、山師や銀吹師が代官所によって手厚く保護されてきたために、零細な経営体のまま温存されていた。それが遂に行き詰まりに直面したといえる。

天保期頃には「急稼」などと称して、灰吹銀の増産を督励することがしばしば行われた。たとえば、以下のごとくである³⁸⁾。

差上申御請一札之事

当年為登御灰吹銀出来之方五拾七貫目程有之、此先五拾貫匁程出来不仕候而ハ百貫目之為御登高=不相成、当御支配様御初年ノ鋪銀御下ケ之儀厚被仰立被成下、御直寸法ケ所御増稼、御修覆御取明等も追而被仰付、山内之もの困窮御救被下置候所、当年百貫匁為登御灰吹銀出来不仕候而者補銀御下ケ被仰立被下置候御運ひも不宜、御支配様=も御心配被為遊候旨被仰

聞、且当年ニ至、灰吹銀出少分相成候而ハ補銀御下ヶ之義被仰立被下置候而も此先補銀御下ヶ之義、若御止ニも可相成哉、左候而ハ山内之もの一同確と難渋いたし候様相成可為迷惑候間、一同格別ニ差はたり稼人とも出精為致、鋪上り増方等仕候様可取斗御直稼所之義も急御稼中壺ヶ山壺丁ツト御稼被成候間、銀掘夫々仕手稼所江差向出精可為仕旨、尤来ル十四日御手当渡ノ灰吹百目ニ付銀百目之御手当被下置候間、右之次第稼人共江得与申論、百貫目之為登高都合仕候様出精可為仕旨被仰渡、且御組頭耀増御掛衆中昼夜諸山岡廻り稼人とも義ハ勿論吹師共ニ至迄不束之儀無之様可取斗旨被仰渡、一同承知奉畏候、依之御請一札奉差上候所如件

天保三年辰十月

年寄
山組頭見習 上野清十郎（他4名）

銀山方御役所

代官根本善左衛門の赴任（1830年）以降、多くの公費が投入され、毎年100貫目の灰吹銀が、達成すべき産出高として求められることになったようである。この年には閏11月があったとはいえ、残り3ヶ月余りのうちにおよそ50貫目の灰吹銀が産出されねばならなかったことになり、実際にはかなり困難なことであったと考えられる。投入された公費は「御直寸法」、「御直修復」の箇所を増やすことに用いられた旨が記されている。この措置によって山内の者、とくに山師・銀掘は、御直銀掘としての雇用が増大するという恩恵があったが、御直山での寸法稼は、本来仕手稼人が行うものであった。すでにみたように、文政期には安永期と異なり、多くの御直修復が実施された。安永期には、修復は山師らの請負で行われる場合が多かった。こうした変化は、山師・銀掘の経済力の低下を示すものと考えられる。ここにも灰吹銀100匁につき丁銀100目の手当を出す旨が記されているが、急稼中には、このように手当銀、めざましい産銀があった際には褒美が山師らに与えられた。すでに18世紀の末頃より、代官所では、いかに多くの灰吹銀を産出するか、といったことが専ら問題とされ、そのための経費とのバランスは度外視されていた形跡があるが、ここに来て、銀山稼行の公費への依存はますます高まったといえる。

そして、その主な財源は、御貸付銀の運用によって確保されていたが、周知のように、この時期には幕府および諸藩の財政は危機に瀕しており、1843（天保14）年4月、公儀貸付金銀の半高棄捐、半高無利息年賦上納が公布された。石見銀山御料の諸貸付銀は、公儀の貸し付けとは異なり、銀山の稼行によって蓄積された利銀を運用したものであると主

張し、山師や地役人などから、銀山御料貸付銀への半高棄捐の適用を行わないよう歎願がなされたが、それは叶わなかった。

前項でみたように、1843年頃より一段と灰吹銀の産出が減少しているから、この半高棄捐の措置は、銀山の稼行に大きく影響したように見える。たしかに、1841(天保12)年における貸し付け残高の合計は、銀2,500貫余りにも及んだが、滞り銀が多く、数年来の利銀の滞り分が1,000貫目を越えていたから、もとより貸付銀の制度も必ずしも順調に推移していたとはいえなかったと思われる。

銀山方役所「萬留書抜」(野沢家文書)には、1843(天保14)年、急稼の一環で、多くの灰吹銀を産出した山師や銀掘などが銀山方役所によって表彰された記事が載せられている。その中に、西田村の百姓種蔵が、山師の佐伯常太・川島繁太とともに本谷新口間歩を稼ぎ、閏9月から11月29日までの間に灰吹銀631匁余りを製して、「灰吹銀出方は格別に御座無く候えども別て出精のもの共」として銀山方役所より錢3貫文の手当を与えられた旨が記されている。この種蔵は西田村の有力家、渡利家の当主であった。

渡利家には江戸後期の史料が数点遺されているが、その中に「天保十五年辰十月吉日勘定帳」など、渡利家が関わった銀山間歩稼ぎに関する帳面が3冊ある。天保15(1844)年の9月から11月にかけて渡利家が清水谷羽山において行った取り明け稼ぎの諸経費の勘定に関する記録がそこには記されている。ここに羽山とあるのは、他の山師が所有する間歩の中の掘場を指す「端山」のことではないかと考えられる。これらの帳面は、銀山町の山師亀谷屋こと水田甚七によって作成されていた。実際の普請は水田によって行われ、渡利家は経営資金を担っていたようである。この2ヶ月の間にのべ約120人の銀掘が差し入れられ、経費として約43貫文の錢が用いられている(表5-4)。代官所からの御手当の錢1貫587文と産出した鏈の売り上げの錢6貫497文が、この稼行による収入で、大幅に支出がこれを上回っていることがわかる。渡利家は山師ではなかったが、貸付銀利銀を銀山稼行の入用銀とする仕法が崩壊しつつあったこの頃には、銀山稼行の入用銀を、このように直接周辺地域の富裕者から得ようとする動きがあったのである。

さらに、1847(弘化4)年、銀山町以外の居住者を新山師に取り立てることが、期限付きながら認められた。これは、縮小しながらもそれなりに安定をみせていた石見銀山の鉾山社会は大きく揺らいでいることを表すものであった。従来は、新山師として取り立てられるのは、銀山町居住の銀掘大工のうち、めざましい鏈産出の実績をあげた者に限られていた。山師は苗字帯刀を認められ、山師には買請米を入手することができるなどの特権があ

表5-4 西田村種蔵の経営による間歩開発の収支(1844年9~11月)

	支 出	銭 (文)	収 入	銭 (文)
9月10日~10月1日	しふく(修覆)小入用※1	1,732		
	間歩口木屋かけ道造一式	3,000		
	銀掘賃24番	4,800		
	小 計	9,532		
10月7日~10月14日	小入用※2	3,064	鏈代	2,384
	銀掘賃20番	4,000	御手当	600
	小 計	7,064	小 計	2,984
10月14~11月4日	かじや やきちん	955	鏈代	2,285
	柄山子供	700	御手当	562
	様シ賃2ツ	360		
	吠20俵・なわ200尋	184		
	小入用ノ高	1,508		
	銀掘賃53番	10,600		
	木屋・米代共	800		
	小 計	15,107	小 計	2,847
11月5日~11月15日	新鉄子10本	1,200	鏈代	1,828
	やき賃	712	御手当	425
	吠縄代	219		
	柄山負2人	260		
	ためし 円平	180		
	酒代一式	1,360		
	かみ代・蠟燭代	68		
	■代	440		
	木や	500		
	祝儀物	900		
	銀掘21人	5,400		
	小 計	11,239	小 計	2,253
	計	42,942	計	8,084

(資料:渡利家文書「天保拾五年辰十月吉日 勘定帳」)

注:※1 「風仕立并留山師・手子・木引・吠縄・切張・土戸・ひち坪」

※2 「新鉄子并焼賃・柄山負・紙代・酒代・吠縄代其外雑用」

■印は判読不能の文字を示す。

った。すでにみたように、御直山の仕手稼ぎに対して賦課される上納歩一の割合はきわめて低く設定されるなど、経済面での保護も与えられていた。銀山自体が衰退の一途を辿るなか、「先祖代々の山師である」といった類の由緒をことさら強調して数々の特権を維持することは、銀山町の山師にとってはきわめて関心の高いことであったが、もはや銀山町の山師のみの力で銀山の稼行を継続するのは困難となったのである。

表5-5は、幕末の1867(慶応3)年における銀山町の職業別の戸数を示したものである。この頃には、すでに開港によって洋銀が流入していることは考慮せねばならないが、名字をもつ者、すなわち「山師」身分の者のうち、間歩や吹屋の経営者ではなかった者が多くみられることには注目する必要がある。吹屋は従来より山師身分の者が経営していたが、この頃にはわずかに5軒を数えるまでになっていた。ここにみえる吹屋のうち1軒は名字をもたないことから、旧来の山師身分の者ではなかったと考えられる。

また、吹方日雇や日雇稼の者がきわめて多いことにも目をひかれる。少数ではあるが、吹方日雇の者の中には名字をもつ者があり、零落した山師が含まれていたことがわかる。山師ですらこのような状況であったから、おそらく銀掘の者も含まれていたと考えられる。周辺村落から流入した者も少なくなかったであろうと推測される。

第3節 銀山存続の基盤としての石見銀山御料

(1) 江戸中後期における御囲村の実態

江戸初期に、江川右岸地域を中心とした地域が、銀山御料として幕府直轄領に編入された。これは、銀山稼行に必要な物資や食糧の確保を円滑に調達するためであったと考えられている。銀山が衰退した江戸中期以降、それら銀山御料の諸集落が銀山経営において果たした役割について、江面(1979)は、「御囲村」に編入された32カ村が銀山稼行に必要とされる木材等の供給を行ったこと、「御貸付銀」への対応を通して銀山稼行資本の供給の一端を担ったことをあげ、それらがとくに銀山の衰退以後に重要な意義をもっていたことを指摘した³⁹⁾。そこでは、これらの関わりを通じて周辺地域が貨幣経済に巻き込まれたということや、周辺地域の住民は否応なく御貸付銀を貸し付けられて返済に苦しんだことも主張されたが、いずれについても具体的な実態の検討を通じての見解ではなかった。その後も具体的な実態を通じての議論は深まっているとはいえない。以下では、周辺地域の銀山への関わりのあり様や、それを可能とした地域の特徴について、できるだけ具体的に明

表5-5 銀山町の職業別戸数(1867年)

職名	家族1名	家族2名	家族3名	家族4名	家族5名以上	小計	計	
山方稼	(名字あり)	4(1)	14(2)	14(4)	10(5)	8(5)	50(17)	108(17)
		12	22	11	7	6	58	
吹方稼	(名字あり)	1		1(1)		2(1)	4(2)	5(2)
						1	1	
吹方日雇	(名字あり)	1	3			2	6	32
		3	11	5	4	3	26	
商人	(名字あり)	3	3	2			8	10
				1		1	2	
医師					1		1	
職人	大工	1	2	3	1	3	10	21
	鍛冶職		1		1	3	5	
	鑄掛職				1		1	
	桶屋職			1			1	
	石工職	1		1			2	
	木挽職				1		1	
左官職				1		1		
百姓		2	1	2		3	8	
日雇稼		15	10	10	3	5	43	
職記載なし	(名字あり)		2		1		3	84
	戸主が男	5	2	1		2	10	
	戸主が女	45	17	4	4	1	71	
計		93(1)	88(2)	56(5)	34(5)	41(6)	312(19)	

(大田市大森町 高橋家文書「慶応3年 田畑村高家数人別書上帳 遼厚郡銀山町」より作成)

注:町役人(年寄・町組頭・山組頭・山付など)の戸数は、()に内数で表した。

らかにしていきたいと思う。

御囲村についてしばしば取り上げられるのは、「銀山要集」の次の部分である⁴⁰⁾。

銀山御囲村之事

銀山稼方吹方差支無之為銀山御囲村と称へ、往古ノ遼摩郡・邑智郡・安濃郡右郡ニ三十二ヶ村ノ留木・焼木・渡木入用次第差出、尤切張之儀者長五尺五寸末口三本持ハ三尺廻り、六本持ハ壹尺五寸廻り、九本持者壹尺廻り、拾弍本持ハ七寸五分廻り、右之通老駄ニ付三本ノ拾二本迄木数の多少は有之候へとも代銀ハ何れも弍匁弍分五厘之定直段ニ相渡申候、尤山師共切張入用之節者、村方と相對ニ買入候分ハ直段も相對次第、其外焼木・渡木ハ大森町薪直段を以銀吹方へ買入申候、吹炭之義ハ前条三十二ヶ村之内、銀山最寄村ニ炭方六ヶ村と相極、吹炭触次第差出、定直段老駄ニ付拾匁宛ニ銀吹買入申候

御囲村からは、坑内や吹所で用いる材木が定直段で供給された。この史料によれば、必要があり次第、御囲村から材木類を1駄につき丁銀2匁2分5厘の定直段をもって供給することとなっていた。実際、「安永8年日記」には、2月14日の項に「新横相切張遣切候間、九本持切張八拾駄、六本持切張弍拾駄都合百駄、触出呉候様申越候ニ付、来十九日迄右場所へ付送り候様銀山御囲村へ指紙相認、指出申候」、2月16日の項に「同所(柑子谷；筆者注)道中留山修覆ニ付九本持切張五拾駄、六本持切張拾駄申触呉候様、詰合大住軍平ノ申越、今日御囲村へ申触候」、6月24日の項に「新横相直修覆九本持切張五拾駄入用ニ付、来ル七月朔日迄ニ付送り候様、差紙郷宿田村屋藤三郎方江遣申候」などとあり、まず各四ツ留番所詰の地役人から銀山方役所へ必要とされる切張の数量の報告が行われ、それをもとに御囲村への通知が行われたことが記されている。6月24日の記事によれば、村への納入の通知は、郷宿を務めた大森町の商人を介して村にもたらされたことがわかる。ここに名前があげられている田村屋藤三郎は、九日市組32カ村の郷宿であり、同組中の御囲村11カ村への通知を担った。この時、他の組の郷宿への通知については記録にはないが、銀山の南西部に位置する邑智郡の村々からなる九日市組は、もっとも多く山林資源を有する地域であり、御囲村の村数も多かったことから、この時は九日市組にのみ指示が行われたものかもしれない。

こうした銀山への物資納入は、農間余業、駄賃稼ぎの需要を生じさせ、村にとっては重要な現金収入の途となっていたというのが、現在まで広く行われてきた評価である⁴¹⁾。そ

のような側面は確かにあったと考えられるが、次にあげる史料からは、少なくとも 18 世紀末頃には、銀山への物資納入が村にとって必ずしも有利なものではなくなっていたことがうかがわれる⁴²⁾。

差上申御請証文之事

銀山近村三拾貳ヶ村^(ママ)之御囲村与唱、銀山間歩留木=相成候夫切張、吹方=相用候焼木、渡木其外以縄=至迄御入用之時々定直段を以御入用次第可差出儀者往古之振合を以寛永年中被御取極置、勿論右村方=而者鉦炭等猥焼候儀不相成段、兼而御請証文差上置候処、近年鉄山繁昌仕、炭木とも直段宜敷=付、自然与鑪師とも江内証売仕、追々木品払底罷成、格別他直段引上候=付、定直段=而差出候而者村方間銀大造相掛り難儀仕候=付、何卒相応之御勘弁被下、間銀不相嵩様仕度御願申上候処、年久仕来之儀故御取用難被成候得とも、実々当時近村之内木品不自由、誠=小苗木ならてハ無之、殊=留木焼木、別而近年余分御入用=付、間銀相嵩候儀無余儀被思召、当卯ノ来ル未迄五ヶ年之間左之通御仕法被御付、右年数相立候ハ、其節木品生立を見合、尚又御糺を受候様被仰渡候事

一、切張木^(ママ)貳百駄 囲村ノ直伐出し伐張老駄=付貳匁貳分五厘ツ、銀山栗林之分村方ノ伐出し切張老駄=付定直段貳匁木代運上御定之通

是者去ル戌ノ寅迄五ヶ年平均老ヶ年千四百拾貳駄四歩=相当候内千貳百駄者御定直段=而指出、其余者何程御入用有之候とも別段御買上ヶ被成、右年数中者間銀等添村江不相掛積被仰渡候

一、焼木渡木之事

是者焼木前々ノ村上ヶ御割賦触留等者御座候所、銀吹中ノ代銀直受取=付直段拾貫目=付何程と申当り不相知候得共、明和年中楨拾貫目三拾文之時、其後錢相場下直=相成、尚又五文相増、都合三拾五文定直段=而差出候得共、前分年限中者御指紙=而指出候分者時々大森町直段ノ拾貫目=付拾文宛増直段=而差出候積被仰渡候、尤御指紙無之村方之者相对=而持運び売渡候分者直段も相对次第之事

附、渡木之儀茂是迄拾貫目五拾五文之定直段=候得共、切張焼木同様年限中者拾貫目=付拾文ツ、相増、差図次第附送り可申候、是又相对売之分者焼木と同様可相心得旨被仰渡候事

右被仰渡之趣、難有承知畏候、然ル上者時々御触次第無遅滞急度指出可申候、其外前々御定之趣相守、若此上不束之儀も御座候ハ、何分ニ被仰付候とも奉畏候、依之受証文奉差上候、以上

寛政七卯年八月

銀山御囲村三拾貳ヶ村惣代

安濃郡池田村 庄屋 茂兵衛

同

遼摩郡大國村 庄屋 重左衛門

同

邑智郡別府村 庄屋 宇吉太

同

同郡 祖式村 庄屋 儀惣兵衛

銀山方御役所

この史料が作成された 1795(寛政7)年頃には、鉦鍛冶屋で用いられる鉦炭の原木として、鉦師(鉄山経営者)に木材を売り渡した方が有利となっていたということがわかる。ここでは、御囲村の設定時期とされている寛永年間以来、銀山で用いられる以外の用途に木品を売ることは禁じられていたが、実態としては鉦師に多くの木品が内証売りされて木品は払底し、その値段が上昇していた。史料中に「間銀」とあるが、これは、御囲村において割り当ての切張を用意できなかった際、他村から購入して不足分を納入することがあり、その代銀を指したものである。木品の値段の上昇により間銀の額は嵩むこととなったが、御囲村から銀山への木品の納入は定値段で行われる取り決めであったから、銀山での切張の需要が増すほど御囲村の損分は増加することとなった。このようなことから、御囲村から銀山方役所に木材納入の仕法替えが歎願され、向こう5年間、定値段での納入は1,200駄までに限定されることとなった。このような歎願が行われた経緯からみて、18世紀末頃には御囲村諸村が間銀を支払って、他村から切張等を調達することが常態化していたようにも思われる。こうした変化と関わりがあつてのことか、「文政3年日記」においては、切張の納入に関する記事は記されていない。時代はくだるが、1855(安政2)年の記録には、当時は、各村に石高100石につき8駄9分7厘余の切張が割り当てられていた旨が記されている(表5-6)。この割り当てにしたがえば、御囲村32カ村に割り当てられた切張の合計はおよそ1,200駄、すなわち1795年に5カ年を限って行われた仕法における上限を前提として配分されているように思われる。こうしたあり方からは、銀山稼行のために予め最低限の木品を確保するための銀山方役所の苦心がうかがわれる。「文政3年日記」にもみられたように、幕末に近づくにつれて、間歩修復が増加した。したがって切張の需要は増したと考えられるが、役所の威光をもって安価な木品の納入を御囲村に強制するといったような姿勢をここにみることはできない。

表5-6 銀山御囲村への用木供給の割り当て
(1855年)

組	郡	村	切張(駄)	石高(石)
佐摩組	邇摩郡	大國村	136.0	1509.315
	邑智郡	祖式村	111.5	1227.460
	邇摩郡	湯里村	56.3	621.942
		西田村	40.4	454.181
		佐摩村	37.0	470.747
		白坪村	34.0	385.933
		三久須村	32.3	418.057
		福原村	35.6	383.767
		戸蔵村	8.4	93.260
		忍原村	33.6	365.956
計		522.0	5,930.618	
大田組	安濃郡	川合村	151.7	1969.607
		市野原村	12.4	138.523
		小屋原村	53.9	589.173
		池田村	101.9	1127.695
		円城寺村	21.3	238.127
		才坂村	20.0	224.975
計		358.0	4,288.100	
九日市組	邑智郡	萩原村	25.6	276.737
		別府村	21.2	238.221
		惣森村	14.7	152.332
		湯抱村	13.6	140.718
		吾郷村	38.5	418.071
		粕淵村	36.1	399.139
		奥山村	16.1	179.096
		川戸村	23.7	251.371
		石原村	18.6	196.557
		志君村	12.0	132.670
小松地村	21.0	234.090		
計		237.0	2,619.002	
久利組	邇摩郡	今市原村	28.0	320.410
		赤波村	14.7	160.187
		計		480.597
大家組	邇摩郡	内田村	18.7	197.978
		护貝村	13.6	141.051
		馬野原村	10.0	112.270
		計		41.0
囲村総計			12,100.0	13,769.616

(資料: 中原家文書 安政2年「御料村々廻状順録」)

注: 各村の村高は「天保郷帳」を参照した。

(2) 江戸中後期における吹炭の供給と製鉄業

すでに前項でみたように、御囲村のうち6カ村が「炭方村」に指定され、銀吹所で用いられる吹炭（製錬用の木炭）を定値段にて納入することとなっていた。これは、18世紀半ばの明和期に、川崎平右衛門が代官を勤めた時代に定められたとされる。いわゆる「炭方6カ村」としてしばしば語られるものであるが、その設置以前には、製炭の用木などを供給するべく御林山を鉦師に請け負わせて、その請負役の半分にあたる額を木炭で現物納させ、その不足分を諸村から買い入れるという方法がとられていたという。

邑智郡大貫村（現江津市桜江町大貫）の鉦師西田屋（中村家）の記録「銀山御料御立山反別并請方覚帳」（以下「請方覚帳」と記す）には、次のような記載がある^{49）}。

酉十一月願入札ニ而請ル
一、井戸谷村程原山 請人 金九郎
 并他領小鉄通役 証人 大森町 和平太
 添村拾ヶ村
 享保三年戌ノ巳迄八年
 御運上 丁銀拾貳貫五百目
 炭三百駄
 但、老ヶ年ニ丁銀老貫五百六十貳匁五分
 炭三十七駄片馬宛
 銀山上ヶ

金九郎は、当時の西田屋の当主の名である。1719(享保3)年より8年季で、金九郎は井戸沢村程原山（現飯石郡飯南町）を請け負った。御林の請負は入札によって行われた。運上は年々丁銀1貫562匁5分と木炭37.5駄を請負期間の8年間上納することとなっていた。「他領小鉄通役」とあるのは、出雲国から持ち込まれた砂鉄の通行に課された役であった。「添村拾ヶ村」とあるのは、10カ村の百姓山を炭山として用いることが認められていたのであった。ここには添村の名は明記されていないが、たとえば井田村鉦（現大田市）の場合、井田村・大田村・津渕村・荻村・飯原村・上村・大家本郷・湯里村・小濱村（以上現大田市）・波積本郷（現江津市）の10カ村、上津井村^{かんづい}大屋鉦鍛冶屋（現江津市）の場合、上津井村・畑田村・都治本郷村・後地村・谷住郷村・波積北村・江田村・市村・三俣村（以上現江津市）・三原村（現邑智郡川本町）の10カ村といったように、それぞれの鉦や鍛冶屋周辺の10カ村が割り当てられていたことから、やはり井戸谷村周辺であっ

たと考えられる。

「請方覚帳」は、1710年頃から1730年頃までに西田屋が請け負った御林や経営した鉦・鍛冶屋についての覚え書きをまとめたものである。冒頭には、その表題の示すとおり、「御料分御立山」と題して、銀山御料内の御立山（御林）の字名と所在地、そして反別が記載されている。鉄山の経営にとって御林が不可欠であったことがうかがわれる。

図5-6によれば、山がちの銀山御料のなかでも雲石国境付近の村々にとりわけ多くの御林が設定されていたことがわかる。西田屋の本拠であった大貫村にも宇後畑杭の内に鉦が設置されていたが、西田屋の主力の鉦鍛冶屋は、雲石国境におかれていた。ちなみに、大貫村の付近には、南佐木村、田窪村など砂鉄の産出地があったが、この鉦でも「他領小鉄通役」が納められており、井戸谷村の鉦などと同様、出雲国から砂鉄が移入されて、製鉄が行われたと考えられる。前出の大屋鉦鍛冶屋も江川沿いに立地した鉦鍛冶屋であった。これらの鉦鍛冶屋においては、原料や燃料は江川水運によって運ばれていた。

同じく西田屋に伝えられている史料のうちに、小原口番所の記録「御請鉄員数帳」がある。ここには、「請方覚帳」に記された時期の直前にあたる1702(元禄15)年から1718(享保3)年の間に、この番所で改められた鉄や炭などの荷物の駄数が記載されている。小原口で改められた荷物の記録であったから、記載された鉦・鍛冶屋は、粕淵村小原口番所（現邑智郡美郷町）よりも上流部に集中しているが、当時、出雲国境付近の山間部において多くの鉦・鍛冶屋が操業していたことがわかる。この地域には、前にみたように広大な御林があった。それらを経営した鉦師は、鉦鍛冶屋の所在地の居住者に加えて、小原よりも下流部の吾郷村や（現邑智郡美郷町）川本村、田窪村（以上現邑智郡川本町）大森町などの居住者もあった（図5-7）。大貫村の西田屋の例と同様、吾郷村や川本村にも、鉦・鍛冶屋が設置されていたようで、それらの地まで木炭や砂鉄が運搬された記録もある。

17世紀末から18世紀初頭は、中国地方の製鉄にとっては一大画期であった、とされている⁴⁴⁾。従来の製鉄は、踏吹子あるいは吹差吹子といった小振りの送風器具を用いた、いわゆる野鑪で行われていたものが、この頃、強い風圧を送ることが可能な天秤鞆を用いた高殿鉦へと移行した。この変化によって、鉄の増産が実現した一方で、製鉄業には巨大な施設の設置と高度な分業が求められることとなった。

「御請鉄員数帳」が作成されたのは、まさにこのような時代であった。石見国では、享保期に川本村の土居原鉦において天秤鞆が「考案」されたと伝承されている。「御請鉄員数帳」には、川本村の鉦師の名は4名記載されているが、いずれも渡屋（三上家）の代々

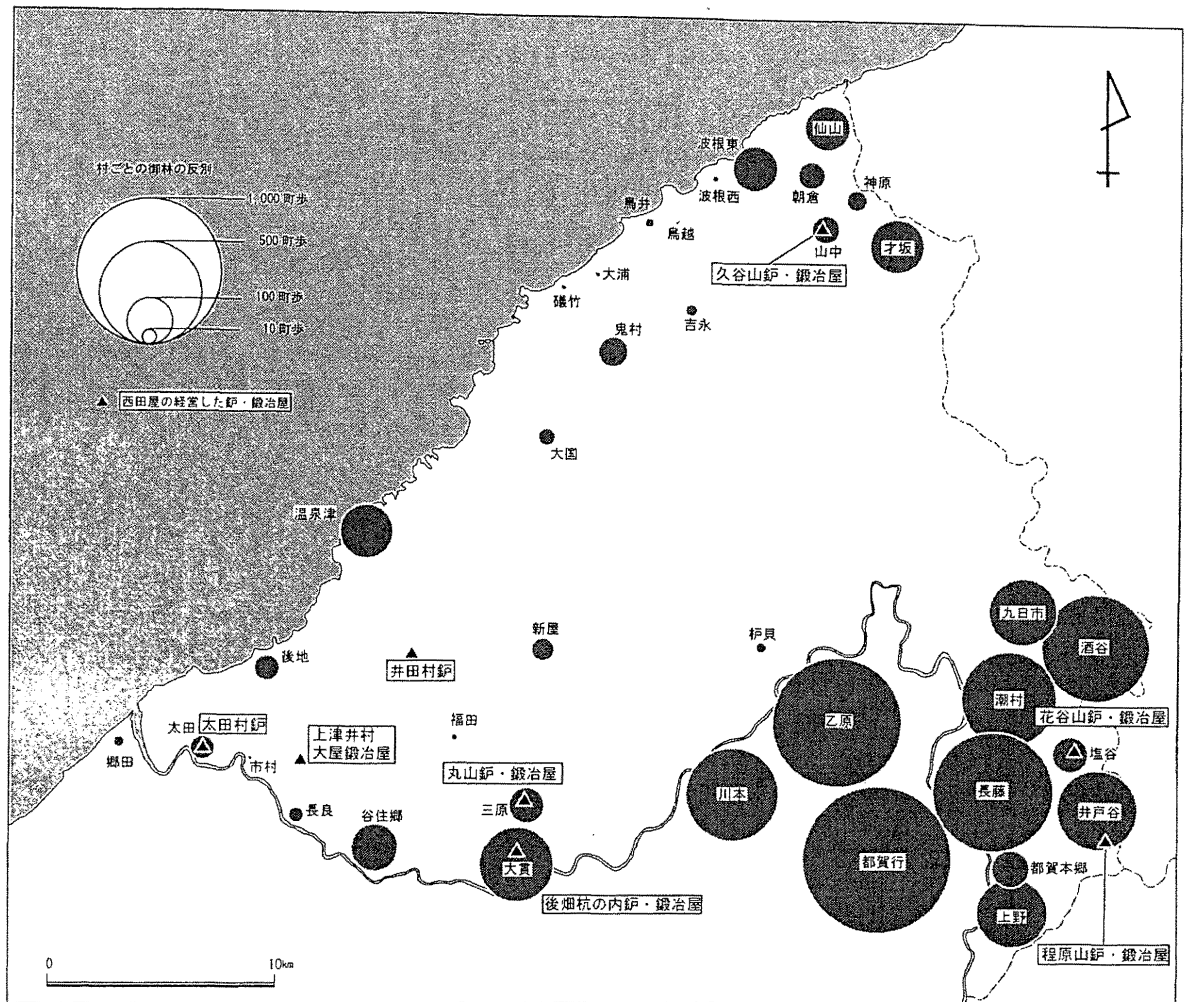


図5-6 銀山御料における村ごとの御林の反別および西田屋の経営による鉦・鍛冶屋の分布(18世紀前期)
 (中村家文書 正徳4年「請方覚帳」により作成)

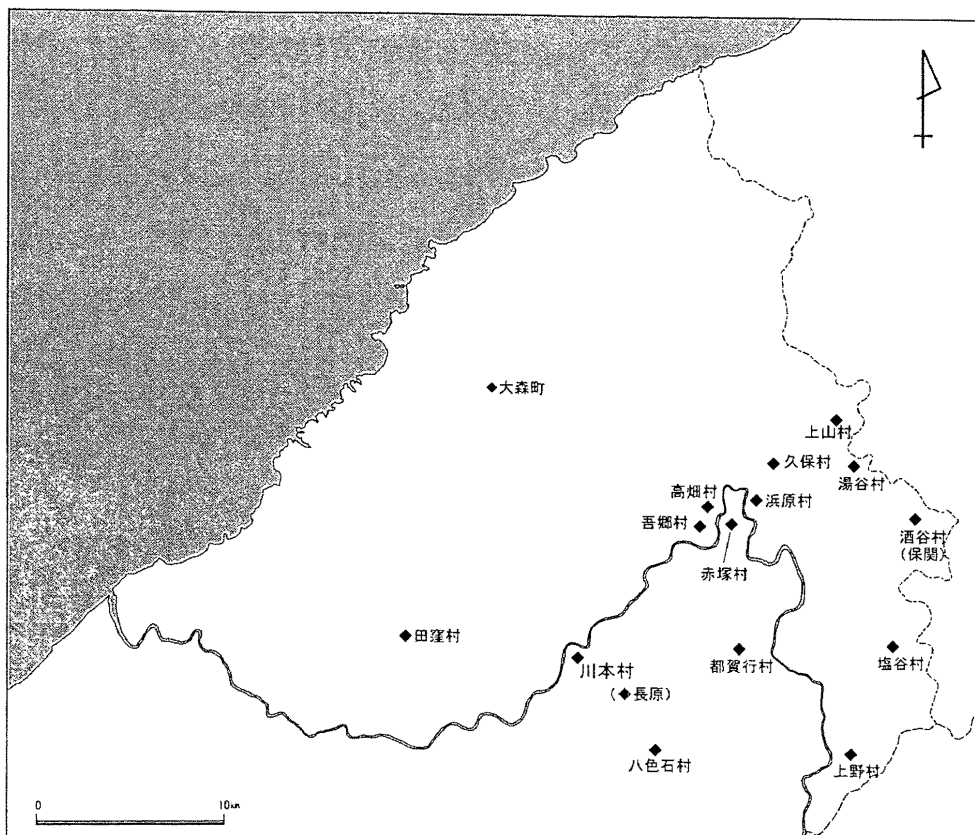


図 5-7 「御請鉄員数帳」にみる鉦・鍛冶屋経営者の分布 (1702 ~ 1718 年)

(中村家文書元禄 15 年「御請鉄員数帳」により作成)

の当主であったと考えられる。渡屋は、土居原鉦の経営者でもあった。「御請鉄員数帳」から、鉦師別に月ごとの搬送量をみると、上野村・上山村など、鉦鍛冶屋が設置されていた山間部の村の居住者が経営した鉦鍛冶屋では、鉄などの搬送量は比較的少なく、請負期間も短い傾向があった一方で、十三郎ら川本村の鉦師は長期にわたって鉦鍛冶屋を経営し、月ごとの運送量も、100 駄（約 11.1 トン）を超える場合もあった（付表 5）。田窪村・吾郷村・都賀行村など国境付近の山間部から離れた村の鉦師が経営した鉦鍛冶屋も、比較的多くの鉄・銑を搬送する傾向にあった。また、商人と思われる大森町の居住者が複数名、鉦の経営を行っていたことも注目に値する。この時期には、多額の資銀を用意することが可能であり、物資の搬送や売買に関する技能を持つ者へと鉦鍛冶屋の経営者が収斂し、彼らの経営のもとに、砂鉄採取業者、製鉄技術者、製炭業者、そして水運業者が編成されるようになったと考えられる。

18 世紀以降の石見国内陸部における製鉄業の隆盛は、江川水運と日本海海運を利用して、半完成品の銑の状態での主な加工地であった宅野など日本海沿岸の地域へ運送することが可能であったことによるところが大きい。もっとも、この章のはじめでみたように、中世においても内陸部で砂鉄の採取が行われ、石見国内の小領主の本拠地などに集荷されて加工することは行われていた。それが、石見銀山の成立によって、銀山を中心として物流が整備されたことによって、後の繁栄につながったのであった。

17 世紀初頭、銀山の盛期には、銀の増産に対応するために、道具類の原料としての鉄の供給が安定して、かつ大量に行われることが求められた。江戸初期に、鉄製品の生産・流通の拠点として、日本海沿岸の宅野村（現大田市仁摩町宅野）が、初代銀山奉行の大久保石見守によって整備された。宅野に、内陸部の鉄を集めるためには、江津や温泉津が利用された⁴⁵⁾。また、江戸初期の浜原村には、灰吹屋を名乗り、両替を業とした者があったことが確認されるが、この者は、慶長期に銀山より移住してきたとされている⁴⁶⁾。このことは、浜原村が銀山から尾道への銀の陸送路の途上の宿場であったことも関連すると思われるが、すでにその時期より、この地において製鉄業が盛んに行われ、貨幣を用いた取引が必要とされていたことも想定しうる。

18 世紀以降の有力な鉦師にも古い由緒を伝えている者が多い。たとえば、大貫村の西田屋は、屋号が示すように西田村の出身で、中世には大家本郷を本拠としていたが、毛利氏の石見進出に際して温泉津町に屋敷を安堵されたという伝承をもつ。毛利氏が萩へ移封されると、惣領は萩へ移住して鉄屋を名乗り、鉄商売を行い、次男が西田屋を相続して大

貫に移住したと伝える。西田屋からは、17世紀末頃と思われるが、江川上流の濱原村に分家が創出され、江戸後期には有力な鋳師となった。川本村の渡屋や南佐木村の平田家は中世には小笠原氏の家臣であったという伝承をもつ。波積本郷の石田家も有力な鋳師であったが、この家は毛利氏時代に銀山の代表的な役人石田喜右衛門の後裔であると考えられる。

銀山が大きく衰退した18世紀初めには、鉄は、それ自体が銀山御料から他地域へ移出できる重要な生産物として注目されるようになったと考えられる。また、鉄山は銀山と同様、年貢米の消費先としても重要であった¹⁷⁾。慶長期の盛山を担った山師、安原田兵衛の子孫が、17世紀末に日貫村（現邑智郡邑南町）へ移住して鉄生産をするようになったことなどは、まさに象徴的なことであった。山林資源の消費という点において、銀山稼行と製鉄は、本来、競合するはずのものであった。18世紀以降には、山林資源は製鉄に集中して用いた方が合理的であったはずであるが、そうはならなかったところに、銀山御料における灰吹銀産出の確保がいかにも重くみられていたかをうかがうことができる。鋳師に御林を請け負わせ、その役の一部を吹炭の現物で納めるという仕方は、製鉄の発展と灰吹銀の確保を両立させるための策であったと考えられる。1750年代の宝暦期頃には、鋳師の不振などによって、このような仕方は行き詰まり、それによる吹炭不足が炭方村の設置につながったとする見解もあるが、少なくとも1770年代にはこの仕法は行われている¹⁸⁾。この時期に、石見国の鋳師が不振に陥ったという事実はなく、むしろ18世紀初頭以来製鉄業は拡大を続けたとあってよい。そのために、山林資源の不足が懸念されたか、あるいは実際に、一時的に不足したことが、炭方村設置の原因となったと考えるのが適当ではないかと思われる。

(3) 御貸付銀への対応と銀山御料における貨幣の通用

前節でみたように、17世紀末の石見銀山では、多額の入用を必要とする大がかりな普請は、幕府からの拝借銀を請けて行われた。1693(元禄6)年、柑子谷元泉山水抜き普請の入用銀として貸し付けられた銀500貫目の請書によれば、そのうち300貫目を、江戸・京・大坂の町人へ預けて運用させ、12年後に500貫目を返済するとし、残りの200貫目が柑子谷元泉山の水抜き普請の入用銀に充てられている。1715(正徳5)年にも、休谷新切山の開発のために銀167貫目が貸し付けられたが、この時には、銀山御料内の「身元宜敷者」へ元銀を貸し付け、その利銀を用いて普請が行われることとなっていた。1726(享保

11)年に、柑子谷元泉山水抜きの切り足し普請のために銀80貫目を拝借した際も、拝借した銀は村方の高持百姓へ貸し付けられ、その利銀で普請を行うこととなっていた。拝借銀を百姓へ貸し付けることについて、窪嶋作右衛門より代官を継いだ海上弥兵衛は難色を示したが、銀山方役所の地役人は、無高の山師に直接貸し付けたのでは返済が覚束ないため、と述べて説得している⁴⁹⁾。銀山についてよく知る地役人のこのような対応は、灰吹銀の産出がいかにも期待がもてなかったかということ、したがって、山師の経済力に対する信頼がなかったことをよく語っている。一方、元銀返納のための運用は、1693年には三都の商人への貸し付けによって行われたのに対して、1715年には、元銀の貸付先が銀山御料へと替えられていることは注目に値する。このことは、銀山御料の住民の経済力が一定の評価を得ていたことを示すと思われるからである。

1742(寛保2)年の拝借銀240貫目は、特定の普請の入用銀としてではなく、困窮した銀山師の御救銀として貸し付けられたものであった。この銀もやはり村方へ貸し付けられ、毎年の利銀のうちより36貫目ずつを山師共へ下されることとなっていた。貸付先の内訳は、140貫目が備後国御料、100貫目が銀山御料の村々であった。1745(延享2)年には、備後国への貸付のうち90貫余りの返済が滞り、1750(寛延3)年より20年賦をもって、銀山御料への貸し付け分の利銀で元銀をすべて完済することができた。

この時の利銀の残余や備後国御料の村々から取り立てた担保を売却して得られた銀の運用はさらに続けられた。そして、1777(安永6)年、これらが整理されて、「永久稼銀」「相続銀」が設定された。以後、19世紀初頭にかけて、「銀山相続元銀」「永久元銀」「十分一元銀」「古銀山囲銀」「礪竹鉛山囲銀」「水役銀」「四留役所囲銀」など、さまざまな名目で貸付銀が創出された。貸付残高は飛躍的に増加し、1791(寛政3)年にはおよそ銀1,110貫であったものが、1830(文化13)年には約1,428貫となり、1840(天保11)年には約2,530貫にも及んだ。貸し付けの規模の増加にしたがって、他領への貸し付けが大きく増加した⁵⁰⁾。寛政期には、銀の貸付が行われたのはほとんど中国地方の藩領であったが、天保期には九州の藩領も多くみられた。九州北部を主な対象として江戸期の地方金融について論究した楠本美智子は、天保期は、年貢未進分の穴埋めなどの借財が嵩み村財政の悪化に喘ぐ農村を救う余力が、領内の金融機能や藩にはなくなり、村々が日田金をはじめとする領外金融資本に頼るようになった時期であったと述べている⁵¹⁾。他領への銀貸付に際しては、大森町の有力商人が取り次ぎを行った。貸し付けに際しての具体的な手続きなどについては、現在のところ明らかではないが、たとえば福岡藩領筑前国嘉麻郡などの農村が、天保期に

「石州銀」の借入れを行うべく大森町の原屋条平と交渉をもったことが知られている⁵²⁾。

他領への貸し付けは多額に及んだが、18世紀半ばの備後国御料への貸付の例にみられるように、返済が滞ることも少なくなかった。前にみたように天保期には藩主への貸し付けが数件みられたが、その多くで多額の銀の返済が滞っている。通常は貸付銀の利息は1割～1割5分程度であったが、藩主への貸付のうちには、無利息、あるいは5分程度といった条件で貸し付けている例がみられた。これらは、滞納分の整理のための措置であったと考えられる。石見国浜田藩から会津国棚倉藩へ移った松平家や新見藩の閑家など、寛政期から天保期までを通じて取引があった藩の藩主や、竜野藩の脇坂家などのように幕閣を勤めた藩主などの名がそこにはみられる。銀山稼行の入用銀の確保のためという本来の目的とは乖離したところで貸付銀の運用が行われるようになっていたのではないか、という疑念を抱かずにはいられない。

楠本が指摘したように、村方の借財が、年貢の未進を契機とするようなものであったとすれば、そうした村への貸し付けにおいては、利銀の収入はおろか、元銀の回収もおぼつかなかったのも、当然の帰結であったといえる。また、周知のように、江戸中後期には多くの藩が財政難に陥っており、いわゆる大名貸しは、そもそも回収の見込みが立たないものであった。

さて、銀山御料では、銀を貸し付けられたのは、年貢の上納などに窮した上に地域的な金融からも見離された農民であったのだろうか。その手がかりを得るために、貸付銀を借り入れた者の分布を確認してみよう。まず、1791年の借用人のうち、浜原・川本・南佐木・波積本郷・宅野・八色石では、ほとんどが明らかに鉦鍛冶屋の経営者であったことが注目される(図5-8)。また、小豆沢・多根・九日市・片山・畑田の諸村のように、当時稼働していたかは明らかではないが、鉦鍛冶屋が立地した村にも貸し付けを受けた者が分布していた。才坂・山中・円城寺・志学・別府・小松地・内田など村内の大部分が山林からなり、山林資源の供給地であったと考えられる村や温泉津・吉浦のような日本海岸の港町、今市原・大国・粕淵の諸村のような陸上交通の要地に立地していた村にも貸付を受けた者があった。銀山御料の飛び地であり、銅山の所在地であった中木屋村(現島根県津和野町)では、銅山師がきわめて多額の借入れを行っている。このような分布を考慮に入れてみると、銀山御料では、産業や流通が盛んに行われた地域で、銀の貸し付けが必要とされる傾向があったと考えられる。

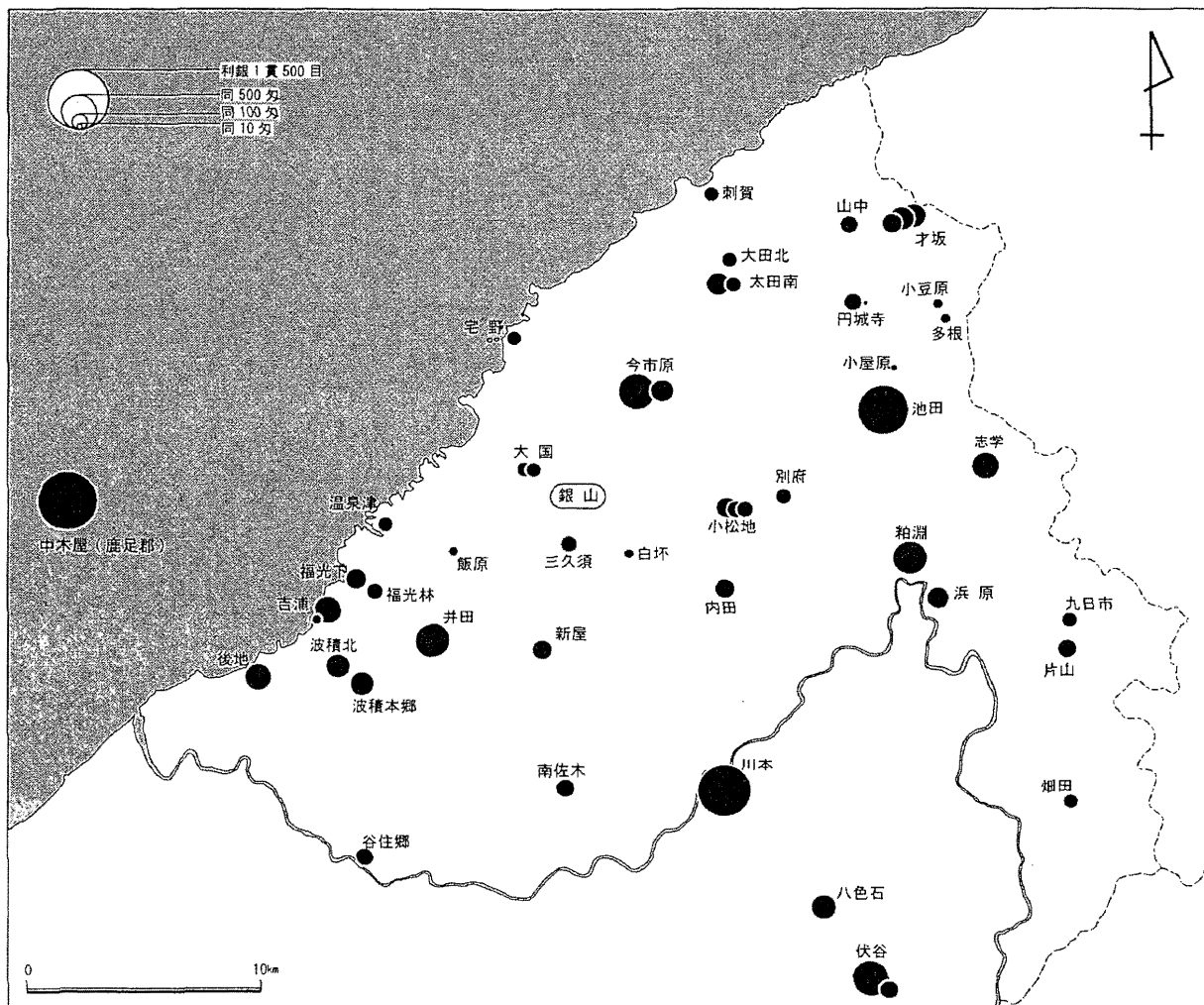


図5-8 银山御料における银山方役所貸付銀の借入人の分布(1791年)
 (江津市桜江町 中村家文書「寛政3年 貸附銀利銀取立廻状押切帳」により作成)

1840 年においても、同様に産業や流通の盛んな地域に借入者が多い傾向にあった（図 5-9）。もっとも、1791 年とその分布はかなり異なっている。まず、三瓶山周辺の山間村落、銀山町から諸方面に至る道筋の主要集落、たとえば久手方面へ向かう道筋の今市原村や大田北町、大田南町、仁摩方面へ向かう道筋の大国村、雲州境方面へ向かう道筋の小松地村や別府村などの諸村では、借入人が姿を消した。一方、潮村や都賀行村に新たに借入人が登場している。潮村は、新たに成長した鉦鍛冶屋経営者の本拠であり、都賀行村は鉦鍛冶屋の立地した村であった。また、雲石国境地域の塩谷・酒谷・九日市・熊見の諸村や、江川下流域の上津井・長良・太田などの諸村にも借用人が分布するようになっていた。これらはいずれも鉦鍛冶屋の所在地であった。とりわけ後者は、19 世紀以降成長した製鉄地域であった。1807(文化 4)年、川本村鉦、川下村瀬尻鉦、南佐木鉦、渡津村鉦、波積本郷鉦等の鉦師が、市村に新たな鉦設置が出願されたことにつき、江川流域にはすでに多数の鉦があり、木炭の原木が不足しているため、これ以上の鉦設置を認めることのないよう、銀山方役所に訴えた書付があり、この時期には江川下流域でも盛んに鉦鍛冶屋が稼働していたことが知られる。江川流域で生産された銑や鉄が集荷された江川河口部の郷田村には、多額の借入を行った者が多数みられる。御貸付銀の借入額、借入人数の多さが、経済活動の活発さと関連するとしてよいならば、18 世紀末～19 世紀半ばまでの約 50 年間に、江川流域を中心とする経済構造が、銀山を中心とする経済構造を凌駕するようになったことがうけがわれて興味深い。

川戸村（現邑智郡美郷町上川戸）のように、年貢上納に窮したことを理由に借り入れを行った記録が残る村も見受けられる。ところが、この村では、代官所の貸付銀以外にも、大森町の商人など民間からも銀の借用があり、地域的な金融が機能していたことがわかる。その中に、19 世紀に成長した潮村の鉦師、茂兵衛の名がみられた。茂兵衛は、1839(天保 10)年に川戸村が銀山方の貸付銀を借り入れた際には、立入庄屋の肩書きで、拝借人となっている⁵³⁾。川戸村も鉦鍛冶屋の所在した地であり、山林資源の利用などを通して、茂兵衛の鉦経営に川戸村は関連があったとみられる。茂兵衛への借銀の質物とされたのは、村の入会山であった。

潮村には、二郷山、一坂山などの御林があった。少なくとも 18 世紀初頭以来、そこで鉦鍛冶屋が営まれてきた。年貢割付状によれば、鉄の他に青苧の生産が行われたことがうかがわれるが、村高はわずか 55 石余りの耕地にめぐまれない村であった。各戸の持高が記載されている 1841(天保 12)年の潮村の宗門帳によれば、最大の高を所有した茂兵衛で

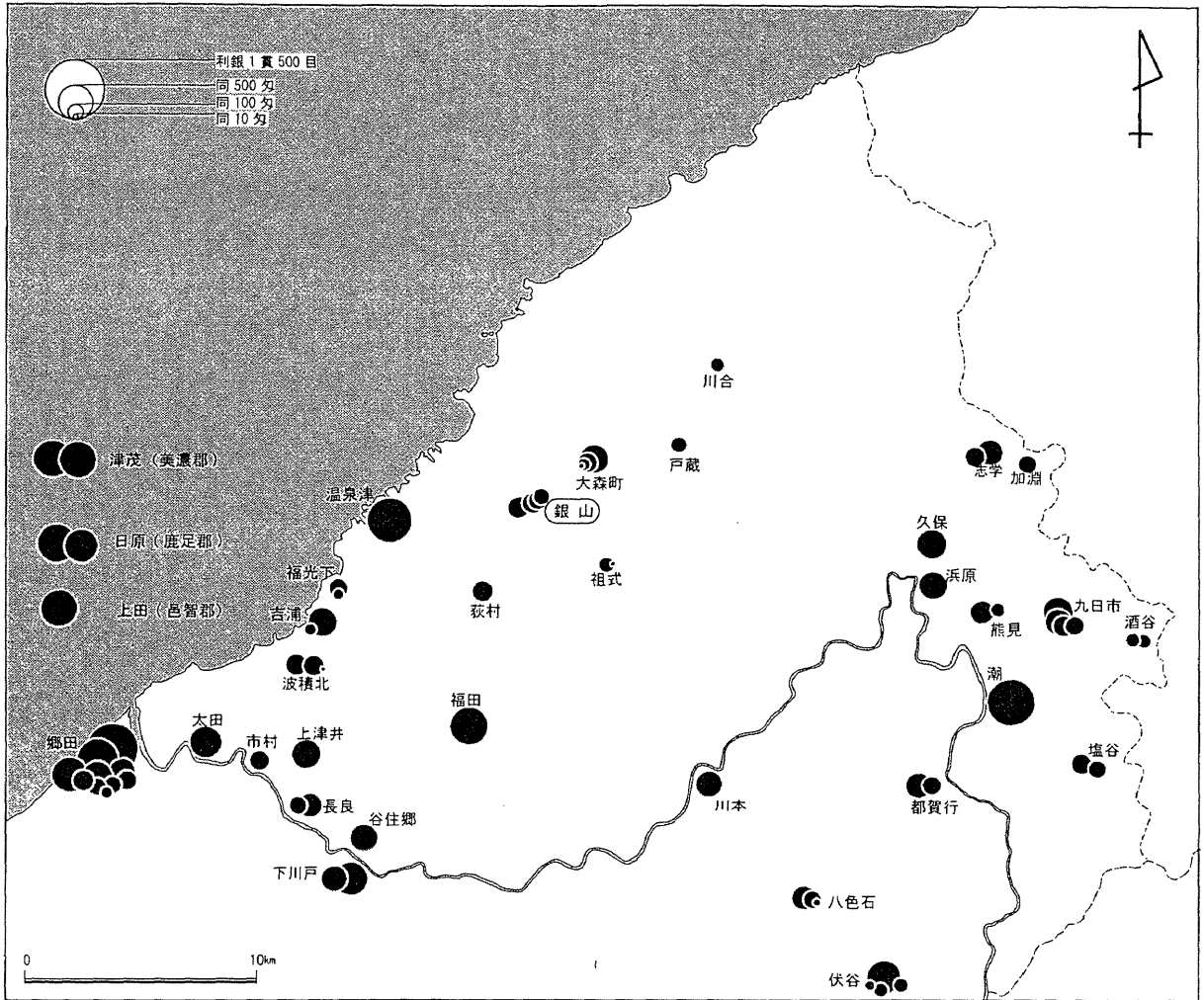


図5-9 銀山御料における銀山方役所貸付銀の借入人の分布(1840年)
 (江津市桜江町 中村家文書「天保11年 御貸附銀取立帳」により作成)

も 23 石余りでしかなく、高持ちの家は 12 軒、残りの 26 軒は無高で、高持ちの者の借家であった⁵⁴⁾。この傾向は、1753(宝暦 3)年の宗門帳でもほぼ同様で、高持ちが 14 軒、無高が 20 軒であった。注目すべきは、この村の住民が、実にさまざまな地域の寺の檀家であったことである(表 5-7)。潮村にも浄土真宗の正専寺があったが、その檀家はむしろ少数であった。寺院の所在地は、長籐村・都賀本郷・都賀西村・川本村・井戸谷村など、鉦や鍛冶屋の所在地が多かった。1753 年の檀那寺の所在地の多くも鉦鍛冶屋の所在地であったが、天保期にはより分布が多様になっている。このことは、製鉄業の展開にもなって、人びとの流動性が高まっていたことを示していると考えられる。

鉦鍛冶屋が立地した地域では、単純労働を行う者も必要とされ、賃金稼ぎを行う機会が多くあったと考えられる。1858(安政 5)年、雇人の確保をめぐって鉦鍛冶屋同士で争論を生じ、銀山方役所へ訴訟が持ち込まれているが、これなどは労働者の確保がいかに重要な問題であったかをよく示すものといえる。谷住郷村の百姓住吉は、この年 1 月～7 月まで川下村瀬尻鉦鍛冶屋で雇用されており、瀬尻鉦の鉦師運兵衛はその後も引き続き雇用するつもりで銭 6 貫文を前貸したうえで、この者を盆休みに帰村させたところ、大貫村の鉦師彦右衛門によって、川下村坂本鍛冶屋に雇用されてしまったというのであった。

鉦鍛冶屋などのなかった村でも、村の富裕者によって、賃金稼ぎの機会が創出されていた。西田村渡利家の「諸入用覚日記」という 1866(慶応 2)年の帳面には、この年における渡利家の支出について記録されている。渡利家は、天保期に銀山の間歩稼ぎを行った種蔵の家で、屋号を殿居と称した。西田村では一番の地主であり、鉄の売買をはじめさまざまな商取引を業としていたと推測される。渡利家が、大森・温泉津・福光など近隣の町場や漁村などから魚介類や木炭などさまざまな品物を購入したことがこの帳面には記されているが、村内でも多くの消費活動を行っていることがわかる(表 5-8)。祝儀や小遣いなどとして金や浜田藩の藩札が用いられる他は、日常的にはおおむね銭が用いられていたことがわかる。どのようなものを購入したかはわからないが、西田町の若狭屋や木嶋屋などの商家から購入したものの代銭が、月々「晦日払」として支払われている他、「綿挽賃」や「機織り賃」の名目で村内の女性への数百文の支払いや、村内の土木普請の手間賃や作料の支払いが行われている。このように、村の富裕者は、商品生産や流通を通じて得た金銭を、村内に供給する役割を果たしていたのである。図 5-10 には、文政期の富裕者の番付表を資料として、銀山御料内の富裕者の分布を示した。大森や大田といった町場のみならず、山間部の村々まで広く富裕者が在ったことを知ることができる。

表5-7 潮村住民の檀那寺の分布

宝暦3(1753)年				天保12(1841)年			
村	寺	高持ち(軒)	門屋(軒)	村	寺	高持ち(軒)	門屋(軒)
上野村	高善寺 浄土真宗	0	1	井戸谷村	長徳寺 浄土真宗	2	0
井戸谷村	長徳寺 浄土真宗	0	2	潮村	正専寺 浄土真宗	0	4
潮村	正専寺 浄土真宗	2	2	熊見村	西蓮寺 浄土真宗	0	1
熊見村	西蓮寺 浄土真宗	2	1	長籐村	照立寺 浄土真宗	2	3
長籐村	正立寺 浄土真宗	10	14	川本村	法隆寺 浄土真宗	0	4
				久保村	福泉寺 浄土真宗	1	0
				大貫村	法泉寺 浄土真宗	0	1
				下田所村	西林坊 浄土真宗	0	1
				高見村	法泉寺 浄土真宗	1	0
				瀧原村	西光寺 浄土真宗	1	0
				都賀西村	照円寺 浄土真宗	1	1
				都賀本郷	西円寺 浄土真宗	1	0
				都賀行村	西念寺 浄土真宗	0	4
				戸河内村	真光寺 浄土真宗	1	1
				阿須那村	西蓮寺 浄土真宗	1	0
				畑田村	永照寺 浄土真宗	0	3
				原村	西福寺 浄土真宗	0	3
				布施村	西善寺 浄土真宗	1	0

(資料:美郷町潮村 中原家文書 宝暦3年「酉年宗門改帳」・天保12年「丑宗門帳 同増減帳 控」)

表5-8 西田村渡利家による村内への金銭支払い(1866年)

月日	支払		事項	支払先	月日	支払		事項	支払先
	銭(文)	その他				銭(文)	その他		
1 18	50		御布施	浄林寺	3 30	8,962		2月3月晦日払	町 津田
1 17	550		綿引賃	郷 西ヶ迫	3 30	2,430		2月3月晦日払	町 津田
1 19	4,200		14人役作料	矢瀧 好太郎	3 30	1,610		2月3月晦日払	町 忠吉
1 19	3,240		12人役作料	上村 平八	3 30	3,810		2月3月晦日払	町 忠吉
1 19	3,900		13人役作料	上市 安吉	3 30	1,430		2月3月晦日払	町 栄二郎
1 19	2,700		9人役作料	机原 源助	3 30	739		2月3月晦日払	町 栄二郎
1 19	3,000		10人役作料	郷 初太郎	3 30	3,925		2月3月晦日払	町 木嶋屋
1 19	1,600		10人役作料	中市 伝助	3 30	244		2月3月晦日払	町 木嶋屋
1 19	2,700		9人役作料	矢瀧 庄右衛門	3 30	870		2月3月晦日払	町 丈太郎
1 26	2,450		丑年石工之内喜助受負之内4人作料	上市 友八	3 30	275		2月3月晦日払	町 丈太郎
1 29	900		綿引賃	町 亀山	3 30	1,510		2月3月晦日払	町 かがや米助
1 30	1,013		晦日払	町 忠太	3 30	580		2月3月晦日払	町 順助
1 30	510		晦日払	町 木嶋屋	3 30	630		2月3月晦日払	町 りの
1 30	500		晦日払	町 愛次	3 30	1,097		2月3月晦日払	町 りの
1 30	500		晦日払	町 柳屋	4 4	1,200		綿引賃	柳屋 りの
1 30	272		晦日払	町 中のや	4 4	700		はた7尋賃	柳屋 右同人
1 30	16		晦日払	町 武屋	4 4	1,200		綿引賃	町 武屋
1 30	250		晦日払	町 かじや	4 4	700		はた7尋賃	町 なみ
1 30	2,978		晦日払	町 若狭屋	4 4		札4匁	肴代(おこま逗留行土産)	
1 30		広3分	斎米料(不幸の節)	町 富屋	4 4		札2匁	男子筆料として(同上)	
1 30		浜札5分	寺参(不幸の節)	町 富屋	4 4		半札	(同上)	
2 1	300		牛蒡種代	老原 林兵衛	4 4		2匁	(同上)	
2 1		金2朱	斎米料	称名寺	4 4		札4匁	肴代	
2 1		金1朱	塩婆料	称名寺	4 4		札4匁	樽代 右同人恒松土産	
2 2		金3両	尾ノ道とみニ参る節、婚姻買ものを依頼	机原 勇八	4 4		札30目	右同人(恒松)小遣	
2 7	600		ちりと3:おいこ1つ	下ノ 鉢屋	4 8	3,823		炭42貫500目代	こも口 嘉蔵
2 9	2,100		はたおり賃	柳屋 りの	4 8	3,823		炭42貫500目代	こも口 嘉蔵
2 11	1,100		山鳥1羽・山鳩1	矢瀧 大うへ	4 8		札40目	墨ほう代	跡市もの
2 11	600		薬代		4 7	1,530		亀山大田行き小遣い	亀山
2 14	680		かんでん10本代		4 11	700		はたおり賃	大浦屋
2 14	730		はたおり賃	町 りの	4 15		札2匁	御法礼	浄林寺
2 14	1,500		作料5人役	老原 利助	4 15	9,450		手間13人半役(郷東面地前とりさげ人夫賃銭)	種五郎
2 14	900		作料3人役	老原 勝右衛門	4 15	1,400		手間2人役(同上)	惣八
2 15	550		松露代	町 木嶋屋	4 15	5,250		手間7人半役(同上)	栄三
2 15	170		大田行小遣	町 武屋	4 15	4,200		手間6人役(同上)	喜助
2 15	80		東行小遣	町 武屋	4 15	1,400		手間2人役(同上)	与■
2 15	6,200		たばこ10本代	町 富五郎	4 15	7,700		手間11人役(同上)	友八
2 15	900		酒代	町 富五郎	4 15	8,450		手間13人役(同上)	啓七
2 15	1,100		はたおり賃	町 なみ	4 15	3,850		手間5人半役(同上)	喜太郎
2 22		香料・南米2升	寺参り	蔵座	4 15	1,350		平夫3人役(同上)	伊助
2 24	1,000		そうり40足代	郷 巻り塚	4 15	1,800		平夫4人役(同上)	惣四郎
2 21	2,000		わらし100足代	郷 文之助	4 15	5,400		平夫12人役(同上)	丈平
2 21		札1匁	蔵座下女祝儀		4 15	3,375		平夫7人半役(同上)	鶴太
2 21		札2匁	紀伊国屋おいせ帰二付祝儀		4 15	3,825		平夫8人半役(同上)	直市
2 21		札1匁4分	寺参2ツ		4 15	3,500		平夫7人役(同上)	八十吉
2 24		札6分	重ヶ下女祝儀		4 15	3,450		石工5人役(同上)	初工
2 22		金1両	さかな料(当村より若者にきおとして参、石運物)		4 15	2,475		平夫5人半役(同上)	龜市
2 22		酒2斗	さかな料(同上)		4 15	2,700		平夫6人役(同上)	柳吉
2 29		札2匁	中津屋おかた佛の節、下女下男2人へ包む		4 15	2,700		平夫6人役(同上)	常蔵
2 29		札4匁	東戎屋より駕籠返し・介添女中迎駕籠の足4人祝儀		4 15	2,250		平夫5人役(同上)	久米十
2 29		金3朱	加納屋おしげ■取二たのむにつき違わす		4 15	3,500		石工5人役(同上)	喜太郎
3 2		札4匁	喜市濱田行小遣		4 20	1,200		綿引賃	町 みき
3 2		札4匁	さかな代(市場お■じ帰るにつき土産)		4 20	600		綿引賃	町 万屋
3 2		札3匁	平祝儀3ツ(同上)		4 16		札4匁	樽料(おせい・おいさ呼ばれるにつき右運物)	西田 蔵座
3 2		札2匁	鼻紙料(同上)		4 16		札4匁	さかな料 外に手遊2ツ(同上)	西田 蔵座
3 2		金1朱	増一郎江達ス(同上)		4 16		金1朱	料理方源七(同上)	西田 蔵座
3 2		札2匁	子供兩人へ(紀伊国屋おいせ帰るにつき土産)		4 16		金1朱	料理方忠太(同上)	西田 蔵座
3 2		札1匁	下女1人へ(同上)		4 16		札3匁	料理方為蔵(同上)	西田 蔵座
3 2		金2朱	おいせへ遣ス(同上)		4 16		金1朱	榎芸人■(同上)	西田 蔵座
3 10		札6匁	樽着に包む(いざ初あるきの節土産)	蔵座	4 16		札7匁	召使7人使ス(同上)	西田 蔵座
3 10		札6匁	樽着に包む(同上)	木嶋屋	4 22	300		さかな料	町 小池
3 10		札6匁	樽着に包む(同上)	熊屋	4 7		金3両	■代盛之■作	町 山屋渡
3 10		札2匁	樽着に包む(同上)	宮能	4 7		金3歩	■代同人作	
3 15	448		玉子20代		4 19		浜札5匁	おるい小遣い(浜田行き)	
3 13		金3歩	納料として	介添 婆い	4 19		浜札2匁2分	龜吉小遣い(浜田行き)	
3 13		金2朱	4人土産呉候二付寸志として遣	介添 婆い	4 28	47,960		土220升、これは東面地前田に至る	机原 種五郎
3 13		金2朱	樽着二包(柏屋るい参候節土産)		4 30	1,160		晦日払	若狭屋
3 13		札6匁	柏屋下女下男へおるい土産		4 30	1,200		晦日払	忠太
3 13		札9匁	おるい柏屋行小遣		4 30	3,900		晦日払	喜三郎
3 12		浜札50目	とまり・わらんじ銭共引当相渡		4 30	180		晦日払	木嶋屋
3 12		浜札4匁	茶代		4 30	60		晦日払	丈太郎
3 12		浜札3匁	下女下男也		4 30	1,750		晦日払	順助
3 12		札2匁	祝儀	巻り塚屋兼右衛門	5 3	400		肴代	町 富五郎
3 12	1,815		打地1丈1尺代	いと渡	5 3	1,200		綿引賃	
3 14	12,900		手間43人役(内18人役乙市分)	町 源四郎	5 5	600		肴代	富五郎
3 14	480		2寸釘1把代	町 源四郎	5 6	200		肴代	富五郎
3 14	1,800		木履10足代	町 源四郎	5 7		札3匁	肴代	富五郎
3 22	600		草履3足代	町 巻り塚	5 7	8,028		買物代の高	吉原 儀平

月日	支払		事項	支払先
	銭(文)	その他		
5 10	360		肴代	富五郎
5 10		札1匁	香料	空場
5 16	1,512		酒2升8合代(八左衛門役人の節居合之役人衆へ差出した分)	岡田屋
5 16	1,300		はたおり賃	りの渡し
5 20	3,615		八左衛門庄屋役人の節居合之役人衆差出肴代	漢屋 政七
5 22	200		木履代	
5 22	1		香料	重ヶ
5 25	530		肴代	富五郎
5 26	1,250		肴代	富五郎
5 29	180		肴代	富五郎
5 30	210		晦日払	忠太
5 30	6,255		晦日払	喜三郎
5 30	620		晦日払	順助
5 30	800		晦日払	若狭屋
5 30	140		晦日払	龜山
5 30	90		晦日払	丈太郎
5 30	180		晦日払	木嶋屋
5 30	1,700		晦日払	かじや
6 1	80		線香代	
6 4		札1匁	御法礼	
6 2		札3匁8分	濱田行小遣	直七
6 10	240		はいどく代	
6 10	552		かつを代	
6 10	780		たばこ代	
6 13	5,240		是ハ山形曆奉加	若き■く
6 13		金1両2歩分	しま7尋代	
6 13	217		■■払	
6 15		札3匁	肴代	富五郎
6 16		札3匁	東恵比寿屋人足祝儀	
6 16	210		肴代	富五郎
6 20		金2分	■芋600目	小谷もの
6 20		札3匁	肴代	弥太郎
6 20	800		綿引賃	町 面ヶ追
6 21	1,200		綿引賃	町 りの渡し
6 22		札2匁5分	肴代	町 弥太郎
6 20		札11匁2分	濱田行小遣	喜助
6 26	285		肴代	町 弥太郎
6 26		札12匁3分	濱田行五人小遣	
6 28	120		樽代	
6 30	420		晦日払	忠太
6 30	380		晦日払	柳屋
6 30	505		晦日払	木嶋屋
6 30	1,203		晦日払	喜三郎
6 30	1,800		晦日払	若狭屋
7 2	840		引賃	柳屋りの
7 9	1,460		路ふそく代	加美
7 9	6,400		鯖64■ん代	直七
7 9	1,470		路不そく代	加美
7 9	5,850		茶代	
7 10		金1朱	かつを代	
7 12	4,800		作料友一郎分利吉渡し	
7 12	28,304		瓦代×高	松山 栄三郎
8 29	150		かまぼこ代	
8 29		金2朱	樽肴(いさ逗留の節土産)	戎屋
8 29		金2朱	樽肴(同上)	向 川嶋屋
8 29		葛1表	(同上)	川嶋屋
8 29		金2朱	樽肴(同上)	岸本屋
8 29		葛1表	(同上)	岸本屋
8 29		葛1表	(同上)	小川屋
9 3	3,205		晦日払	若狭屋
9 3	4,453		晦日払	忠太
9 3	1,840		晦日払	木嶋屋
9 3	160		晦日払	葛屋
9 6	5,000		黒紙代	覚兵衛
9 22		金1朱	肴料(おいわ帰る節土産控)	
9 22		金1朱	手■料■■へ(おいわ帰る節土産控)	
9 22		札3匁	下女下男へ(同上)	
9 22		札8匁	人足薬じ銭(同上)	
9 27	14,238		反物并小もの代	上■ 後津屋
10 13	250		つけき代	
10 13	300		かつを代	
10 17		金2朱	樽肴(中津屋おさく帰る節土産)	中津屋
10 17		金2朱	足装料としておかたへ	
10 17		金1朱		種屋

月日	支払		事項	支払先
	銭(文)	その他		
10 30	1,569		晦日払	若狭屋
10 30	646		晦日払	忠太
10 30	924		晦日払	木嶋屋
10 30	2,535		晦日払	加賀屋
10 30	240		晦日払	葛屋
10 30	92		晦日払	柳屋
10 10	760		かなそうし(仮名草子)すいの代	
10 9	300		隠代	
10 9	1,200		綿引賃	
11 15	3,650		黒紙1匁代	とう屋もの
11 18	2,000		綿引賃	若狭屋
11 29	380		ぶり代	幸太郎
11 30	1,300		山鳥代	
11 30	1,476		晦日払	葛屋
11 30	900		晦日払	忠太
11 30	2,570		晦日払	若狭屋
11 30	450		晦日払	柳屋
11 30	2,052		晦日払	喜三郎
11 30	690		晦日払	木嶋屋
11 30	122		晦日払	丈太郎
12 7	7,150		手間11人役	友八
12 7	5,830		手間11人役	直一
12 7	2,475		手間5人半役	亀市
12 7	350		2人役	
12 13	750		はた内賃	柳屋
12 24	2,000		うめ代	直八渡し
1 5	7,382		炭79貫800目	こも口 嘉蔵
1 5	200		すばい1徳代	こも口 嘉蔵
1 15	44,814		桜木7469貫目	釘太郎・新六
1 15	27,975		雑木5595貫目	釘太郎・新六
1 15	6,852		■木割賃	町もの

(資料:大田市温泉津町西田 渡利家文書 慶応二年「諸入用覚日記」)

注1: 進物類については、同時に金銭も渡されている場合に限り収録した。

注2: この表には、支払先が明らかに西田村の居住者とわかる事項を抽出して収録した。

注3: 支払いのうち「広」とあるのは、広島藩の藩札と判断した。

注4: 支払いのうち「浜札」は浜田藩の藩札である。「札」とのみあるものも同様かと思われるが、他藩の藩札や大森町商人の為替札の可能性もあるので、資料に記載されたとおり区別して記載した。

注5: ■は判断不能の文字を示す。

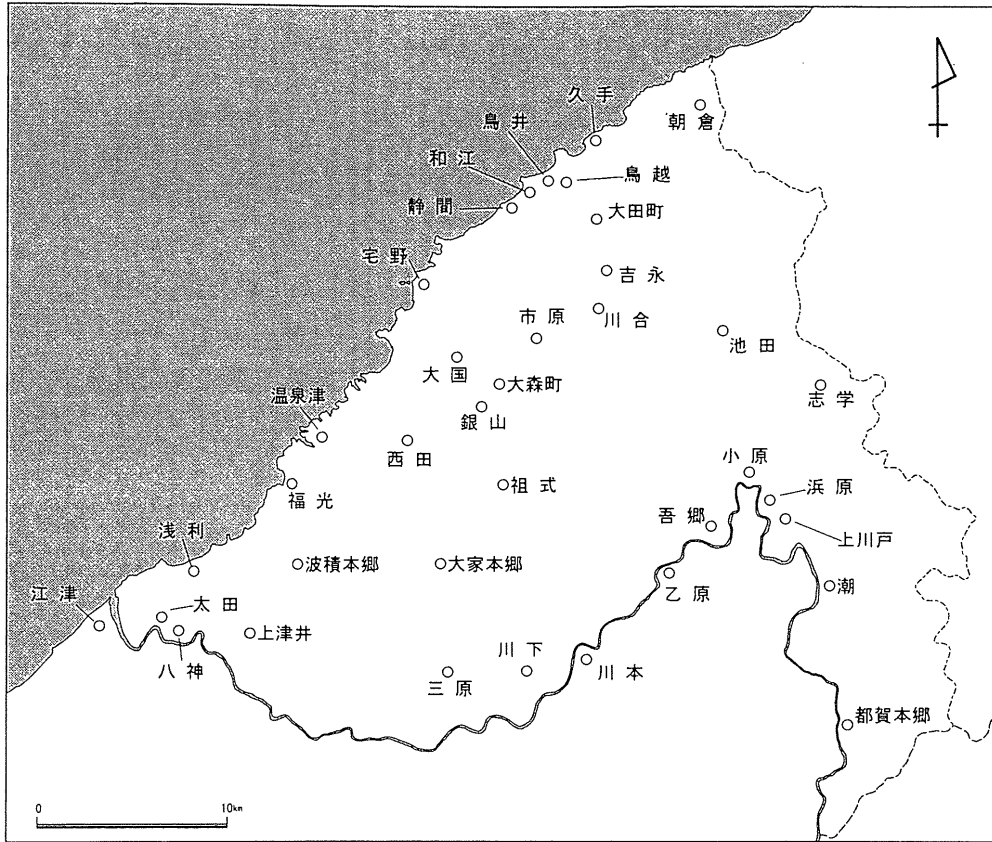


図 5-10 银山御料における富裕者の分布 (1820年代)

(「银山御料番付表」により作成)

以上にみてきたように、江戸中後期の銀山御料においては、商品生産とそれに伴う賃錢稼ぎはかなり盛んに行われていたといえる。とりわけ、江川流域では産業、流通が時代を追って盛んになっていた。このことは、銀山方役所の諸貸付銀への対応を十分に可能にしていた。それにも関わらず、時代が下るほど御貸付銀の貸付先としては、他国の比重が高まり、未回収分も増加する傾向にあった。地域に富が貯えられ、一般の農村においても日雇い労働はごく普通に行われるなど、鉱山業を支えるに足る民間の活力は醸成されていたと考えられる。銀山方役所が、このような銀山御料の住民の力を十分に活用する施策をとることができていれば、幕末近くの石見銀山の不振は軽減されていたのではないかと思われる。

第4節 石見銀山の存続と周辺地域

章のむすびにかえて、石見銀山の周辺地域としての銀山御料諸村が、銀山の盛衰、存続とどのように関わり、その地域構造を変容させてきたかについて、明らかにできたことをまとめておくことにしよう。

16世紀半ば～17世紀初頭における銀山の隆盛は、山元に鉱山町を成立させ、その外港であった温泉津を発展させたことが知られているが、銀山の隆盛と銀山周辺の集落との関係については、具体的な検討は行われてこなかった。ここでは、集落の地名や景観に注目することにより、中世以来の生産や流通の中心であった集落が、銀山を中心に再編成されたことが明らかになった。たとえば、石見銀山のすぐ西に接する西田村などにみられたように、中世には土豪の本拠地であるとともに鋳物屋など生産施設の所在地でもあり、その周囲から物資を集めていた集落が、銀山が繁栄すると、銀山と温泉津をむすぶ機能が強化されて町場として再編された。17世紀後半以降における銀山の衰退後には、そうした物流の拠点となっていた集落でも衰退がみられた。

その他の村々、とくに「御囲村」に設定された銀山周辺の32カ村は、銀山で用いる木材や木炭などを定値段で納めることが義務づけられており、銀山稼行に貢献していたことが、つとに指摘されてきた。また、それらは村民にとって重要な現金収入の途であり、地域に商品経済を浸透させたといった評価もなされてきた。そのような側面もあったことは否定できないが、江戸期を通じてそのようなあり方がみられたわけではなく、少なくとも18世紀末頃には、銀山への物資販売は、諸村の住民にとって必ずしも有利なものではな

く、魅力あるものとはいえなくなっていた。17世紀末～18世紀初めにかけて、鉦鍛冶屋による製鉄が盛んに行われるようになり、木材や木炭原木などの森林資源は、鉦師に売り渡した方がより多くの収入につながるようになっていたのである。こうした中、銀山で使用する製錬用の木炭は、御林の利用を鉄山師に請け負わせ、その役銀の一部を木炭の現物で納入させることで確保する、という仕法が行われるようになった。大森代官所の銀山方役所にとって、銀山の存続はもちろんもっとも重要なことと認識されていたと思われるが、そのために御料内の資源や人びとの労働力などを銀山稼行のために恣意的に動員するようなことは行われるべくもなかったのである。

石見銀山御料における製鉄の隆盛は、江川水運と日本海海運を利用して、半完成品の鉄の状態で加工地へ搬送することが可能であったことによるところが大きい。こうした輸送網は、銀山の盛期において、道具類の原料である鉄が安定して供給されるべく整備されたものが活用されたのであった。結果的に、このことが、後には銀山御料の重要な産業に成長する鉄生産繁栄の基盤となったのであった。

石見銀山の衰退後も、その存続のために、大森代官所はさまざまな施策を行ってきたが、18世紀以降の銀山稼行における大きな課題のひとつに稼行資銀の確保があった。その方策のひとつとして、幕府からの拝借銀などを原資として、様々な名目で銀の貸付を行い、その利銀を稼行資銀に充てるという仕法が18世紀半ばまでに整備され、19世紀半ばまでにその貸付残高は膨れあがった。この頃までに、鉦師をはじめとして銀山御料内の諸所には富裕者が育っており、諸貸付銀への対応も十分可能となっていた。本研究では、その詳細についての検討はできなかったが、貸付銀は、鉦の経営に用いられた他、貸付銀を原資として金融を行う者もあったという⁵⁵⁾。天保期頃には、諸大名へもかなりの額が貸し付けられていたが、そのうちのかなりの部分の返済は滞り、本来の目的である銀山稼行の資銀としてどれほど有効に活用されていたか疑わしい面もあるが、そうした中でも、御料内へ貸し付けられた銀は、産業に有効に活用され、そのほとんどが期限内に滞りなく返済された。もはや、石見銀山御料は、銀山を中心とした地域ではなくなっており、鉦製鉄などを中心とした新たな地域構造が成立していたのは明らかといえよう。天保期以後、灰吹銀産出の一層の衰えを受けて、従来は認められていなかった、銀山町居住の山師以外の者を功績次第では新山師へ取り立てることを認めるという施策が、期限付きながらも行われるなど、御料住民の経済力を積極的に銀山稼行へ取り込もうという銀山方役所の姿勢が漸くうかがえるようになった。前章までにみた秩父や飛騨の事例と比較すると、地域住民が鉦山

開発に関与した度合いは限られたものにすぎないが、幕府の直轄鉾山においてもやはり地域の住民の経済力なくしては、鉾山の開発は立ちゆかなくなっていたとみられる。

第5章 注

-
- 1) ここでは、小林准士編(2003)を参照した。
 - 2) ここでは、1974年に臨川書店より刊行された復刻版、山根(1932)を参照した。
 - 3) 毛利氏が鉾山を領有した時期には、鉾山支配の拠点は山吹城の麓付近の下河原に置かれていた。大久保長安もその場所を踏襲したようであるが、同時に鉾山川の下流の谷沿いに、鉾山町に連なる大森町の整備が進められた。2代目奉行の竹村丹後守の時代には、大森町に奉行所が置かれている。これ以後、鉾山の管理行政機能と商業機能は、大森町が担うようになり、鉾山町は生産の場、鉾山労働者の居住の場に特化することとなった(小葉田1968:127-129)。
 - 4) 田中(1994)。
 - 5) その成果については、島根県教育委員会他編(1999)などを参照のこと。
 - 6) 吉岡家文書 慶長5年11月「石見国鉾山諸役銀請納書(写)」〔村上・田中・江面共編(1978:74-78)所収〕。
 - 7) 田中(2002:15-16)。
 - 8) 温泉津町誌編さん委員会編(1995:43-82)。
 - 9) 温泉津町所蔵 中嶋家文書
 - 10) 大田市温泉津町温泉津 多田家文書「鉾山温泉津地銭免許制札」
 - 11) 石見吉川家文書 桂春房書状影写(『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書別集』所収)
 - 12) 地元の古老(明治42年生まれ)への聞き取りによる。
 - 13) この地域は天文初年頃まで大家氏領であったが、大家氏は天文10年に川本の小笠原氏に攻められて衰退したとされる(井上寛司)。棟札の年号からみて、当時の西田は小笠原氏の影響下にあったと考えられること、また甲斐守の諱に「長」の字が用いられていることから、この者は小笠原氏の一族の者であったと考えられている。
 - 14) 本研究では、立命館大学人文科学研究所編(1967)を参照した。
 - 15) 田中(1986:57-88)。
 - 16) 吉岡家文書 慶長9年大久保長安書状〔村上・田中・江面共編(1978:97-98)所収〕に「分鍾少宛成共むらなくわけ候て五吹屋へ渡し可申事」「分鍾之内仕手前を買候て御徳に侯者右之くさり有

様ニ買候て吹可被申候」などといった指示がみられる。

17) 田中・原田(2002:24-25). なお、江戸初期の公納のあり方についてはさらに検討が必要であるとしつつ、小葉田(1968:139-141)は、石見銀山では公納は荷分法が主流であったと述べている。

18) 大田市大森町野沢家文書「元禄6年 乍恐以書付奉願候御事」。島根県立図書館所蔵謄写本を参照した。

19) 仲野(2002:115)。

20) 大田市大森町野沢家文書「正徳四甲午 覚」,「正徳四年午四月銀山間歩改帳写」の項。

21) 大田市大森町野沢家文書「萬覚書」,「酉年間歩改之事」の項。

22) 大田市大森町野沢家文書「享保未申酉 覚書」,「覚」(申九月)の項。

23) 銀山入用銀の幕府からの拝借による調達については第3節(3)を参照のこと。

24) 「是ハ諸山深敷ニ相成、稼入用多、假一ヶ月ニ灰吹老貫目出申候山、稼入用八九百目も掛申候得ハ敷内修復家内渡世之助成ニも仕候ニ付、ヶ様之山ニ運上をせり申候而ハ稼不相成候、水敷ハ水取入用、風廻ニ遠山ハ板踏土戸なをりなどト申、夫々ニ人夫相添種々之物入多御座候、間歩運上無之ニ付稼差留候時ハ灰吹出高相減、老貫目ニ付七拾八匁式宛之極印所御運上も減少仕候、尤入用を引、利潤を得候山も可有御座候へ共、百目ニ四匁宛於極印所取立候歩合銀を以平均ニ山役納申候積、一ヶ所も間歩数多稼仕、灰吹銀高出申候得ハ畢竟極印所之御運上御徳用ニ罷成、切延申ニ随ひ宜鍵ニ切当申候得ハ、役人吟味仕惣山師ノも相訴入札請ニ罷成、当春も板畑井戸間歩・本谷出来間歩之通格別之御運上も相納申候儀故右之通仕来申候」

25) 小葉田(1968:122)。

26) 仲野(2003:59-71)。

27) たとえば、「銀山要集」の「銀山稼入用御下ヶ金并拝借」の項(島根県立図書館所蔵謄写本「石見国銀山要集・銀山通用字録・銀山旧記」,島根県編(1965:13-14)には次のような記載がある。

「一、銀貳百貫目 銀山柑子谷元泉山水貫入用拝借

是ハ後藤覚右衛門支配之節、御普請山師共相願候処、元禄六酉書面之銀貳百貫目拝借被仰付、年々利銀拾八貫目宛、右修覆入用ニ相渡、同拾四巳年井口治右衛門支配之節迄普請相済、元銀ハ返納仕候。

一、銀百六拾七貫目 休谷新切山新規開御入用

是ハ鈴木八右衛門支配之節、正徳五未年銀山師相願拝借被仰付、右新切山開発仕候、尤元銀者村方身元宜敷者へ貸附利銀を以相稼、元銀八十ヶ年目享保十巳年返納仕候」

同史料には、続いて享保11年に銀80貫目(柑子谷元泉山水貫修覆入用)、元文3年に銀120貫目(柑子谷元泉山水抜切足入用)の拝借銀に関する記事も記載されているが、それぞれに「村々身

- 元慥成者へ貸附利銀を以」修復や普請を行った旨が記されている。
- 28) 山師や地役人より、銀山方役所の貸付銀を半高棄捐の適用外とするよう歎願がなされたが、取り上げられることはなかったようである。
- 29) 山根(1932 : 35-140)。
- 30) 江津市桜江町大貫 中村久左衛門家文書 安永八年「御役所御用日記」
- 31) 仲野義文氏のご教示によれば、通気の確保と排水の便を得るために行われるこうした方法は、元禄期に元泉山の修復が行われた頃より行われるようになっていたという。
- 32) 苗字の記載の有る無しによって、出願者のうち飯嶋は山師、吟兵衛は銀掘であったと考えられる。
- 33) 仕手切地は、「半勘弁切地」とも称されたという。山根俊久(1932 : 114-115)
- 34) 江津市桜江町大貫 中村久左衛門家文書 文政三年「日記」
- 35) 江津市桜江町大貫 中村久左衛門家文書「文政三年 日記 龍源寺山」。直山の四ツ留役所には、銀山方役所地役人が3名交代で詰めることとなっていた。この史料によれば、この年の龍源寺山番所詰は中山伝右衛門・田中八郎太・厚東織馬の3名で、田中は吹方掛を兼任していた。番所には、その他に山師のうちから任命された山附3名も詰めることになっていた。この年、龍源寺山の山附の内、大江久平は前年の冬より備後国小畑領へ出役していたため、当初は喜三郎と万兵衛の2名のみであった。なお、中村家文書のうちには、大久保山の文政3年の日記もある。
- 36) 大田市大森町上野家文書 天保7年7月「差上申御請一札之事」。
- 37) 大田市大森町上野家文書「亥正月(天保10年と推測される)乍恐以書附御歎奉申上候」によれば、銀吹のひとり上野清十郎が拝借銀の返済ができずに廃業し、屋敷その他の資産を没収されている。家屋敷等を失った清十郎のために、親戚の上野藤左衛門らが冥加銀2貫目を銀山方役所へ差し出して清十郎の借銀の返済の足しとし、田畑や家財の返還と家屋敷を清十郎に賃貸ししてくれるよう歎願がなされている。
- 38) 大田市大森町上野家文書のうちには、年次を欠くが、以下のように、稼人に対して手当銀に加えて褒美を与えたことを示す史料もある。ここにも、その年に大坂御蔵に納める灰吹銀の高を何としてでも130貫目としたい、という意図が現れている。

仕手切地老丁=付十昼夜灰吹銀拾匁ノ百目迄出し候分江ハ御手当銀拾匁ノ百目宛灰吹銀目替ニ可被下候事 但、出灰吹拾匁以下御手当無之

一、灰吹銀百目以上出ル切地老丁御手当百目与外三拾目 御褒美被下候事

一、同式百目以上 御手当銀右同断 外五拾目 御褒美被下候事

一、同三百目以上ハ鏈代銀茂相増之事故御手当銀不被下候得とも御褒美銀六拾目被下候事

- 一、同四百目以上 同断 御褒美七拾目
- 一、同五百目以上 同断 同 八十目
- 一、同六百目以上 同断 同 九十目
- 一、同七百目以上 同断 同 百目
- 一、同八百目以上 同断 同 百拾目
- 一、同九百目以上 同断 同 百廿目
- 一、同老貫目以上 同断 同 百五拾目

右ハ仕手切地一丁当り御手当銀、已後類例ニハ不相成候得とも書面之通り御手当被下置候上ハ増銀ほりいたし昼夜差はたり出精相稼、当登灰吹銀百三拾貫目都合いたし候様可相稼、格別出精相稼候もの有之候ハ、尚又別断御褒美之御沙汰可有之候間出精相稼可申事

39)江面(1979:229-247).

40)島根県編(1965:42).

41)江面(1979:234).

42)大田市大森町銀山野沢家文書「寛政五丑年ヨリ天保十四卯年迄 萬留書抜」

43)江津市桜江町大貫中村家文書「正徳四年午十月 銀山御料御立山反別并請方覚帳」

44)土井(1983:77-79).

45)たとえば、大田市温泉津町温泉津 多田家文書 寛永8年11月「御うけ相申鉄代銀之事」によれば、鉄代銀が江津の町衆によって調達され、温泉津に鉄が集荷されたことがうかがわれる。

46)邑智郡美郷町粕淵浄土寺文書「過去帳」

47)銀山師と鉦師が買い入れることを許された米を「買請米」と称し、その価格は、古くは松江、田儀、浜田における米価の平均とされたが、後に松江と浜田のみの平均価格となった。

48)江面(1979:233)は、「銀山の吹炭確保のため中期頃までは御林を鉦師(銀山師)[筆者注;原文のまま]に年季請で経営させ、鉦師運上銀のうち半分は定直段で吉舎炭を銀山に納めさせ、不足分は銀山近辺の村から買入れさせる方法がとられていた。しかしこの仕組みも銀山師の不振などから宝暦期にはすでに行きづまり、吉舎炭不足によって『吹方差支』えるようになった。そこで明和年中に川崎平右衛門によって炭村が指定されたというのである。」と述べている。引用文にあるように、江面は鉦師は銀山師であったと考えたことから、この時期に鉦師が不振に陥っていたという見解に結びついたものかと思われる。

しかし、前掲34)、文政3年「日記」2月20日の項に、この前年に長藤村の御林、蒲代山を請け負っていた浜原村の鉄山師幾六(西田屋分家)が、御林の樹木が未成熟で役に立たないことを理由に、請負の返上を出願した旨が記されている。鉦師に御林を請け負わせる仕方は、少なくともこ

の頃には行われていたことがわかる。

49) 大田市大森町銀山 野沢家文書

50) 石見銀山文献調査研究会(2005年9月)における藤原雄高の口頭発表「石見国大森代官所の貸附政策～銀山方御貸附銀を中心に～」の資料による。

51) 楠本(1999: 5) .

52) 楠本(1999: 279) .

53) 邑智郡美郷町潮村中原家文書 天保8年12月「御拝借質地証文」、同家文書 天保10年12月「御貸付銀拝借証文」などによる。

54) 邑智郡美郷町潮村中原家文書「丑宗門帳 同増減帳 控」

55) 石見銀山資料館学芸員仲野義文氏のご教示による。

第6章 結 論

第1節 江戸中後期における非鉄金属資源開発の展開とその特質

本研究では、近代化以前の日本における非鉄金属資源の開発にみられる特質、およびその存続の要因について、地域と関わらせつつ明らかにするべく検討をすすめてきた。国内の限られた非鉄金属資源が、江戸期を通じて継続的に開発され、国内の経済社会の発展を支え得たことは、同時期の西欧とは異なったあり方であり、資源掠奪的な側面が目立つ近代的な資源開発とは対照的なあり方として注目される。従来の業績では、近代化以前の鉱山業については、16世紀末～17世紀初頭の大規模鉱山が注目され、領主経済や対外交易などとの関連といった個別のテーマや、鉱業技術・労働組織といった鉱山業の内部構造に注目した研究が行われてきた。しかし、非鉄金属資源開発の「継続」における特質やその背景は、地域における他の諸要素との関連の中で相対的に把握されることによってはじめて理解されると考えられる。そこで、本研究では、これまでほとんど顧慮されることのない江戸中後期や、中小規模鉱山を視野に取めるとともに、非鉄金属資源開発を、地域の中に相対的に位置づけて把握するという視点にたって検討を行うこととしたのであった。この節では、まず、本研究における検討結果に基づいて江戸中後期における鉱物資源開発の展開を概括し、その特質について考察することにする。

第2章における全国的な概観を通じて、従来、鉱山業の衰退期と位置付けられていた江戸中後期～明治初期の期間においても、日本の各地で盛んに鉱山の試掘や採掘が行われた様子を把握することができた。地域的な展開に注目すると、優良な鉱床が集中した東北地方や北陸～飛騨地方などに、数多くの鉱山が集中していたが、たとえば関東地方のように、優良な鉱床のまとまった分布が認められない地域においても鉱山が開発されていた。その結果、まさに全国に遍く鉱山が分布するという状況が現出していたのであった。

第3章で検討した武蔵国秩父郡中津川村の鉱山は、江戸初期においては鉱山町を形成するに至らず、その後は断続的に開発が行われた小規模鉱山であった。中津川村でも、17世紀初頭には金が産出され、多くの人びとが集まってきたが、17世紀半ば以降には、鉱山稼行の記録は暫く途絶えた。18世紀初頭には、いずれも成果をあげることはできなかったものの、金山旧坑の再開発が数度試みられた。18世紀半ば以降には銀鉛鉱山などの開発も行われるようになり、開発される範囲も広がるなど、鉱山開発が活性化した。この

時期のはじめ頃には、江戸在住の山師が開発の中心となり、地元の有力者も加えた仲間を形成して、鉱山の開発が試みられた。その多くは試掘のみに終わったとみられるが、有望な鉱脈が発見された場合には、江戸やその地廻りの商人を金主として開発が進められた。

1820～50年代にかけての時期には、少数の開発主体によって、比較的長期間にわたって安定して鉱山が稼行された。かつては金主として、産出された鉱物を買取っていた商人のうちの数名が、鉱山の稼行の権利を得て手代を送り込んで自ら稼行するようになったことが、この時期の開発における大きな特徴であった。この時期には、実際に稼行を行った者の他にも、鉱山稼行の請負を望む江戸地廻りの商人が多数来村した。この時期、主に産出されたのは鉛であったが、ある稼行希望者の計画からは、鉛鉱石からの銀の抽出が視野に収められていたことが確認された。この時期に中津川村の鉱山を経営した商人は、会津や越後など、他地域の鉱山を経営するなど広域的に鉱物資源を集荷した者であった。

第4章で取り上げた飛騨国北部の茂住村・和佐保村を中心とした地域は、古くからの開発を伝える鉱山が多数分布していた地域であった。飛騨国北部地域の諸鉱山は、16世紀末に越前国大野郡より来住した茂住宗貞によって経営され、繁栄した。銀山の盛期には、宗貞の出身地であった越前や飛騨白川郷などから人の移動があったことが、銀山集落における寺院の動きから確認された。また、元禄検地帳に記載された山師の屋号から知られる限りでは、神通川流域をはじめとする越中方面から来住する者が多くあった。

17世紀末には、茂住・和佐保の銀山はともに衰退した。茂住銀山と、これに隣接する越中国長棟鉛山の衰退時における退去者に関する検討からは、商人としての性格が強いと考えられる有力山師は都市へ、金掘職人は周辺地域の他鉱山へ移動する傾向があったことが確認された。飛騨やその近隣の越前・加賀・能登・越中・信濃の諸国には多くの鉱山があり、職人らは、その時々有望と考えられた鉱山をめざして移動したと考えられる。茂住銀山では、鉱山衰退後も銀山集落が存続した。18世紀半ばまでに20戸弱の戸数に落ち着いたこの集落の住民は必ずしも代々の金山師というわけではなくなっていたが、旧坑の廃石や廃滓などから鉛を採取することを主な生業としていた。これを行う権利を確保するにあたっては、「往古からの金山師の集落」であり、鉱物資源の採取によって相続しているという主張が展開された。時折、本格的な鉱山開発が試みられることもあったが、それらはいずれも他地域の者の経営によった。

和佐保銀山の鉱山集落は、18世紀半ばにはほぼ廃絶していた。この地域において、本格的に鉱山が再開発されるようになったのは、1820年代のことであった。この再開発は、

越前国大野郡出身の金山師によって進められた。鉱山最近隣の在郷町であった船津町では、当初は一部の有力者が、稼行主体に対する仕送り人として関わっていたのみであったが、やがて開発の出願者や稼行主体などとして関わる者が増加した。1856(安政 3)年に高山に銀絞吹所が設置され、飛騨国内で産出する鉱物がすべて買入れられることになると、この地域の鉱山において下稼人が急増した。絵図によって知られるこの時期における鉱山山元の景観は、採鉱と粗製錬の工程に特化したものであり、経営者の居宅や商業機能は、船津町あるいは高山町にあり、生産機能のうちでも最終的な精錬施設は高山町に所在していた。これは、鉱山経営者の居宅や商業機能も含め、鉱業に関する諸機能が集積した特別地域、という江戸時代の鉱山集落についての一般的な理解とは大きく異なるものであった。

第5章で取り上げた石見銀山は、一般にもよく知られた大規模鉱山であり、江戸期を通じて鉱山町が存続したばかりか、銀山を中心とした幕府直轄領も形成された事例である。石見銀山は、鉛灰吹法を導入して16世紀半ば以降本格的に開発された。銀山の隆盛によって山元に鉱山町が成立し、その外港であった温泉津も発展したことはよく知られているが、ここでは、中世以来の生産や流通における局地的な中心であった集落が、その流通機能を強化しつつ、銀山を中心に再編成されたことを確認することができた。

17世紀半ば頃までは、幕府陣屋から銀山に対して、多くの米や銀が投入されたが、その後は減少の一途をたどった。17世紀末には、公費投入が再び増加したが、この頃には、以前のように下付するのではなく山師へ貸し付ける形で行われた。この頃の山師は、請銀を上納するだけの余裕もなく、ほとんどの場合、請銀を納める必要のない「仕道」や「寸法稼」によってわずかな銀が産出された。そのような営みさえも、代官所からの保護なしには不可能であった。

18世紀半ばには、幕府からの拝借銀などを運用することによって、鉱山稼行のための資銀を安定的に確保する改革がなされた。この仕法を通じて、石見銀山では山師の請負による鉱山稼行から、代官所の直轄山といわれる「御直山」中心の稼行へと推移することになった。18世紀末の安永期の御直山では、主要坑道と排水坑道を並行して掘削することが主に行われた。これらは、運鉱と排気、排水の基盤の整備にあたり、合理的な稼行を行うためには不可欠な事業であった。そうして、それら主要坑道の中で、山師や銀掘大工による「寸法稼」「仕道」が行われた。本来は採鉱以前の作業によっても、わずかながら銀の産出が得られた。そうした作業が行われる箇所を多数確保することによって、鉱石の産出が維持されたのであった。このような採掘の実態は、零細な経営体の集合というべきも

のであった。製錬過程においても、18世紀半ばに代官所直営の精錬施設、「直吹所」が設置されたものの短時間で廃止されたようであり、やはり零細な経営主体が温存された。

19世紀初めの御直山では、前時代のような計画的な事業とは異なり、坑道の修復が中心となった。山師らの寸法稼の出願と返上の頻度も高くなっていることから鉾脈の悪化という事実をみることができる。また、新たに「御直鏈穿鑿」、すなわち直轄事業による探鉾がみられるようになった。これは自律的な稼行ができない山師・銀掘大工が増加したことをうかがわせるものである。1830年代の天保期以降、「急稼ぎ」と称して、多くの公費を投入し、灰吹銀の増産が図られた。また、やはり零細な経営体であった銀吹師も困窮していたが、これに対してもしばしば公費による救済策が行われた。天保期以降、灰吹銀の産出は一層減少した。1840年代には、従来の仕来りを逸脱して、銀山町以外の者を山師として取り立てることが認められたり、周辺村落の富裕者が出資しての銀山稼行も行われるようになった。

3つの事例のすべて、あるいは複数に共通にみられる展開としては、次のようなことがあげられる。まず、17世紀末～18世紀初頭頃には、多くの有力鉾山が衰退したといわれているが、非鉄金属資源の開発気運は必ずしも減退していたわけではなく、盛期とは異なった形での非鉄金属資源の確保が模索されている。この頃、幕府によって金銀銅山開発が盛んに奨励されている。秩父地域のような小規模鉾山においても、金山の再開発が試みられたのは、それに呼応したものと思われる。石見銀山のような直轄鉾山では、この時期、公費の貸付による間歩の修復や新規開発が行われている¹⁾。

この頃、石見銀山や茂住銀山においては「間歩改」が行われ、諸間歩の稼行状況や所有者について再確認されている。盛期には、多数の山師によって上納額が^せ糶られ、次々と間歩の稼行者が交代したが、この頃にはそのようなことは望むべくもなかった。むしろ間歩所有者は固定される傾向にあったようである。このことは、必然的に鉾山集落で生活できる技術者、労働者の人数を限定し、固定化することになったと考えられる。そこで立場を得られなかった者は、鉾山集落から退去せざるを得なくなった。鉾山開発を行う権利がしばしば「由緒」によって主張されるようになったのは、これ以後のことであったと思われる。石見銀山では、「自分山」を所有者以外の山師が稼いで産銀を得たときには、一定額を間歩所有者に与える仕法であった。茂住銀山でも、史料としては遺されていないが、明治初期に至るまで、銀山集落の個々の住民にはそれぞれに定まった稼場があったという²⁾。

村全体で見れば、「代々の金山師の村」であることを主張して、鉛山稼ぎが続けられた。これは、19世紀半ばに、飛騨国内におけるすべての鉱山が御手山(直轄鉱山)に編入された際にも、多少の制限を受けつつも認められていた。既往の研究を通じて知られているかぎりでも、砂金の産出地域において、村の構成員や免許札を有する者のみに砂金の採取が限定された例は少なくない³⁾。このようなあり方は、住民の生業の途を確保するばかりでなく、不特定多数の人間による無制限な資源の採取を防ぐことにもなったと考えられる。

18世紀半ばには鉱山開発が活性化した。石見銀山でも貸付銀制度の整備が行われるなど、鉱物資源の増産へ向けての施策がみられたが、この頃には、とくに中小規模鉱山の開発が活性化したことが注目される。本研究においては、18世紀半ば以降の秩父の事例や19世紀半ばの飛騨の事例で、その実態をみることができた。それらは冥加を上納した上で一定の期間を区切って試掘を行う「問掘」として開始され、その草創期には、山師や金掘職人など鉱業技術を有する者が開発主体となるが多かった。中小規模鉱山は「山先山師」によって請け負われることが多かったとする佐々木(1983)の見解は、この状況を捉えたものであると思われる。秩父郡中津川村鉱山における江戸の山師連中や平賀源内、飛騨栢洞地区の北平銅鉛山における越前国大野郡銅山の金山師などが、そうした例にあたる。

しかし、この時期以降の中小規模鉱山の開発においてみられた顕著な特徴は、三都や鉱山周辺の在郷町の商人がしばしば鉱山開発に関与したことであった。商人らは、ある程度の鉱物産出が見込まれるようになると「金主」として開発資本を提供して、産出された鉱物を買入れるようになった。さらに鉱物の産出が増すと、商人自身によって稼行が行われるようになる例も少なくなかった。そうした商人のうちには、自らの配下の技術者を手代として山元に送り込む例もみられた。それらの多くは金属鉱物を専門に取り扱う問屋であったと考えられる。19世紀以降には、都市や在郷町の商人による広域にわたる金属鉱物の集荷がますます活発に行われるようになった。たとえば、19世紀半ばに中津川村ひら平銀鉛山を請け負った伊勢屋平兵衛や、ほぼ同じ頃に飛騨国中の全鉱山の問掘を請け負った江戸本所の甚兵衛や相模国腰越村の半蔵はいずれも江戸古銅吹所の御用達であったが、これらには安定して金銀銅鉛などの鉱物を集荷する必要があったと考えられる。伊勢屋は、中津川村鉱山の他に、飛騨茂住銀山でも鉛を集荷しており、広域から鉱物を集荷することを指向していたことがうかがわれる⁴⁾。その際、鉱物は粗製錬の状態が集荷された。この頃、精錬の行われた場は大坂の銅座、江戸や京都の金座、銀座など古くから公許されていた施設ばかりでなく、出羽の籠山吹所、飛騨の高山吹所などにも広がった。武田晴人は、

戦前日本資本主義の発展に大きな役割を果たした産銅業における独占形成が、明治 30 年代頃における買鉱製錬の盛行によって促進されたことを明らかにしているが⁹⁾、これに類似した形態による非鉄金属鉱物の生産が、すでに江戸後期に行われていたといえる。

ところで、石見銀山は江戸期を通じて幕府の直轄で経営された大規模鉱山であったが、江戸中後期の採鉱・製錬の実態は、小規模経営の集合体というべきものであった。佐々木(1976; 1983)が指摘したように、秋田藩領の鉱山の金名子経営に比べれば、石見銀山における個々の山師の経営は総じて零細であったが、その実態は一様ではなく、山師のうちには、山年寄、山組頭、山付といった銀山町の町役人を勤めたような有力な者から日雇いのような者まで様々であった。有力な山師の中には、縄や呎など藁製品の販売を一手に行った者や他村に耕地を所有する者もあった。これらのうちには、御直山の仕手として間歩の内部の切地における採掘に携わるのみでなく、わずかではあるが、自分山を稼行する者もあった。それらの中には、銀山の近隣集落の富裕者と共同で間歩の稼行を行った者もあったが、その場合、開発経費を負担するのは近隣集落の富裕者であり、有力山師は現場において実際の採掘を担当した。このような形態は、秩父や飛騨における開発のあり方ときわめて共通性が高いように思われる。小規模経営に基礎が置かれていたことは、江戸中後期における鉱物資源開発の重要な特徴のひとつとってよいと考えられる。

鉱山稼行のあり方の変化を反映して、鉱山集落の特徴も変化した。17 世紀初頭においては、鉱山集落はもちろん生産の場でもあったが、巨大な消費の場、多様な属性の人びとの生活の場としての側面がしばしばその特徴として強調されてきた。しかし、江戸中後期の鉱山集落は、より生産の場としての側面に純化する傾向があったように思われる。たとえば、19 世紀半ばの飛騨国栃洞地区の事例では、船津町や高山町の商人のように、必ずしも専門業者ではない者が鉱山の請負人になる例もみられた。このような場合には、商人はほとんどの場合、山元には居住せず、実際の稼行を行った下稼人たる技術者や労働者が山元の居住者であった。専業の山師でさえも、有力な者は高山などの町場に居住し、山元に常住していたわけではなかった。

第 2 節 非鉄金属資源開発継続の背景

(1) 非鉄金属資源の需要

16 世紀後半から 17 世紀初頭にかけての鉱山開発盛期にあつては、対外交易のために多

くの金銀が求められた。この約半世紀の間に大量の金銀が海外に流出したため、17世紀半ばには、対外交易は大幅に縮小され、決済手段も銅が中心となった。貴金属の流出も大きな問題であったが、何よりも国内の金銀山で富鉱脈が採掘し尽くされ、それまでのような産出状況が見込めなくなったのであった。一方、17世紀後半以降は、国内における商品経済の発展によって、貨幣の需要が増し、その地金として金銀銅が、精錬のための資材として鉛が必要とされた。拡大する商品経済に対応するための非鉄金属資源は、国内における産出に依存する他なかった。そこで大きな役割を果たしたのが、大坂や京の銅吹商人であった。彼らによって、諸国の鉱山に関する情報が収集・整理され、有望な銅山は直接経営されることもあった。その活動を通じて、採掘や製錬に携わる職人の雇用が確保された。鉱山の開発が進むにつれ、産出される鉱石の質は低下、すなわち有用鉱物の含有が減少したが、銅吹商の吹所では、それに対応するべく、選鉱や製錬の技術が洗練された。後の時代における鉱山業遂行の基盤が整えられることになったという点で、銅吹商の広域的な活動の寄与は大きかった。

商品経済の発展に対応して、幕府によって貨幣の増鑄、改鑄がしばしば行われたが、その度に全国の御料・私領に対して金銀銅山開発を奨励する触書が出された。有力な大規模銅山から産出された銅は、対外交易の用途に充てられたため、そのような需要に対応することはできなかった。ここに、中小規模鉱山開発の契機があった。中小規模鉱山の開発は、17世紀末～18世紀初頭、18世紀半ば、1830年代前後と、いずれも非鉄金属鉱物の需要が増した時期に活性化する傾向があった。

(2) 技術的背景

鉱石の採掘を担う山師や金掘などの技術者が広範に分布していたことは、開発が継続されるにあたっての基礎的な要件のひとつであった。秩父の事例では、足尾銅山や秋田藩領などの出身者が多くみられた。ここでは、坑夫の互助組織として近代以降における活発な活動が知られる「友子」の存在が、すでに江戸末期には確認された。飛騨の事例では、飛騨、美濃や北陸地方の鉱山を移動する金山師の存在が確認された。19世紀半ばの開発においては、越前大野郡出身の山師がとりわけ大きな役割を果たしたが、その地域の代表的な銅山であった面谷銅山では、少なくとも18世紀半ば頃には銅山集落に株に基づく銅山師の社会が形成されており、そこで一定の立場を得られなかった金山師が、他の鉱山へ流出したのであった。このような流れは、石見銀山のような大規模鉱山でも普遍的にみられ

たものと思われる。17世紀半ば以降、前の時代に集まった多数の鉱山技術者を維持するだけ鉱物の産出が得られなくなって以後、そこでの生活の途を失った技術者が他の鉱山へ流出し、それらの一部は、中小規模鉱山の開発に重要な役割を果たすことになったと推測される。

鉱山技術者は、鉱山ばかりでなく都市にも居住していた。すでにみたように、越中長棟鉛山の衰退後、富山へ移動した山師が多数あったが、山師のうちでも経営者としての性格が強い者は、鉱山を巡るよりも都市に本拠を置き、開発が盛んになった鉱山へ移動したり、配下の者を派遣したようである。飛騨国栢洞地区の北平銅山の開発に関与した者のうちには、高山町に居住する山師もあった。また、秩父の事例で確認されたように、江戸のような大都市にも鉱山技術者が居住していた。これらはおそらく、金座などと関わりを持つ者や金銀銅など鉱物を扱う問屋の手代ではなかったかと思われるが、「芝連」・「本郷連」などと称されたように、複数の職人を抱えた集団として存在する者もあったようである。彼らは、都市商人の指示によって地方の鉱山へ派遣されたと考えられるが、自ら探鉱を行って鉱脈を発見し、その後金主を募って本格的な採掘を開始するという行動をとる者もあった。また、19世紀にその活発な活動がみられた、広域的に鉱物を集荷する商人のもとには、技術者集団が編成されていた。秩父郡中津川村の鉛山の経営者のひとりであった野州佐野天明町の正田利右衛門は、会津や越後でも銀鉛山を経営していたが、正田が中津川村の鉛山を請け負うにあたって、それらの地域の鉱山から技術者や労働者が移ってきたことは、そのような例を示すものである。

製錬の技術は、前述したように、大坂や京の銅吹商のもとで洗練されたが、とくに銅や鉛の含銀鉱石から銀を抽出する技術は重要であった。18世紀後半以降、銅山に加えて鉛山の開発が増加したが、それらの鉱物の本来の用途のほかに、銀を抽出することが目的のひとつとされていたとみられる。18世紀後半以降、この技術は各地に拡散した。秋田藩の籠山吹所や飛騨高山の銀絞吹所の設置は、このことを示す代表的な施設であったが、吹職人の移動によっても技術の拡散は進んだ。1830年代、再開発の初期における飛騨栢洞地区の北平銅山で産出された銅や銀を、船津町の有力商人庵屋が集荷していたことを第4章でみたが、集荷した銅や銀を富山や名古屋などの商人へ売り渡すにあたって、職人を抱え入れて吹き直しを行っていた形跡がある。高山吹所が設置されるにあたって、1850年代に山元での鉱石からの銀絞りは禁止されたが、それ以前には山元で行われていたことは明らかであった。

(3) 非鉄金属資源開発と周辺地域

鉱非鉄金属物を有する地域は、総じてその開発に対して肯定的な姿勢で対応したようであった。その様子は、秩父の事例において詳細にみることができた。中津川村は、17世紀初頭に金山の開発が行われた後、100年近く地内で本格的な鉱山開発は行われなかったが、その間に、この村の住民は、広大な山域における森林資源を利用した商品生産を基盤として生計をたてるようになっていた。その結果、ここでは鉱山業が行われない時期にも、森林資源の利用に基づいた生活様式を通じて、運搬路が確保、整備されるなど山域が保全されていたこと、商品の生産・販売を通じて村民が商取引に習熟していたこと、鉱山開発以前より江戸商人の進出がみられたことなど、鉱山開発が容易に行われる条件が備わっていた。18世紀初頭より、他地域の材木商人による森林資源の伐採が、地内で盛んに行われるようになり、それらに立木を売ったり、労働力や物資を提供することで、村民が収入を得るようになっていたことは、鉱山開発への対応を積極的なものとしたと考えられる。

経済発展により地方の在郷町や農村に富裕者が育っていたことも鉱山開発の継続を支える大きな要素であった。前項において、鉱物の採掘が小規模経営を基本としていたことを、江戸中後期の鉱物資源開発の特徴のひとつと捉えた。中小規模鉱山はまさにそうした採掘によって成り立っており、産出された鉱物資源は、最終的には大坂や江戸などの都市商人のもとへ集荷されたが、これらの者が直接稼行主体となったのは短期に留まる例が多かった。鉱山開発が継続的に行われた場合、それは在郷町の商人や農村の富裕者の手になる資本の提供によって成り立つこととなった。秩父では、中津川村の名主であった幸島家などの有力農民や江戸地廻りの在郷商人などがその役割を果たした。村民の家族労働力のみで零細に行われた飛騨茂住銀山集落の鉛採取は、銀山集落や隣村茂住村の富裕者による物資の仕送りや鉛の買い取りによって支えられていた。飛騨の栃洞地区における開発では、船津町や高山町といった飛騨地域の在郷町における商人らが、それぞれの経済力に応じて、鉱物資源を有する村や役所との交渉、物資の仕送り、鉱物の買入れ、ときとして下稼ぎなど、さまざまな形で重層的に関与した。石見銀山では、幕府代官所によって銀山相続のためのさまざまな施策がとられたが、その中において、銀山御料の諸村は重要な役割を果たしていた。たとえば、銀山で用いられる木材や木炭の供給は、代官所に指定された御囲村や炭方村を通じて行われたとされている。実際には、18世紀初め頃、銀山の衰退と入れ替わるように鉄製業が発展したため、御料の村々の住民にとっては、森林資源は鉦師らへ売り渡した方が有利になっており、鉦師による御林の請負などを介して不足なく物資供

給が行われるようになっていた。また、有力な鋳師や鉄を扱う商人らは、貸付銀の借入人としても銀山稼行の継続に寄与していた。製鉄業の繁栄によって雇用機会が創出され、銀山御料には日雇いなどの労働者になり得る層が確保されていた。もっとも、鋳師と銀山との関係は、前者が後者に寄与するというばかりでなく、18世紀以降の鉄生産とその流通は、銀山の盛期において銀山を中心に再編された地域構造の上に実現したものであるという側面もあった。

このように、江戸中後期にあつては、中小規模であれ大規模であれ、周辺地域との緊密な相互関係のもとに鉱物資源の開発は行われた。鉱物の需要には波があつたが、当時の日本の社会全体としてみれば、生産や流通は拡大する傾向にあり、鉱山開発が低調な時期にも、森林資源、農産物などの供給先が失われるわけではなく、周辺地域の住民は、時期に応じて自律的に生業の組み合わせを変えつつ生計を維持し、地域を維持することが可能であつた。また、鉱山技術者や労働者が、諸鉱山を移動することは比較的早い時期から行われていたと思われる。彼らは、自らの生計を維持するために新たな鉱脈を発見し、稼行する必要があつた。当時の技術や知識のもとでは、そのような試みは必ず成功するとは限らなかつたが、そうしたリスクの大きな事業を支えたのは、周辺地域の住民の経済力であつた。とくに周辺地域の有力者の場合、出資の動機は必ずしも経済的な合理性に基づくものとはかぎらず、地域の住民の生計の維持や再生産、あるいは「国益」に寄与することが動機となることもあつた。開発が首尾良くいけば、産出された鉱物は最終的には、広域的に鉱物資源を集荷した都市商人のもとへ集荷されることとなつたが、彼らは、吹所などの大規模な設備や大量の鉱物の集荷に投資する必要があつたため、よほどの見込みや差し迫つた必要がなければ、それらへの直接の投資は行われなかつたものと考えられる。

江戸期を通じての非鉄金属資源の継続的な開発は、複合的な生業形態を基本とした局地的な地域構造と鉱物集荷の広域的な構造との組み合わせからなる重層的な構造のもとに成立していたと理解される。前近代における地域の構造に関する議論においてもしばしばみられたことであるが、鉱山集落を対象とした従来の地理学研究においては、その景観や機能等に関する説明は、集落内部、あるいは比較的狭い範囲で完結していたように思われる。しかし、少なくとも本研究を通じて明らかになった成果からみれば、こと鉱山業に関しては、近代であれ前近代であれ、広域的な構造を常に視野に入れつつ個々の地域についてみることなくしては、その展開や特質を理解できないと考えられる。

第3節 課題と展望

今後の課題としてまずあげられるのは、本研究で得られた検討結果を精緻なものにするべく、さらに事例研究を蓄積することである。たとえば、石見銀山の事例で確認された、山師による鉱山業以外の生業活動の実態や鉱山集落内における社会関係の実態などは、いずれも興味深い課題であると思われるが、ここでは十分に言及することはできなかった。加えて、今回取り上げた事例とは異なる鉱山開発の展開があったと予測される地域の事例、たとえば藩領における鉱山開発の事例、銅吹商によって直営された銅山の事例などについても、本研究で用いたような視点から検討する必要がある。

また、本研究では、江戸中後期における鉱山業存続の実態やその要因の検討に終始し、それが近代以降の展開にどのように接続したかについては十分に検討することができなかった。このことについて明らかにすることは今後の大きな課題である。若干の展望を示せば、もちろん鉱床の規模や形状による影響は無視できないが、江戸末期の時点で地域住民の経済力、活力がいかに有効に活用されていたか否かということは、その後の展開を左右する要因のひとつとなったと予察される。財閥による鉱山経営が本格化する明治20年代に至る前においては、このことはとりわけ重要であったのではないかと考えられる。本研究の事例に即してみれば、明治20年代までに活発に鉱山業が進められたのは、高山や船津町の経済力を背景とした飛騨北部地域のみであった。ここでは、わずか1坑や2坑のみを稼行する零細な鉱山経営者区が多数現れた。船津町では、従来からの居住者がそうした零細な坑経営を行う例も多かったが、他地域からの流入者が増加し、明治初期に新たな居住地区が生まれた。また、町の商人の中には、鉱山稼行者への物資販売を行う者、資金の貸し付けを主たる活動とする者も現れた⁶⁾。鉱物や坑を担保として経営資金を借金によって調達する例も少なからずみられたが、このようなあり方は、本研究で検討した栲洞地区における展開の延長線上にあったように思われる。零細経営者の集合体による鉱山開発は、当時の鉱山局など、鉱山業の近代化を推進する立場からは問題視され、解消を期待されており⁷⁾、このことも明治20年代頃からの三井組の進出を後押ししたのではないかと思われる。中津川村では、しばらくの間、鉱山開発の動きは途絶えた。ここで産出されていたのは主に鉛であり、幕末以後、その需要が減少したこと、幕府の崩壊によって一時的にはあったが江戸・東京の経済活動に混乱があったことなどが影響していたかと思われる。また、集落の林野への課税を契機として山域の利用に変化があったとみられることも影響

したかと思われる。石見銀山も、再開発が試みられたものの、本格的な開発は明治 20 年代以降、藤田組によって着手されるまで待たねばならなかった。このことは、江戸期には幕府による手厚い銀山保護があったために、周辺地域の住民の経済力が必ずしも有効に鉱山開発に取り入れられていなかったことによるのではないかと推測される。

本研究では、近代の鉱山業と対極的なあり方として江戸中後期を中心とした時期の鉱山業の展開をみてきたのであるが、ここで明らかになった特質のどのような部分が近代に継承され、どの部分がただちに变化したか、に注目することは重要な視点となるであろう。通洞坑など近代的な施設の導入に基づいた景観、集落パターンの変容については川崎(1973)による成果があるが、近代化の展開過程についても、鉱山開発を地域の中に相対的に位置付け、個別具体的な検討を行うことが有効であり、必要でもあると考えている。

第 6 章 注

-
- 1) 田中(1986)によれば、佐渡金銀山でも、17 世紀末～ 18 世紀初めにかけて積極的に公費の投入による再開発が行われ、しばしの好況を呈したという。
 - 2) 東茂住集落（江戸期の茂住銀山集落）の片山一郎氏のご教示による。片山家は茂住銀山集落における代々の金山師の家系で、明治 20 年代に三井組に坑区を譲渡するまで、自ら採鉱を行っていた。その坑区は、江戸期以来所有していたものであると伝えられているという。集落の背後の宇池の山には、「良い坑」と評判の所有坑があり、冬季の積雪時に片山家の者が山を降りた際には、池の山地区の間近に位置した越中長棟鉛山の者の盗掘に遭ったという話も伝えられている。
 - 3) たとえば、小葉田(1968: 448-516)によって、仙台領の砂金山に与えられた「本判」なる免許札に基づく産金の実態が明らかにされている。
 - 4) 伊勢屋平作の子息、岡田平蔵は、1869(明治 2)年に五代友厚らと共同出資して大阪に金銀分析所を設置したり、1872(明治 5)年には、井上馨や小野組と組んで尾去沢銅山などの経営に乗り出すなど、積極的に鉱山業に関与している(宮本 1970:290-295)。もっとも、それらの事業による成果を得ないまま岡田は 1874(明治 7)年に死去している。
 - 5) 武田(1977)。
 - 6) 原田(2001)。
 - 7) 杉村(1885)。

参考文献

- 秋田県編(1964):『秋田県史 第2巻 資料近世編(上)』,秋田県.
- 秋田県編(1966):『秋田県史 第3巻 近世編(下)』,秋田県.
- 秋山伸隆(2003):戦国大名毛利氏の石見銀山支配,岸田裕之編『中国地域と対外関係』,山川出版社, pp. 103-117.
- 蘆田伊人編(1972):『斐太後風土記 下巻』,雄山閣.
- 蘆田伊人編(1977):『大日本地誌大系 新編武蔵風土記稿12 秩父郡』,雄山閣.
- 石井英也(1992):『地域変化とその構造—高度経済成長期の農山漁村』,二宮書店.
- 伊東多三郎(1959):近世初期の貨幣問題管見,伊東多三郎編『国民生活史研究2(生活と社会経済)』,吉川弘文館.
- 伊東多三郎(1984):『近世史の研究 第5冊 -領国・鉱山・貨幣-』,吉川弘文館.
- 今井秀喜編(1973):『日本鉱床誌 関東地方』,朝倉書店.
- 岩手県編(1972):『岩手県史 第5巻 近世編2』,名著出版(復刻版).
- 岩間英夫(1993):『産業地域社会の形成・再生論-日立鉱工業地域社会を中心として-』,古今書院.
- 江面龍雄(1979):石見銀山と周辺農村,地方史協議会編『山陰—地域の歴史的な性格—』,雄山閣, pp. 229-247.
- 大滝村誌資料調査委員会編(1987):『大滝村誌 第11巻』,大滝村.
- 大館市史編さん委員会編(1983):『大館市史 第3巻上』,大館市.
- 岡田有功(2002):鉱山開発と地域環境—1880年代における小坂銀山の技術と経営を中心として—,経営史学, 37-1, pp. 1-27.
- 岡山大学法文学部地理学教室(1962):鉱山周辺農村における兼業農家の実態,人文地理, 14-5, pp. 1-26.
- 萩 慎一郎(1996):『近世鉱山社会史の研究』,思文閣出版.
- 貝塚和美(1989):秩父山地における幕府の山林支配と生業—近世村落共同体の再検討(1)—,徳川林制史研究所研究紀要第23号.
- 角館誌編纂委員会編(1967):『角館誌 第3巻(北家時代編 上)』,角館誌刊行会.
- 梶川勇作(1969):近世飛騨の耕地条件と「農間稼」,人文地理22-1, pp. 101-112.
- 神岡町史編纂委員会編(1972):『神岡町史 史料編上巻』,神岡町.
- 神岡町史編纂委員会編(1975):『神岡町史 史料編中巻(鉱山関係)』,神岡町.
- 神岡町史編纂委員会編(1976):『神岡町史 史料編下巻(山林・金融・交通・醸造)』,神岡町.
- 上村木曾右衛門著・大野政雄校訂解説(1970):『飛騨資料 飛騨国中案内(増補完本)』,岐阜県郷土資料刊行会(復刻版).

- 川北稔訳/I. ウォーラーステイン著(1981)：『近代世界システム—農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立(1・2)』，岩波書店。
- 川崎 茂(1958)：鉦山集落における共同体的構成とその形成過程—飛騨国神岡鉦山の調査から—，地方史研究8-1。
- 川崎 茂(1960)：飛騨神岡鉦山の近代化と地域の対応，人文地理12-1，pp. 50-76。
- 川崎 茂(1964)：日本産業革命期における鉦業の空間的展開，歴史地理学会編『歴史地理学紀要 6 産業革命前後の歴史地理』，pp. 99-127，古今書院。
- 川崎 茂(1973)：『日本の鉦山集落』，大明堂。
- 協和村郷土誌編纂委員会編(1968)：『協和村郷土誌』，仙北郡協和村教育委員会。
- 楠本美智子(1999)：『近世の地方金融と社会構造』，九州大学出版会。
- 工藤由四郎編(1962)：『阿仁合郷土史』，私家版。
- 小出 博(1958)：資源開発の歴史，小出博編『日本資源読本』(初版)，東洋経済新報社，pp. 24-50。
- 小出町教育委員会編(1982)：『小出町歴史資料集 第3集 近世銀山編』，小出町教育委員会。
- 小葉田 淳(1952)：日本鉦業史上に及ぼせる西洋技術についての新発見，日本歴史，第55号，pp. 2-7。
- 小葉田 淳(1968)：『日本鉦山史の研究』，岩波書店。
- 小葉田 淳(1969)：『日本貨幣流通史』，刀光書院。
- 小葉田 淳(1986)：『続日本鉦山史の研究』，岩波書店。
- 小葉田 淳(1993)：『日本銅鉦業史の研究』，思文閣出版。
- 小葉田 淳(1999)：『貨幣と鉦山』，思文閣出版。
- 小林准士(2003)：『石見銀山史料解題 銀山旧記』，島根県教育庁文化財課。
- 埼玉県編(1990)：『新編埼玉県史 資料編16(近世編7・産業)』，埼玉県。
- 齋藤実則(1961)：中小鉦山の開発と地域社会の展開—大日本鉦業KK，吉乃鉦山の場合—(1)，地理，6-12，pp. 97-103。
- 齋藤実則(1962)：中小鉦山の開発と地域社会の展開—大日本鉦業KK，吉乃鉦山の場合—(2)，地理，6-12，pp. 141-147。
- 齋藤実則(1980)：『鉦山と鉦山集落』，大明堂。
- 佐々木昭他編(1992)：『地球の資源／地表の開発』，岩波書店。
- 佐々木潤之介(1976)：鉦山における技術と労働組織，『岩波講座 日本歴史第11巻 近世3』，岩波書店，pp. 209-247。
- 佐々木潤之介(1979a)：『伝統的鉦業技術の体様』(国連大学 技術の移転・変容・開発—日本の経験プロジェクト)，国際連合大学。
- 佐々木潤之介(1979b)：『日本における在来技術と社会』(国連大学 技術の移転・変容・開発—日本の経験プロジェクト)，国際連合大学。
- 佐々木潤之介(1983)：銅山の経営と技術，永原慶二・山口啓二編『講座日本技術の社会史 第5巻 採鉦と冶金』，日本評論社，pp. 177-210。

- 佐藤孝之(1988):山稼の村と「御免許稼山」,徳川林制史研究所研究紀要第22号.
- 島根県編(1965):『新編島根県史 史料篇3 近世下』,島根県.
- 正院地誌課編(1982):『日本地誌提要』,臨川書店(復刻版).
- 城福 勇(1971):『平賀源内』,吉川弘文館.
- 水津一朗(1969):『社会集団の基本問題—地域科学への試論—』,大明堂.
- 杉村次郎(1885):飛弾神岡鑛山記事,『日本鉱業会誌 第7号』,pp. 441-464.
- 須崎祐吉(1973):鉱物資源,黒岩俊郎編『日本資源読本』(第2版),東洋経済新報社, pp. 122-150.
- 住友別子鉱山史編集委員会編(1991):『住友別子鉱山史』,住友金属鉱山株式会社.
- 住友修史室編(1956):『泉屋叢考 第8輯(近世前期の同貿易株と住友)』,住友修史室.
- 住友史料館編(1991):『宝の山 諸国銅山見分控』,思文閣出版.
- 須山 聡(2004):『在来工業地域論—輪島と井波の存続戦略—』,古今書院.
- 関 周一(2002):『中世日朝海域史の研究』,吉川弘文館.
- 瀬原義生(2004):中世末期・近世初期のドイツ鉱山業と領邦国家,立命館文学585, pp. 42-83.
- 高柳真三・石井良助編(1934):『御触書寛保集成』,岩波書店.
- 高柳真三・石井良助編(1936):『御触書天明集成』,岩波書店.
- 高柳真三・石井良助編(1942):『御触書天保集成』,岩波書店.
- 武田晴人(1977):日本産銅業における買鉱制度の発展—産銅独占分析のための序論—,社会経済史学42-4, pp. 53-79.
- 武田晴人(1987):『日本産銅業史』,東京大学出版会.
- 田中圭一(1979):石見銀山の技術と経営,地方史協議会編『山陰—地域の歴史的な性格—』,雄山閣, pp. 248-263.
- 田中圭一(1986):『佐渡金銀山の史的研究』,刀水書房.
- 田中圭一(1990):江戸初期アマルガム法の導入と家康の貿易政策,日本歴史,第501号, pp. 71-84.
- 田中圭一(1993):『帳箱の中の江戸時代史(下) 近世商業・文化史論』,刀水書房.
- 田中圭一(1994):中世金属鉱山の研究,「歴史人類 第22号」(筑波大学歴史・人類学系), pp. 3-58.
- 田中圭一(2002):『村からみた日本史』,筑摩書房.
- 田中圭一・原田洋一郎(2002):石見銀山をめぐる人々,石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山研究論文篇』,思文閣出版, pp. 22-48.
- 田谷博吉(1963):『近世銀座の研究』,吉川弘文館.

- 鳥海町史編纂委員会編(1985):『鳥海町史』,鳥海町.
- 千嶋寿翻刻(1984):渡邊涉園『秩父日記』,埼玉県立図書館.
- 土井作治(1983):近世たたら製鉄の技術,永原慶二・山口啓二編『講座 日本技術の社会史 第5巻 採鉱と冶金』,日本評論社,pp. 77-79.
- 東京鉱山監督署編(1911):『日本鉱業誌』,(原書房の復刻版,上巻1991年,下巻1992年にそれぞれ発行)
- 鴫田恵吉編(1944):『佐藤信淵鉱山学集』,富山房.
- 富岡政治(1991):近世中津川村における生業と林野利用—土地利用からみた生活領域—,史苑51-2.
- 富山県郷土史会編(1958):『越中鉱山雑誌』,富山県郷土史会.
- 豊田 武(1952):『増訂 中世日本商業史の研究』,岩波書店.
- 中井信彦(1971):『転換期幕藩制の研究—宝暦・天明期の経済政策と商品流通—』,塙書房.
- 中川弘泰(1986):『近世鋳物師社会の研究—真継家を中心として—』,近藤出版社.
- 中島秀亀智(1981):『平賀源内と中島利兵衛』,さきたま出版会.
- 長棟鉱山史研究会編(1951):『長棟鉱山史』,長棟鉱山史研究会.
- 仲野義文(2002):江戸中期における石見銀山の経営,石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山研究論文篇』,pp. 95-117.
- 仲野義文(2003):石見銀山奉行代官と鉱山政策,「石見銀山遺跡石造物調査報告書3」,pp.59-71.
- 成羽町史編纂委員会編(1996):『成羽町史』,成羽町史.
- 西尾 滋(1937):『鉱業経済地理』,叢文閣.
- 西川善助(1957):『林野所有の形成と村の構造』,お茶の水書房.
- 西川 治(1986):『人文地理学入門—思想史的考察』,東京大学出版会.
- 西木村郷土誌編纂会編(1980):『西木村郷土誌』,秋田県仙北郡西木村.
- 西仙北町郷土史編纂委員会編(1995):『西仙北町史. 先史～近世編』,西仙北町
- 日本学士院編(1982):『明治前日本鉱業技術発達史』臨川書店.
- 畠山秀樹(2000):『近代日本の巨大工業経営—三菱財閥の事例研究—』,多賀出版.
- 八森町誌編集委員会編(1989):『八森町誌』,八森町.
- 馬場典明(1968):共和末・帝政初期のローマ鉱山業の状態—イタリア及び西部諸属領における—,史淵100, pp. 181-193.
- 原田洋一郎(2001):地元住民の商業活動よりみた鉱山業近代化の一側面,都立航空工業高専研究紀要 38, pp. 129-140.
- 日置弥三郎(1953):近世における飛騨の養蚕製糸業,岐阜大学学芸学部研究報告 人文科学 1, pp. 47-53.

- 肥前栄一(1961)：プロイセン絶対主義の鉱業政策とオーベル・シュレジエン鉱山業，経済論叢87-6，pp. 52-74.
- 藍谷硯児・蔵本喜久訳／M・タザン著(1982)：『資源戦争－燃料・鉱物をめぐる果てしなき抗争－』，大月書店.
- 福井県編(1990)：『福井県史 第16卷(上)』，福井県.
- 藤井博文(1999)：ドイツ中世前期における鉱工業と地域－鉱山考古学研究の成果を手掛かりに－，立命館文学558，pp. 34-51.
- 藤岡謙二郎編(1972)：『過疎化の進む内陸盆地と河谷流域－三次盆地と江川流域の過去と現在－』，大明堂.
- 藤里町誌編纂委員会編(1975)：『藤里町誌』，藤里町教育委員会.
- 麓 三郎(1964)：『尾去沢白根鉱山史』，三菱金属鉱山.
- 細入町史編纂委員会編(1987)：『細入町史』，細入町教育委員会.
- 細谷新治(1978)：『明治前期日本経済統計解題書誌－富国強兵篇(上の2)－』，一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター.
- 松岡美幸(2002)：16世紀末期における毛利氏の石見銀山支配と鉱山社会－吉岡家文書を中心として－，石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山 研究論文篇』，思文閣出版，pp. 73-94.
- 松原 聰・清水正昭(1996)：日本の鉱床，国立科学博物館『日本の鉱山文化－絵図が語る暮らしと技術－』，国立科学博物館，pp. 182-188.
- 三井金属修史委員会編(1970)：『神岡鉱山史』，三井金属株式会社.
- 美東町史編纂委員会編(1974)：『美東町史』，美東町.
- 宮本又次(1970)：『小野組の研究 第3卷 前期的資本の攻防過程(上)』，大原新生社.
- 向原町史編さん委員会編(1989)：『向原町史(上)』，向原町.
- 村井章介(1997)：『海からみた戦国日本－列島史から世界史へ－』，筑摩書房.
- 村上 直・田中圭一・江面龍雄共編(1978)：『江戸幕府石見銀山史料』，雄山閣.
- 村串仁三郎(1998)：『日本の鉱夫－友子制度の歴史』，世界書院.
- 森川 洋(2004)：『人文地理学の発展－英語圏とドイツ語圏との比較研究－』，古今書院.
- 諸田 実(1957a)：中世末期におけるドイツ鉱山業の繁栄とその特質(一)，商学論集26-1，pp. 1-50.
- 諸田 実(1957b)：中世末期におけるドイツ鉱山業の繁栄とその特質(二)，商学論集26-2，pp. 47-97.
- 山口啓二(1983)：金銀山の技術と社会，永原慶二・山口啓二編『講座日本技術の社会史 第5巻 採鉱と冶金』，日本評論社，pp. 141-176.
- 山口啓二(1993)：『鎖国と開国』，岩波書店.
- 山口弥一郎(1931a)：常磐炭田に於ける炭礦聚落構成，地学雑誌43-503，pp. 5-148.
- 山口弥一郎(1931b)：常磐炭田に於ける炭礦聚落構成(其二)，地学雑誌43-505，pp. 16-26.
- 山口弥一郎(1933)：宇部炭田に於ける炭礦聚落の漸移機構，地学雑誌45-535，pp. 28-41.

山根俊久(1932):『石見銀山に関する研究』,石東文化研究会.

湯浅赳男(1988):『文明の「血液」－貨幣から見た世界史－』,新評論.

温泉津町誌編さん委員会編(1995):『温泉津町誌 中巻』,温泉津町.

吉城文雄(1979):『近代技術導入と鉱山業の近代化』,(国連大学 技術の移転・変容・開発－日本の経験プロジェクト),国際連合大学.

立命館大学人文科学研究所編(1967):『石見久利家文書の研究』(立命館大学人文科学研究所紀要第16号),pp. 91-96.

両神村史編纂委員会編(1985):『両神村史 史料編 1』,両神村.

六本木健志・中嶋則夫・新井敦史(1991):秩父山間集落の存立基盤とその変質－両神村薄を事例として－,「歴史地理学地域報告 第5号」(筑波大学歴史地理学研究室),pp. 53-81.

R. S. Platt(1932):South Range, Keweenaw Copper Country:A Mining Pattern of Land Occupancy, Economic Geography, October 1932, pp. 386-399.

【付表1】 明治初年における非鉄金属鉱山の稼行状況

国	郡	村	種別	稼行状況	備考	
山城						
大和	吉野郡	紫川郷日浦村・浪村入会	銅山	●●●	創開:4,789貫760匁	
		十二村郷今井村	銅山	●●●	創開:4,341貫600匁	
		十二村郷紫園村	銅山	○		
		十二村郷立里村	銅山	○		
		天ノ川郷栲尾村	銅山	○		
		天ノ川郷和田村	銅山	●	4,494貫80匁	
		河内				
和泉						
摂津	能勢郡	下田尻村	銀山	●	3貫(3ヶ年)	
		吉川村	銅山	●:○:×	32,037貫(3ヶ年)	
		出野村	銅山	×		
		大原村	銅山	×		
	川辺郡	銀山町	銀山	●	4貫40匁(1ヶ年)	
			銅山	●	948貫400匁(1ヶ年)	
		多田院村	銀山	●●●	713匁7分(1ヶ年):210匁(7~12月)	
	八郡郡	坂本村	銅山	●:○:○	387貫100匁(1ヶ年):150貫(7~12月)	
		菟原郡	中尾村	銅山	○	1月より試掘
	有馬郡	蘆屋村	銅山	○		
		唐櫃村	銅山	○		
	伊勢	員弁郡	(多志田山)	銀山	○	未開掘
			鉛山	○	未開掘	
(藤原岳)			銀山	○	未開掘	
			銅山	○	未開掘	
治田郷			銀山	×		
			銅山	×		
			鉛山	×		
西野尻村			銀山	○	未開掘	
			銅山	○	未開掘	
大貝戸村			銀山	○	未開掘	
			銅山	○	未開掘	
南河内村	鉛山	○	未開掘			
三重郡	(水沢山大サラ)	銅山	○	未開掘		
鈴鹿郡	(加太山)	銅山	×			
志摩	(赤崎山)	銅山	○			
答志郡	船津村	銅山	○			
尾張						
三河						
遠江						
駿河	阿倍郡	岩崎村	金山	○	享禄中砂金出	
		梅島村	金山	○	慶長中砂金出	
甲斐	巨摩郡	雨畑村	金山	×		
		黒桂村	金山	×		
		保村	金山	●●●	49匁6分(1ヶ年):砂金72匁3分5厘	
	山梨郡	上萩原村	金山	○		
	都留郡	西原村	金山	○		
	丹波山村	金山	○	急流中にあり採出難		
伊豆	賀茂郡	青野村	金山	○		
		縄地村	金山	●	吹目金300匁(1ヶ年)	
		浜村	金山	●	吹目金30匁(1ヶ年)	
	毛倉野村	金山	●	吹目金500匁(1ヶ年)		
相模						
上総						
下総						
武蔵	秩父郡	古大瀧村	金山	○	未開掘	
		中津川村	銅山	○		
近江	高島郡	海津村	銅山	○		
		蒲生郡	甲津畑村	銅山	○	
	愛知郡	政所村	鉛山	●	凡60,978貫	
		甲賀郡	黒瀧村	銅山	○	
			石部村	銅山	●	凡5,900貫
		大川原村	金山	○		
		栗太郡	荒張村	銅山	○	
		富川村	銅山	○		
美濃	加茂郡	下野村	銅山	×		
		郡上郡	寒水村	鉛山	×	
		畑佐村	銅山	●	8,000貫(1ヶ年)	
	武儀郡	金山村	銅山	○		
		坂東村	銅山	○		
		上之保村	銅山	○		
大野郡	大野郡	猿丸村	銅山	▲	採出未詳	
		寺河戸村	銅山	▲	採出未詳	
		森茂村	金山	▲	採出未詳	
		大原村	金山	▲	採出未詳	
		六蔵村	金山	○	4分9厘7毛	
		天生村	金山	○		
			鹿間村	銀山	●	73貫440匁
吉城郡	吉城郡	銀山	●●●	17,324貫160匁:4,331貫40匁		
		銅山	●	22,951貫200匁		
		銅山	●	1,380貫160匁		
		鉛山	●	171貫520匁		
		銅山	○			
	和佐保村	銅山	○			
		銅山	○			
	茂住村	鉛山	○			
益田郡	大石井外2村入会	銅山	○			

国	郡	村	種別	稼行状況	備考
信濃	安曇郡	安曇村	銀山	▲	
			銅山	○	
			金山	○	
			金山	○	
			銅山	○	
		島之内村	銀山	▲	
	筑摩郡	刈谷原村	鉛山	○	
		奈川村	鉛山	○	
		福島村	金山	×	
		埴科郡	関谷村	銅山	○
諏訪郡		金沢村	砂金山	▲	採出未詳
高井郡	沓野村	銅山	▲		
	高梨村	金山	▲		
	大日向村	銅山	▲		
伊那郡	上飯田村外5ヶ村入会	鉛山	○		
上野	利根郡	戸蔵他3ヶ村	金山	×	
		藤原村	銅山	×	
		甘楽郡	後箇村	銀山	×
下野	那須郡	向田村	銀山	▲	
		三斗小屋村	銀山	○	
		武部村	銀山	○	
	塩谷郡	高穂村	金山	▲	
		寺島村	銅山	▲	
		野門村	銀山	▲	
阿蘇郡	足尾村	銀山	○		
		銅山	●	14,092貫/年	
河内郡	篠井村	金山	▲		
磐城	標葉郡	井手村	銀山	▲	
		野上村	銅山	▲	
		行方郡	押釜村	銀山	▲
檜葉郡	下手岡村	銀山	▲		
	上小墾村	銅山	▲		
岩代	河沼郡	屋敷村	銀山	○	
			金山	●	4匁1分
		黒沢村	銅山	○	
			鉛山	○	
			鉛山	○	
	大沼郡	出ヶ原村	鉛山	○	
		中野村	鉛山	○	
		麻生村	銅山	○	
		玉梨村	銅山	○	
		輕井沢村	銀山	●	3貫200匁
	会津郡	本郷村	金山	○	2ヶ所
叶津村		銅山	○		
岩下村		銀山	○		
牛ヶ壘村		金山	●	4匁6分5厘	
戸中村		鉛山	○		
石村		金山	○		
瀧沢村		金山	●	1匁7分	
蒲生村	銅山	●	4,178貫400匁余		
檜枝岐村	銀山	○			
耶麻郡	下谷地村	金山	●	3匁2分5厘	
安積郡	若屋村	銀山	○		
	捨原村	金山	○		
	守屋村	金山	○		
伊達郡	北半田村	銀山	○		
	半田村	銅山	○		
陸前	牡鹿郡	網地浜	金山	○	
		鮎川浜	金山	○	
	加美郡	北川内村	銀山	○	
			銅山	○	
			金山	○	
栗原郡	鶯沢村	鉛山	●	4,644貫160匁/年	
	長崎村	金山	●	48匁/年	
	気仙郡	竹駒村	金山	×	
	柴田郡	本砂金村	銅山	×	
玉造郡	鳴子村	銅山	●	2,220貫/年	
名取郡	新川村	銅山	○		
		鉛山	○		
本吉郡	月立村	金山	▲		
陸中	胆沢郡	若柳村	鉛山	×	
	磐井郡	鳥海村	金山	○	
	枝幸郡	人首村	金山	×	
鹿角郡	尾去村	銅山	●	120,000貫/年	
	小坂村	銀山	●	99貫770匁(1~5月)	
		長牛村	金山	▲	
陸奥	津軽郡	砂子瀬村	銅山	×	
			鉛山	×	
		川原平村	金山	×	
		相馬村	鉛山	×	
		袋村	鉛山	×	
碓氷郡	碓氷村	銀山	●	728匁	
		鉛山	●	48貫	
田川郡	田川郡	瀬馬村	砂金山	▲	採出未定
		岩谷沢村	金山	○	
		牛蒡野村	金山	○	
		寒河江村	砂金山	●	700匁
		幸生村	銅山	●	約2,560貫(20年間の平均)
村山郡	関谷村	銀山	▲		
	宝沢村他	銅山	●	69貫120匁	
	鶴子村	銅山	▲		
最上郡	鳥越村	鉛山	▲		

国	郡	村	種別	採行状況	備考	
羽後	秋田郡	阿仁	銀山	●	114貫560匁	
		岩瀬村	銅山	○	4,000貫	
		大葛村	金山	●	1貫440匁	
		大坂村	銅山	○		
		軽井沢村	金山	○		
		川原毛村	金山	○		
		猿間村	金山	○		
		新庄村	銀山	▲		
		七日市村	銅山	▲		
		馬場目村	銀山	○		
		早口村	金山	●	6,400貫	
		坊山村	金山	○		
		曲田村	金山	○		
		茂内村	銅山	○		
		山田村	銅山	○		
		雪沢村	銅山	○		
		飽海郡	渡場新田村	砂金山	●	200匁/年
	雄勝郡	院内村	金山	●	3貫360匁	
		田子内村	銀山	●	329貫920匁	
		松岡村	銀山	▲		
	山北郡	山野田村	銀山	○	2貫400匁	
		船岡村	銀山	▲		
	仙北郡	三内村	銅山	○		
		荒川村	銀山	○		
		稲沢村	銅山	○		
		上桧木内村	金山	○		
		雲然村	銀山	○		
小勝田村		金山	○			
小杉山村		金山	○			
下桧木内村		銅山	○			
桧木内村		銀山	▲			
豪吉川村		金山	▲			
山本郡	山谷川村・孫四郎沢	銅山	▲			
	大久保台村	銅山	○			
	粕毛村	銅山	▲			
	長田村	銅山	○			
	八森村	銀山	●	14貫400匁		
由利郡	藤村	銅山	○	19,200貫		
	水沢村	銅山	○			
	藻浦村	銀山	○			
若狭	大坂郡	野尻村	銅山	×		
越前	大野郡	下山村・角野村	銀山	●	4貫50匁/年	
		細野口村	銀山	●	1,050貫; 蒼鉛1,300貫	
		細野村	銅山	●	約4貫403匁	
		本戸村	銅山	●	166貫200匁	
		若生子村	銀山	●	蒼鉛約46貫133匁	
		勝原村	銅山	●	約5貫473匁	
		上秋生村	銅山	●	381貫100匁/年	
		西ノ谷黒当戸村	銀山	●	蒼鉛約54貫900匁	
		西ノ谷中島村	銅山	●	約3,356貫520匁	
		箱ヶ瀬村	銀山	●	約9貫310匁4分	
	坂井郡	山竹田村・山口村	銅山	●	約99貫/年	
		上荒屋村	金山	○	約183貫500匁	
		熊走村	銀山	○	約426貫382匁5分	
		倉谷村	金山	×	約43貫870匁7分	
		白山村	銅山	▲	約1,270貫700匁	
		平栗村	銅山	×	約2,480貫400匁; 蒼鉛21貫800匁	
		二又村	金山	×	約1貫150匁	
		能美郡	金平村	金山	●	約810貫980匁; 蒼鉛65貫500匁
		遊泉寺村	銅山	●	約188匁	
		鹿島郡	庵村	銀山	●	約1597貫300匁; 75貫700匁
能登	羽咋郡	宝蓮村	金山	○	約565貫190匁; 約16貫500匁	
	宝蓮村	金山	○	約73貫744匁5分		

国	郡	村	種別	採行状況	備考	
越中	砺波郡	大助場村	銅山	×		
		上下百瀬川村	銅山	○	未開掘	
		新山村	銀山	×		
		西赤尾町村	金山	×		
		日向村	銅山	×		
		浅生村	銀山	×		
		有峯村	金山	○	未開掘	
	新川郡	福村	銅山	○		
		小川温泉村	金山	○	未開掘	
		折戸村	金山	×		
		片懸村	銀山	×		
		龜谷村	鉛山	×		
		河原波村	銀山	○		
		下田村	金山	×		
		虎谷村	鉛山	×		
		長棟村	銀山	○		
		東種村	銅山	×		
越後	岩船郡	大石村	金山	×		
		大内瀬村	銅山	×		
		小見村	銅山	×		
	魚沼郡	沼村	銅山	×		
		池ノ平村	鉛山	○		
	蒲原郡	折立村	銀山	○		
		田沢村	銅山	○		
		漆沢村	銅山	●	135貫360匁	
		鹿瀬村	銅山	●	14270貫400匁; 2692貫240匁; 1312貫600匁; 234貫720匁	
		川内村	銅山	×		
		北五百川村	鉛山	○	130貫(内純銀250匁)	
		黒俣村	鉛山	○		
		五十沢村	金山	●	33匁1分	
		五十島村	銅山	●	70貫400匁	
		三ノ俣新田	鉛山	○		
	三島郡	高根村	金山	○		
		高根村	銀山	○		
高根村		銅山	×			
灘谷村		銅山	×			
綱木村		金山	●	11匁4分		
戸倉村		銅山	●	45貫700匁		
戸倉村		鉛山	×			
羽黒村		銅山	×			
蛭野村		鉛山	×			
三面村		砂金山	○			
佐渡	雄太郡	宮寄上村	金山	▲		
		弥彦村	銀山	●	178貫200匁; 700匁	
	頸城郡	橋立村	金山	○	15貫	
		間瀬村※	銅山	○	173貫800匁	
		雄太郡	下相川村	金山	●	6. × 7 金2貫442匁3分; 銀56貫350匁2分; 銅600匁
			西五十里村	銀山	●	9. × 5 金10貫47匁5分; 銀387貫743匁1分; 銅2貫13匁7分
		羽茂郡	沢根村	銀山	●	金104貫8分; 銀5貫310匁5分; 銅6貫200匁
			羽田村	金山	●	金1貫348匁3分; 銀66貫416匁6分; 銅781貫700匁
		丹波郡	東五十里村	銀山	●	622匁9分他; 352匁7分他8匁9分他
			菅川十八枚村	金山	●	金75匁5分; 銀3貫982匁9分; 銅23貫200匁
丹波郡	小樽・西谷2村の山	銅山	×	22匁		
	小樽村	銀山	×			
	白雲寺村	銀山	×			
丹波郡	水上市	銀山	×			
	矢代村	鉛山	×			
但馬	朝来郡	生野	銀山	●	100,995貫300匁	
		生野	銅山	●	1,296貫300匁	
	養父郡	美谷村	金山	×	229貫900匁	
		中瀬村	金山	×		
		蒲生村	銅山	●	400貫/年	
因幡	岩井郡	銀山	○	未開掘		
	智頭郡	江波村	金山	▲		
	志子部村	金山	▲			
伯耆	八束郡	西谷村	金山	×		
		川村郡	鉛山村	鉛山	○	未開掘
	日野郡	金持村	銀山	×		
		山口村	銅山	×		
		久米郡	寺内村	銀山	○	未開掘
会見郡	篠畑村	銀山	○	未開掘		
	篠畑村	銀山	○	未開掘		

国	郡	村	種別	採行状況	備考
出雲	神門郡	鶴崎浦	銅山	●	約24,000貫
	飯石郡	入間村	銅山	○	
		掛合村	銅山	○	
	意宇郡	出雲郷村	銅山	●	約32,640貫
		玉造村	鉛山	●	採出稀少
	大原郡	刈畑村	銅山	○	
		幡屋村	鉛山	●	採出稀少
	神門郡	鷺浦村	銅山	○	
	備前郡	河下村	銅山	○	
	能義郡	奥谷村	銅山	○	
山形郷村		銅山	○		
石見	邑智郡	乙原村	銅山	●	約2,020貫(銀銅含有)
	周布郡	佐摩村	銀山	●	約20貫
		銅山	●	約2,150貫	
鹿足郡	中木屋村	銅山	●	約1,360貫(真吹銅)	
播磨	赤穂郡	大津村	銅山	▲	採出未詳
		苔嶋村	銅山	▲	採出未詳
		細念村	銅山	▲	
	神西郡	川上村	銀山	×	
神東郡	小畑村	銀山	×		
美作	英田郡	川北村	銀山	○	
		南海村・川北村	銀山	●	2貫673匁
	久米郡	久米川南村	銅山	●	2,670貫
		下二箇山手村	銅山	●	477貫700匁
		二箇山手村	銀山	●	227匁
	久米北郡	中北上村	銀山	○	
		銅山	●	730貫	
	西成郡	土生村	銀山	○	
銅山		●	206貫		
備中	川上郡	丸山村	銅山	●	640貫
	吹屋村	銅山	●	8,160貫	
備後	三輪郡	安田村	鉛山	×	
		吉倉村	鉛山	×	
		三玉村	鉛山	×	
	御調郡	小原村	鉛山	○	
	三次郡	東酒屋村	鉛山	×	
三上郡	本村	銅山	×		
安芸	安芸郡	下瀬野村	銅山	×	
	加茂郡	仁賀村	銅山	○	
		菅沢村	銅山	×	
	佐伯郡	虫所山村	銅山	×	
		吉和村	銅山	×	
		和田村	銅山	×	
	高田郡	有留村	銅山	×	
		上甲立村	銅山	×	
	高宮郡	佐々井村	銅山	×	
		下深川村	銅山	○	
	豊田郡	宇山村	銅山	×	
		釜山村	銅山	○	
		末光村	銅山	○	
		須波村	銅山	○	
		田野浦村	銅山	○	
		沼田下村	鉛山	○	
		能地村	銅山	○	
		宮原村	銅山	×	
渡瀬村		銅山	×		
沼田郡		簡瀬村	銅山	×	
八木村	銅山	○			
山県郡	加計村	銅山	○		
	上筒賀村	銅山	×		
	津浪村	銅山	×		
	戸河内村	銅山	×		
周防	阿武郡	蔵目喜村	銅山	▲	採出未詳
		四本松	鉛山	▲	採出未詳2
	大津郡	深川村	鉛山	▲	採出未詳
	玖珂郡	二鹿村	銀山	▲	採出未詳
		銅山	▲	採出未詳	
	美祢郡	赤絵堂村	白錫	▲	採出未詳
		長登村	鉛山	▲	採出未詳
紀伊	那賀郡	金屋村	銅山	○	
		名草郡	神直村	銅山	×
	牟呂郡	鮎川村	鉛山	×	
		井関村	銅山	×	
		大河内村	鉛山	○	
		大栗須村	鉛山	○	
		小川口村	鉛山	○	
		蔵土村	銅山	×	
	佐野村	銅山	×		
	芝生村	鉛山	○		
	瀬戸鉛山村	鉛山	×		
	道湯川村	鉛山	×		
楊枝川村	銀銅鉛	▲			
和田村	鉛山	○			

国	郡	村	種別	採行状況	備考
淡路	阿波	川田山	銅山	○	
		中村	銅山	▲	荒銅30,360貫
		東山	銅山	●	
那賀郡	百合村	銅山	●	荒銅1,365貫800匁	
	神領村	銅山	●	荒銅7,263貫300匁	
名東郡	富田浦寺町	銅山	○		
讃岐	阿波郡	御供所村	銀山	●	約150匁(明治5年1~7月)
宇摩郡	別子山村	銅山	●	124,800貫/年	
伊予	宇和郡	日土村	銅山	○	
	新居郡	大生院村	白錫	●	1,608匁/年 良品と云
香川郡	立川山村	銅山	●	124,800貫/年	
	鷺井田村	銅山	○	未開掘	
	上八川村	銅山	○	未開掘	
	下名野川村	銅山	○	未開掘	
	八川村	銅山	○	未開掘	
	八川村・打木村	銅山	○	未開掘	
	森山村	銅山	○	未開掘	
	安居村	銅山	○	未開掘	
	柳瀬村	銅山	○	未開掘	
	安芸郡	吉良川村	銅山	○	未開掘
		佐喜浜村	銅山	○	未開掘
	香美郡	岩貝村	銅山	○	未開掘
下池村		銅山	○	未開掘	
高岡郡	大植村	銅山	×		
	越知村	銅山	○	未開掘	
土佐郡	長者村	銅山	×		
	斗賀野村	銅山	×		
長岡郡	内郷明谷村	銅山	▲	採出未詳	
	白平村	銅山	○	未開掘	
長岡郡	桑瀬村	銅山	○	未開掘	
	北山村	銅山	○	未開掘	
幡多郡	入野郷上田口村	銅山	▲	採出未詳	
	窪津浦	鉛山	×		
豊後郡	古津賀村	銅山	○	未開掘	
	藤川村	白錫	○	未開掘	
筑前	遺賢郡	畑村	金山	○	
	鞍手郡	緑山畑村	銅山	○	
		湯原村	銅山	○	
宗像郡	池田村	金山	○		
	上八村	金山	○		
上妻郡	下横山村	銅山	○		
	久木原村	銅山	○		
生葉郡	星野村	金山	○		
海部郡	津久見浦	銅山	●:○	246貫180匁/年(豊後国銅山全体)	
	松崎村	銅山	○		
豊後	大野郡	大白谷村	銅山	●:▲	錫約164貫800匁/年;鉛約73貫600匁
		尾平	銅山	○	246貫180匁/年(豊後国銅山全体)
	尾平鉾山	銅山	●	246貫180匁/年(豊後国銅山全体)	
	木浦	銅山	○		
	木浦鉾山	銅山	●	246貫180匁/年(豊後国銅山全体)	
企救郡	左右知村	鉛山	○		
玖波郡	呼野村	金山	×		
	町田村	銅山	×		
速見郡	下村	金山	○		
肥後	球磨郡	五木村	銅山	●	960貫/年
	葦北郡	大河内村	銅山	●	160貫/年
日向	臼杵郡	鞍岡村	金山	○	
		岩戸村	銀山	○	
		鉛山	×		
		山裏村	鉛山	○:×:×	
大隅	七折村	銅山	●	1,600貫/年	
	北方村	銅山	●	3,200貫/年	
薩摩	桑原郡	上之村	金山	●	7貫500匁/年
	曾於郡	川内村	銅山	▲	採出未詳
川辺郡	下福元村	錫山	●	2,880貫/年	
	芹野	金山	●	1貫200匁/年	
大島	鹿籠村	銀山	●	6貫700匁/年	
	住用間切山間村	金山	●	1貫200匁/年	
対馬	下果郡	櫻根・権根2村	鉛山	○	
	久須保村	銅山	×		
豊後	権根村	銀山	×		
	琉球	-	-	-	

(資料:「日本地誌提要」)
注1:採行状況の記号は次の通りである。●採出あり ▲試掘・採出未詳 ○休山・未掘 ×廃山
注2:佐渡国については、資料には坑ごとに記載があるが、村単位にまとめた。
注3:豊後国の銅山には、すべて同じ数値が記されていた。これは、豊後国の銅山全体の数値である。

【付表2】 茂住銀山柿下和右衛門家の商取引(1742年)

月	日	金	銭(文)	品目	取引相手	備考
1	6		400	ゆかた・はおり	猪谷 弥兵衛	
1	9		700	布子・はおり古敷	上茂住 丹右衛門	
1	14		700	布子	下茂住村 兵吉	此残り100文請かし
1	14		60	くわ武杖	土村 次郎助	
1	14		300	あわせきつ	上茂住村 兵吉	
1	14		400	男おひ武■・はおりき杖	上茂住村 兵吉	
1	15		250	小はん・たはこ	上茂住村 兵吉	
1	18		884	あわせきつ・くわ三枚	猪谷村 甚助	3月15日■出し
1	22		250	おひ武■	上茂住村 伝兵衛	
1	22		170	はおり・おひ■	上茂住村 伝兵衛	
1	22		150	おひ武■	上茂住村 伝兵衛	
1	22		180	ひとよ物一枚	猪谷村 次兵衛	
1	23		4,000	小袖武つ・ころもきつ・かたひら武杖×六品	下茂住村 伝助	6月19日1貫文取、ころも■
1	23		2,000	御けさ武袖・おひ武■×四品	下茂住村 兵吉	1月28日利共ニ1貫文取、御けさ・小袖渡ス
1	25		80	男おひ武■	上茂住村 伝兵衛	
1	27		550	あわせきつ	上茂住村 伝兵衛	
1	28		1,300	布子・あわせ■	上茂住村 平六	3月19日より97文・同537文取、あわせ渡ス
1	29		1,800	たはこ80斤	上茂住村 平六	6月利270文、残り15文不足かし、此残り200文請取、6月26日ニたはこ払取
1	30		100	三升鍋きつ	下茂住村 兵吉	
1	30		50	くわ一枚	下茂住村 兵吉	
1	30		600	■・あわせ四つ	下茂住村 長兵衛	
1	30		208	おひ・ひとよ物	上茂住村 平六	
2	1		550	布子きつ	下茂住村 三右衛門	
2	1		1,500	布子武つ	上茂住村 兵吉	此残り300文請かし
2	2		180	はおり■のふ	下茂住村 五郎	
2	5		3,500	小袖きつ・ころもきつ	下茂住村 徳翁寺	夫伝助
2	6		3,000	けさ二つ・小袖きつ・ころもきつ	下茂住村 徳翁寺	夫伝助
2	9		130	なつき■	新町 孫七	
2	10		50	小たち・かたひらき杖	上茂住村 伝兵衛	
2	12		750	布子きつ	下茂住村 坂屋 三右衛門	
2	13		58	たそ・にそ	上茂住村 兵吉	
2	13		120	武升鍋きつ	下茂住村 長兵衛	
2	16		100	さ寸加う越	中沢村 平四郎	
2	17		500	布子きつ	上茂住村 伝兵衛	
2	19		212	■き杖	上茂住村 平六	
2	19		352	米き斗五升	上茂住村 平六	
2	22		928	■きつ・はおり・古敷	上茂住村 平右衛門	
2	26		300	布子きつ	上茂住村 長右衛門	
2	26		100	はかり一本	上茂住村 む	
2	26		530	布子・はおり	中村 和兵衛	■2月ニ利159文取
2	26		400	金き歩慎り	下茂住村 長兵衛	
2	27		150	はおり・おひ	猪谷村 次兵衛	戌12月■利取、戌12月20日取
2	28		1,500	小たち・■は・たはこ武■	上茂住村 平右衛門	
2	29		150	はおりき杖	下茂住村 伝助	此銭内五拾文請かし
3	1		400	ひとよ物■寸	土村 太郎助	
3	1		345	■十ひろ	上茂住村 伝兵衛	
3	3		300	ゆかた・おひ	下茂住村 長兵衛	
3	3		160	■	猪谷村 佐兵衛	
3	4		65	■きつ	猪谷村 惣四郎	
3	6		170	にそ三百目	上茂住村 平六	
3	7		1,000	布子・はかり	猪谷村 彦七	此銭残三百文請かし
3	7		100	よきき丁	土村 惣兵衛	
3	7		70	おけきつ	土村 次助	
3	9		400	布子きつ	上茂住村 平六	
3	9		130	よきき丁	上茂住村 長右衛門	
3	10		432	くわ武杖・よきき丁	猪谷村 久兵衛	
3	10		100	白き文武尺	下茂住村 長兵衛	
3	10		150	布き杖	猪谷村 八兵衛	
3	11		160	茶かまきつ	上茂住村 長右衛門	
3	13		440	ゆかた・よきき丁	上茂住村 平六	
3	13		333	布子きつ	上茂住村 源七	
3	14		200	あわせきつ	下茂住村 長兵衛	
3	15		400	あわせきつ	猪谷村 三右衛門	
3	15		500	あわせきつ	猪谷村 三郎兵衛	
3	15		500	ひとよ物■反	猪谷村 三右衛門	酉7月13日質
3	15		600	あわせきつ	猪谷村 甚助	
3	15		336	三升二升鍋きつ	猪谷村 甚助	
3	15		150	よきき丁	猪谷村 久兵衛	
3	16		700	布子きつ	猪谷村 西漆山 勘七	
3	16		700	ゆかた武杖・かたひら武杖・女おひ武■×五品	西漆山 勘七	
3	18		300	なつき武杖・ひとよ物武■	猪谷村 武兵衛	
3	18		600	布子きつ	小沢 庄兵衛	
3	19		130	よきき丁	上茂住村 長右衛門	
3	19		860	布子きつ	上茂住村 平六	
3	20		100	よきき丁	下茂住村 伝助	
3	20		600	布子きつ	吉野村 市右衛門	なかれ
3	20		600	布子きつ	吉野村 市右衛門	
3	20		400	あわせきつ	吉野村 市右衛門	
3	20		400	あわせきつ	吉野村 市右衛門	
3	21		290	男おひ■・はおりき杖	上茂住村 兵吉	
3	21		100	小あわせきつ	下茂住村 五郎	
3	21		122	にそ武百■	下茂住村 五郎	
3	22		130	ひとよ物■	上茂住村 平六	
3	22		500	あわせきつ	上茂住村 平六	
3	22		100	くわき杖	上茂住村 平六	
3	23		50	鶴くわ・■武品	土村 次郎助	亥3月29日12文取
3	24		100	よきき丁	上茂住村 伝兵衛	

月	日	金	銭(文)	品目	取引相手	備考
3	24		2,500	布子沓つ・あわせ・おび	上茂住村 平右衛門	
3	24		300	古敷・くわ・ゆかた	上茂住村 平右衛門	
3	25		320	あわせ沓つ	下茂住村 五郎	9月16日利24文、よしな渡ス
3	25		70	よき沓丁	土村 由兵衛	
3	26		152	武升鍋みかま	上茂住村 内四郎	
3	26		150	布沓反	猪谷村 八兵衛	
3	27		200	あわせ沓つ	猪谷村 彦七	
3	27		300	ばかり一本	下茂住村 五郎	
3	28		100	あわせ■	下茂住村 五郎	
3	28		300	あわせ・はおり	上茂住村 喜三郎	
3	30		250	はおり沓枚	猪谷村 吉兵衛	
3	30		350	あわせ沓つ	猪谷村 太郎兵衛	
3	30		170	よき沓丁	猪谷村 太郎兵衛	
3	30		1,400	かたひら五枚・おび沓■・小たち・布子沓つ・あわせ沓つ	下茂住村 善吉	7月■利175文
3	30		300	かたひら・おび	下茂住村 兵吉	成4月9日200文取、よき1丁渡ス、此内100文請かし
3	30		1,000	よき三丁・くわ沓枚・■かた■・あわせ沓■	上茂住村 兵吉	
3	30		500	布子沓つ	下茂住村 長兵衛	
3	30		300	布沓反■	下茂住村 長兵衛	
3	30		450	布沓反■	上茂住村 平六	
3	30		300	布子沓つ	下茂住村 五郎	
3	30		300	おかせ・くわ沓■	下茂住村 五郎	
3	30					
4	1		250	布沓反	猪谷村 平右衛門	7月13日同村中屋庄兵衛渡ス、利共5文利80文
4	1		100	なた■沓枚	上茂住村 長右衛門	
4	1		280	あわせ沓つ	上茂住村 平六	
4	1		320	よき沓丁	上茂住村 平六	
4	1		300	あわせ沓つ・■2■	上茂住村 平四郎	
4	1		500	■子■	上茂住村 与兵衛	
4	1		550	布子沓つ	上茂住村 平四郎	
4	1		1,000	けさ二つ 茂右衛門	下茂住村 徳翁寺	
4	1		150	裨半かます	上茂住村 平四郎	
4	2		300	あわせ沓つ・小たち・ひとよ物沓つ	上茂住村 長右衛門	
4	2		750	■ゆかた・はおり	上茂住村 平四郎	
4	3		300	よき・くわ・■んちやく	上茂住村 兵吉	
4	5		550	六升鍋・水ふろかま・くわ沓枚	上茂住村 平四郎	
4	5		250	あわせ沓つ	上茂住村 平六	
4	6		160	おかせ	下茂住村 五郎	
4	8		400	布沓反	中村 長蔵	
4	9		100	よき沓丁	下茂住村 長兵衛	
4	9		700	布子沓つ	下町 武兵衛	
4	9		200	かたひら一枚	上茂住村 喜三郎	
4	12		50	なた一丁	上茂住村 平四郎	
4	13		1,000	布子ゆかた沓枚	西漆山 平次郎	
4	13		576	かなとこ沓つ	上茂住村 喜三郎	
4	15		500	おけ沓つ	上茂住村 平六	
4	16		100	よき沓丁	下茂住村 五郎	
4	16		200	あわせ沓つ	横山村 善吉	
4	16		100	はひろよき沓丁	下茂住村 五郎	
4	19		166	あわせ沓つ	猪谷村 佐兵衛	
4	20		230	かたひら沓枚	上茂住村 平右衛門	
4	20		250	布沓反	猪谷村 八兵衛	
4	20		300	ばかり	下茂住村 五郎	
4	20		100	布	下茂住村 長兵衛	
4	21		300	あわせ沓つ	猪谷村 三郎兵衛	此銭の内100文請かし
4	21		50	おひ沓■	猪谷村 仁右衛門	
4	21		100	なた沓丁	上茂住村 清右衛門	
4	23		250	なつき・おひ・なた■三品	中山 八助	
4	23		200	あわせ沓つ	下茂住村 五郎	
4	25		500	布子沓つ	下茂住村 善吉	
4	25		114	くわ沓枚	中村 小兵衛	
4	28		130	布沓反	上茂住村 喜三郎	
4	29		100	た■鍋沓つ	上茂住村 長右衛門	
4	29		110	女おひ沓	上茂住村 源七	
5	1		260	布沓反	上茂住村 長右衛門	関所
5	3		510	あわせ沓つ	猪谷村 宅進	
5	4		30	くわ沓枚	上茂住村 長右衛門	
5	6		1,500	金子沓歩預り	下茂住村 惣四郎	
5	10		100	よき沓丁	間山 久助	
5	10		300	なつき・よき	中沢 吉蔵	
5	11		95	くわ・なた	上茂住村 平四郎	
5	12		120	あわせ沓つ	上茂住村 源七	
5	13		100	よき沓丁	上茂住村 清右衛門	
5	13		800	あわせ・はおり■武品	茂住谷 作兵衛	
5	14		450	六升鍋沓つ	上茂住村 清右衛門	
5	17		90	よき沓丁	間山 久助	
5	17		172	おかせ・くわ	下茂住村 五郎	
5	17		150	小たち・あわせ	下茂住村 五郎	
5	22		325	大豆沓八升	上茂住村 清右衛門	
6	1		500	あわせ・よき	猪谷村 弥七	勘七■
6	11		300	古あわせ沓つ	漆山 権助	
6	12		100	よき沓丁	中沢 吉蔵	
6	16		120	布沓丈三尺	新町 孫七	
6	16		200	よき鍋■沓丁	みのか崎 弥助	
7	1		300	布子沓つ	中沢 平四郎	坂屋
7	1		200	かたひら沓枚 渡ス	下茂住村 三右衛門	
7	2		690	布子沓つ	舟渡村 清七	
7	3		250	四升鍋沓つ	猪谷村 弥次兵衛	
7	4		725	小たち三つ・おひ沓■	下茂住村 善吉	
7	4		850	金子沓歩預り	下茂住村 善吉	

月	日	金	銭(文)	品目	取引相手	備考
7	4		100	くわ巻杖	下茂住村 五郎	
7	7		726	あわせ杖	猪谷村 長兵衛	利58文
7	7		1,000	あわせ巻つ・■巻反	猪谷村 吉兵衛	此銭の内200文請かし
7	9		400	あわせ巻つ	横山村 庄兵衛	
7	9		100	おかせ	下茂住村 五郎	同村兵吉むすめ二渡ス
7	10		450	むき三斗金巻歩替	上茂住村 平四郎	
7	11		100	まわた十五束	下茂住村 五郎	
7	11		174	かたひら・はおり	猪谷村 伝四郎	
7	11		900	かたひら巻・■杖	下茂住村 徳翁寺	
7	11		300	おひ巻■	下茂住村 徳翁寺	
7	11		700	もめん■子	下茂住村 徳翁寺	1月13日利73文取、小僧渡ス
7	11		900	けさ二	下茂住村 徳翁寺	
7	11		1,000	衣巻つ	下茂住村 徳翁寺	
7	11		1,100	小袖巻つ	下茂住村 徳翁寺	
7	11		1,200	ころも	下茂住村 徳翁寺	
7	11		1,200	ころも	下茂住村 徳翁寺	
7	11		1,200	ころも	下茂住村 徳翁寺	
7	12		100	に■杖百五十■	土村 次郎助	
7	12		700	かたひら・古敷・わきさし	間山 ■屋 新七	ながれ
7	12		750	あわせ・そめ■	猪谷村 九右衛門	
7	13		370	ひとよ物・にそ杖百九十目	横山村 平右衛門	
7	13		348	布子巻つ	横山村 惣四郎	
7	13		300	にそ七百七拾目	中村 長蔵	
7	13		100	まわた十五■	下茂住村 五郎	
7	13		110	女ゆかた巻杖	上茂住村 源七	
7	13		500	むき三斗五升	上茂住村 平六	
7	13		800	引板	上茂住村 平六	
7	13		500	かつは一枚	下茂住村 徳翁寺	
7	13		280	にそ七百目	上茂住村 平六	
7	13		1,400	金子杖歩預り	上茂住村 平右衛門	
7	13		224	はおり巻杖	上茂住村 兵吉	
7	14		550	ひとよ物・はおり一枚	猪谷村 仁右衛門	
7	14		30	おひ巻■	上茂住村 伝兵衛	
7	16		50	くわ・なた	猪谷村 八兵衛	
7	17		50	にそ	土村 次郎助	
7	17		50	くわ・にそ	土村 次郎助	
7	17		300	かたひら杖	下茂住村 五郎	
7	17		50	小たち・なつき	猪谷村 佐兵衛	
7	18		1,400	敷板十間	上茂住村 平六	
7	18		250	あわせ巻つ	猪谷村 伝四郎	
7	19		63	にそ百六十目	上茂住村 徳右衛門	
7	19		90	にそ杖百目	上茂住村 長右衛門	
7	19		200	にそ五百目	間山 久助	
7	20		1,420	むき六斗	上茂住村 平右衛門	
7	21		126	かたひら一枚	上茂住村 清右衛門	
7	21		200	あわせ巻つ	上茂住村 平六	
7	21		100	小たち・ひとよ物巻杖	上茂住村 平六	
7	21		500	引板	上茂住村 平六	
7	22		250	布巻反	猪谷村 八兵衛	亥8月3日68文取
7	26		350	かたひら・よき	西漆山 平四郎	
7	27		70	にそ杖百目	上茂住村 平六	
7	27		550	ひとよ物・女おび	西漆山 勘七	
7	27		120	かたひら一枚	上茂住村 源七	
7	27		126	にそ三百目	上茂住村 源七	
7	29		63	にそ杖百目	下茂住村 長兵衛	
7	29		50	石まわし一ヶ	下茂住村 兵吉	
8	1		300	なた巻ヶ・かたひら	下茂住村 五郎	
8	1		100	くわ・なた	下茂住村 長兵衛	
8	1		500	かたひら三枚	上茂住村 平右衛門	
8	1		200	にそ五百目	上茂住村 平右衛門	
8	1		150	かたひら一枚	上茂住村 平四郎	
8	1		60	にそ百五拾目	磯右衛門	
8	2		150	かたひら・にそ	上茂住村 平六	
8	5		150	かたひら一枚	上茂住村 源七	
8	5		180	女ゆかた一枚	上茂住村 源七	
8	6		900	男おひ三■・かたひら三枚	上茂住村 兵吉	
8	9		250	かたひら杖	上茂住村 喜三郎	
8	12		80	にそ杖百目	上茂住村 源七	
8	13		700	ゆかた巻杖・女おひ巻■・かたひら杖	西漆山 勘七	
8	16		83	おひ巻■	下茂住村 権七	
8	16		120	にそ三百目	間山 久助	
8	16		84	くわ巻杖	上茂住村 平四郎	
8	26		650	古敷・ゆかた・おび・さいふ・四品	上茂住村 平四郎	
8	28		1,500	裨五ツ	上茂住村 平六	
8	29	1分		■■つ・あわせ巻つ	上茂住村 平四郎	
8	29		500	かたひら五枚	上茂住村 平四郎	
8	29		600	裨杖つ	上茂住村 平四郎	
8	29		800	■・あわせ杖つ	上茂住村 平四郎	
8	29	1分		かたひら六枚	上茂住村 平四郎	
8	30		80	にそ・たそ杖百目	下茂住村 善吉	
9	1		600	裨杖つ	下茂住村 長兵衛	
9	1		300	裨巻つ	上茂住村 平四郎	
9	4		100	にそ杖百三拾文	猪谷村 久蔵	
9	4		200	なつき杖	猪谷村 三右衛門	
9	8		530	ゆかた杖	上茂住村 平右衛門	
9	8		600	裨杖つ	上茂住村 平右衛門	
9	8		300	裨巻つ	上茂住村 平六	
9	8		500	裨杖つ	上茂住村 平四郎	
9	17		150	かたひら巻杖	下茂住村 伝助	

月	日	金 銭(文)	品目	取引相手	備考
9	17	300	稗巻つ	上茂住村 喜三郎	
9	21	300	稗巻つ	上茂住村 平六	
9	21	600	たはこ廿七斤	下茂住村 五郎	
9	21	250	よき・くわゞ武品	上茂住村 兵吉	
9	22	1,300	たはこ六拾五斤	上茂住村 平右衛門	
9	27	300	稗巻つ	土村 次郎助	
9	27	2分	たはこ巻	上茂住村 平右衛門	
9	29	300	かたひら武枚	間山 新七	
9	29	100	布・はおり巻枚	上茂住村 源七	
9	29	120	たはこ六斤	上茂住村 平四郎	
10	1	550	あわせ巻つ	上茂住村 平六	利30文
10	3	50	なつき巻枚	上茂住村 源七	
10	3	500	かたひら武枚	吉野村 市右衛門	
10	3	200	なつき武枚	吉野村 市右衛門	
10	7	800	たはこ四九斤	上茂住村 喜三郎	
10	7	180	なつき巻枚	猪谷村 三右衛門	
10	7	200	かたひら一枚	猪谷村 三右衛門	
10	8	100	小たち・かたひら一枚	舟渡村 甚四郎	
10	8	160	はおり巻枚	猪谷村 仁右衛門	
10	8	300	布子巻つ	下茂住村 伝助	
10	9	600	布子巻つ	上茂住村 平右衛門	
10	9	600	なた五丁・よき巻丁	下茂住村 伝助	
10	11	223	かたひら一枚	西漆山 平次郎	
10	11	150	ゆかた一枚	上茂住村 平右衛門	
10	14	300	あわせ巻つ	下町 次郎吉	
10	23	150	かたひら二枚	横山村 善吉	
10	24	300	布子巻つ	上茂住村 兵吉	
10	26	300	大豆武斗	上茂住村 平四郎	
10	29	1,500	たはこ六十斤	上茂住村 平右衛門	
10	30	300	布子巻つ	上茂住村 兵吉	
10	30	400	にそ巻■・そめ■七尺	下茂住村 伝助	
10	30	350	かたひら三枚	下茂住村 伝助	
11	1	100	大豆八斗	上茂住村 源七	
11	1	800	もめん武反	下茂住村 伝助	
11	2	1分	たはこ四拾斤	上茂住村 平六	
11	10	300	大豆武斗	土村 次郎助	
11	10	1,500	あわせ・布武反・なつき■	横山村 市右衛門	
11	12	180	たはこ二十斤	上茂住村 長右衛門	
11	13	200	布巻反	中村 長蔵	
11	13	1,830	たはこ九拾斤	上茂住村 兵吉	
11	18	1,000	かたひら四枚・布巻反	猪谷村 吉兵衛	
11	20	1,100	米五斗	横山村 平右衛門	
11	20	150	かたひら一枚	猪谷村 伝四郎	
11	21	250	あわせ巻つ	大工 彦右衛門	
11	22	750	かたひら四枚	猪谷村 九右衛門	
11	23	684	かたひら四枚	猪谷村 長兵衛	
11	29	300	布子巻つ	上茂住村 伝兵衛	
12	1	160	なつき武枚	猪谷村 伝四郎	
12	1	300	布子巻つ	上茂住村 平四郎	
12	5	680	米三斗	下茂住村 三右衛門	
12	5	200	布巻反	下茂住村 惣四郎	
12	10	150	なつき一枚	猪谷村 甚兵衛	
12	10	350	なつき武枚	横山村 惣四郎	
12	10	400	布子巻つ	横山村 惣四郎	是ハ酉12月26日質
12	18	170	よき巻丁	猪谷村 太兵衛	3月30日質
12	18	600	あわせ巻つ	上茂住村 伝兵衛	
12	18	99	かたひら一枚	上茂住村 平右衛門	
12	23	300	布巻反	猪谷村 三右衛門	
12	24	250	よき武丁	下町 彦助	
12	24	300	なつき武枚	下町 次郎吉	
12	24	350	小たち・なつき三枚	横山村 惣四郎	
12	24	370	なつき武枚	横山村 平右衛門	
12	24	600	米三斗	横山村 平右衛門	
12	24	40	くわ巻枚	猪谷村 次兵衛	
12	24	500	たはこ	上茂住村 平右衛門	
12	24	450	■子百五丸・丸木板武間・さん三拾本	上茂住村 喜三郎	兵右衛門方ニ預ヶ置
12	27	1,100	鉛武貫三百目	下町 九兵衛	
12	27	800	し■寸 ■■	下茂住村 伝蔵	但、本人方へ入置
12	28	300	布武反	横山村 伝吉	
12	28	450	くわ三枚	横山村 伝吉	此錢150文請かし
12	29	300	くわ・なつき	茂住谷 作兵衛	
12	29	1,300	たはこ五拾斤	上茂住村 平六	
12	30	5,500	たはこ三回	上茂住村 平右衛門	
12	30	700	ゆかた巻枚・かたひら三枚	上茂住村 兵吉	
12	30	1,100	たはこ六十斤計	上茂住村 平右衛門	
12	30	200	よき	上茂住村 伝兵衛	

(飛騨市神岡町東茂住 柿下家文書「寛保2年「大福牒」より作成)

注1: 品目はいずれも史料の記載にしたがった。

注2: ■印は判読不能の文字を示す。

【付表3】石見銀山における御直山の開発状況(1779年1月~6月)

月日	事項	御直山御入用払		鍵分			期間
		内容	丁銀(匁)	荒鍵(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
1/2	新横相・元泉山・柑子谷元久稼所・蔵本山他御直山入祝儀						
1/9	元泉山平井米薄身横相四番鉦之内源石衛門・安五郎横相切口より1尋程向東天井寸法稼を飯嶋喜兵衛・吟兵衛が出願(切地2丁所望)、詮議の上許可						
1/15	新横相15番順根戸厚身横相水道	2尺8寸	133.060				1/3~1/13
1/15	新横相12間尺八向穿撃		131.500				1/3~1/13
1/15	新横相鍵分			449.400	30.600	1.500	1/3~15
1/15	元泉山鍵分			1,759.200		6.700	1/3~14
1/16	元泉山惣切地(12/18~27)柄山入札払 柄山2500荷・落札人又四郎、此代4977文(10荷三付59文9分余)内749文 武半歩二						
1/15	福神山鍵分			68.800	14.300		1/3~14
1/18	今泉山の内7番鉦西延御直稼延詰より西へ寸法稼を所望(山出来の上切地2挺)、甚蔵・丈七出願し、許可される						
1/19	銀吹要蔵、正銀拝借出願、銀10貫目貸付を受ける。						
1/18	柑子谷元泉山永久稼16番平井米鉦東延大直切切延	7寸8分(6×3)	175.030				1/3~1/15
1/18	柑子谷元泉山永久稼16番平井米鉦水道御直切	6寸(6×3)	183.240				1/3~1/15
1/18	柑子谷元泉山永久稼45番山田鉦大切厚身切渡御直切延	3尋2尺4寸(5×3)	405.120				1/3~1/15
1/18	柑子谷元泉山永久稼45番山田鉦水道御直切延	3尋2尺(5×3)	409.790				1/3~1/15
1/21	今泉山横番鉦東延大切2尋切延請負、丁銀130匁、請負切相済むにつき、掛役人確認の上、夫丈七に両替、支払						
1/21	元泉山黒鉦東延詰亥三横相大御直切延	7尺	223.550				1/3~19
1/21	元泉山黒鉦東延詰亥三横相水道御直切延	7尺	222.660				1/3~19
1/22	元泉山平井米薄身横相2番鉦幸四郎・弥藤次横相入口より薄身小鉦東へ寸法稼(山出来の上切地2挺)を、幸四郎・孫六より出願、許可される						
1/22	元泉山平井米薄身横相2番鉦大切詰より3尋程跡、小鉦面天井へ寸法稼(山出来の上切地2挺)を、七之助・和乎より出願、許可される						
1/22	蔵本山道中佐吉鉦下いよいよ場の梓留山大破の危険あり、急修覆の必要を福神山詰合より報告あり						
1/23	新横相中東之内吉松・幸四郎稼所風廻抜合より西へ寸法稼(山出来の上切地2挺)を、松本幸四郎出願、許可される。						
1/23	今泉山10番鉦水道再入札を1月25日、新横相御入用払の際に行う旨、新横相詰合に申し遣わす						
1/24	元泉山平井米水道2番詰平八・平助稼所、鍵なきにつき切地上、山附奥書をもって届け出る						
1/24	柑子谷元泉山永久稼四ツ留木屋入用、銀72匁77(此鍵6.185文)内訳一56匁47(董600束の内前貸し銀)、10匁12(柄竹4束)、6匁18(縛3500尋)						
1/25	新横相15番順根戸厚身横相大切2番尺八向出鉦穿撃御直切延		143.510				1/14~23
1/25	新横相15番順根戸厚身横相水道	3尺	143.720				1/14~23
1/25	新横相鍵分			165.200	10.800	700	1/15~24
1/25	元泉山鍵分			1,317.800	96.300	4.200	1/15~24
1/26	今泉山10番鉦大切入札落札人丈七(札数5枚)・請相人清五郎・佐吉 日限7昼夜、銀71匁、<外> 12匁吟味減、80匁97山付損減、内6匁前請負銀に増し						
1/26	今泉山10番鉦水道切延入札 落札人 豊松(札数5枚)・請相人 友三郎・丸兵衛 日限5昼夜、銀57匁 <3匁吟味減、3匁5前請負銀に減>						
1/26	元泉山平井米薄身横相水道4番鉦 和助・甚蔵上げ切地東天井へ寸法稼(山出来の上切地2挺)、濱野清三郎・友七出願、許可される						
1/27	元泉山永久稼所四ツ留入用、丁銀18匁75						
1/27	正銀10貫目を拝借したき旨、吹方懸り添手紙差し越すにつき銀吹亀左衛門に渡す						
1/28	丁銀50匁67文、戌12月分銀山御入用銀、両替目歩銭を今日取り立て、翌29日御蔵納の積もりにて、御役所土蔵に入れ置く						
1/28	元泉山永久稼16番平井米鉦東延大切	7寸(6×3)	174.040				1/17~26
1/28	元泉山永久稼16番平井米鉦東延水道	5寸8分(6×3)	178.600				1/17~26
1/28	元泉山永久稼45番山田鉦厚身切渡大御直稼	2尋4尺8寸(5×3)	391.060				
1/29	元泉山永久稼45番山田鉦厚身切渡水道御直稼	3尋4寸(5×3)	397.900				
1/30	安立山 2月分間歩銀 判銀1匁 多四郎・松原紋左衛門						
1/30	再来山 2月分間歩銀 判銀2匁 矢田幸四郎・松原紋左衛門						
2/2	蔵本山佐吉鉦はいよいよ場下急修覆御入用	押木7枚、片桧2枚	12.550				
2/2	元泉山黒鉦東延詰亥三横相水道御直切延	5尺7寸	77.220				1/20~29
2/2	元泉山黒鉦東延詰亥三横相大御直切延	1尋4寸	179.400				1/20~29
2/15	元泉山鍵分			1,109.400		5,000	1/15~30
2/15	福神山鍵分			185.600	11,600		1/15~30
2/2	元泉山平井米横相、吟兵衛・喜三郎稼所より見鍵差し出す						
2/4	今泉山鉦大切水道請負切が済み、見分が行われた						
2/4	今泉山大切請負が済み、跡請負藤八・丈七・清五郎・佐吉が出願、吟味の上請負銀71匁の内1匁減、1尋につき70匁で請け負わせる						
2/4	福神山道中のうち、薄身横相にて向の鉦西へ寸法稼を望み、幾兵衛・嘉次願書差し出し、許可される						
2/5	新横相15番順根戸厚身横相水道御入用	2尺2寸	133.500				1/24~2/3
2/5	新横相12番尺八向出鉦穿撃		132.660				1/24~2/3
2/5	新横相鍵分			75.600	5,400	300	1/25~2/4
2/7	元泉山鍵分払			1,813.600	77.400	2,100	2/1~2/6
2/8	元泉山仕手柄山(亥1/3~2/6) 2500荷、此代錢14貫590文(10荷につき58文4分)内、730文=20分の1還上(此銀7匁93、但、1匁につき92文)						
2/8	元泉山永久稼16番平井米鉦東延御入用払	7寸	175.530				1/27~2/6
2/8	元泉山永久稼16番平井米鉦水道御入用	5寸6分	166.220				1/27~2/6
2/8	元泉山45番山田鉦厚身切抜御入用	1尋(5×3)	245.040				1/27~2/6
2/8	元泉山45番山田鉦水道切抜御入用	1尋1尺1寸	242.310				1/27~2/6
2/8	元泉山1番尺八御入用	2尋1寸	142.360				1/27~2/6
2/8	元泉山2番尺八御入用	2尋5寸	158.720				1/27~2/6
2/12	正鉛20貫目、銀吹方助拝借願提出						
2/12	新横相中東谷、吉松・幸四郎稼所、見鍵差し出す						
2/12	銀35匁、今泉山10番鉦東延大御直請負銀前貸し						
2/12	銀28匁、今泉山水道請負銀前貸し						
2/12	銀426匁37、元泉山黒鉦東延亥の3横相大御直水道切延入用						
2/13	元泉山黒鉦東延詰亥ノ三横相大御直稼	7尺1寸	204.050				1/30~2/11
2/13	元泉山黒鉦水抜御直稼	6尺8寸	212.320				1/30~2/11
2/14	新横相にて9本持切張80駄、6本持切張20駄、都合100駄必要につき、来る19日まで付け送るよう、銀山岡村へ差紙つかわす						
2/14	元泉山平井米薄身横相2番鉦薄身小鉦、幸四郎・源六稼所、見鍵差し出す						
2/16	竹下儀兵衛死去につき、昆布山谷・栃畑谷年寄役を兼帯するよう山組頭上野惣十郎に申し渡す						
2/15	新横相15番順厚身横相水道	2尺	128.510				2/4~13
2/15	新横相大切20番尺八向出鉦穿撃		127.150				2/4~13
2/15	新横相根戸4丁目の内、仕手稼所、鍵下付札 正味鍵221貫31匁、此代銀167匁7分9厘、落札人万助(荒鍵10貫目につき正味鍵5貫660匁、正味鍵100匁につき賞前丁銀1分2厘1毛、右様を以て入札申し触れ、吟味の上落札人へ申し付ける)			391.300			
2/16	新横相根戸4丁目の内、仕手鍵分			140.700			2/5~14
2/16	今泉山10番鉦請負切済み、1尋請負続き吟味 銀64匁⇒請負人清八 外2匁吟味減、請負人丈七・左吉						
2/16	柑子谷道中留山修覆につき9本持切張50駄、6本持切張10駄申し触れるよう、詰合大住軍平より申越、今日圓村へ申し触れる						

月日	事項	御直山御入用私		繰分			期間
		内容	丁銀(匁)	荒繰(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
2/17	丁銀35匁、今泉山10番鉾鉦大切請負切残り銀						
2/17	丁銀34匁、今泉山10番大切請負前貸銀						
2/18	柑子谷元泉山永久稼16番平井米東切上大切	7寸(6×3)	165.170				2/7~16
2/18	柑子谷元泉山水道	5寸6分(6×3)	171.070				2/7~16
2/18	柑子谷元泉山45番山田鉦水道厚身切渡	5尺5分5寸(5×3)	272.130				2/7~16
2/18	柑子谷元泉山45番山田鉦大切御直切延	3尺3寸	80.680				2/7~16
2/18	柑子谷元泉山45番山田鉦1番尺八切渡御入用	4尺3寸	69.390				2/7~16
2/19	丁銀22匁2分、今泉山10番鉾鉦水道厚身請負前貸銀						
2/20	高4貫のうち銀400目(銀吹■右衛門・万助・■藏)、高1貫200目のうち銀120目(久三郎)、銀吹ども借銀のうち返納、御銀蔵へ納める						
2/20	元泉山繰分私			2,546.400	185.600	7.200	2/7~19
2/22	丁銀358匁26、元泉山黒鉦東延亥ノ三横相大切水道入用						
2/24	銀吹龜三郎、正銀20貫目拝借願、許可される						
2/23	元泉山黒鉦東延亥ノ三横相大切	1尋6寸	180.130				2/12~21
2/23	元泉山黒鉦東延亥ノ三横相水道	2尺8寸	178.140				2/12~21
2/24	銀228匁31、新横相15番順厚身横相大切水道入用請け取りたく新横相詰合山方掛より証文差し出すにつき、御留主居中へ達し、両替のうえ渡す						
2/24	昨23日、今泉山鉾鉦水道1尋分入札吟味 日限6昼夜 銀59匁2分 落札人豊松(請相人友三郎・九郎兵衛) 内10匁吟味減 8分再吟味減 外3匁 前札二増						
2/24	蔵本山佐吉鉦ノ彦九郎鉦迄留山修繕、山附共請辻仕立てる積もり 銀38匁44「黒鉦・佐吉鉦両所相口東西塗り流し二階仕廻し入用積もり」 銀353匁96「佐吉鉦ノ彦九郎鉦迄両山修繕積もり入用」ノ312匁4 内38匁44吟味引き方 少以353匁96						
2/24	丁銀129匁24 柑子谷元泉山永久稼四ツ留木屋、屋根葺&縄代						
2/25	新横相15番根戸厚身横相大切	1尺5寸	98.908				2/15~23
2/25	新横相15番根戸厚身横相水道	3尺3寸	129.330				2/15~23
2/25	新横相繰分			606.200	43.300	1.900	2/15~24
2/26	当年運上炭のうち、230駄、来3/6限銀山銀吹共へ付け送るよう、差紙を以て師へ申し触れる						
2/27	今泉山10番鉾鉦大切1尋切延請負済み、見分したところ出来方相違ない旨確認。請負続き、丈七・溝八・佐吉出願、前請負銀と1尋6匁のうち2匁相減、残6匁にて請負続申し付ける						
2/28	今泉山のうち吉鉦(?)抜目近くにて寸法様したく(山出来の上、切地2挺所望)出願、新横相詰合にて吟味し、願通り申し付ける						
2/29	正銀220貫目、銀吹宗十郎拝借出願、許可される						
2/28	元泉山永久稼所16番平井米鉦東切延大切	5寸8分	166.190				2/17~26
2/28	元泉山永久稼所16番平井米鉦東切延水道	5寸6分	178.700				2/17~26
2/28	元泉山永久45番山田鉦厚身切渡大切	2尋、両立木3枚、片立木1枚、留山手子1人、木挽賃	363.000				2/17~26
2/28	元泉山永久45番山田鉦厚身切渡水道	4尺5寸、両立木7枚、片立木27枚、片枠20枚、かハ1枚、留山手子2人、打込1枚、木挽賃	290.110				2/17~26
2/29	元泉山平井米薄身横相のうち4番鉦喜三郎・吟兵衛切地より1繩程跡にて東へ寸法様したく(山出来の上、切地2挺)、磯村源右衛門・嘉平太差し出し、評議の上申し付ける						
2/30	3月分間歩請は以下の通り、山組頭水田久右衛門と請人へ申し渡す ①判銀2匁 再來山 矢田幸四郎 ②判銀1匁 安立山 三宅秀藏 ノ3匁						
2/30	今泉山10番鉾鉦水道1尋請負切が済み、見分する						
2/30	今泉山10番鉾鉦水道跡請負続き、豊松・友三郎・九郎兵衛出願する。前請負銀1尋につき59匁2分のうち7分減し、銀58匁5分にて1尋請負続き申し付ける						
2/30	元泉山繰分			1,979.800		4.700	2/20~29
2/30	福神山繰分			115.200		7.200	2/20~29
3/1	出柄山入札(亥2/7~2/29) 4000荷(10荷につき54文4分) 内1貫88文(20分1運上) 此銀11匁8分(1匁につき92文替)						
3/1	今泉山10番鉾鉦大切水道1尋宛請負切延前貸銀 出願 丁銀62匁 内33匁(大切前貸) 29匁(水道前貸)						
3/1	元泉山黒鉦東延亥三横相大切御直切延	4尺7寸	131.140				2/22~29
3/1	元泉山黒鉦東延亥三横相水道	4尺5寸	131.500				2/22~29
3/5	新横相錢払御用のため、中西与左衛門・柳原孫左衛門立ち会い						
3/5	新横相15番根戸厚身横相大切	3尺4寸	123.110				2/24~3/2
3/5	新横相15番根戸厚身横相水道	1尺8寸	131.450				2/24~3/2
3/8	元泉山永久御入用私、宗岡専三兵衛・柳原孫左衛門立ち会い						
3/9	柑子谷元泉山永久稼四ツ留新木屋屋根葺き入用 <見積もり> 銀8貫504文 ○銀4貫500文 請負人・柑子谷平助 外3貫4文=吟味減り 800文=再吟味減り 判銀7貫601匁390判打ち引替、丁銀10貫860匁870渡し、諸役丁銀850匁020取立、御蔵納						
3/9	柑子谷元泉山永久稼16番平井米鉦東延大切	5寸3分	150.470				2/27~3/6
3/8	柑子谷元泉山永久稼16番平井米鉦水道	5寸	155.560				2/27~3/6
3/8	柑子谷元泉山45番山田鉦厚身切渡大切	1尋4尺	346.510				2/27~3/6
3/8	柑子谷元泉山45番山田鉦厚身切渡水道	1尋1尺	235.920				2/27~3/6
3/11	元泉山平井米45番鉦、源右衛門・嘉平太様所より見違差し出す						
3/11	元泉山平井米薄身横相大切2番鉦向にて与三右衛門・源蔵上げ切地より東天井へ寸法様きたしたく、清右衛門・嘉惣太願書差し出し、寸法様き仰せ付けられる						
3/14	元泉山黒鉦東延亥ノ三横相大切切延	6尺	193.320				2/30~3/11
3/14	元泉山黒鉦東延亥ノ三横相水道	5尺5寸	190.820				2/30~3/11
3/16	新横相繰分			574	41	1,900	2/25~3/15
3/16	今泉山戌年歩一繰分				29	2,300	戌年分
3/16	新横相戌年歩一繰分 (戌10/16、6/5、6/15、6/25、12/5、12/15、12/25取立分)				163	5,600	戌年分
3/16	新横相亥年歩一繰分				82	3,900	亥年分
3/16	あへ繰分(亥1/15、1/25、2/5、2/25、3/16取立の歩一、砂手繰、様紙を以て銀吹へ入札私)				63	2,800	
3/16	新横相15番順根戸厚身横相大切	2尺5寸	99.480				3/4~3/13
3/16	新横相15番順根戸厚身横相水道	1尺3寸	91.880				3/4~3/13
3/18	柑子谷元泉山永久稼45番山田鉦厚身切渡り大切	2尋4寸(5×3)	360.520				3/7~16
3/18	柑子谷元泉山永久稼45番山田鉦厚身切渡り水道	2尋2尺3寸(5×3)	387.250				3/7~16
3/18	柑子谷元泉山永久稼16番鉦東切延	6寸(6×3)	159.820				3/7~16
3/18	柑子谷元泉山永久稼16番鉦東水道	5寸6分(6×3)	163.520				3/7~16
3/19	元泉山繰分			2,013.800	144.500	4.500	3/10~18
3/19	福神山繰分			80.000	5.000		3/10~18
3/21	判銀3貫267匁930、判打ち引替、丁銀6貫274匁420渡し、諸役丁銀490匁660御蔵納め						
3/21	高4貫目、丁銀400目(3月分)龜太郎・宗十郎・要蔵・藤助 高1貫200匁、丁銀120目(3月分)久三郎 銀吹共拝借銀のうち返納、御銀蔵へ納める						
3/21	柑子谷元泉山黒鉦東延亥ノ三横相大切水道入用		357.110				?
3/21	今泉山10番鉾鉦東延大切1尋分請負切残銀		33.000				?
3/21	蔵本山本横相佐吉鉦より彦九までの間留山様紙&にかい築山付請込修繕前貸し		170.000				
3/23	新横相根戸厚身横相12番尺八より直向切縫穿鑿所のうちより東天井へ寸法様、長見新七・竹下源八出願、評議の上様き仰せ付けられる						
3/23	元泉山繰分(戌9/23、10/1、10/9、10/21、11/1、11/12、11/22、12/1、12/8、12/18、12/26分歩一、砂手繰、洗吹銀を以て銀吹へ入札私)				430.000	1,800	戌年分

月日	事項	御直山御入用私		縫分			期間
		内容	丁銀(匁)	荒縫(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
5/8	元泉山永久御稼16番平井米鉦大切	3寸6分(6×3)	136.950				4/27~5/6
5/8	元泉山永久御稼16番平井米鉦水道	4寸4分(6×3)	138.050				4/27~5/6
5/8	元泉山45番御直稼大切	1尋6寸8分(5×3)	315.500				4/27~5/6
5/8	元泉山45番御直稼水道	2尺4寸4分(5×3)	305.830				4/27~5/6
5/8	元泉山3番尺八		21.360				4/27~28
5/12	元泉山平井米大切2番鉦源蔵・忠四郎稼所より見縫差し出す						
5/12	元泉山縫分			2,174,200	154,200	5,000	4/24~5/11
5/12	福神山縫分			360,000	22,500		4/24~5/11
5/13	元泉山黒鉦東延詰亥三横相大切	4尺5寸	145.740				5/2~12
5/13	元泉山黒鉦東延詰亥三横相水道	3尺2寸	140.180				5/2~12
5/15	丁銀350匁、元泉山黒鉦9番尺八向薄身横相のうち、源右衛門・幸四郎請負修覆稼所40尋東へ切延のうち5尋分入用						
5/15	元泉山黒鉦9番尺八向薄身横相のうち、源右衛門・幸四郎請負修覆稼所40尋東へ切延のうち5尋切延がすみ、入用請取りたき旨出願につき、見分のため、坂本金七・三宅運次、山附共召し連れ敷入見分、出来方相違なきことを確認、入用銀を渡す						
5/15	新横相根戸厚身横相西鉦延大切御直修覆	片立木15枚、押木11枚、打込3枚	78.070				5/4~13
5/15	新横相根戸厚身横相西鉦延水道御直修覆	片立木16枚、押木9枚、打込5枚	27.160				5/11~12
5/15	新横相根戸4丁目水道御直修覆	両立木3枚	26.580				5/4~12
5/15	蔵本山縫分			983,400	69,600	2,000	4/29~5/14
5/15	新横相縫分			246,400	17,600	1,300	4/25~5/14
5/18	元泉山永久稼所16番平井米東延大切	4寸(6×3)	148.560				5/7~15
5/18	元泉山永久稼所16番平井米鉦水道切延	4寸9分(6×3)	149.530				5/7~15
5/18	元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡大切	1尋7寸6分(5×3)	317.440				5/7~15
5/18	元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡水道	1尋3寸7分(5×3)	339.080				5/7~15
5/20	山田清五郎・上野弥兵衛・銀振初次郎、酒谷村見分として出立						
5/22	福神山のうち吉十郎・又三郎切地より10尋程跡にて薄身横相切を宗吉出願、評議の上申し付ける						
5/22	平井米薄身横相4番鉦のうち、友七・清三郎稼所より見縫差し出す						
5/23	元泉山縫分			2,591,000	156,500	6,000	5/12~22
5/23	福神山縫分			144,000	9,000		5/12~22
5/23	元泉山黒鉦東延詰亥ノ三横相水道	3尺1寸	144.100				5/12~22
5/23	元泉山黒鉦東延詰亥ノ三横相大切	4尺5寸	150.660				5/12~22
5/24	判銀3貫194匁490、昨日判打引替、丁銀6貫133匁420渡し、諸役丁銀479匁640取立、御蔵納						
5/24	亥6月分灰吹焼木・渡木・吹灰差紙押切いたし差し出す						
5/24	高1貫200匁のうち、丁銀120匁 銀吹久三郎 高4貫目のうち、丁銀400匁 銀吹亀右衛門・宗十郎・要蔵・万助 銀吹伴信銀のうち亥5月分返納、御銀蔵納						
5/25	元泉山平井米横相2番鉦東弥孫次・幸四郎横相合口より東天井へ寸法稼ぎ、幸四郎・喜十郎出願、評議の上申し付ける						
5/25	新横相根戸厚身横相西鉦延大切切延	1尋3尺9寸	144.640				5/15~23
5/25	新横相根戸厚身横相西鉦延水道切延	1尋3尺4寸	112.250				5/15~23
5/25	新横相根戸厚身横相西鉦延大切修覆		49.120				5/14~15
5/26	新横相根戸厚身横相12番尺八向御直穿鑿所のうちより東返上源八・新七稼所より見縫差し出す						
5/25	今泉山縫分			204,400	14,400	200	5/20~24
5/26	今泉山10番鉦大切1尋分切延入札 日切8昼夜 銀71匁 佐五郎・清八 内5匁 前請負に増し、外3匁4分 吟味減り 6分再吟味減り						
5/26	今泉山10番鉦水道1尋分切延入札 日切8昼夜 銀66匁2分 源三郎・喜助 内7匁7分 前請負に増し、外11匁 吟味減り 8分再吟味減り						
5/28	御役所・新横相・今泉山・福神山・蔵本山・元泉山・永久稼所 7ヶ所 5/20~27迄観世音寺歡喜天において銀山繁栄祈禱滞りなくすみ、お礼を早速稼所へ持ち遣わす						
5/28	先達て、山田清五郎他見分に行った酒谷村・千原村見縫、福神山において試様しするにつき、宗岡喜三兵衛・沢井伴伍立ち会い、井口清助罷り上る						
5/28	元泉山永久稼16番平井米鉦東延大切切延	4寸7分	165.840				5/17~26
5/28	元泉山永久稼16番平井米鉦東延水道切延	5寸1分	164.620				5/17~26
5/28	元泉山永久稼45番山田鉦厚身切渡大切切延	4尺9寸8分	376.920				5/17~26
5/28	元泉山永久稼45番山田鉦厚身切渡水道切延	1尋4尺9寸	400.410				5/17~26
5/29	千原村釜山縫試様し、正味縫20匁 <金外>25匁 しりつら4匁 此鉛8匁 銀気なし 様し人万三郎 同断、右同断 様し人 三之助 酒谷村釜山縫 正味縫20匁 <金外>25匁 しりつら4匁 此鉛4匁2分 灰吹銀少 様し人 万三郎 同所分 正味縫20匁 <金外>25匁 しりつら2匁 此鉛5匁2分 銀気少■						
5/29	正鉛20匁目、銀吹万助拝借したく願書差し出す						
5/30	判銀1匁 安立山 請人三宅万蔵 判銀2匁 再来山 請人矢田幸次郎 3匁 山組頭水田久右衛門 6月分間歩請銀						
6/4	元泉山黒鉦東延詰亥三横相大切	1尋	170.211				5/22~6/1
6/4	元泉山黒鉦東延詰亥三横相水道	3尺6寸	163.700				5/22~6/1
6/4	元泉山縫分			2,410,400	174,600	記載無し	5/23~6/2
6/4	福神山縫分			190,200	12,200		5/23~6/2
6/4	蔵本山縫分			1,287,200	93,600	2,900	5/15~6/2
6/4	元泉山惣切地柄山込札			9,436	472		5/3~6/2
6/5	新横相根戸4丁目水道御直修覆		30.650				5/28~6/3
6/5	新横相根戸厚身西鉦延■切御直切延	2尋1尺5寸	180.050				5/24~6/3
6/6	新横相縫分			259,000	18,500	1,000	5/15~6/4
6/6	今泉山10番鉦水道切延1尋請負済み、次■請負続出願、吟味の上1尋請負銀66匁のうち1匁7分減り、64匁5分にて請負続き、喜助・源三郎・豊松へ申し付ける						
6/7	丁銀66匁2分 今泉山10番鉦水道1尋分切延請負銀(請負人源三郎・喜助)入用銀渡す。丁銀350匁、元泉山黒鉦東延9番尺八延薄身横相のうち、東へ5尋切地、源右衛門・幸四郎御手当銀渡す						
6/7	今泉山10番鉦大道請負切1尋済み、跡請負続佐五郎・清八出願。吟味の上前銀1匁減り、1尋70匁にて請負続き申し付ける						
6/7	元泉山薄身横相2番鉦、幸四郎・喜十郎稼所より見縫差し出す						
6/8	丁銀71匁 今泉山10番鉦大切1尋東切延請負切り、入用銀渡す						
6/8	柑子谷元泉山永久稼所1番平井米鉦東延水道	5寸2分(6尺×3尺)	166.660				5/27~6/6
6/8	柑子谷元泉山永久稼所1番平井米鉦東延大切切延	5寸2分(6尺×3尺)	164.870				5/28~6/6
6/8	柑子谷元泉山永久稼所45山田鉦厚身切渡切延	4尺6寸(5尺×3尺)	378.510				5/27~6/6
6/8	柑子谷元泉山永久稼所45山田鉦厚身切渡水道	2尋1尺5寸(5尺×3尺)	379.570				5/27~6/6
6/13	五十猛村鉛山より取り越す山道具及び酒谷村山間掘につき吉岡要四郎・山田清五郎持参の山道具、様し道具鍛冶屋道具の報告あり						
6/13	福神山縫分			267,200	16,700		6/10~6/12
6/13	元泉山縫分			1,253,200	161,300	6,500	6/3~6/12
6/13	元泉山黒鉦東延詰亥ノ三横相大切切延	1尋	179.960				6/2~6/11
6/13	元泉山黒鉦東延詰亥ノ三横相水道	3尺6寸	172.540				6/2~6/11
6/14	福神山宗吉稼所より見縫差し出す						
6/14	酒谷村泉山のうち、穿鑿見分として翌15日、銀吹2人召し連れ、吉岡要四郎・山田清五郎罷越すにつき、先触れ差し出す						
6/15	新横相根戸厚身横相之内西延大切	2尋1尺5寸	169.360				6/4~6/13

月日	事項	御直山御入用払		繰分			期間
		内容	丁銀(匁)	荒繰(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
6/15	新横相根戸厚身横相之内西延水道	2尋1尺3寸	191.220				6/4~6/13
6/15	新横相根戸4丁目水道修覆入用(片杵1枚・両立木3枚)		39.440				6/5~6/13
6/15	今泉山繰分			336,000	24,000	400	5/24~6/14
6/18	銀吹宗十郎、竿鉛拝借したく、吹方掛添書を以出願。25貫目渡す						
6/18	柑子谷元泉山永久稼所1番平井米鉦東延大切切延	5寸4分(6尺×3尺)	170.600				6/7~16
6/18	柑子谷元泉山永久稼所1番平井米鉦東延水道	5寸1分(6尺×3尺)	163.750				6/7~16
6/18	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡大切	4尺1寸(5尺×3尺)	342.750				6/7~16
6/18	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡水抜	4尺6寸(5尺×3尺)	342.620				6/7~16
6/20	正鉛1包、銀吹要蔵拝借したく、吹方掛添書を以出願。						
6/20	丁銀64匁5分、今泉山10番鉛鉦東延水道1尋分請負銀払 当年運上炭のうち、230駄仰せ付けられたく、銀吹5人より願書差し出すにつき、御留守居中へ達し、来る7月1日限り、銀吹共向々へ渡し、例の通請取書取り置くよう、向々鉦師へ差紙にて触れる						
6/21	温泉津村越前屋宇次右衛門へ先達て預け置いた正鉛180目、この節御役所正鉛払切るにつき、一両日中付け送るよう差紙認める						
6/23	温泉津村越前屋宇次右衛門へ先達て預け置いた正鉛180目(但、18丸)今日、宇次右衛門方より付け送るを受け取り置く						
6/23	元泉山黒鉦東延詰亥三横相大切	5尺	174.680				6/12~21
6/23	元泉山黒鉦東延詰亥三横相水道	3尺2寸	163.970				6/12~21
6/23	元泉山繰分			1,863,400	133,100	4,000	6/13~23
6/23	福神山繰分			252,800	5,800		6/13~23
6/23	蔵本山繰分			1,181,600	84,400	2,500	6/13~23
6/23	元泉山惣切地柄山払入札			375	319		6/3~22
6/23	今泉山10番鉛鉦巻入札(請人清八・佐五郎 請相人友七)		64匁3分				6/24~7/1
6/24	新横相直修覆につき9本持切張50駄、来る7月1日までに付け送る様、郷宿田村屋藤三郎方へ申し遣わす						
6/24	丁銀580目 亥6月分銀吹5人縫買い入れ拝借返納(内400匁 竜右衛門・宗十郎・要蔵・万助・120目 久三郎)						
6/24	銀吹竜右衛門、竿鉛10貫目拝借したく出願						
6/26	今泉山鉛鉦大切1尋分入札、日限8昼夜、銀73匁1分 落札人嘉惣次・甚三郎 請相人文三郎 内3匁1分 前請負増し						
6/25	新横相根戸厚身横相之内西鉦延大切	2尋2尺	179.640				6/14~23
6/25	新横相根戸厚身横相之内西鉦延水道	2尋2尺	157.490				6/14~23
6/25	新横相根戸4丁目水道直修覆		47.000				6/14~23
6/26	新横相繰分			611,800	43,700	1,900	6/5~24
6/26	今泉山繰分			205,800	14,700		6/5~24
6/27	正鉛1丸、銀吹惣十郎拝借したく出願						
6/28	正鉛10貫目(但、1丸)、銀吹竹下方助拝借したく出願						
6/28	柑子谷元泉山永久稼所1番平井米鉦大切	5寸6分(6尺×3尺)	170.790				6/17~26
6/28	柑子谷元泉山永久稼所1番平井米鉦水道	4寸5分(6尺×3尺)	176.630				6/17~26
6/28	柑子谷元泉山永久稼所山田鉦大切	4尺4寸1分(6尺×3尺)	356.620				6/17~26
6/28	柑子谷元泉山永久稼所山田鉦水道	9尺4寸(6尺×3尺)	361.690				6/17~26

(江津市桜江町大貫 中村家文書 安永8年「御役所御用日記」により作成)

【付表4】石見銀山における御直山の開発状況(1820年1月~6月)

月日	御直山御入用払	御直山御入用払			鑛分			期間
		延(尺)	丁銀(匁)		荒鑛(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
1/15	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相小鉦の内西へ鑛穿鑿入用	6尺7寸5分	210.090					1/3~1/13
1/15	新横相15番順根戸厚身横相利正山仕手切地鑛分			732,200	52,800	1,600		1/3~1/14
1/18	蔵山本横相1番鉦の内、利平・文助稼所、上証文							
1/18	蔵山本横相佐吉鉦合口より東座本へ寸法稼、出願あり							
1/18	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八東延大切御直稼	8尺8寸	270.020					1/3~1/15
1/17	柑子谷元泉山永久稼所東延5番尺八向厚身横相御直稼	4尺9寸5分	245.100					1/3~1/15
1/17	柑子谷元泉山永久稼所鑛分			3,129,000	223,500	9,400		1/13~1/15
1/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦東延	16尺5寸	299.550					1/3~1/15
1/18	龍源寺山仕手切地鑛分			4,037,600	289,400	12,000		1/3~1/15
1/18	正蓮寺山仕手切地鑛分			1,146,400	10,400	700		1/3~1/15
1/19	龍源寺山東横相20長下厚身切渡出鉦大東永久切渡合口より50尋・厚身切渡本鉦東延のうち、留山押しし通路差し支えるにつき急修稼取りかかる旨届書あり							
1/20	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡26番尺八向切延5番尺八向御直鑛穿鑿所上り詰より西天井へ寸法稼、松蔵・岡十郎見鑛差し出す							
1/20	本谷大久保山本横相より50尋向西割詰薄身横相出鉦西延厚身入地出鉦厚身切渡	2尺6寸	302.150					1/3~1/18
1/20	本谷大久保山鑛分			189,000	13,500	700		1/3~1/19
1/20	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向御直東延大切詰より5尺跡にて天井へ、御割并切地1根を当山山附に下される							
1/23	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺	363.410					1/3~1/21
1/23	駒沢山本横相仕手切地鑛分			3,009,800	215,700	12,000		1/3~1/22
1/24	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦の内西へ鑛穿鑿入用	6尺4寸	209.720					1/14~1/23
1/24	新横相15番順根戸厚身横相鑛分			652,400	46,600	1,200		1/15~1/24
1/25	新横相御入用弘立会として阿部忠太郎・塩谷八代太郎罷越す							
1/27	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切	7尺2寸	249.240					1/17~1/25
1/27	柑子谷元泉山永久稼所東延5番尺八向厚身横相御直稼	4尺5寸	210.920					1/17~1/25
1/27	柑子谷元泉山永久稼所鑛分			3,143,400	227,100	9,400		1/17~1/26
1/28	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延2番尺八跡天井のうち好蔵・幾蔵切地詰より10長下に薄身小鉦西天井へ寸法稼、柳蔵・近十郎見鑛差し出す							
1/29	大久保山本横相1番鉦より50尋西割薄身横相出鉦西天井のうち幾三郎・金之助切地、揚げ証文							
1/29	大久保山本横相1番鉦より50尋西割薄身横相出鉦天井西延のうち、石橋佐三郎上ヶ証文							
1/29	大久保山本横相1番鉦より50尋西割薄身横相出鉦西天井、安盛山水抜のうち、福井弥右衛門・金藏上ヶ切地							
1/29	大久保山本横相1番鉦より50尋西割薄身横相出鉦延厚身入地出鉦出来所のうち6番上ヶ切地詰より4尺跡にて薄身小鉦西へ寸法稼、有田幸助・与兵衛出願							
1/28	龍源寺山本鉦20番長下厚身切渡大切本鉦東延	12尺	267.350					1/17~1/26
1/28	龍源寺山本横相20長下厚身切渡り本鉦東延のうち、出鉦大東永久切合口より50尋跡、急修稼入用		182.390					
1/28	龍源寺山仕手切地鑛分			4,053,000	289,500	12,500		1/17~1/27
1/28	正蓮寺山仕手切地鑛分			246,400	15,400	600		1/17~1/27
1/29	本谷大久保山本横相1番鉦より50尋向西割詰薄身横相出鉦西延のうち厚身切渡り	5尺8寸	220.180					1/19~1/28
1/29	本谷大久保山仕手切地鑛分			163,800	11,700	700		1/20~1/28
2/2	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡り19番尺八より2尋跡、同所26番鉦東延2番尺八跡天井より口より20長上、向所留山落ち込み通路差し支えるため、御直急修稼に取りかかる旨届書あり							
2/3	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	4尺	215.980					1/21~2/1
2/3	元泉山仕手切地鑛分			1,334,400	93,100	5,200		1/23~2/2
2/4	元泉山平井米鉦薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身横相2番鉦天井のうち、長見清三郎・六次切地上ヶ証文							
2/4	元泉山平井米鉦薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身横相2番鉦天井のうち、長見清三郎・六次切地詰より2尋跡にて薄身小鉦東座元へ寸法稼、長見清三郎・六次願書差し出す							
2/4	灰吹銀2貫237匁6分⇒判銀2貫122匁9分6厘・銀絞銅36丸 判打ち仕、銀絞銅は帳帳へ入れ置く							
2/5	新横相55番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身入地のうち、矢田虎蔵・元蔵切地上ヶ証文							
2/5	新横相55番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身入地のうち、矢田虎蔵・元蔵上ヶ切地立口より1長上にて東へ寸法稼、矢田虎蔵・岩吉出願							
2/5	新横相15番順根戸厚身横相2番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ	6尺8寸	211.580					1/24~2/3
2/5	新横相鑛分			660,800	47,200	1,300		1/25~2/4
2/6	新横相55番順根戸厚身横相12番鉦天井厚身切渡4番鉦西延のうち、岩吉・与吉切地、上ヶ証文							
2/6	新横相55番順根戸厚身切渡4番鉦のうち、松太郎・与吉上ヶ証文							
2/6	新横相55番順根戸厚身切渡4番鉦のうち、岩吉・与吉切地より2尋下に東天井へ寸法稼、松太郎・与吉出願							
2/7	永久稼所御入用弘立会として大賀格兵衛・河崎右八郎罷越す							
2/7	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東西水敷のうち利野右衛門・丈右衛門切地上ヶ証文							
2/7	龍源寺山本横相出鉦西延のうち房十郎・房兵衛切地上ヶ証文							
2/7	龍源寺山本横相出鉦東延水敷のうち、利蔵・嘉源次・七蔵稼所、利蔵病死につき嘉源次・七蔵商人へ名前切替							
2/7	龍源寺山本横相出湯津水敷のうち、利蔵・七蔵稼所、利蔵病死につき七蔵・長七へ名前切替							
2/7	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡出鉦大切東延6番尺八向西天井へ寸法、熊十・和蔵出願							
2/7	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡出鉦大切東延6番尺八向西天井のうち、坂之丞・儀蔵上ヶ切地詰より西天井へ寸法、熊十・久七出願							
2/7	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡26番尺八向西天井のうち、熊十・松蔵上ヶ切地詰より3尋跡にて東座元へ寸法稼、松蔵・乙十郎出願							
2/8	龍源寺山御入用弘立会として大賀寛兵衛・河崎右八郎罷越す							
2/8	龍源寺山本横相本鉦10長下厚身切渡出鉦東延水敷西下りのうち、亀山広蔵・元蔵切地上ヶ証文							
2/8	龍源寺山本鉦東延のうち、伊惣太・源蔵切地上ヶ証文							
2/8	龍源寺山出鉦のうち、文十郎・嘉十切地上ヶ証文							
2/8	龍源寺山出鉦西下りのうち、幸四郎・友助切地上ヶ証文							
2/8	龍源寺山出鉦東延のうち、和田惣吉・文十郎切地上ヶ証文							
2/8	龍源寺山出鉦東延の内、井上民次・光田源之助切地上ヶ証文							
2/8	龍源寺山出鉦東延水敷西下りのうち、幸四郎・友助上ヶ切地下詰より西座本へ寸法稼、幸四郎・友助出願							
2/8	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切	8尺	258.300					1/26~2/5
2/8	柑子谷元泉山永久稼所東延大切5番尺八向厚身横相	4尺5寸	207.590					1/26~2/5
2/8	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡8番尺八向・同所19番尺八より2尋跡へ・同所26番東延2晩約8跡天井より口より20長下、3ヶ所御直急修稼入用		167.620					
2/8	柑子谷元泉山永久稼所鑛分			2,954,200	211,560	10,300		1/27~2/6
2/8	龍源寺山本横相20長下厚身切渡本鉦東延	11尺	238.740					1/27~2/6
2/8	龍源寺山鑛分			3,318,000	237,000	8,000		1/28~2/7
2/8	正蓮寺山鑛分			195,200	12,200	500		1/28~2/7
2/9	本谷大久保山6番勘并切地上ヶ詰より4尺跡にて薄身小鉦西へ寸法稼、有田幸助・与平見鑛差し出す							

月日	御直山御入用払	縫分				期間	
		延(尺)	丁銀(匁)	荒縫(匁)	歩一(匁)		
2/9	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡り26番尺八向東延4番尺八跡・同所2番尺八跡、雨所留山落ち込む旨報告あり、見分の上急修覆に取りかかる						
2/10	蔵本山本横相2番鉦入口より3尋向にて留山落ち込み、急修覆にとりかかる						
2/10	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相西延厚身切渡	2尺	236.950			1/28~2/8	
2/10	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相西延厚身切渡			187,600	13,400	900	1/29~2/9
2/12	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向西天井のうち、坂之丞・權助切地立口より5尋向にて西天井へ寸法、和藏・熊十出願						
2/12	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延のうち厚身鉦、政右衛門・新七切地、上ヶ証文						
2/12	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延のうち厚身鉦、政右衛門・新七ヶ切地入口より東へ2尋取り込み西座本へ仕置寸法、安右衛門・栄次出願						
2/13	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東天井のうち、三宅広藏・多左衛門切地上ヶ証文						
2/13	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東天井のうち、三宅広藏・多左衛門上ヶ切地詰より3長下にて西天井へ寸法、三宅広藏・多左衛門出願						
2/13	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	4尺	238.670			2/2~2/11	
2/13	蔵本山本横相2番鉦入口より3尋向にて御直急修覆		59,000				
2/13	駒沢山縫分			1,183,000	24,500	3,900	2/2~2/11
2/14	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延天井のうち民吉・恒七切地、上ヶ証文						
2/14	龍源寺山本横相20長下厚身切渡のうち樋高権十郎・權藏切地上ヶ証文						
2/14	龍源寺山本横相20長下厚身切渡のうち樋高権十郎・權藏上ヶ切地詰より西天井へ寸法、権十郎・恒七出願						
2/15	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ御直縫穿撃	7尺5寸	237.220				2/4~2/13
2/15	新横相縫分			715,400	51,100	1,500	2/5~2/14
2/16	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八東延大切1番尺八跡留山破損につき急修覆に取りかかる						
2/16	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切1番尺八向留山・中瀬鉦石口より13尋程の間破損につき急修覆に取りかかる						
2/17	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西天井薄身横相2番詰のうち、川崎庄三郎・矢田六藏切地上ヶ証文						
2/17	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西天井八十右衛門・龍藏出所のうち、川崎庄三郎・林之助切地上ヶ証文						
2/17	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八跡東延大切	15尺1寸	512.400				2/6~2/15
2/17	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八跡東延4番尺八跡・2番尺八跡・1番尺八跡、右3ヶ所御直急修覆入用		177.220				
2/17	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西天井八十右衛門・龍藏出所のうち、川崎庄三郎・林之助切地上ヶ証文			1,966,600	216,400	10,800	2/7~2/16
2/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延のうち、丈右衛門・丹藏切地上ヶ証文						
2/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦西延入口より1尋西にて東天井へ寸法、廣藏・幸藏出願						
2/18	龍源寺山本横相4番鉦のうち、20尋向にて東へ寸法、松本豊三郎・丈右衛門出願						
2/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦東延	10尺	256.570				2/7~2/16
2/18	龍源寺山厚身切渡大切1番尺八向・中瀬鉦入口より11尋■までの間御直急修覆入用		124,360				
2/18	龍源寺山縫分			3,532,200	252,200	12,000	2/8~2/17
2/18	正蓮寺山縫分			2,16,000	13,500	500	2/8~2/17
2/19	元泉山平井米薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番鉦のうち銀吹弥藤次切地、上ヶ証文						
2/19	元泉山平井米薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡入口より6尋向にて常藏・惣兵衛上ヶ切地入口より西座本へ寸法、松本豊三郎・丈右衛門出願						
2/19	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延厚身鉦根戸通■切地火煙立つにつき取り明け、23尋ならびに3尋半程きり始めたところ、風通路よろしく、諸切地稼続でそうであったので、銀高1貫196匁2分5厘のうち、吟味のうえ496匁2分5厘減り、残銀700目にて右惣仕手共評議の上、■込み修覆申し付ける						
2/20	蔵本山本横相1番鉦入口より1尋西にて東天井へ寸法、与兵衛・宗之丞出願						
2/20	龍源寺山本横相20長下厚身切渡東延水敷西下のうち、定助・清助切地、上ヶ証文						
2/20	龍源寺山本横相20長下厚身切渡東延水敷西下のうち、定助・清助上ヶ切地詰より東天井へ同人共寸法、松本豊三郎・丈右衛門出願						
2/20	本谷大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西延のうち厚身切渡り	2尺2寸	242.130				2/10~2/18
2/20	本谷大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西延のうち厚身切渡り			198,800	14,200	900	2/10~2/18
2/22	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡大切44番尺八向留山破損につき急修覆に取りかかる						
2/22	柑子谷元泉山45番山田鉦厚身切渡26番尺八跡東延2番尺八跡天井のうち、利七・佐藏上ヶ切地より2長下にて厚身小鉦西天井へ寸法、川崎庄三郎・佐藏見縫差し出す						
2/23	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺	242.250				2/12~2/21
2/23	蔵本山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西天井御直切延詰より厚身入地出鉦合口より西天井へ寸法、出願あり			1,317,400	74,100	3,500	2/13~2/22
2/24	元泉山平井米薄身横相2番鉦のうち薄身小鉦東座元へ寸法、長見清三郎・六次見縫差し出す						
2/25	龍源寺山本横相20長下厚身切渡、正蓮寺山本横相のうち、政五郎・丈三郎稼所、上ヶ証文						
2/25	龍源寺山本横相20長下厚身切渡本鉦のうち、薄身横相水道のうち、政五郎・友助・幸四郎上ヶ切地より西座本へ仕置寸法、新五郎・政五郎・味垣■■大出願			715,400	51,500	1,500	2/15~2/24
2/25	新横相縫分						
2/26	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井厚身切渡4番鉦西延のうち、岩吉・与吉上ヶ切地詰より2尋下にて東天井へ寸法、松太郎・与吉、見縫差し出す						
2/27	本谷大久保山1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西天井御直切延詰より厚身入地出鉦合口より西天井へ寸法、出願あり						
2/27	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切	8尺	263.640				2/16~2/25
2/27	柑子谷元泉山永久稼所東延大切5番尺八向厚身横相	4尺5寸	212.900				2/16~2/25
2/27	柑子谷元泉山永久稼所本横相45番尺八向御直急修覆		49.530				
2/27	柑子谷元泉山永久稼所縫分			2,376,400	171,400	8,600	2/17~2/26
2/28	龍源寺山本横相20長下厚身切渡本鉦東延	10尺	258.470				2/17~2/26
2/28	龍源寺山本横相20長下厚身切渡本鉦東延			2,912,000	280,000	9,000	2/18~2/27
2/28	正蓮寺山本横相20長下厚身切渡本鉦東延			20,800	1,300	100	2/18~2/27
2/29	元泉山平井米薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番鉦西天井のうち政右衛門・清三郎切地上口より東天井へ寸法、豊藏・■十郎出願						
2/29	元泉山平井米薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番鉦合口より5尋向厚身小鉦東座元へ寸法、庄之助・鶴平出願						
2/30	灰吹高8貫493匁5分、判銀7貫897匁26、銀紋銅48丸、右の通り判打ち仕、銀紋銅は極藏へ入れ置く						
3/2	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	4尺5寸	218.250				2/22~2/30
3/2	元泉山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西天井のうち、佐々木團藏・半兵衛切地、上ヶ証文			824,600	58,900	2,000	2/23~3/1
3/5	大久保山本横相1番鉦西天井大切2番鉦のうち、丈右衛門・弥右衛門稼所上ヶ証文						
3/5	大久保山本横相相安森山水敷鉦御直水抜合口より5尋向にて西座本へ寸法、出願あり						
3/5	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦之内西へ	6尺5寸	205.500				2/24~3/2
3/5	新横相仕手切地縫分			589,400	42,100	1,000	2/25~3/4
3/7	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西天井のうち、佐々木團藏・半兵衛切地、上ヶ証文						
3/7	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西天井のうち、佐々木團藏・半兵衛上ヶ切地立口より3長下にて西へ寸法、佐々木團藏・半兵衛差し出す						
3/7	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切詰より座元へ御直穿撃入用	6尺8寸	241.160				2/26~3/5
3/7	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦東延大切5番尺八向厚身横相	3尺6寸	189.480				2/26~3/5
3/7	柑子谷元泉山永久稼所縫分			1,825,800	130,400	6,400	2/27~3/6
3/8	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦東延	8尺6寸	209.970				2/27~3/6

月日	御直山御入用払	御直山御入用払		縫分			期間
		延(尺)	丁銀(匁)	荒縫(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
3/8	龍源寺山本横相厚身切渡出鉦東延厚身鉦根戸通話切地風仕立一式請負修覆入用	切抜3尋半・取明22尋	700.000				
3/8	龍源寺山本横相			2,542,400	181,600	8,000	2/8~3/7
3/9	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延のうち、丹藏・辰藏切地立口より5尋向にて東天井へ寸法榑、井上良次・光田源之助出願						
3/10	大久保山本横相1番鉦より50尋向西壁割薄身横相西延のうち厚身切渡	2尺	209.860				2/29~3/8
3/10	大久保山本横相			191,800	13,700	800	2/30~3/9
3/11	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延2番尺八向天井のうち、松本熊十郎上ヶ切地詰より3尋跡にて東座元へ寸法榑、乙十郎・松蔵見違差し出す						
3/14	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切5番尺八厚身横相御直榑所、厚身切水道24番尺八跡留山、破損につき御直急修覆に取りかかる						
3/14	龍源寺山本横相より20長下厚身切渡東延のうち厚身鉦、政藏・源次郎切地上ヶ証文						
3/14	龍源寺山本横相より20長下厚身切渡東延のうち厚身鉦、政藏・源次郎上ヶ切地入口より2尋上り西へ仕道寸法、源五郎・政藏出願						
3/15	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡24番尺八跡にて寸法榑、恒十郎・助十郎出願						
3/15	柑子谷元泉山利休稼所厚身切渡大切26番鉦東延4番尺八向、布川富十郎・嘉次郎・吉郎兵衛稼ぎ中のところ、吉郎兵衛存寄なく、この先富十郎・嘉次郎へ名前切替						
3/15	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡大切26番鉦東延2番尺八跡天井のうち、川崎庄三郎・佐藏切地、上ヶ証文						
3/15	柑子谷元泉山永久稼所、利七・佐藏切地詰より10長上にて厚身小鉦西座本へ寸法榑、元田宗兵衛・川崎庄三郎出願						
3/15	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ御直縫穿撃	7尺5寸	238.650				3/4~3/13
3/15	新横相縫分			686,000	49,000	1,500	3/5~3/14
3/16	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切5番尺八厚身横相、同所東延、右所御直榑所燈火点らぬ旨報告あり、見分したところ、同所東延大切4番尺八のうち、同所より5番尺八までの間水道留山破損につき、御直急修覆に取りかかる						
3/17	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡26番尺八向東延2番尺八西天井のうち佐藏・利七切地詰より10長上にて西座本へ寸法榑、川崎庄三郎・元田宗兵衛見違差し出す						
3/17	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切	5尺8寸	183.280				3/6~3/13
3/17	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡水道24番尺八向御直急修覆		33.370				
3/17	永次稼所縫分			2,140,600	152,900	7,600	3/6~3/16
3/17	柑子谷元泉山永久稼所東延大切5番尺八向厚身横相	2尺3寸	140.030				3/6~3/13
3/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延、和吉・紋藏上切地立口より東天井へ寸法榑、西三郎・為吉出願						
3/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延、幸四郎・嘉重切地より5尋向にて東座元へ寸法榑、新七・金藏出願						
3/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦東延	10尺	255.380				3/7~3/16
3/18	龍源寺山本横相			2,933,000	209,500	8,000	3/8~3/17
3/19	駒沢山本横相西延入口より20尋跡・西延入口より6尋向、右所留山落ち込み破損につき、御直急修覆に取りかかる						
3/20	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身入地出来所のうち、喜惣次・梅之丞切地、この節梅之丞存寄なきにつき、この先長谷岩藏・喜惣次に名前切替						
3/20	本谷大久保山薄身横相出来所のうち、三右衛門・留吉切地、上ヶ証文						
3/20	本谷大久保山薄身横相本鉦西天井のうちにて留吉・正藏寸法榑出願						
3/20	本谷大久保山本横相1番鉦より50尋向西壁割薄身横相出鉦西延のうち厚身切渡り	2尺2寸	237.230				3/9~3/18
3/20	本谷大久保山薄身横相出鉦東延天井のうち40尋ほどの間、御直急修覆入用		61.170				
3/20	本谷大久保山縫分			239,400	17,100	900	3/10~3/19
3/22	元泉山平井米薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番尺のうち、彦十郎・内三郎これまで稼いでいたが、彦十郎存寄なく、この先豊兵衛・内三郎へ名前切替						
3/22	元泉山平井米薄身横相2番鉦天井のうち、松太郎・辰五郎切地詰より10尋跡にて厚身へ切延したく、松本与三次・弥三郎出願						
3/22	元泉山平井米横相、近十・豊兵衛切地■口より10長下にて東座本へ仕道寸法榑、鶴平・彦十出願						
3/23	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡出鉦東延より気絶え吹き出し、見分したところ、同所厚身切渡16番尺八より3尋程向にて留山破損が判明、御直急修覆に取りかかる						
3/23	龍源寺山一昨日より通気不順につき敷上りなし、報告あり						
3/23	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺	239.150				3/12~3/21
3/23	駒沢山本横相西延入口より20尋跡にて御直急修覆入用		80.460				
3/23	駒沢山縫分			985,600	70,400	3,900	3/13~3/22
3/24	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延厚身鉦水敷のうち、嘉平太・壁藏切地上ヶ証文						
3/24	龍源寺山厚身切渡2番尺八向御直西上りのうち詰より2長下にて東天井へ寸法榑、九兵衛・与喜藏出願						
3/25	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ御直縫穿撃	7尺5寸	237.040				3/14~3/23
3/25	新横相縫分			673,400	48,100	1,500	3/15~3/24
3/26	龍源寺山本横相4番鉦東延のうち入口より3尋向にて東天井へ仕道寸法榑、亀吉・豊三郎出願						
3/27	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相4番鉦入口にて留山落ち込むにつき、御直急修覆に取りかかる						
3/27	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延水道3番尺八のうちより向5番尺八まで御直急修覆		430.570				
3/28	柑子谷元泉山永久稼所東延大切入口より向1番尺八より2尋跡26尋の間、瀬掘欠山切替留山修覆入札27枚のうち、落札人助十郎・讀相人■五郎・常十郎：銀800目(他60目5分吟味減り・44匁5分開札の上吟味減り・151匁19山方掛減り・89匁59目論減り)：2番札利十郎・幸吉(847匁)：3番札房兵衛・豊蔵・鶴平(847匁)						
3/28	柑子谷元泉山永久稼所26番尺八向東延大切入口より向1番尺八迄26尋の間、瀬掘欠山切替、留山修覆入札27枚のうち、助十郎・常五郎銀高800目にて前札に成り、同いの上落札人へ申し付ける						
3/28	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦東延	8尺	211.590				3/17~3/26
3/29	本谷大久保山本横相1番鉦より50尋向西壁割薄身横相出鉦西延のうち厚身切渡	1尺8寸	210.970				3/19~3/27
3/29	本谷竹田山四ツ留口より40尋程の間所々瀬掘留山ならびに下り20尋の間御直取明		188.580				
3/29	本谷大久保山縫分			229,600	16,400	900	3/20~3/28
4/3	駒沢山御入用払立会として丸茂米四郎罷越す						
4/3	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺	215.470				3/22~4/1
4/3	元泉山柱手切地縫分			768,600			3/23~4/2
4/5	新横相御入用払立会として高野牧大罷越す						
4/5	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ御直縫穿撃	7尺	217.490				3/24~4/3
4/5	新横相12番鉦天井4番鉦入口にて御直急修覆		78.190				
4/5	新横相縫分			616,000	44,000	1,200	3/25~4/4
4/6	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡出鉦大切東延6番尺八向西天井のうち和藏・熊太切地、上ヶ証文						
4/6	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡26番鉦東延1番尺八向東座本、中村富右衛門・鶴松切地上ヶ証文						
4/6	柑子谷元泉山永久稼所東5番尺八向にて龜山広吉・奥次郎切地、上ヶ証文						
4/6	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡水道のうち24番尺八跡にて熊藏・常五郎切地、上ヶ証文						
4/6	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡水道のうち24番尺八跡にて熊藏・常五郎上ヶ切地詰より西天井へ寸法榑、長見虎吉・常五郎出願						

月日	御直山御入用払	御直山御入用払		縫分			期間
		延(尺)	丁銀(匁)	荒縫(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
4/6	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡大切10番尺八より20尋跡にて西へ寸法稼、熊十郎・政吉出願						
4/6	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡26番尺東延5番尺八向、松蔵・国十郎切地より10尋跡にて西天井へ寸法稼、亀山広吉・奥次郎出願						
4/6	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡15番尺八向水道のうち、留山落ち潰れ、大切へ水達り稼なりがたき旨報告あり、御直急修繕に取りかかる						
4/7	蔵本山本横相2番鉦のうち、幾三郎・良三郎切地、上ヶ証文						
4/7	蔵本山本横相本延のうち藤田豊蔵・亀吉切地上ヶ証文						
4/7	蔵本山本横相2番鉦のうち豊蔵・権十郎切地、上ヶ証文						
4/7	蔵本山本横相房兵衛・種蔵切地入口より10尋向にて小鉦西へ寸法稼、柿田徳次・松本と三出願						
4/7	蔵本山本横相権十・徳次切地下の口より1尋跡にて西天井へ寸法稼、文蔵・種蔵出願						
4/7	蔵本山本横相のうち、種蔵・房兵衛切地、種蔵存寄なく、この先豊蔵へ名前切替						
4/7	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡35番尺八向東延大切	6尺4寸	219.680				3/24~4/5
4/7	柑子谷元泉山永久稼所東延大切5番尺八向厚身横相	3尺6寸	178.530				3/24~4/5
4/7	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡大切16番尺八より3尋程向にて御直急修繕入用		65.120				
4/7	柑子谷元泉稼所仕手切地縫分			2,772,000	198,000	9,900	3/17~4/5
4/8	蔵本山徳兵衛横相詰より1尋下にて留山落ち込んだため、御直急修繕取りかかる						
4/8	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦東延	6尺	177.650				3/27~4/6
4/8	龍源寺山仕手切地縫分			54,100	2,300		3/18~4/7
4/9	龍源寺山本横相20長下厚身切渡東本鉦のうち、恒七・徳三切地、上ヶ証文						
4/9	龍源寺山本横相20長下厚身切渡東本鉦のうち、佐右衛門・鶴平切地、上ヶ証文						
4/10	本谷大久保山本横相1番鉦より10尋向西堅割詰薄身横相西延のうち厚身切渡	2尺	232.960				3/28~4/8
4/10	石鏡竹田山御直修繕入用		252.390				3/28~4/8
4/10	大久保山縫分			242,200	17,300	900	3/29~4/9
4/11	新横相本横相加東鉦入口より7尋程向にて留山破損二付御直急修繕に取りかかる						
4/13	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延の上、惣吉・文十郎上ヶ切地詰より本座元へ寸法稼、丈助・兼松出願						
4/13	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺5寸	238.850				4/2~4/11
4/13	蔵本山1番鉦徳兵衛横相より1尋下にて御直急修繕入用		40.080				
4/13	駒沢山縫分			896,000	64,000	3,600	4/3~4/12
4/15	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ御直縫穿鑿	7尺7寸	242.390				4/4~4/13
4/15	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ御直縫穿鑿		44.260				
4/15	新横相縫分			675	48,200	1,400	4/5~4/14
4/16	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦合口より30尋向・同所出鉦東延28渡口より東上りのうち、両所留山破損二付御直急修繕に取りかかる						
4/17	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相出鉦東天井のうち佐々木團蔵・新五郎切地、上ヶ証文						
4/17	大久保山本横相出鉦合口より2尋東にて東へ仕遣寸法稼、佐々木團蔵・文兵衛・菊次出願						
4/17	柑子谷元泉山2番向鉦より大切水道、同所44番尺八のうちより永久稼所山田鉦厚身切渡水道尺八迄の間、同所12番尺八より15番尺八迄御直急修繕		783.630				4/6~4/14
4/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡本鉦東延	10尺	258.860				4/7~4/16
4/18	龍源寺山本横相出鉦合口より30尋向・同所28尋跡口より東上りのうち、両所御直急修繕		112.360				
4/18	龍源寺山仕手切地縫分			3,014,200	215,300	9,100	4/8~4/17
4/20	本谷大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相西延のうち厚身切渡	2尺	230.890				4/9~4/18
4/20	石鏡竹田山根戸御直取明入用		198.020				4/9~4/18
4/20	大久保山仕手切地縫分			212,800	15,200	900	4/10~4/19
4/22	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身入地のうち矢田虎蔵・岩吉切地上ヶ証文						
4/22	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井厚身切渡4番鉦西延のうち石橋佐三郎・浅五郎切地、上ヶ証文						
4/22	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身入地出所切渡のうち御直下り詰より西座本へ寸法稼、石橋佐三郎・浅五郎・岩吉出願						
4/22	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺西延入口より15尋向にて西天井へ寸法稼、嘉次郎・作右衛門見縫差し出す						
4/22	柑子谷元泉山永久稼所26番東延5番尺八向、團十郎・松蔵切地詰より10尋跡にて天井へ寸法稼、亀山広吉・貞次見縫差し出す						
4/23	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺5寸	236.960				4/13~4/21
4/23	駒沢山縫分			883,400	63,100	3,500	4/13~4/22
4/25	元泉山平井米横相薄身横相19番鉦本地延厚身横相切渡入口より6尋向にて常蔵・惣之丞上ヶ切地入口より西座本へ寸法稼、三宅慶蔵・小割房十見縫差し出す						
4/25	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井厚身横相4番鉦西延のうち佐三郎・浅五郎上ヶ切地より西座本へ寸法稼、定次・金蔵出願						
4/25	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ御直縫穿鑿	7尺6寸	241.960				4/14~4/23
4/25	新横相縫分			683,200	48,800	1,600	4/15~4/24
4/28	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦西延	10尺2寸	263.200				4/17~4/26
4/28	龍源寺山厚身切渡出鉦28番渡口より向にて御直急修繕入用		62.060				
4/28	龍源寺山仕手切地縫分			3,504,200	250,300	12,000	4/17~4/27
4/29	元泉山平井米横相薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番鉦のうち、円三郎・豊兵衛切地、上ヶ証文						
4/29	元泉山平井米横相2番鉦のうち、円三郎・豊兵衛上ヶ切地下口より5長下にて薄身小鉦西座本へ寸法稼、円三郎・豊兵衛出願						
4/29	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井厚身横相4番鉦、佐三郎・浅五郎切地詰より西座本へ寸法稼、定次・金蔵見縫差し出す						
4/29	元泉山平井米横相19番鉦東延厚身横相本鉦天井西延厚身切渡2番鉦のうちにて留山破損、御直急修繕に取りかかる						
4/30	元泉山平井米横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡6番鉦のうち、佐々木代蔵・与兵衛切地、上ヶ証文						
4/30	元泉山平井米横相厚身切渡1番鉦西延入口より10尋向にて厚身鉦西座本へ寸法稼、与兵衛・房兵衛出願						
4/30	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡水道24番尺八跡、熊蔵・常五郎切地上り詰より西天井へ寸法稼、長見虎吉・常五郎見縫差し出す						
5/2	元泉山平井米横相薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦西延厚身切渡2番鉦のうち徳三郎・源五郎切地、上ヶ証文						
5/2	元泉山平井米横相2番鉦のうち、徳三郎・源五郎上ヶ切地詰より5尋跡にて薄身小鉦西座本へ寸法稼、徳三郎・源五郎出願						
5/2	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井古穴下留山破損につき、御直急修繕に取りかかる						
5/3	新横相12番順根戸厚身横相12番鉦天井厚身横相4番鉦西延大切1番尺八跡にて留山破損、御直急修繕に取りかかる						
5/3	元泉山平井米横相9番鉦東延厚身横相出鉦厚身切渡2番鉦のうちにて薄身小鉦西座本へ寸法稼、円三郎・豊兵衛差し出す			653,800	46,700	1,300	4/25~5/3
5/3	新横相縫分						
5/3	灰吹銅高8貫892匁7分、判銀8貫268匁4分、銀校銅38丸、判打ちの結果						
5/3	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺5寸	235.810				4/22~5/1
5/3	元泉山平井米薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番鉦のうち御直急修繕		54.700				
5/3	元泉山仕手切地縫分			950,600	67,900	3,800	4/22~5/2

月日	御直山御入用払	御直山御入用払		縫分			期間
		延(尺)	丁銀(匁)	荒縫(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
5/4	柑子谷元泉山永久塚所厚身切渡大切26番鉦東延2番尺八向、儀助・助十郎切地、上ヶ証文						
5/4	柑子谷元泉山永久塚所2番尺八跡天井のうち、和藏・伊八切地、上ヶ証文						
5/4	柑子谷元泉山永久塚所厚身切渡大切26番鉦東延2番尺八向天井のうち、川嶋庄三郎・元田宗兵衛切地、上ヶ証文						
5/4	柑子谷元泉山永久塚所東延2番尺八跡天井のうち伊八・和藏上ヶ切地詰より西天井より寸法稼、盛平・兼五郎出願						
5/4	柑子谷元泉山永久塚所東延1番尺八より4尋跡にて厚身小鉦東天井へ寸法稼、初右衛門・久七出願						
5/4	柑子谷元泉山永久塚所東延のうち、初右衛門・久七上ヶ切地入口より7尋跡東天井へ寸法稼、助十郎・儀助出願						
5/4	柑子谷元泉山永久塚所西延のうち嘉次郎・作右衛門切地詰より10尋跡にて西天井へ寸法稼、川嶋庄三郎・元田宗兵衛出願						
5/4	柑子谷元泉山永久塚所45番山田鉦厚身切渡大切26番鉦東延2番尺八跡天井へ寸法稼、森平・兼五郎切地見縫差し出す						
5/4	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井厚身横相出鉦西延	6尺	221.770				4/24~5/2
5/4	新横相12番鉦天井古穴下・同所天井・鉦西延大切1番尺八跡、向所御直急修覆		148.520				
5/7	大久保山本横相1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相本鉦西天井、又蔵・三代吉出来所のうち石橋佐三郎・幾之丞上ヶ切地詰より西へ寸法稼、菊次・岡次出願						
5/7	大久保山本横相半兵衛・円蔵切地詰より10尋上にて厚身小鉦西座本へ寸法稼、金之助・幾之丞出願						
5/7	龍源寺山本横相より20長下厚身切渡道中出鉦東込本横相御直東込入口より1尋向にて東座本へ仕寸法稼、有田好左衛門・上山五郎出願						
5/7	龍源寺山本横相より20長下厚身切渡出鉦東延のうち、作右衛門・幅十郎切地、上ヶ証文						
5/8	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延のうち、作右衛門・幅十郎上ヶ切地詰より1長上にて西座本へ寸法稼、作右衛門・幅十郎出願						
5/7	柑子谷元泉山永久塚所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切	9尺	229.980				4/26~5/5
5/7	柑子谷元泉山永久塚所東延大切5番尺八向厚身横相	4尺9寸	190.640				4/26~5/5
5/7	柑子谷元泉山永久塚所厚身切渡水道16番尺八跡より19番尺八向まで御直急修覆入用		290.900				4/25~5/3
5/7	柑子谷元塚所縫分			1,845,200	131,800	6,500	4/27~5/6
5/8	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦西延	10尺3分	227.800				4/27~5/6
5/8	龍源寺山縫分			3,012,600	222,900	10,800	4/4~5/7
5/9	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延水敷西下りのうち、林之助・与喜蔵切地、上ヶ証文						
5/9	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延水敷西下りのうち、林之助・与喜蔵上ヶ切地立口より東・東へ林之助・元蔵寸法稼出願						
5/10	元泉山平井米横相9番鉦東延厚身切渡1番鉦西延入口より10尋向にて厚身小鉦西座本へ寸法稼、房兵衛・与喜蔵切地見縫差し出す						
5/10	元泉山平井米横相9番鉦東延厚身切渡2番鉦のうち、豊兵衛・円三郎切地、上ヶ証文						
5/10	元泉山平井米横相9番鉦東延厚身横相のうち豊兵衛・円三郎切地詰より7尋上にて西軒西座本へ寸法稼、出願あり						
5/10	本谷大久保山1番鉦より50尋向西堅割詰薄身横相西延のうち厚身切渡	1尺6寸	197.640				4/29~5/9
5/10	石銀竹田山根戸御直取入用		158.600				4/29~5/7
5/10	大久保山縫分			183,400	13,000	700	5/1~5/9
5/11	大久保山本横相1番鉦のうち50尋向西堅割詰薄身横相出鉦西延天井、先年茂三郎・文蔵穿鑿詰より東座本へ寸法稼、出願あり						
5/11	柑子谷元泉山永久塚所厚身切渡26番尺八向東延大切2番尺八天井より口より6長ほどにて留山破損、御直急修覆に取りかかる						
5/11	石銀竹田山根戸取明詰より8尋跡西詰より西へ御直稼の伺い受け入れられ、翌12日より御直稼に取りかかる						
5/12	柑子谷元泉山永久塚所厚身切渡大切26番鉦東延1番尺八より4尋跡厚身小鉦東天井へ寸法稼、初右衛門・久七出願						
5/12	柑子谷元泉山永久塚所大切26番鉦西延のうち嘉次郎・作右衛門切地詰より10尋跡にて西天井へ寸法稼、川嶋庄三郎・元田宗兵衛出願						
5/13	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺5寸	220.510				5/6~5/11
5/13	元泉山柱手切地縫分			992,400	77,100	4,200	5/2~5/12
5/14	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延のうち辰蔵・丹蔵切地、上ヶ証文						
5/14	柑子谷元泉山永久塚所厚身切渡26番鉦東延2番尺八向天井のうち長蔵・理兵衛切地、上ヶ証文						
5/14	柑子谷元泉山永久塚所庄三郎・宗兵衛上ヶ切地立口より西へ寸法稼、長蔵・理兵衛出願						
5/14	龍源寺山東延のうち、紋蔵・辰蔵上ヶ切地詰より東座本へ寸法稼、辰蔵・丹蔵出願						
5/15	新横相15番順根戸厚身横相12番鉦天井薄身横相出鉦のうち西へ	6尺1寸	229.510				5/3~5/13
5/15	新横相縫分			740,600	52,900	1,500	5/4~5/14
5/16	龍源寺山東延28番鉦口より向久切渡下り口まで90尋の間留山修覆、山附積り銀833貫86のところ、昨15日入札したところ、1貫300目にて紋蔵・弘蔵落札、開札後、減り方をめぐって仕手共と議論あったが、山附積り書の高にて譲け負わせる						
5/16	新横相根戸12番天井厚身切渡4番鉦西延のうち龍源寺山抜目下りのうち迄40尋の間、切替留山瀬越修覆、山附積り高825匁13のところ、昨15日入札したところ、650目にて房十郎・彦七が落札。最終的に銀641匁55にて譲け負わせる						
5/16	諸山例年通り休日						
5/17	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延水敷西のうち、与喜蔵・嘉十郎切地、上ヶ証文						
5/17	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦広蔵・与喜蔵・幸蔵切地、この節幸蔵存寄なく、この先、広蔵・与喜蔵へ名前切替						
5/17	龍源寺山本横相4番鉦のうち丈右衛門・豊三郎切地上り口より3尋跡にて厚身小鉦東天井へ寸法稼、出願あり						
5/17	柑子谷元泉山永久塚所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切	9尺	230.100				5/6~5/15
5/17	柑子谷元泉山永久塚所東延大切5番尺八向厚身横相	4尺9寸	186.190				5/6~5/15
5/17	柑子谷元泉山永久塚所45番山田鉦厚身切渡水道12番尺八より19番尺八向まで御直急修覆・同所26番鉦東延大切2番尺八向天井より口より6長上にて御直急修覆		589.430				
5/17	永久塚所縫分			1,650,600	117,900	5,400	5/8~5/15
5/17	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦西延	10尺8寸	228.370				5/7~5/15
5/18	龍源寺山縫分			936,600	66,900	4,100	5/8~5/17
5/18	正連山山縫分			89,600	5,600	400	5/8~5/17
5/19	元泉山平井米薄身横相19番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番鉦のうち、森房蔵切地上ヶ証文						
5/19	元泉山平井米薄身横相19番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番鉦のうち、銀次・弥蔵次上ヶ切地詰より西座本へ寸法稼、森蔵・房蔵出願						
5/19	元泉山平井米薄身横相出鉦天井厚身切渡1番鉦合口にて留山破損、急修覆に取りかかる						
5/19	元泉山平井米薄身横相9番鉦東延厚身横相出鉦天井西延厚身切渡2番鉦天井のうち、柳兵衛・豊蔵上ヶ切地詰より1尋跡にて西天井へ寸法稼、松太郎・六次見縫差し出す						
5/20	柑子谷元泉山永久塚所厚身切渡出鉦東延6番尺八向天井のうち熊次郎・久七切地入口より10尋向にて薄身小鉦西天井へ寸法稼、長見清三郎・吉十郎出願						
5/20	柑子谷元泉山永久塚所厚身切渡26番鉦東延大切御直稼所詰より5尋跡西座本へ寸法稼、水田好太郎・常五郎出願						
5/20	龍源寺山本横相20長下厚身切渡中瀬鉦入口より3尋跡、同所出鉦入口より3尋跡、出鉦東延入口より5尋向、都合3ヶ所留山破損、御直急修覆取りかかる						

月日	御直山御入用払	御直山御入用払		縫分			期間
		延(尺)	丁銀(匁)	荒縫(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
5/20	大久保山本横相1番鉞より50尋向西堅割詰薄身横相西延のうち厚身切渡	1尺7寸	209.080				5/9~5/18
5/20	石銀竹田山根戸西延	2尺4寸	118.150				5/12~5/18
5/20	大久保山縫分			180.800	12.900	700	5/10~5/19
5/22	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉞幸四郎・辰蔵切地、上ヶ証文						
5/22	大久保山本横相1番鉞より50尋向西堅割詰薄身横相西延のうち厚身切渡出鉞のうち、好左衛門・与平次切地、上ヶ証文						
5/22	竹田山根戸御直取明薄身横相17番鉞より西へ寸法稼、好左衛門・房平出願						
5/22	龍源寺山幸四郎・辰蔵上ヶ切地厚身横相入口より西座本へ寸法稼、佐三郎・幸四郎出願						
5/23	駒沢山本横相取明詰より厚身横相御直稼所、存寄厚い場所あるので長距離を切延たため水・火とも差し支え、稼方成りがたく、竹田山根戸通って存寄厚い場所なので駒沢山・竹田山敷明り測量し、取調たところ、竹田山根戸通よりは、当時駒沢山御直稼所までかなり方角違いに延べてきたので、跡へ立ち戻り、3番鉞西延入口より東天井へ、昨22日朝番より御直稼振り替えた旨届書あり						
5/23	昨22日出水につき銀山大谷煙草屋橋台石垣3間ばかり崩れ、橋は流失						
5/23	駒沢山本横相取明詰より厚身横相	5尺5寸	219.660				5/12~5/21
5/23	元泉山平井米薄身横相出鉞天井西延厚身切渡1番鉞合口にて御直急修覆		50.800				
5/23	駒沢山仕手切地縫分			711.200	50.800	2.100	5/12~5/23
5/25	永久稼所23日敷内に水廻り、稼成りがたく、昨24日水道口の水を落としに銀掘差し向けたところ、厚身より本横相43番尺八迄大切へ夥しく水流出し、通路成りがつき旨申し出るにつき被害状況を見分						
5/25	新横相15番順根戸厚身横相12番鉞天井薄身横相のうち西へ御直縫穿撃	7尺7寸	230.170				5/14~5/23
5/25	新横相縫分			641.200	45.800	4.300	5/15~5/24
5/27	永久稼所御入用立立金として阿部忠太郎・川嶋右八罷越す						
5/27	永久敷内切渡大切6番、同所8番、右両所見分したところ、大切瀬水道へ落ち込み通路ならざる旨懸りより届書差し出す						
5/27	灰吹高6貫8匁1分、判銀6貫37匁3分2厘、銀絞銅27丸、判打ちの結果						
5/27	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉞厚身切渡26番尺八東延大切	5尺3寸	139.030				5/17~5/22
5/27	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡26番尺八向東延大切5番尺八向厚身横相	3尺3寸	130.800				5/17~5/22
5/28	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉞西延	10尺2寸	265.540				5/18~5/26
5/28	龍源寺山仕手切地縫分			2,853.200	203.800	10.200	5/18~5/27
5/28	正蓮寺山仕手切地縫分			134.400	8.400	500	5/18~5/27
5/29	本谷大久保山本横相1番鉞より50尋向西堅割詰薄身横相西延のうち厚身切渡	1尺7寸	209.710				5/19~5/27
5/29	石銀竹田山根戸西延	1尺4寸	164.970				5/19~5/27
5/29	大久保山縫分			187.600	13.400	700	5/20~5/28
6/3	駒沢山本横相詰厚身横相立口より4尋跡にて東天井へ	10尺	245.930				5/22~6/1
6/3	駒沢山本横相御直立口より3尋跡にて御直急修覆		27.460				
6/3	元泉山仕手切地縫分			562.800	40.200	1.700	5/24~6/2
6/5	馬寄山西堅割詰本鉞西延、樋高三右衛門・銀地取明ヶのうち下詰より西座本へ寸法、三右衛門・銀地出願						
6/5	馬寄山三右衛門・銀次取明ヶ所のうち本鉞合口より東座本へ寸法稼、幡十郎・幸四郎出願						
6/5	新横相15番順根戸厚身横相12番鉞天井薄身横相出鉞のうち西へ御直縫穿撃	7尺7寸	227.590				5/24~6/3
6/5	新横相縫分			631.400	45.400	1.300	5/25~6/4
6/7	永久稼所先月23日舗内湛水の直修覆済み、昨6日より御直稼とも仕手稼とも始める旨届書あり						
6/7	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉞厚身切渡水道3番尺八のうちより6番尺八跡まで御直修覆		232.950				5/28~6/4
6/8	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉞西延	10尺8寸	233.630				5/27~6/6
6/8	龍源寺山本鉞厚身切渡中瀬鉞合口より3尋跡、同所合口より5尋向、右3ヶ所御直急修覆		157.550				
6/8	龍源寺山仕手切地縫分			3,297.000	235.500	12.500	5/28~6/7
6/8	正蓮寺山仕手縫分			121.600	7.600	400	5/28~6/7
6/9	馬寄山西堅割詰本鉞西延銀次・三右衛門取明所にて下り詰より西座本へ寸法稼、銀次・三右衛門見縫差し出す						
6/9	馬寄山西堅割詰本鉞西延銀次・三右衛門取明所のうち本鉞合口より東座本へ寸法稼、勝十郎・幸四郎見縫差し出す						
6/9	大久保山薄身横相出鉞合口より2尋東にて東へ寸法稼、円蔵・菊次・文兵衛見縫差し出す						
6/10	新横相根戸厚身横相12番鉞天井厚身横相4番鉞大切西延1番尺八向、留山破損、御直急修覆に取掛る						
6/10	本谷大久保山本横相1番鉞より5尋西堅割詰薄身横相西延のうち厚身切渡	2尺	232.030				5/28~6/8
6/10	石銀竹田山根戸西延	5尺	190.170				5/28~6/8
6/10	石銀竹田山根戸6番鉞のうち東座本へ4尋半御直取明		45.000				
6/10	大久保山縫分			201.600	4.400	700	5/29~6/9
6/11	竹田山根戸御直取明ヶ詰薄身横相7番鉞より西へ寸法稼、有田好左衛門・小割房十郎見縫差し出す						
6/13	駒沢山本横相取明詰厚身横相立ち口より4尋跡にて東天井へ	10尺	264.900				6/2~6/11
6/13	元泉山仕手切地縫分			798.000	50.700	2.100	6/3~6/12
6/15	駒沢山本横相下■渡鉞西延のうち佐々木代蔵・弥吉切地、上ヶ証文						
6/15	元泉山平井米薄身横相9番鉞東延鉞厚身横相出鉞天井西延厚身切渡1番鉞のうち与兵衛・房兵衛切地入口より10尋向にて天井へ寸法稼、佐々木代蔵・弥吉出願						
6/15	新横相15番順根戸厚身横相12番鉞天井薄身横相出鉞のうち西へ御直縫穿撃	8尺6寸	263.670				6/4~6/13
6/15	新横相15番順根戸厚身横相天井厚身横相4番鉞西延1番尺八向大切のうちにて御直急修覆		59.690				
6/15	新横相縫分			695.800	49.700	1.400	6/5~6/14
6/17	蔵本山2番鉞のうち元泉山抜目より3尋にて留山破損、御直急修覆に取りかかる						
6/17	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉞厚身切渡26番尺八向東延大切	9尺	236.850				6/6~6/15
6/17	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉞東延大切5番尺八向厚身横相	5尺8寸	214.510				6/6~6/15
6/17	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡水道6番尺八跡より8番尺八迄、同所大切8番尺八跡、御直急修覆		305.340				6/5~6/14
6/17	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡26番尺八向東延大切入口より向1番尺八まで、尋数26尋の間、瀬掘欠山切替留山請修覆入用		800.000				
6/17	永久稼所縫分			3,962.000	283.000	14.000	5/17~6/16
6/18	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡26番尺八向東延大切1番尺八より2番尺八天井上り口3尋向まで尋数30尋の間、切替山瀬掘欠山修覆入札16枚のうち、銀899匁5分にて吉蔵・久七落札(※2番3番札省略)						
6/18	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉞西延	12尺	248.970				6/7~6/16
6/18	龍源寺山縫分			3,117.800	222.700	12.400	6/8~6/17
6/18	馬寄山縫分			347.200	24.800	1.300	6/8~6/17
6/18	正蓮寺山縫分			134.400			6/8~6/17
6/20	本谷大久保山本横相1番鉞より50尋向西堅割詰薄身横相西延のうち厚身切渡	2尺	234.530				6/9~6/19
6/20	石銀竹田山根戸御直西延	5尺	191.530				6/9~6/19
6/20	大久保山仕手切地縫分			201.600	14.400	800	6/10~6/19
6/20	石銀竹田山仕手切地縫分			67.200	4.600	100	6/10~6/19
6/23	灰吹高5貫83匁3分2厘、判銀5貫423匁6分2厘、銀絞銅28丸、判打ちの結果						
6/23	元泉山平井米薄身横相9番鉞東延厚身横相本鉞天井西延厚身切渡1番鉞西延のうち与兵衛・房兵衛切地、上ヶ証文						
6/23	元泉山平井米薄身横相9番鉞東延厚身横相本鉞天井西延のうち、与兵衛・房兵衛上ヶ切地詰より1尋跡にて東天井へ同人共寸法稼出願						
6/23	駒沢山本横相取明詰厚身横相入口より4尋跡にて東天井へ	11尺	269.000				
6/23	蔵本山2番鉞のうち元泉山抜目より3尋跡にて御直急修覆		57.790				

月日	御直山御入用私	御直山御入用私		縫分			期間
		延(尺)	丁銀(匁)	荒縫(匁)	歩一(匁)	砂手(匁)	
6/23	元泉山仕手切地縫分			644,000	46,000	1,900	6/13~6/22
6/24	大久保山本横相1番鉦より50尋向西壁割詰薄身横相出鉦西天井のうち山根磯吉・文次郎切地、上ヶ証文						
6/24	大久保山本横相山根磯吉・文次郎上ヶ切地より2尋上にて東座本へ寸法稼、山根磯吉・文次郎出願						
6/25	新横相15番順根戸厚身横相天井厚身横相12番鉦天井厚身横相出鉦のうち西へ御直縫穿鑿	8尺5寸	159.310				6/14~6/23
6/25	新横相縫分			700,000	50,000	1,400	6/14~6/25
6/26	龍源寺山本横相20長下厚身切渡出鉦東延西水敷のうち壁蔵・嘉平太切地詰より西座元へ寸法稼、飯嶋利野右衛門、和田惣吉出願						
6/27	本谷大久保山本横相1番鉦より50尋向西壁割詰薄身横相出鉦西天井、種蔵・留蔵出来所のうちにて、原田文右衛門・種蔵・金之助切地、上ヶ証文						
6/27	本谷大久保山安森山のうち、福井弥右衛門・幾三郎切地、上ヶ証文						
6/27	本谷大久保山薄身横相出鉦のうち、広兵衛・与兵衛切地、上ヶ証文						
6/27	本谷大久保山有珠美代子相2番鉦出来所のうち、柳兵衛・林之助切地、上ヶ証文						
6/27	本谷大久保山西天井のうち弥右衛門・柳兵衛出来所入口より8尺上にて東天井へ寸法稼、柳兵衛・周兵衛出願						
6/27	龍源寺山本横相20長下厚身切渡大切本鉦西延	12尺	255.910				6/17~6/27
6/27	龍源寺山縫分			3,539,200	252,800	14,000	6/18~6/27
6/27	馬背山縫分			327,200	24,800	1,300	6/18~6/27
6/27	正蓮寺山縫分			134,400	8,400	600	6/18~6/27
6/28	柑子谷元泉山永久稼所45番山田鉦厚身切渡26番尺八向東延大切	10尺5寸	257.970				6/16~6/26
6/28	柑子谷元泉山永久稼所東延大切5番尺八向厚身横相	6尺	203.290				6/16~6/26
6/28	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡水道2番尺八元より3番尺八まで、同所水道26番尺八跡、御直修覆入用		475.020				
6/28	永久稼所縫分			1,981,000	141,500	6,900	6/17~6/26
6/29	元泉山2番鉦天井のうち蔵本山抜目より3長下にて留山破損、御直急修覆取りかかる柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡大切26番鉦西延のうち、元田宗兵衛・河嶋庄三郎切地、上ヶ証文						
6/29	柑子谷元泉山大切24番尺八跡、恒十郎・助十郎切地、上ヶ証文						
6/29	柑子谷元泉山厚身切渡大切26番鉦東延1番尺八向天井上り口より1長上にて厚身小鉦東座本へ寸法稼、布川富十郎・吉郎兵衛出願						
6/29	柑子谷元泉山永久稼所東延5番尺八向広吉・定次切地立ち口より6尋向にて厚身小鉦西天井へ、水田好太郎・河嶋庄三郎寸法稼出願						
6/29	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡24番尺八跡にて恒十郎・助十郎上ヶ切地詰より東天井へ寸法稼、恒十郎出願						
6/29	柑子谷元泉山永久稼所厚身切渡大切26番鉦東延2番尺八向、布川富十郎・長見虎吉・菊松切地、この節富十郎存寄なきにつき、この先菊松・虎吉へ名前切替						

(江津市桜江町大貫 中村家文書 文政3年「日記」により作成)

注: ■印は判読不能の文字を示す。

【付表5】石見銀山御料の鉦師による鉄等の搬送(1702~1718年)

鉦師		元号	年	月	品目	数量	鉦・御林所在地	備考		
赤塚	次右衛門	正徳2	1712	11	長割	30 駄	粕淵村鍛冶屋	辰11月江津下御請高78駄之内		
				11	長割	15 駄	粕淵村鍛冶屋			
赤塚村	徳左衛門	正徳4	1714	4	釘地長割	83 駄	高畑村鍛冶屋			
				5	釘地長割	30 駄	高畑村鍛冶屋			
				6	釘地長割	67 駄	高畑村鍛冶屋			
				4	鉄長割	60 駄	高畑鍛冶屋			
		正徳5	1715	6	鉄長割	16 駄	高畑鍛冶屋			
				7	長割	30 駄	高畑鍛冶屋			
				8	長割	20 駄	高畑村鉦			
		享保元	1716	9	鉄長割	30 駄	高畑鉦			
				11	鉄長割	50 駄				
				12	鉄長割	29 駄20貫				
				8	鉄長割	61 駄				
9	鉄長割			43 駄						
吾郷村	八左衛門	元禄15	1702	閏8	長割	23 駄10貫				
				9	長割	25 駄				
				10	長割	25 駄				
		元禄16	1703	1	長割	25 駄				
				2	長割	25 駄				
				2	長割	25 駄				
				3	長割	50 駄				
				4	長割	50 駄				
				5	長割	50 駄				
				6	長割	20 駄				
				7	長割	18 駄				
				8	長割	26 駄20貫				
				11	長割	50 駄	河戸出			
				元禄17	1704	2	長割	65 駄		
		3	長割			91 駄20貫				
		4	長割			15 駄10貫				
		5	長割			16 駄				
		6	長割			16 駄				
		宝永元	1704			7	長割	48 駄10貫	川戸鍛冶屋出	
						7	長割	58 駄	上山鍛冶屋出	
						8	長割	30 駄		
						9	長割	20 駄		
						10	長割	45 駄	上山鍛冶屋出	
						11	長割	27 駄		
				12	長割	19 駄10貫	上山鍛冶屋			
				宝永2	1705	3	長割	26 駄	上山鍛冶屋	
						4	長割	52 駄20貫	上山鍛冶屋	
						11	長割	25 駄	上山鍛冶屋分	
						12	長割	49 駄	上山鍛冶屋分	
		宝永3	1706	1	長割	50 駄	上山鍛冶屋分			
				2	長割	80 駄10貫	上山鍛冶屋分			
				2	長割	14 駄	吾郷村鍛冶屋分			
				3	長割	51 駄	吾郷村鍛冶屋分			
				4	長割	37 駄	吾郷村鍛冶屋分			
				5	長割	28 駄	吾郷村鍛冶屋分			
				7	長割	28 駄	吾郷村鍛冶屋分			
				8	長割	23 駄	吾郷村鍛冶屋分			
				9	長割	31 駄	吾郷村鍛冶屋分			
				12	長割	23 駄	吾郷村鍛冶屋分			
				宝永4	1707	2	長割	25 駄	吾郷村鍛冶屋分	
						3	長割	28 駄	吾郷村鍛冶屋分	
		4	長割			28 駄	吾郷村鍛冶屋分			
		6	長割			28 駄	吾郷村鍛冶屋分			
		7	長割			51 駄	吾郷村鍛冶屋分			
		8	長割			39 駄	吾郷村鍛冶屋分			
		9	長割			38 駄	吾郷村鍛冶屋分			
		10	長割			5 駄	吾郷村鍛冶屋分			
		11	長割			50 駄	吾郷村鍛冶屋分			
		12	長割			33 駄	吾郷村鍛冶屋分			
		宝永5	1708			閏1	長割	26 駄	吾郷村鍛冶屋分	
						2	長割	47 駄	吾郷村鍛冶屋分	
				3	長割	26 駄	吾郷村鍛冶屋分			
4	長割			32 駄	吾郷村鍛冶屋分					
5	長割			27 駄	吾郷村鍛冶屋分					
8	長割			33 駄	吾郷村鍛冶屋分					
9	鉄長割			26 駄	吾郷村鍛冶屋分					
10	長割			44 駄	吾郷村鍛冶屋分					
上野村	庄兵衛			正徳5	1715	12	鉄長割	19 1束		
上山村	治左衛門			正徳2	1712	6	鉄長割	16 駄20貫	上山村鉦鍛冶屋	
		7	鉄長割			3 駄10貫	上山村鉦鍛冶屋			
		8	鉄長割			12 駄	上山村鉦鍛冶屋			
		9	鉄長割			8 駄	上山村鉦鍛冶屋			
大森町	利兵衛	宝永5	1708	3	鉄	35 駄10貫	井戸谷			
				4	鉄長割	145 駄	井戸谷			
				5	鉄長割	171 駄	井戸谷			
				6	鉄長割	1 駄	井戸谷			
				7	鉄長割	126 駄	井戸谷			
				7	鉄長割	133 駄	井戸谷			
				8	長割	126 駄10貫	井戸谷			
				9	鉄長割	183 駄	井戸谷			
				10	鉄	79 駄	井戸谷			
				10	長割	85 駄	井戸谷			
				11	鉄	44 駄	井戸谷			
				12	鉄	71 駄	井戸谷			
				12	長割	81 駄	井戸谷			
					47 駄	井戸谷				

鈔師	元号	年	月	品目	数量	鈔・御林所在地	備考		
川本村	十三郎	元禄15	1702	1	鉄長割	113 駄10貫	潮村二郷・曲鈔		
				2	鉄長割	90 駄	潮村二郷・曲鈔		
				3	鉄長割	87 駄	潮村二郷・曲鈔		
				4	鉄長割	101 駄			
				5	鉄長割	78 駄			
				6	鉄長割	107 駄			
				7	鉄長割	63 駄			
				8	鉄長割	60 駄			
				閏8	長割	111 駄10貫			
				閏8	鉄	40 駄			
				9	鉄長割	60 駄			
				9	鉄長割	53 駄			
				10	銃長割	72 駄			
				11	銃長割	175 駄			
				12	銃長割	153 駄			
		元禄16	1703	1	銃長割	81 束			
				2	銃長割	108 駄			
				4	鉄長割	63 駄			
				4	長割	16 駄			
				5	鉄長割	96 駄			
				6	鉄長割	75 駄10貫			
				7	鉄長割	71 駄10貫			
				8	鉄	10 駄			
				8	長割	25 駄			
				9	長割	57 駄			
				10	長割	98 駄	曲り鍛冶屋出		
				11	長割	110 駄	曲り鍛冶屋出		
				11	鉄	6 駄	曲り鍛冶屋出		
				12	長割	91 駄	曲り出		
				12	鉄	8 駄	曲り出		
		元禄17		1	長割	49 駄			
				1	鉄	12 駄			
				1	炭	26 駄			
				2	長割	72 駄			
				2	鉄	11 駄			
				2	吉舎炭	81 俵			
				2	米	20 石			
				3	長割	79 駄			
				3	鉄	6 駄			
				3	吉舎炭	58 俵			
		宝永元	1704	4	長割	78 駄			
				5	長割	90 駄			
				5	銃	30 駄			
				6	銃	18 駄			
				6	長割	76 駄			
				7	銃	51 駄			
				7	長割	84 駄			
				8	銃	7 駄			
				9	銃	30 駄			
				9	長割	79 駄			
				10	鉄長割	107 駄	長藤村曲り鈔・都賀行村大鍛冶屋		
				11	鉄長割	138 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋出		
				12	鉄長割	122 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋		
				宝永2	1705	1	鉄長割	40 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋
						2	鉄長割	112 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋
		3	鉄長割			108 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋		
		4	鉄長割			120 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋		
		10	鉄長割			23.5 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		11	鉄長割			20 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		12	鉄長割			170 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		1	鉄長割			97 駄5貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		2	鉄長割			110 駄25貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		3	鉄長割			148 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		4	鉄			70 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		宝永3	1706			4	長割	97 駄10貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋
				5	鉄	32.5 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				5	長割	60 駄10貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				6	鉄	52 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				6	長割	58 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				7	鉄	77.5 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				7	長割	80 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				8	鉄	55 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				8	長割	79 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				9	鉄	5 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				9	長割	21 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
				10	鉄長割	80 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋鈔		
				11	鉄長割	44 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋		
				12	鉄長割	140 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋		
				宝永4	1707	1	鉄長割	47 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋
		2	鉄長割			113 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋		
		3	鉄長割			91 駄	曲り鈔・大原鍛冶屋		
		4	鉄			86 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		4	長割			89 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		5	鉄			68 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		5	長割			72 駄10貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		6	鉄			67 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		6	長割			92 駄10貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		7	鉄			65.5 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		7	長割			46 駄10貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		8	鉄			109.5 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		8	長割			63 駄20貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		9	鉄			71 駄	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		9	長割			49 駄20貫	大原・蒲代・源太山・曲り鈔鍛冶屋		
		10	鉄	21 駄	曲り鈔				
		10	長割	3 駄25貫	大原鍛冶屋				

鍛師	元号	年	月	品目	数量	鍛・御林所在地	備考			
川本村	宝永5	1708	1	鉄	50 駄	曲り鍛				
			1	長割	21 駄20貫	大原鍛冶屋				
			閏1	鉄	39 駄	曲り鍛				
			閏1	長割	57 駄	大原鍛冶屋				
			2	鉄	140 駄	曲り鍛				
		2	長割	56 駄10貫	大原鍛冶屋					
		宝永6	1709	1	銃	52.5 駄				
				1	長割	30 駄10貫				
				2	銃	151 駄				
				2	長割	67 駄				
	3			銃	93 駄					
	3			長割	73 駄					
	4			長割	54 駄					
	4			鉄	112 駄					
	5			鉄	104.5 駄					
	5			長割	77 駄					
	6			長割	53 駄10貫					
	6			鉄	67 駄					
	7			長割	29 駄20貫					
	7			鉄	95.5 駄					
	8			鉄	88 駄					
	8	長割	47 駄							
	川本村	宝永6	1709	9	■			是者水干二而船下り不申候		
				9	鉄	13 駄				
				10	鉄	25 駄				
10				鉄長割	259 駄					
11				鉄長割	162 駄					
12				鉄長割	187 駄					
川本村				宝永7	1710	1	鉄長割	53 駄		
						2	鉄長割	109 駄		
						3	鉄長割	118 駄		
						9	鉄長割	54 駄	井戸谷鐘	
	9	炭	15 艘			今山				
	10	鉄長割	58 駄			井戸谷鐘				
	10	炭	27 艘			今山				
	11	鉄長割	120 駄			井戸谷鐘				
	11	炭	24 艘			今山				
	12	炭	24 艘			今山				
	4	鉄長割	117 駄			井戸谷鍛冶屋				
	5	鉄長割	182 駄			井戸谷鍛冶屋				
	5	炭	8 艘			潮今山出				
	6	鉄長割	90 駄			井戸谷鍛冶屋				
	6	炭	17 艘			潮今山出				
	7	鉄長割	95 駄			井戸谷鍛冶屋				
	7	炭	17 艘			潮今山出				
	8	炭	22 駄			潮今山出				
	閏8	鉄長割	92 駄			井戸谷鍛冶屋				
	閏8	炭	9 艘			潮今山出				
	9	鉄長割	30 駄	井戸谷鍛冶屋						
	9	炭	10 艘	潮今山出						
	宝永8	1711	1	鉄長割	80 駄	井戸谷鐘				
			1	炭	11 艘	今山				
			2	炭	23 艘	今山				
			2	鉄長割	34 駄	井戸谷鍛				
			3	鉄長割	110 駄	井戸谷鍛冶屋				
			3	炭	34 艘	潮今山出				
			4	鉄長割	40 駄	井戸谷鍛				
			5	鉄長割	25 駄	井戸谷鍛				
6			鉄長割	15 駄	井戸谷鍛					
7			長割	8 艘	井戸谷鍛					
正徳元	1711	8	鉄長割	3 艘	井戸谷鍛					
		9	鉄長割	4 艘	井戸谷鍛					
		10	鉄長割	271 駄20貫	花谷鍛冶屋					
		11	鉄長割	143 駄	花谷鍛冶屋					
正徳2	1712	12	鉄長割	72 駄20貫	花谷鍛冶屋					
		1	鉄長割	34 駄	花谷鍛冶屋					
		2	鉄長割	53 駄10貫	花谷鍛冶屋					
		3	鉄長割	30 駄	花谷鍛冶屋					
		4	鉄長割	65 駄	花谷鍛冶屋					
		5	鉄長割	51 駄	花谷鍛冶屋					
		6	鉄長割	60 駄	花谷鍛冶屋					
		7	鉄長割	76 駄	花谷鍛冶屋					
		8	鉄長割	64 駄	花谷鍛冶屋					
		9	鉄長割	62 駄	花谷鍛冶屋					
		10	鉄長割	37 駄	花谷鍛冶屋					
		11	鉄長割	35 駄	花谷鍛冶屋					
川本村	正徳3	1713	12	鉄長割	19 駄15貫	花谷鍛冶屋				
			1	鉄長割	235 駄5貫					
			2	鉄長割	126 駄					
			3	鉄長割	107 駄					
			4	鉄	46 駄					
			5	鉄	51 駄					
			閏5	鉄	38 駄					
			6	鉄	42 駄					
			7	鉄	37 駄					
			8	鉄	34 駄					
			9	鉄	21 駄					
9	鉄	21 駄								
10	鉄	42 駄								
11	鉄	41 駄								

鉦師	元号	年	月	品目	数量	鉦・御林所在地	備考		
川本村	重郎兵衛	正徳4	1714	1	鉄	32 駄			
				2	鉄	87 駄			
				3	鉄	48 駄20貫			
				4	鉄	77 駄	花谷鉦		
				5	鉄	56 駄20貫	花谷鉦		
				6	鉄	70 駄	花谷鉦		
				7	鉄	53 駄	花谷鉦		
				8	鉄	60 駄	花谷鉦		
				9	鉄	62 駄	花谷鉦		
				10~12	鉄長割	79 駄20貫	花谷鉦		
		正徳5	1715	1	鉄長割	92 駄	花谷鉦		
				2	鉄長割	97 駄			
				3	鉄長割	136 駄			
				5	鉄長割	150 駄	花谷鉦		
				6	鉄長割	127 駄12貫	花谷鉦		
				7	鉄長割	84 駄20貫	花谷鉦		
				8	鉄長割	114 駄	花谷鉦		
				10	鉄長割	111 駄20貫	花谷鉦		
				11	鉄長割	66 駄	花谷		
				12	鉄長割	67 駄	花谷		
				4	鉄長割	203 駄	花谷鉦		
				正徳6		9	鉄長割	86 駄	花谷
		2	鉄長割			68 駄20貫	花谷		
		閏2	鉄長割			57 駄10貫	花谷		
		3	鉄長割			101 駄	花谷		
		4	鉄長割			95 駄20貫	花谷鉦		
		享保元	1716	5	鉄長割	73 駄			
				6	鉄長割	114 駄20貫	花谷		
				7	鉄長割	71 駄2貫	花谷		
				8	鉄長割	79 駄20貫	花谷		
				9	鉄長割	37 駄	花谷		
				10	銃長割	9 駄			
				10	銃長割	12 駄20貫			
				10	銃長割	13 駄10貫			
				10	銃長割	8.5 駄			
				11	鉄長割	17 駄			
				11	鉄長割	20 駄			
				11	鉄長割	16 駄			
				享保2	1717	12	鉄長割	13 27束	
		12	鉄長割			26 駄			
		12	鉄長割			6 駄			
		1	鉄長割			14 駄			
		2	鉄長割			12 駄			
		2	鉄長割			8 駄			
		2	鉄長割			10 駄			
		2	鉄長割			10 駄			
		3	鉄長割			30 駄			
		3	鉄長割			9 駄20貫			
3	鉄長割	6 駄							
3	鉄長割	9 駄							
3	鉄長割	6 駄10貫							
3	鉄長割	10 駄							
4	銃長割	64 駄10貫							
5	銃長割	108 駄10貫							
6	銃長割	98 駄10貫							
7	銃長割	31 駄							
8	銃長割	90 駄10貫							
9	銃長割	81 駄							
川本村	七郎右衛門	享保2	1717	10	銃長割	50 駄	花谷鐘		
				10	炭	40 俵	花谷鐘		
				11	鉄長割	30 駄	花谷鐘		
				11	炭	58 俵	花谷鐘		
				12	鉄長割	36 駄	花谷鐘		
				12	炭	60 俵	花谷鐘		
		享保3	1718	1	鉄長割	19 駄	花谷鐘		
				1	炭	172 俵	花谷鐘		
				2	鉄長割	94 駄	花谷鐘		
				2	炭	332 俵	花谷鐘		
				3	鉄長割	96 駄	花谷鐘		
				3	鉄長割	96 駄	花谷鐘		
久保村	五左衛門	正徳6	1716	4	鉄長割	25 駄			
久保村	平左衛門	享保元	1716	11	鉄長割	25 駄			
塩谷村	権右衛門	宝永6	1709	10	鉄	50 駄	塩谷鉦屋		
				4	鉄長割	38 駄	塩谷鉦鍛冶屋		
				5	鉄長割	14 駄	塩谷鉦鍛冶屋		
		宝永7	1710	6	鉄長割	40 駄	塩谷鉦鍛冶屋		
				8	鉄長割	148 駄10貫	井戸谷鉦鍛冶屋		
				閏8	鉄長割	20 駄	塩谷鉦鍛冶屋		
				9	鉄長割	16 駄	塩谷鉦鍛冶屋		
				1	銃	20 駄	塩谷鉦		
				2	鉄	20 駄	塩谷鉦		
		宝永8		3	鉄長割	20 駄	塩谷鉦鍛冶屋		
				4	炭	14 艘	塩谷鉦		
				5	炭	8 艘	塩谷鉦		
		正徳元	1711	6	炭	6 艘	塩谷鉦		
				7	炭	7 艘	塩谷鉦		
				8	炭	4 艘	塩谷鉦		
				9	炭	2 艘	塩谷鉦		
				高畑村	治右衛門	正徳3	1713	4	釘地鉄
		5	釘地鉄					30 駄	
		5	釘地鉄					62 駄10貫	
閏5	釘地鉄	14 駄20貫							
7	釘地鉄	60 駄							
8	釘地鉄	62 駄10貫							

鉦師	元号	年	月	品目	数量	鉦・御林所在地	備考		
田窪村	嘉左衛門	享保2	1717	4	銃長割	130 駄			
				5	銃長割	30 駄			
				6	銃長割	55 駄			
				7	銃長割	50 駄			
				8	銃長割	18 駄10貫			
				9	銃長割	4 駄			
		11	鉄長割	30 駄	四日市鉦				
		12	鉄長割	30 駄	四日市鉦				
		享保3	1718	3	鉄長割	50 駄	四日市鉦		
		田窪村	喜左衛門	正徳3	1713	9	鉄	40 駄	
						10	鉄	145 駄	
						12	鉄	100 駄	
正徳4	1714			2	鉄	125 駄			
				3	鉄	150 駄			
				4	鉄	60 駄	久保鉦		
				5	鉄	137 駄10貫	久保鉦		
				6	鉄	52 駄	久保鉦		
				7	鉄	66 駄	久保鉦	内5駄坂本通・8駄川本通	
				8	鉄	93 駄	久保鉦		
				9	鉄	75 駄	久保鉦		
				10	鉄	80 駄20貫	久保鉦		
				11	鉄	70.5 駄	久保鉦		
				正徳5	1715	1	鉄長割	55 駄	久保鉦
2	鉄長割					50 駄			
3	鉄					9 駄			
11	鉄長割					25 駄	久保鉦		
11	鉄長割					21 駄20貫	久保鉦		
12	鉄長割					15 駄	久保鉦		
4	鉄長割					126 駄20貫	久保鉦		
6	鉄長割					50 駄	久保鉦		
7	鉄長割					66 駄10貫	久保鉦		
8	鉄長割					3 駄10貫	久保鉦		
9	鉄長割					30 駄	四日市鉦		
正徳6	1716			2	鉄長割	24 駄15貫	久保鉦		
				間2	鉄長割	50 駄	久保鉦		
				間2	鉄長割	12 駄20貫	田窪鑪		
				3	鉄長割	13 駄	久保鉦		
				4	鉄長割	25 駄			
				6	鉄長割	50 駄10貫			
				7	鉄長割	48 駄	久保鉦		
享保元	1716			10	銃長割	25 駄			
				8	鉄長割	26 駄	久保鉦		
				8	鉄長割	82 駄	久保鉦		
				9	鉄長割	25 駄	四日市鉦		
				3	鉄長割	25 駄			
享保2	1717			3	鉄長割	10.5 駄			
田窪村	貞右衛門			正徳3	1713	9	焼炭	30 駄	
						4	炭	1 艘	
				正徳4	1714	5	炭	2 艘	
						6	炭	3 艘	
						7	炭	3 艘	
		8	炭			2 艘			
		9	炭			1 艘			
		正徳5	1715	1	炭	2 艘			
				2	炭	3 艘			
				3	炭	3 艘			
		都賀行村	十兵衛	元禄16	1703	5	長割	26 駄	
						6	長割	20 駄	
7	長割					20 駄			
8	鉄長割					112 駄			
9	長割					20 駄			
10	長割					17 駄10貫			
宝永元	1704			3	長割	107 駄10貫			
				3	吉舎炭	20 俵			
				5	長割	100 駄			
				8	長割	26 駄20貫			
長原村※	与右衛門	正徳3	1713	5	鉄	30 駄			
				6	鉄	15 駄	※川本村長原地区カ?		
				7	鉄	30 駄			
				8	鉄	25 駄			
八色石村	安左衛門	元禄15	1702	2	鉄	46 駄			
				3	鉄	25 駄			
		4	鉄	40 駄					
濱原村	利右衛門	宝永4	1707	2	長割	45 駄	乙原鍛冶屋		
				3	長割	57 駄	乙原鍛冶屋		
保関※	源右衛門	元禄15	1702	7	鉄長割	50 駄			
				8	長割	26 駄	酒谷村保関地区		
湯谷村	安左衛門	元禄16	1703	2	鉄長割	98 駄	九日市・酒谷村鉦・鍛冶屋各1軒		
		宝永元	1704	8	長割	6 駄20貫			
?	庄兵衛・与右衛門	正徳5	1715	8	長割	13 駄10貫			
				4	鉄長割	20 駄	上野村鉦		
				5	鉄長割	40 駄	上野村鉦		
		7	鉄長割	44 駄	上野村鉦				
		8	鉄長割	20 駄	上野村鉦	鉦師在所は上野村カ?			
?	藤九郎	正徳3	1713	4	鉄長割	20 駄	上野村鉦		
				5	鉄長割	20 駄	上野村鉦		
9	鉄	50 駄							

(江津市桜江町大貫 中村家文書 元禄15年「御請鉄員数帳」により作成)

注1: 品目および鉦等所在地の表記は史料の通りとした。
注: ■は判読不能の文字を示す。